

平成30年度支部長研究会

参加者名簿

高裁管内	執務庁	氏名	備考
東京	さいたま地家裁秩父支	岡田 龍太郎	
	千葉地家裁館山支	行方 美和	
	宇都宮地家裁大田原支	渡辺 力	
	静岡地家裁下田支	館野 俊彦	
	静岡地家裁富士支	中尾 隆宏	
	静岡地家裁掛川支	馬場 潤	
	長野地家裁飯田支	池田 幸司	
	新潟地家裁三条支	谷池 政洋	
大阪	新潟地家裁佐渡支	安部 利幸	
	京都地裁園部支	玉野 勝則	
	京都地裁舞鶴支	近江 弘行	
	神戸地裁龍野支	和田 健	
	神戸地裁洲本支	平工 信鷹	
	大津地裁長浜支	日浅 さやか	
	和歌山地裁御坊支	森下 宏輝	
	名古屋	名古屋地裁豊橋支	池田 信彦
広島	津地裁松阪支	宮本 浩治	
	福井地裁武生支	古庄 順子	
	富山地家裁魚津支	小林 礼子	
	山口地裁萩支	藤永 祐介	
福岡	鳥取地家裁倉吉支	森 幸督	
	松江地裁出雲支	阿保 賢祐	
	松江地裁浜田支	浅川 啓子	
	福岡地裁行橋支	長尾 洋子	
	福岡地裁八女支	向 健志	
	長崎地裁五島支	賀嶋 敦一	
	長崎地裁巖原支	久田 淳啓	
	熊本地裁玉名支	柴田 啓介	
	熊本地裁人吉支	玉田 雅義	
	熊本地裁天草支	小林 健留	
	鹿児島地裁川内支	高見 進太郎	
	鹿児島地裁鹿屋支	堀 一策	
宮崎地裁日南支	佐久間 隆		
那覇地裁名護支	塩田 良介		
那覇地裁平良支	松原 経正		

高裁管内	執 務 庁	氏 名	備 考	
仙台	仙台地裁登米支	竹 中 輝 順		
	福島地裁白河支	和田山 弘 剛		
	福島地裁会津若松支	清 野 英 之		
	福島地裁相馬支	千 葉 健 一		
	山形地裁新庄支	小 川 敦		
	盛岡地裁二戸支	吉 田 晃 一		
	盛岡地裁遠野支	戸 取 謙 治		
	盛岡地裁宮古支	渡 邊 達之輔		
	盛岡地裁水沢支	松 井 俊 洋		
	秋田地裁本荘支	板 東 純		
	青森地裁十和田支	北 川 瞬		
	札幌	函館地裁江差支	本 多 健 一	
		旭川地裁名寄支	大 倉 靖 広	
釧路地裁網走支		林 崎 由莉子		
釧路地裁北見支		安 木 進		
釧路地裁根室支		山 田 一 哉		
高松	高松家裁観音寺支	佐々木 耕 子		
	高知地裁須崎支	井 上 敦 子		
	高知地裁中村支	田野倉 真 也		
	松山地裁今治支	三重野 真 人		

合計 55 人

平成30年4月24日

平成30年度支部長研究会参加者 各位

司法研修所第一部教官室

研究会の事前準備等について

事前に準備すべき事項等は、別紙のとおりです。

については、指示に従って事前の準備をし、話題事項を、5月8日（火）までに、当研修所事務局企画第一課企画係高山雄太（XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX）まで、メールで送信する方法により提出してください。

(別紙)

事前に準備すべき事項等

第1 裁判所職員総合研修所との合同実施部分

講演と演習「マネジメントの基礎理論」(5月22日(火)9:50~11:50)

参考図書として、講師

著

があります。

なお、講師の肩書が日程表(案)と異なります。

第2 司法研修所単独実施部分

共同研究「平素の支部運営について」(5月23日(水)12:30~16:00)

支部の状況把握、指導育成などをテーマに、次の1及び2の各項目を中心に意見交換をするとともに、3の項目についても触れる予定です。研究員は、「1 支部の状況把握」及び「2 指導育成」の各項目を参考にして、自らの支部における課題や方策について検討した上で、共同研究に臨むようにしてください。

また、「3 その他」の各項目も参考にして、他にも共同研究で取り上げてほしい事項があれば、別紙様式に従い提出してください(任意提出)。

1 支部の状況把握

○基本情報の把握

- ・事件処理の状況
- ・庁舎管理に関する状況
- ・災害対応の方策

○(他の裁判官や)職員の状況

- ・支部内での情報収集
- ・本庁の幹部(局次長、首次席等)とのパイプ

○状況把握のための仕組み

- ・庶務課長等との連携

○規模別、常駐・非常駐別の課題

2 指導育成

- (他の裁判官や)職員の世代・特徴に応じた指導育成

- ・ 職員の指導についての庶務課長との役割分担
- ・ 育成を意識した支部における配置と事務分担
- 事務改善, 過誤防止
 - ・ 支部長のリーダーシップと庶務課長との連携
 - ・ 平素の情報流通を確保するための工夫
- 職種間連携 (書記官事務の整理, 家裁調査官の中核的な役割・機能)
 - ・ 支部の特徴と日常的な議論の場の確保
- 規模別, 常駐・非常駐別の課題

3 その他

- 本庁との連携の在り方
- 併置簡裁の簡裁判事との関係
- 調停委員との関係
- 外部機関との関係
- 緊急時の対応

平成30年5月2日

平成30年度支部長研究会参加者 各位

司法研修所第一部教官室

研究会の事前準備等について（追加）

すでにお伝えした事前準備事項等に加え、別紙のとおり、事前準備事項を追加します。


(別紙)

事前に準備すべき事項

講演「人権擁護について」(5月23日(水)10:00~11:30)

平成29年度支部長研究会における萩本修人権擁護局長(当時)の講演(以下「平成29年度講演」という。)は、人権課題の全体像と同局の活動全般に触れられています。名執雅子人権擁護局長による今回の講演は、平成29年度講演の内容を踏まえ、個別の人権課題のうちのいくつかを取り上げて、より深める機会となるよう配慮していただく予定ですので、あらかじめ平成29年度講演の講演録を閲読し、今回の講演に臨んでください。平成29年度講演の講演録及び講演時の配布資料は、司法研修所情報データベース(ケンサン)に掲載してありますので、J・NETポータルにログインの上、下記のいずれかの方法によりアクセスし、閲読してください。

記

- 1 司法研修所情報データベース(ケンサン)トップページ→各種手続メニューの「講演録・結果概要」→その他の「その他」→平成29年度の「支部長研究会」を開く。
- 2 「」をコピーし、インターネットエクスプローラーのURL入力欄に貼り付ける。

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容								
21	月		10:20	10:30	11:30	12:30	13:50	14:00	15:50	16:00	17:00
			所長挨拶	講演 「支部長の司法行政」 最高裁事務総長 今 崎 幸 彦	説明と意見交換 「支部の危機管理」 情報政策課情報セキュリティ室長兼参事官 吉 田 智 宏 総務局参事官 福 家 康 史	説明と意見交換 「組織課題と支部運営」 総務局第一課長 平 城 文 啓 人事局総務課長 和 波 宏 典	説明と意見交換 「支部の経理」 経理局総務課長 一 場 康 宏				
裁判所職員総合研修所と合同実施 (司法研修所別館で実施)											
22	火	5	9:50	11:50	12:00	12:30	13:30	17:30			
			講演と演習 「マネジメントの基礎理論」 [Redacted]	共同研究 冒頭説明 「裁判所の組織」 司研教官	共同研究 「支部運営における本庁との連携について」 (班別討議 → 全体討議)						※
23	水		10:00	11:30	12:30	16:00	16:10	16:50			
			講演 「人権擁護について」 法務省人権擁護局長 名 執 雅 子	共同研究 「平素の支部運営について」 東京地裁部総括判事 守 下 実 高松地裁九尾支部長判事 三 上 乃理子 金沢地裁七尾支部判事補 熊 谷 浩 明 司研教官(司会) 杜 下 弘 記	研修のまとめ 司研教官						

※合同懇談会を予定

日程表兼研究会場一覧

月	日	曜	実 施 内 容								
21	月		10:20	10:30	11:30	12:30	13:50	14:00	15:50	16:00	17:00
			所長挨拶	講演 「支部長の司法行政」 最高裁事務総長 今 崎 幸 彦	説明と意見交換 「支部の危機管理」 情報政策課情報セキュリティ室長兼参事官 吉 田 智 宏 総務局参事官 福 家 康 史	説明と意見交換 「組織課題と支部運営」 (仮題) 総務局第一課長 平 城 文 啓 人事局総務課長 和 波 宏 典	説明と意見交換 「支部の経理」 経理局総務課長 一 場 康 宏	3階 第1研究室			
裁判所職員総合研修所と合同実施 (司法研修所別館で実施)											
22	火	5	9:50	11:50	12:00	12:30	13:30				17:30
			講演と演習 「マネジメントの基礎理論」 [Redacted]	共同研究 冒頭説明 「裁判所の組織」 司研教官	共同研究 「支部運営における本庁との連携について」 (班別討議 → 全体討議)	13:30~16:15 1班 4階 第8演習室 2班 3階 第1演習室 3班 3階 第2演習室 4班 3階 第3演習室 5班 3階 第4演習室		16:35~17:30 3階 大研究室		※	
3階 大研究室											
23	水		10:00	11:30	12:30				16:00	16:10	16:50
			講演 「人権擁護について」 法務省人権擁護局長 名 執 雅 子	共同研究 「平素の支部運営について」 東京地裁部総括判事 守 下 実 高松地裁丸亀支部長判事 三 上 乃 理 子 金沢地裁七尾支部判事補 熊 谷 浩 明 司研教官(司会) 杜 下 弘 記	研修のまとめ 司研教官	3階 第2研究室		4階 第10演習室			

※合同懇談会を予定

平成30年度支部長研究会
平成30年度管理者研究会 (組織運営)

(班別名簿)

講演と演習「マネジメントの基礎理論」
共同研究 冒頭説明「裁判所の組織」
共同研究「支部運営における本庁との連携について」
[5月22日(火) 9:50~17:30]

【1班】第8演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
名古屋地裁支 豊橋	裁判官	池田信彦
福島地裁支 会津若松	裁判官	清野英之
釧路地裁支 北見	裁判官	安木進
東京地裁	民事次席書記官	井手本明
水戸家裁	次席書記官	小林圭一
富山家裁	次家裁調査席官	仲稔治
広島家裁	事務局次長	富永正雄
那覇地裁	事務局次長	石川和子

【2班】第8演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
新潟地家裁支 佐渡	裁判官	安部利幸
神戸地裁支 本	裁判官	平工信鷹
長崎地裁支 島	裁判官	賀嶋敦
熊本地裁支 天草	裁判官	小林健留
東京家裁	少年少次席書記官	高橋潔
水戸地裁	事務局次長	内野洋
和歌山家裁	次家裁調査席官	森田容子
名古屋地裁	民事次席書記官	竹内淳司

【3班】第8演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
長野地家裁支 飯田	裁判官	池田幸司
長崎地裁支 原	裁判官	久田淳一
那覇地裁支 平良	裁判官	松原経正
福島地裁支 相馬	裁判官	千葉健一
さいたま地裁	刑事次席書記官	川瀬弘之
神戸家裁	事務局次長	三好敏夫
名古屋地裁	事務局次長	河合進
札幌家裁	次家裁調査席官	織田三郎

【4班】第8演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
京都地裁支 舞鶴	裁判官	近江弘行
那覇地裁支 名護	裁判官	塩田良介
福島地裁支 白河	裁判官	和田山弘剛
高知地裁支 中村	裁判官	田野倉真也
新潟地裁	事務局次長	鹿野直人
名古屋家裁	少年少次席書記官	古田学
山口家裁	次家裁調査席官	津山明博
高松地裁	刑事次席書記官	川村哲

【5班】第1演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
宇都宮地家裁支 大田原	裁判官	渡辺力
静岡地家裁支 富士	裁判官	中尾隆宏
鹿児島地裁支 鹿屋	裁判官	堀一策
千葉地裁	刑事次席書記官	栗原治郎
大阪地裁	事務局次長	藤原治
岐阜家裁	次家裁調査席官	勝田和枝
福岡家裁	次家裁調査席官	親川光紀
秋田地裁	事務局次長	大友博

【6班】第1演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
静岡地家裁支 掛川	裁判官	馬場潤
京都地裁支 園部	裁判官	玉野勝則
山口地裁支 萩	裁判官	藤永祐介
福岡地裁支 行橋	裁判官	長尾洋子
東京家裁	事務局次長	岸英範
大阪家裁	次家裁調査席官	五百木寛
那覇地裁	刑事次席書記官	有馬一博
仙台地裁	民事次席書記官	岸浪宏治

【7班】第1演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
静岡地家裁支	裁判官	館野俊彦
大津地家裁支	裁判官	日浅さやか
松江地家裁支	裁判官	阿保賢祐
熊本地家裁支	裁判官	玉田雅義
さいたま地裁	事務局次長	森本益
宇都宮地裁	刑事次席書記官	東郷友整
名古屋家裁	事務局次長	角屋晃
大分家裁	次家裁調査席官	高山勉

【8班】第2演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
新潟地家裁支	裁判官	谷池政洋
福井地家裁支	裁判官	古庄順
松江地家裁支	裁判官	浅川啓
熊本地家裁支	裁判官	柴田啓介
和歌山家裁	事務局次長	佐藤一徹
福岡地裁	民事次席書記官	森久和
高松家裁	次家裁調査席官	浅原健
高知地裁	刑事次席書記官	水関正裕

【9班】第2演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
神戸地家裁支	裁判官	和田健
津松地家裁支	裁判官	宮本浩治
鹿児島地家裁支	裁判官	高見進太郎
新潟家裁	次家裁調査席官	佐藤利明
神戸地裁	民事次席書記官	田宮秀樹
広島地裁	事務局次長	野澤秀和
青森地裁	刑事次席書記官	土橋正一
旭川家裁	事務局次長	河端英也

【10班】第2演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
宮崎地家裁支	裁判官	佐久間隆
盛岡地家裁支	裁判官	戸取謙治
松山地家裁支	裁判官	三重野真人
甲府家裁	次家裁調査席官	佐々木昭広
大阪家裁	次家裁調査席官	藤田可奈
福井地裁	事務局次長	野津聡
広島地裁	刑事次席書記官	兒玉修之

【11班】第3演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
富山地家裁支	裁判官	小林礼子
鳥取地家裁支	裁判官	森幸督
仙台地家裁支	裁判官	竹中輝順
盛岡地家裁支	裁判官	松井俊洋
東京家裁	総括主任家裁調査官	加藤重樹
大阪家裁	次家裁調査席官	吉田義一
長崎地裁	事務局次長	田嶋直哉
旭川地裁	刑事次席書記官	檜森悠紀

【12班】第3演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
さいたま地家裁支	裁判官	岡田龍太郎
青森地家裁支	裁判官	北川瞬
旭川地家裁支	裁判官	大倉靖広
千葉家裁	事務局次長	戎史木
水戸地裁	刑事次席書記官	高田浩志
京都地裁	事務局次長	上田信聡
金沢地裁	民事次席書記官	畦地由紀
福岡家裁	次家裁調査席官	佐藤努

【13班】第3演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
千葉地家裁 館山支	裁 判 官	行 方 美 和
秋田地裁 本荘支	裁 判 官	板 東 純
函館地裁 江差支	裁 判 官	本 多 健 一
東京地裁	刑 次 席 書 記 官	菊 地 明 弘
鳥取家裁	次 家 裁 調 査 官	藤 田 潔
大分地裁	事 務 局 次 長	古 賀 康 平
盛岡家裁	事 務 局 次 長	後 藤 巖

【14班】第4演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
和歌山地裁 御山坊支	裁 判 官	森 下 宏 輝
盛岡地裁 官古支	裁 判 官	渡 邊 達 之 輔
高知地裁 須崎支	裁 判 官	井 上 敦 子
横浜家裁	家 次 席 書 記 官	新 井 弘 明
千葉家裁	次 家 裁 調 査 官	仁 瓶 正 人
鹿児島地裁	刑 次 席 書 記 官	石 川 哲 男
札幌地裁	事 務 局 次 長	北 川 法 文
高松家裁	事 務 局 次 長	平 野 誠 宏

【15班】第4演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
盛岡地裁 二戸支	裁 判 官	吉 田 晃 一
釧路地裁 根室支	裁 判 官	山 田 一 哉
高松家裁 観音寺支	裁 判 官	佐々木 耕
静岡家裁	次 家 裁 調 査 官	星 野 明 彦
神戸地裁	刑 次 席 書 記 官	西 村 徹 也
山形家裁	事 務 局 次 長	増 子 政 恵
札幌地裁	民 次 席 書 記 官	高 橋 直 希
徳島地裁	事 務 局 次 長	山 西 明 弘

【16班】第4演習室

所 属 庁 等	官 職	氏 名
福岡地裁 八女支	裁 判 官	向 健 志
山形地裁 新庄支	裁 判 官	小 川 敦
釧路地裁 網走支	裁 判 官	林 崎 由 莉 子
千葉地裁	民 次 席 書 記 官	登 坂 な ほ 子
和歌山地裁	刑 次 席 書 記 官	野 中 由 規
熊本家裁	事 務 局 次 長	井 上 幹 男
仙台家裁	次 家 裁 調 査 官	中 里 茂

平成30年度支部長研究会

(班別名簿)

共同研究「平素の支部運営について」，研修のまとめ
 [5月23日(水) 12:30~16:50]

【A班】

執務	庁	官	職	氏名
宇都宮地家裁支	大田原	裁判官		渡辺 力
静岡地家裁支	富士	裁判官		中尾 隆宏
名古屋地家裁支	豊橋	裁判官		池田 信彦
鹿児島地家裁支	鹿屋	裁判官		堀 一策
福会津地家裁支	会津若松	裁判官		清野 英之
釧路地家裁支	釧路	裁判官		安木 進

【B班】

執務	庁	官	職	氏名
静岡地家裁支	掛川	裁判官		馬場 潤
新潟地家裁支	三条	裁判官		谷池 政洋
京都地家裁支	園部	裁判官		玉野 勝則
福武井地家裁支	武井	裁判官		古庄 順
松江地家裁支	浜田	裁判官		浅川 啓
山口地家裁支	山萩	裁判官		藤永 祐介
福行岡地家裁支	行橋	裁判官		長尾 洋子
熊本地家裁支	熊本	裁判官		柴田 啓介

【C班】

執務	庁	官	職	氏名
静岡地家裁支	下田	裁判官		館野 俊彦
京都地家裁支	舞鶴	裁判官		近江 弘行
大津地家裁支	長浜	裁判官		日浅 さやか
松江地家裁支	出雲	裁判官		阿保 賢祐
熊本地家裁支	人吉	裁判官		玉田 雅義
那覇地家裁支	那覇	裁判官		塩田 良介
福白河地家裁支	白河	裁判官		和田山 弘剛
高知地家裁支	中村	裁判官		田野倉 真也

【D班】

執務	庁	官	職	氏名
長野地家裁支	飯田	裁判官		池田 幸司
神戸地家裁支	龍野	裁判官		和田 健
津松地家裁支	松阪	裁判官		宮本 浩治
長崎地家裁支	崎原	裁判官		久田 淳一
鹿児島地家裁支	川内	裁判官		高見 進太郎
那覇地家裁支	平良	裁判官		松原 経正
福相馬地家裁支	相馬	裁判官		千葉 健一

【E班】

執務	庁	官	職	氏名
新潟地家裁支	佐渡	裁判官		安部 利幸
神戸地家裁支	本川	裁判官		平工 信鷹
長崎地家裁支	五島	裁判官		賀嶋 敦
熊本地家裁支	本庄	裁判官		小林 健留
宮崎地家裁支	日南	裁判官		佐久間 隆
盛岡地家裁支	遠野	裁判官		戸取 謙治
松山地家裁支	今治	裁判官		三重野 真人

【F班】

執務	庁	官	職	氏名
富山地家裁支	山津	裁判官		小林 礼子
鳥取地家裁支	倉吉	裁判官		森 幸督
福岡地家裁支	八女	裁判官		向 健志
仙台地家裁支	台米	裁判官		竹中 輝順
山形地家裁支	新庄	裁判官		小川 敦
盛岡地家裁支	水沢	裁判官		松井 俊洋
釧路地家裁支	網走	裁判官		林崎 由莉子

【G班】

執務	庁	官	職	氏名
さいたま地家裁支	父山	裁判官		岡田 龍太郎
和歌山地家裁支	御坊	裁判官		森下 宏輝
盛岡地家裁支	岡古	裁判官		渡邊 達之輔
青森地家裁支	十和田	裁判官		北川 瞬
旭川地家裁支	川崎	裁判官		大倉 靖広
高須地家裁支	高須	裁判官		井上 敦子

【H班】

執務	庁	官	職	氏名
千葉地家裁支	館山	裁判官		行方 美和
盛岡地家裁支	二戸	裁判官		吉田 晃一
秋田地家裁支	本庄	裁判官		板東 純
函館地家裁支	館差	裁判官		本多 健一
釧路地家裁支	根室	裁判官		山田 一哉
高松地家裁支	観音寺	裁判官		佐々木 耕

平成30年度支部長研究会 (第1研究室)

5月21日(月) 10:20~17:00

A班

5	宇都宮地家裁 大田原支	静岡地家裁 富士支	名古屋地裁 豊橋支
	渡辺	中尾	池田(信)
4	鹿児島地裁 鹿屋支	福島地裁 会津若松支	釧路地裁 北見支
	堀	清野	安木

B班

静岡地家裁 掛川支	新潟地家裁 三条支	京都地裁 園部支	富井地裁 武生支
馬場	谷池	玉野	古庄
松江地裁 浜田支	山口地裁 萩支	福岡地裁 行橋支	熊本地裁 玉名支
浅川	藤永	長尾	柴田

C班

静岡地家裁 下田支	京都地裁 舞鶴支	大津地裁 長浜支	松江地裁 出雲支
舘野	近江	日浅	阿保
熊本地裁 人吉支	那覇地裁 名護支	福島地裁 白河支	高知地裁 中村支
玉田	塩田	和田山	田野倉

長野地家裁 飯田支	神戸地裁 龍野支	津地裁 松阪支	長崎地裁 厳原支
池田(幸)	和田	宮本	久田
鹿児島地裁 川内支	那覇地裁 平良支	福島地裁 相馬支	D班
高見	松原	千葉	

新潟地家裁 佐渡支	神戸地裁 洲本支	熊本地裁 天草支
安部	平工	小林(健)

盛岡地裁 迫野支	富山地家裁 魚津支	鳥取地家裁 倉吉支	福岡地裁 八女支
戸取	小林(礼)	森	向

さいたま地家裁 秩父支	和歌山地裁 御坊支	盛岡地裁 宮古支
岡田	森下	渡邊

千葉地家裁 館山支	盛岡地裁 二戸支	秋田地裁 木荘支
行方	吉田	板東

E班	長崎地裁 五島支	宮崎地裁 日南支
	賀嶋	佐久間

松山地裁 今治支	仙台地裁 登米支	山形地裁 新庄支	盛岡地裁 水沢支
三重野	竹中	小川	松井

釧路地裁 網走支	青森地裁 十和田支	旭川地裁 名寄支	高知地裁 須崎支
林崎	北川	大倉	井上

函館地裁 江差支	釧路地裁 根室支	高松家裁 観音寺支
本多	山田	佐々木

1		

F班		

G班		

H班		

出入口

出入口

平成30年度支部長研究会 (第2研究室)

5月23日(水) 10:00~11:30

A班

5	宇都宮地家裁 大田原支	静岡地家裁 富士支	名古屋地裁 豊橋支
	渡辺	中尾	池田(信)
4	鹿児島地裁 鹿屋支	福島地裁 会津若松支	釧路地裁 北見支
	堀	清野	安木

B班

静岡地家裁 掛川支	新潟地家裁 三条支	京都地裁 園部支	福井地裁 武生支
馬場	谷池	玉野	古庄
松江地裁 浜田支	山口地裁 萩支	福岡地裁 行橋支	熊本地裁 玉名支
浅川	藤永	長尾	柴田

C班

静岡地家裁 下田支	京都地裁 舞鶴支	大津地裁 長浜支	松江地裁 出雲支
館野	近江	日浅	阿保
熊本地裁 人吉支	那覇地裁 名護支	福島地裁 白河支	高知地裁 中村支
玉田	塩田	和田山	田野倉

長野地家裁 飯田支	神戸地裁 龍野支	津地裁 松阪支	長崎地裁 厳原支
池田(幸)	和田	宮本	久田
鹿児島地裁 川内支	那覇地裁 平良支	福島地裁 相馬支	D班
高見	松原	千葉	

新潟地家裁 佐渡支	神戸地裁 洲本支	熊本地裁 天草支
安部	平工	小林(健)

盛岡地裁 遠野支	富山地家裁 魚津支	鳥取地家裁 倉吉支	福岡地裁 八女支
戸取	小林(礼)	森	向

さいたま地家裁 秩父支	和歌山地裁 御坊支	盛岡地裁 宮古支
岡田	森下	渡邊

千葉地家裁 館山支	盛岡地裁 二戸支	秋田地裁 本荘支
行方	吉田	板東

E班	長崎地裁 五島支	宮崎地裁 日南支
	賀嶋	佐久間

松山地裁 今治支	仙谷地裁 登米支	山形地裁 新庄支	盛岡地裁 水沢支
三重野	竹中	小川	松井

釧路地裁 網走支	青森地裁 十和田支	旭川地裁 名寄支	高知地裁 須崎支
林崎	北川	大倉	井上

函館地裁 江差支	釧路地裁 根室支	高松地裁 観音寺支
本多	山田	佐々木

1		

F班

G班

1

出入口

出入口

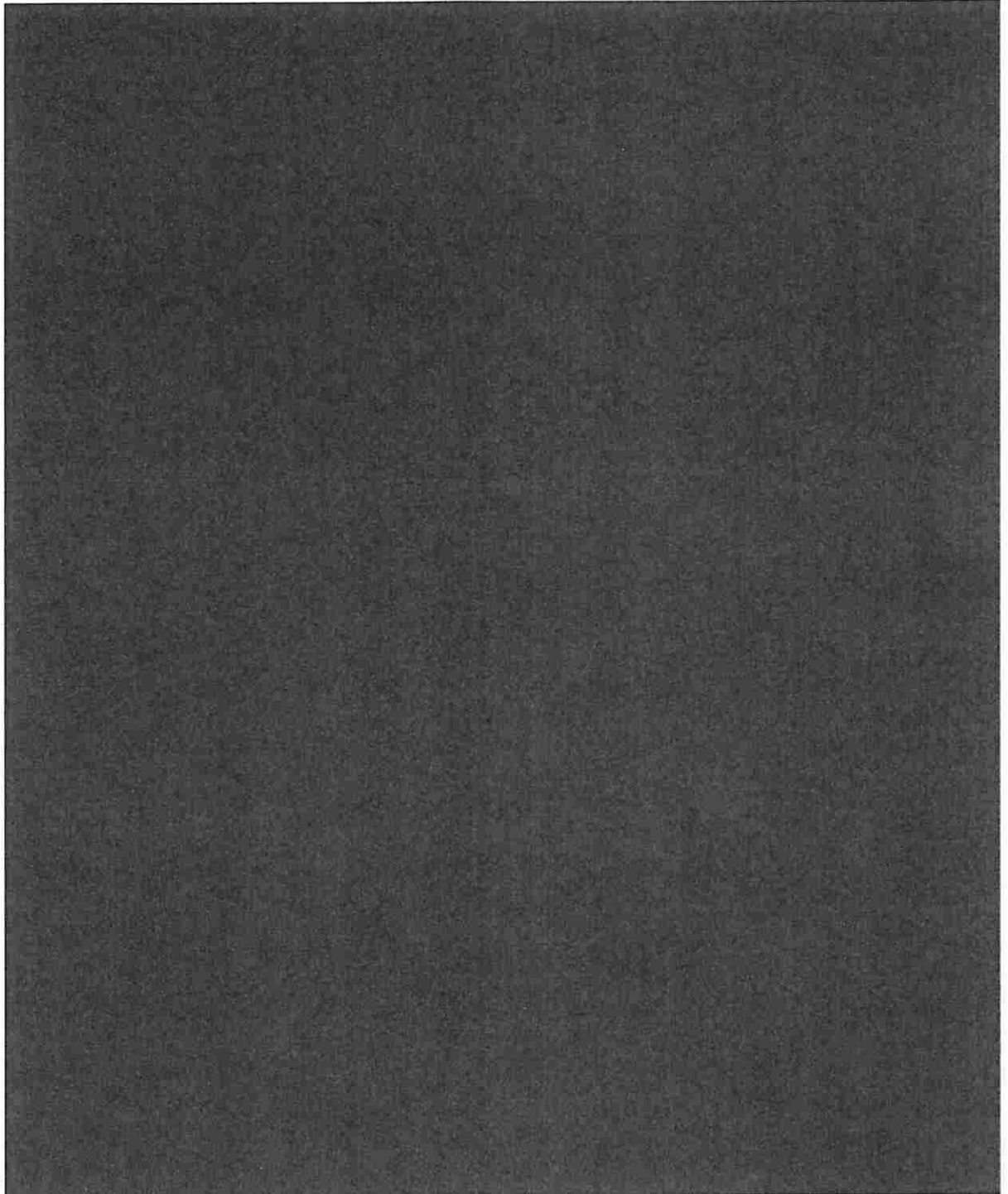
(平30・5・21今崎)

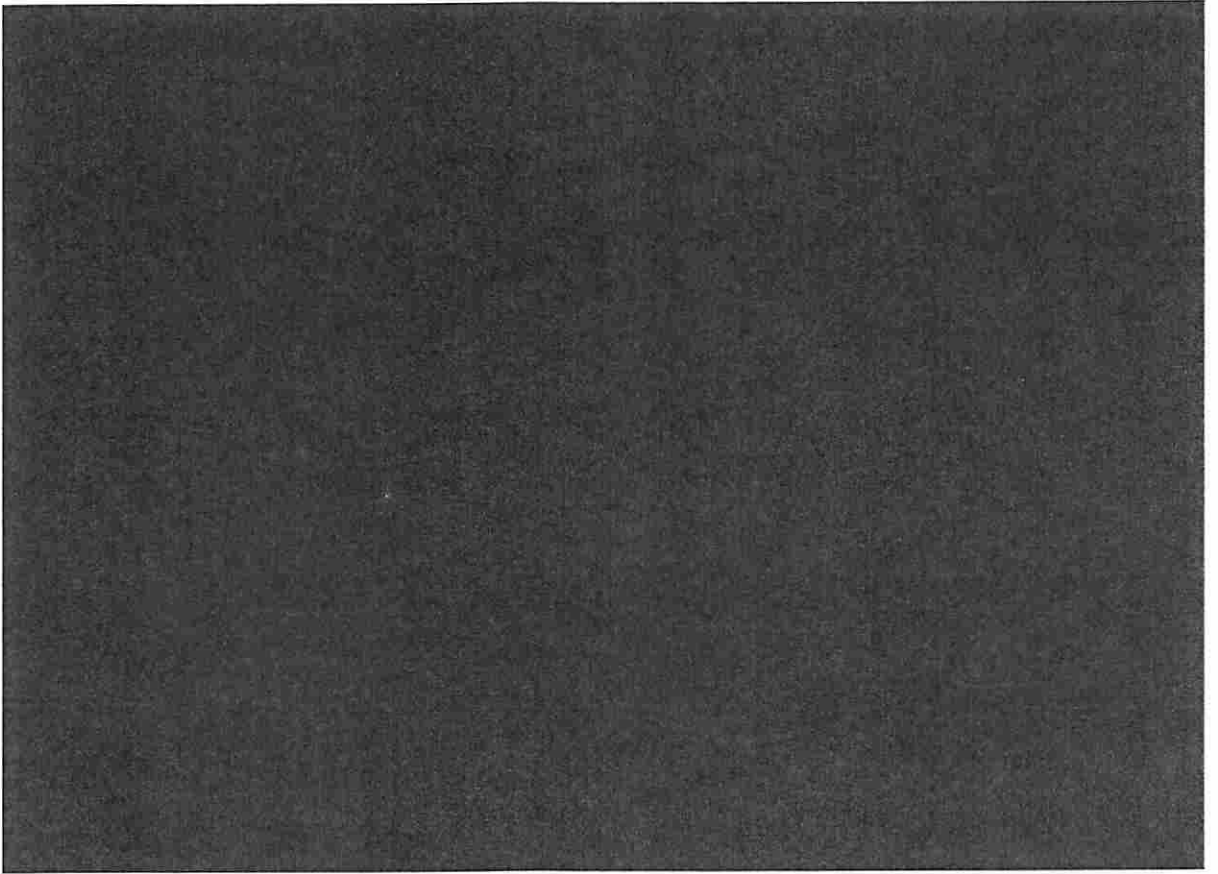
支部長の司法行政
(平成30年度支部長研究会)

- 1 はじめに
- 2 司法行政事務とは
- 3 裁判官と司法行政事務
- 4 事務処理の基本
- 5 対応の要点－チームプレイ
- 6 裁判所組織の特殊性－ツインタワー構造
- 7 支部長に期待すること
- 8 終わりに

平成30年5月21日

平成30年度支部長研究会「支部の危機管理」





平成30年5月21日

平成30年度支部長研究会

資 料 目 録

- 資料1 裁判所職員採用試験等の概要
- 資料2 行政職俸給表（一）
- 資料3 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成30年度）
- 資料4 行（一）職員の年齢構成（H29.7.1現在）
- 資料5 裁判所における男女別・試験別採用状況
- 資料6 下級裁判所事務処理規則
- 資料7 大法廷首席書記官等に関する規則
- 資料8 地方裁判所本庁の組織図
- 資料9 地方裁判所の組織と権限（本庁）
- 資料10 地裁の本庁，支部間における司法行政の権限関係
- 資料11 裁判所の官職等

【資料1】

1 裁判所職員採用試験

裁判所事務官		総合職試験（裁判所事務官）		一般職試験（裁判所事務官）	
		（院卒者区分）	（大卒程度区分）	（大卒程度区分）	（高卒者区分）
受験資格		30歳未満であつて、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満の者	21歳以上30歳未満の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者（中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可）
試験内容	第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）			
		専門試験（多肢選択式）			作文試験
	第2次試験	政策論文試験（記述式）		論文試験（小論文）	/
		論文試験（小論文、特例希望者のみ）			
		専門試験（記述式）		専門試験（記述式）	
	第3次試験	人物試験（個別面接）		人物試験（個別面接）	人物試験（個別面接）
人物試験（集団討論及び個別面接）		/	/		

○総合職試験（裁判所事務官）は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験（裁判所事務官）は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。

家庭裁判所調査官補		総合職試験（家庭裁判所調査官補）	
		（院卒者区分）	（大卒程度区分）
受験資格		30歳未満であつて、院卒及び院卒見込みの者	21歳以上30歳未満の者
試験内容	第1次試験	基礎能力試験（多肢選択式）	
		専門試験（記述式）	
	第2次試験	政策論文試験（記述式）	
		専門試験（記述式）	
		人物試験（集団討論及び個別面接）	

（注）年齢の基準日：受験する年の4月1日

2 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験

養成課程	受験資格			試験内容
	官職	学歴	在職年数・年齢	
第一部	事務官 速記官 技官 家裁調査官補	大学(法)卒	年齢不問	筆記試験(論文式) 第一部 憲法, 民法, 刑法及び民事訴訟法又は刑事訴訟法 第二部 憲法, 民法及び刑法 口述試験
第二部		上記以外	1年 23歳以上	

(注) 受験資格の基準日: 在職年数については試験の翌年の3月31日, 年齢については試験の翌年の4月1日

3 裁判所書記官任用試験

受験資格		試験内容
官職	在職年数	
事務官 速記官 技官 家裁調査官(補)	① 旧事務官I種試験, 旧総合職試験(法律・経済区分)又は総合職試験(裁判所事務官)合格者 4年	筆記試験(論文式) 憲法, 民法, 刑法及び民事訴訟法(民事訴訟規則を含む。) 又は刑事訴訟法(刑事訴訟規則を含む。) 口述試験 実務試験
	② 旧事務官II種試験, 旧一般職試験(大卒程度試験)又は一般職試験(裁判所事務官, 大卒程度区分)合格者 5年	
	③ その他 9年	
	※ ②又は③に定める者のうち大学(法)卒の者は, それぞれ1年在職年数を短縮する。	

(注) 受験資格の基準日: 在職年数は試験を実施する年の3月31日

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	

	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
再任 用員以 外の 職員	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					

89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600						
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900						
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200						
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400						
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600						
94		294,400	342,200								
95		294,800	342,700								
96		295,200	343,100								
97		295,400	343,200								
98		295,700	343,700								
99		296,100	344,100								
100		296,500	344,400								
101		296,700	344,700								
102		297,000	345,100								
103		297,400	345,500								
104		297,700	345,900								
105		297,900	346,400								
106		298,200	346,800								
107		298,600	347,200								
108		298,900	347,600								
109		299,100	348,100								
110		299,500	348,500								
111		299,900	348,800								
112		300,200	349,100								
113		300,300	349,600								
114		300,600									
115		300,900									
116		301,300									
117		301,500									
118		301,700									
119		302,000									
120		302,300									
121		302,700									
122		302,900									
123		303,200									
124		303,500									
125		303,800									
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000	

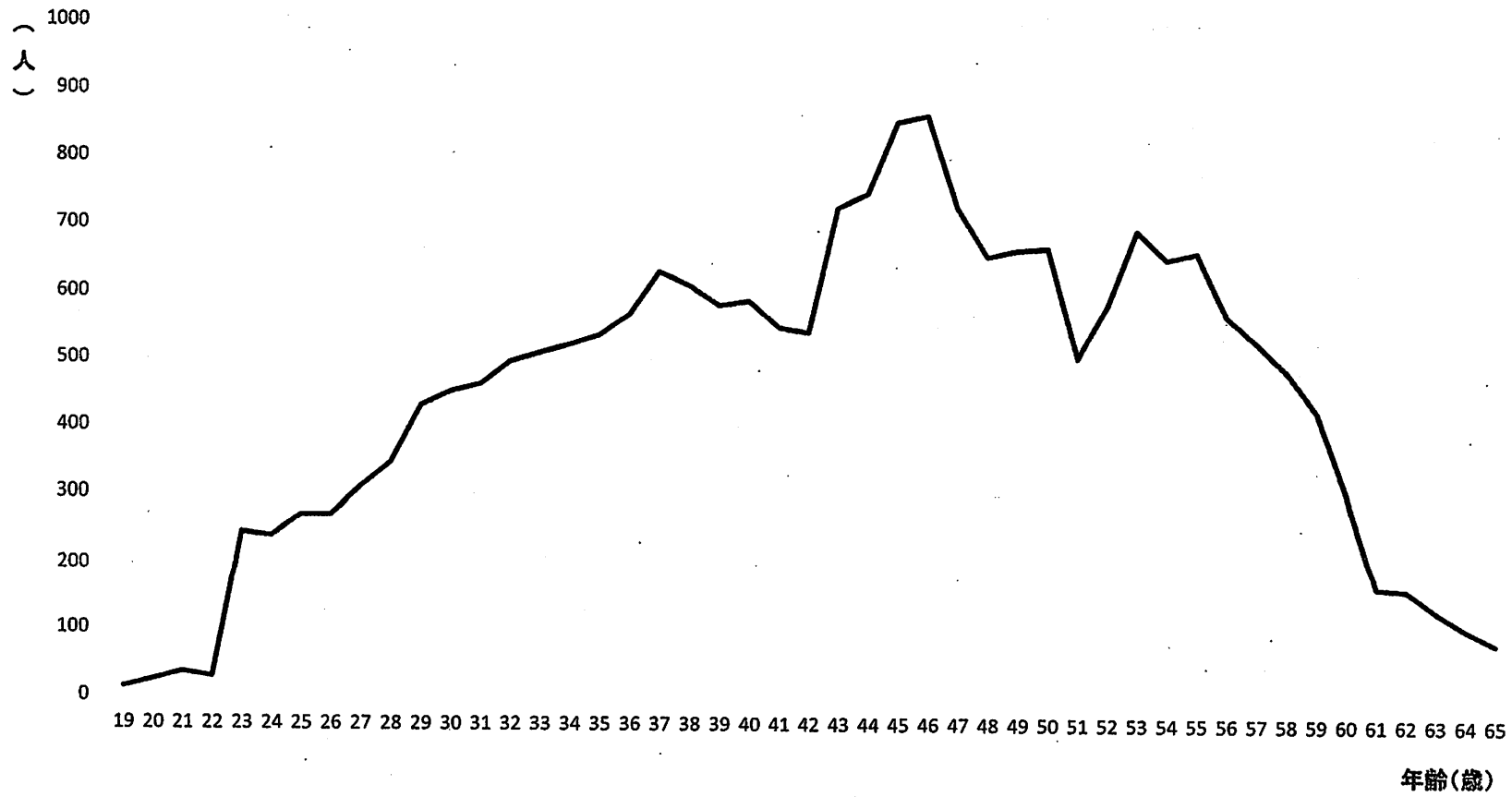
備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めらるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、183,700円とする。

裁判所職員（執行官を除く。）の定員（平成30年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁判官	最高裁長官・最高裁判事・高裁長官	23
	判 事	2,085
	判 事 補	952
	簡 易 裁 判 所 判 事	806
	計	3,866
一般職	書 記 官	9,853
	速 記 官	213
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,596
	事 務 官	9,346
	そ の 他	840
	計	21,848
合 計		25,714

行(一)職員の年齢構成(H29.7.1現在)



裁判所における男女別・試験別採用状況

		平成29年度 (平成28年度試験)	平成28年度 (平成27年度試験)			平成27年度 (平成26年度試験)	平成26年度 (平成25年度試験)	平成25年度 (平成24年度試験)			
事務官	総合職	10 (1) [10.0%]	11 (6) [54.5%]	総合職 (法律・経済区分)	総合職	20 (7) [35.0%]	16 (8) [50.0%]	4 (2) [50.0%]			
	院卒者	5 (0) [0.0%]	4 (3) [75.0%]			院卒者	14 (3) [21.4%]	13 (6) [46.2%]	4 (2) [50.0%]		
	大卒程度	5 (1) [20.0%]	7 (3) [42.9%]			大卒程度	6 (4) [66.7%]	3 (2) [66.7%]	0 (0) [-]		
	一般職 (裁判所事務官)	大卒程度	352 (190) [54.0%]			277 (154) [55.6%]	一般職	大卒程度	327 (166) [50.8%]	369 (192) [52.0%]	351 (194) [55.3%]
		高卒者	38 (18) [47.4%]			28 (18) [64.3%]		高卒者	31 (22) [71.0%]	24 (16) [66.7%]	51 (45) [88.2%]
	家調補	総合職 (家庭裁判所調査官補)	42 (33) [78.6%]			42 (36) [85.7%]	総合職 (人間科学区分)	総合職	45 (31) [68.9%]	48 (36) [75.0%]	48 (35) [72.9%]
院卒者		11 (9) [81.8%]	9 (9) [100.0%]	院卒者	14 (13) [92.9%]	10 (8) [80.0%]			14 (12) [85.7%]		
大卒程度		31 (24) [77.4%]	33 (27) [81.8%]	大卒程度	31 (18) [58.1%]	38 (28) [73.7%]			34 (23) [67.6%]		
計	442 (242) [54.8%]	358 (214) [59.8%]			423 (226) [53.4%]	457 (252) [55.1%]	454 (276) [60.8%]				

注 1 ()内は女性を内数で示し, []内は総数に対する女性の割合である。

2 平成25年度及び平成26年度は4月30日時点の採用者数, 平成27年度以降は4月1日時点の採用者数を取りまとめたものである。

下級裁判所事務処理規則

改正 昭和23年8月18日最高裁判所規則第16号
昭和23年12月28日最高裁判所規則第38号
昭和24年7月1日最高裁判所規則第12号
昭和25年11月15日最高裁判所規則第25号
昭和28年6月30日最高裁判所規則第9号
昭和29年6月1日最高裁判所規則第8号
昭和30年11月17日最高裁判所規則第10号
昭和32年6月15日最高裁判所規則第11号
昭和34年10月1日最高裁判所規則第12号
昭和39年3月26日最高裁判所規則第2号
昭和40年3月31日最高裁判所規則第5号
昭和41年10月15日最高裁判所規則第8号
昭和44年3月25日最高裁判所規則第1号
昭和44年9月1日最高裁判所規則第6号
昭和48年7月16日最高裁判所規則第5号
昭和59年3月29日最高裁判所規則第2号
昭和61年10月30日最高裁判所規則第5号
昭和63年7月20日最高裁判所規則第4号
平成6年6月30日最高裁判所規則第3号
平成16年3月31日最高裁判所規則第7号
平成17年2月14日最高裁判所規則第7号
平成24年3月12日最高裁判所規則第2号

下級裁判所事務処理規則を次のように定める。

下級裁判所事務処理規則

第一条 この規則で、裁判所とは、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所をいう。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二条 司法年度は、一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

第三条 高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の各支部に勤務する裁判官が一人のときは、その裁判官を支部長とし、二人以上のときは、最高裁判所がそのうちの一人に支部長を命ずる。

② 支部長は、当該支部の事務を総括する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第四条 各高等裁判所及び各地方裁判所に部を置く。高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに家庭裁判所及び家庭裁判所の支部に部を置くことができる。

② 部の数は、最高裁判所が当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、これを定める。

③ 部には、合議体を構成するに足りる裁判官を置く。

④ 部に属する裁判官のうち一人は、部の事務を総括する。

⑤ 前項の規定により部の事務を総括する裁判官は、高等裁判所長官、地方裁判所長、

家庭裁判所長又は知的財産高等裁判所長若しくは高等裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所の支部長が属する部においては、その者とし、その他の部においては、毎年あらかじめ、最高裁判所が、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、指名した者とする。

⑥ 最高裁判所は、前項の指名を受けた裁判官に病気その他の事由により引き続き差支のあるときは、当該高等裁判所の長官又は当該地方裁判所若しくは家庭裁判所の所長の意見を聞いて、その指名を取り消すことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二九最裁規八・昭三〇最裁規一〇・昭五九最裁規二・平一七最裁規七・一部改正)

第五条 合議体は、一の部又は支部の裁判官でこれを構成する。

② 合議体では、第三条第二項又は前条第四項の裁判官が裁判長となる。但し、部が置かれない家庭裁判所においては、家庭裁判所長が裁判長となる。

③ 前項の裁判官に差し支えのあるときは、第六条第一項又は第三項の規定により定められた順序により、他の裁判官が裁判長となる。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第六条 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める。

③ 前二項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定め、知的財産高等裁判所の各部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部において、これを定める。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第七条 前条第一項又は第三項（各部の裁判官に対する裁判事務の分配に係る部分を除く。）の規定により定められた事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、一の部の事務が多過ぎる場合、裁判官が退官、転官又は転所した場合その他長期にわたる欠勤等のために裁判官に引き続き差支のある場合を除いては、司法年度中、これを変更しない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第八条 二人以上の裁判官を置く簡易裁判所の裁判官に対する裁判事務の分配及び簡易裁判所の裁判官に差支のあるときの代理順序は、毎年あらかじめ、監督地方裁判所が、これを定める。

② 前条の規定は、前項の規定により定められた事務の分配及び裁判官に差支のあるときの代理順序について、これを準用する。

第九条 開廷の日割は、各裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。但し、簡易裁判所においては、司法行政事務を掌理する裁判官がこれを定める。

② 前項本文の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所における開廷の日割は、知的財産高等裁判所が、毎年あらかじめ、これを定め、庁内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(平一七最裁規七・一部改正)

第十条 裁判官が、その勤務する裁判所の所在地外で職務を行おうとするときは、当該裁判所にその旨を届け出なければならない。

第十条の二 第四条の部に裁判所書記官及び裁判所速記官を置く。

② 各地方裁判所及び各家庭裁判所の裁判官で第四条の部に属しないもの及び各簡易裁判所の裁判官は、前項の規定の適用については、第四条の部とみなす。

(昭二五最裁規二五・追加、昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十一条 裁判所は、当該裁判所及び管轄区域内の裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官に、互いにその職務を補助させることができる。

(昭二四最裁規一二・昭三二最裁規一一・昭四〇最裁規五・平一六最裁規七・一部改正)

第十二条 裁判官会議は、高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長官が、家庭裁判所においては家庭裁判所長官が、必要に応じてこれを招集する。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十三条 各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事(判事の権限を有する判事補を含む。)の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、高等裁判所長官、地方裁判所長官又は家庭裁判所長官は、速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第十四条 裁判官会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該裁判官会議を組織する各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十五条 裁判官会議は、公開しない。但し、裁判官会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

② 判事補(判事の権限を有する者を除く。)及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官は、所属の裁判所又は当該職務を行う裁判所の裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

③ 事務局長は、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

④ 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

⑤ 裁判官会議において適当と認めるときは、当該裁判官会議を組織する裁判官以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(昭二三最裁規三八・昭二五最裁規二五・昭四一最裁規八・一部改正)

第十五条の二 検察審査会事務局長は、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所の定めるところにより、検察審査会の事務局の職員に関する事項について、裁判官会議に出席して、意見を述べることができる。

(昭四四最裁規六・追加)

第十六条 裁判官会議は、当該裁判官会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ決議をすることができない。

第十七条 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

第十八条 裁判官会議の議事については、議事録を作らなければならない。

② 議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びこれを作った者が、これに署名しなければならない。

第十九条 緊急の事情のため裁判官会議を開くことができない場合には、高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、次の裁判官会議において承認を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十条 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を当該裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。

② 裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

第二十条の二 第十二条から前条まで(第十五条の二を除く。)の規定は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議について準用する。この場合において、第十二条中「高等裁判所においては高等裁判所長官が、地方裁判所においては地方裁判所長が、家庭裁判所においては家庭裁判所長が」とあるのは「知的財産高等裁判所長が」と、第十三条中「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所の判事(判事の権限を有する判事補を含む。)」とあるのは「知的財産高等裁判所に勤務する判事」と、同条及び第十九条中「高等裁判所長官、地方裁判所長又は家庭裁判所長」とあるのは「知的財産高等裁判所長」と、第十五条第二項中「判事補(判事の権限を有する者を除く。)」及び高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官の職務を行う裁判官」とあるのは「高等裁判所の裁判官の職務を行う裁判官のうち知的財産高等裁判所に勤務する裁判官」と、同条第三項中「事務局長」とあるのは「知的財産高等裁判所事務局長」と、同条第四項中「首席書記官及び首席家庭裁判所調査官」とあるのは「知的財産高等裁判所首席書記官」と読み替えるものとする。

(平一七最裁規七・追加)

第二十一条 高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十二条 各高等裁判所長官、各地方裁判所長、各家庭裁判所長、各支部長又は部の事務を総括する各裁判官に差支のある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要があるときは、当該裁判官会議の議により、これを変更する。

③ 第一項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所長又は知的財産高等裁判所の部の事務を総括する各裁判官に差し支えのある場合において、司法行政事務についてこれを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議により、これを定める。

④ 第二項の規定は、前項の規定による代理順序について準用する。この場合において、第二項中「裁判官会議」とあるのは、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」と読み替えるものとする。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

第二十三条 司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官に差支のある場合において、これを代理する者の順序は、毎年あらかじめ、所属の裁判所を監督する地方裁判所が、これを定める。

② 前項の規定による代理順序を変更する必要があるときは、監督地方裁判所がこれを変更する。

第二十四条 各高等裁判所の事務局に総務課、人事課及び会計課を、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に総務課及び会計課を置く。

② 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の各支部並びに各簡易裁判所に庶務課を置く。

③ 前項の規定にかかわらず、知的財産高等裁判所事務局に庶務第一課及び庶務第二課を置く。

④ 第二項の規定にかかわらず、最高裁判所の指定する簡易裁判所に、その庶務をつかさどらせるため、事務部を置く。事務部に第一課及び第二課を置く。

⑤ 各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局に事務局次長一人（最高裁判所の指定する裁判所にあつては最高裁判所の定める員数）を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

⑥ 知的財産高等裁判所事務局に知的財産高等裁判所事務局長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。知的財産高等裁判所事務局長は、知的財産高等裁判所長の監督を受けて、知的財産高等裁判所事務局の事務を掌理し、知的財産高等裁判所事務局の職員を指揮監督する。

⑦ 第四項に規定する事務部に事務部長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。事務部長は、簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官の監督を受けて、事務部の事務を掌理し、事務部の職員を指揮監督する。

⑧ 各課に課長一人を置き、当該裁判所に勤務する裁判所事務官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の課長については当該高等裁判所が、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の課長については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が、これを命ずる。課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

⑨ 各課の組織及び所掌事務に関しては、最高裁判所が別に定める。

⑩ 裁判所は、特別の事情があるときは、最高裁判所の認可を得て、第一項及び第二項の規定に異なる定をすることができる。

(昭三四最裁規一二・全改、昭三九最裁規二・昭四四最裁規一・昭四四最裁規六・昭四八最裁規五・昭六一最裁規五・昭六三最裁規四・平六最裁規三・平一七最裁規七・平二四最裁規二・一部改正)

第二十五条 削除 (昭二八最裁規九)

第二十六条 地方裁判所又は家庭裁判所が、最高裁判所に、簡易裁判所が、最高裁判所又はその監督上級の高等裁判所に指示を求め、又は報告をするには、特別の定めのある場合を除いて、中間の監督上級裁判所を経由しなければならない。但し、緊急の事項については、直接に指示を求め、又は報告をすることができる。この場合においては、当該地方裁判所、当該家庭裁判所又は当該簡易裁判所は、速やかに中間の監督上級裁判所にその旨を報告しなければならない。

(昭二三最裁規三八・一部改正)

第二十七条 裁判所と中央官庁、外国に在る日本の官庁及び外国官庁との間に文書を往復するには、特別の定のある場合を除いて、最高裁判所を経由しなければならない。但し、中央官庁との間に訴訟書類を往復する場合は、この限りでない。

第二十八条 各高等裁判所、各地方裁判所、各家庭裁判所、知的財産高等裁判所及び司法行政事務を掌理する簡易裁判所の各裁判官は、この規則の施行に関して必要な事項を定めることができる。ただし、司法行政事務を掌理する簡易裁判所の裁判官が定める場合には、当該裁判所を監督する地方裁判所の認可を得なければならない。

(昭二三最裁規三八・平一七最裁規七・一部改正)

附則

この規則は、昭和二十三年十月一日から、これを施行する。

附則(昭和三二年一二月二八日最高裁判所規則第三八号)抄

第八条 この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附則(昭和三四年七月一日最高裁判所規則第一二号)

この規則は、昭和二十四年七月一日から施行する。

附則(昭和三五年一一月一五日最高裁判所規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三八年六月三〇日最高裁判所規則第九号)

この規則は、昭和二十八年七月一日から施行する。

附則(昭和三九年六月一日最高裁判所規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三〇年一一月一七日最高裁判所規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三二年六月一五日最高裁判所規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一二号)

1 この規則は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に課長又は主任の職にある者は、この規則による改正後の第二十四条の規定により、この規則施行の日に、それぞれ課長又は室長を命ぜられたものとみなす。

附則(昭和三九年三月二六日最高裁判所規則第二号)抄

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則(昭和三〇年三月三十一日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則(昭和三一年一〇月一五日最高裁判所規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和三四年三月二五日最高裁判所規則第一号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則(昭和三四年九月一日最高裁判所規則第六号)抄

1 この規則は、昭和四十四年十月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に資料室長の職にある者は、別に辞令を発せられないときは、当該裁判所の資料課長を命ぜられたものとみなす。

附則(昭和三八年七月一六日最高裁判所規則第五号)

この規則は、昭和四十八年八月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六十一年一〇月三〇日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和六十一年十一月一日から施行する。

附則（昭和六十三年七月二〇日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成二四年三月一二日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

大法廷首席書記官等に関する規則（原文は縦書き）

- 改正 昭和二十九年六月一日最高裁判所規則第九号
 昭和三十年三月一日最高裁判所規則第一号
 同三十四年一月一日同第一三号
 同三十八年四月二二日同第五号
 同四〇年一月二九日同第二号
 同四〇年三月三一日同第五号
 同四二年六月一〇日同第六号
 同四三年四月二〇日同第一号
 同四四年九月一日同第七号
 同四五年五月二五日同第四号
 同五三年二月三日同第一号
 同五六年三月三〇日同第三号
 平成六年六月三〇日同第三号
 同九年十一月二六日同第六号
 同一〇年七月二七日同第三号
 同一二年七月一九日同第一〇号
 同一六年三月三一日同第七号
 同一七年二月一四日同第七号
 同一七年七月二七日同第一一号
 同一九年三月二九日同第三号
 同二〇年五月三〇日同第七号
 同二二年三月一七日同第二号
 同二三年七月二九日同第二号

首席書記官等に関する規則を次のように定める。

大法廷首席書記官等に関する規則

（昭五六最裁規三・改称）

首席書記官等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第二十六号）の全部を改正する。

（大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官）

第一条 最高裁判所に大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官を置く。

2 大法廷首席書記官及び小法廷首席書記官は、大法廷又は当該小法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 大法廷首席書記官は、最高裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

4 小法廷首席書記官は、当該小法廷に配置された裁判所書記官の一般執務について指導監督する。

（昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭五三最裁規一・一部改正）

（訟廷首席書記官）

第二条 最高裁判所に訟廷首席書記官を置く。

2 訟廷首席書記官は、大法廷に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 訟廷首席書記官は、大法廷首席書記官の命を受け、訟廷事務をつかさどる外、大法廷及び小法廷の庶務に関する事項を整理する。

（昭三八最裁規五・追加、昭五三最裁規一・旧第一条の二繰下・一部改正）

（首席書記官）

第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の家庭裁判所に首席書記官を置く。

2 最高裁判所の指定する簡易裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官又は首席書記官を置く。

3 首席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の首席書記官及び少年の首席書記官は、当該家庭裁判所の家事又は少年の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、その他の家庭裁判所の首席書記官は、当該家庭裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

6 第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該簡易裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどり、同項の規定による指定を受けた簡易裁判所の首席書記官は、当該簡易裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（昭三〇最裁規一・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・一部改正）

（知的財産高等裁判所首席書記官）

第三条の二 知的財産高等裁判所に知的財産高等裁判所首席書記官を置く。

2 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 知的財産高等裁判所首席書記官は、知的財産高等裁判所の裁判所書記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

（平一七最裁規七・追加）

（次席書記官）

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く。

2 次席書記官は、当該裁判所（支部を除く。）の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命ずる。

3 第一項の規定による指定を受けた高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。

4 第一項の規定による指定を受けた家庭裁判所の家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助け、同項の規定による指定を受けた家庭裁判所の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の首席書記官を助ける。

（昭四三最裁規一・追加、昭四五最裁規四・一部改正、昭五三最裁規一・旧第二条

の二繰下・昭五六最裁規三・平一二最裁規一〇・平一六最裁規七・平一九最裁規三・平二三最裁規二・一部改正)

(総括主任書記官)

第四条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に総括主任書記官を置く。

2 総括主任書記官は、当該地方裁判所（支部にあつては、次席書記官の配置された支部に限る。）の部（下級裁判所事務処理規則（昭和二三年最高裁判所規則第一六号）第四条の部をいう。以下同じ。）又は部とみなされるもの（同規則第一〇条の二第二項の規定により部とみなされるものをいう。以下同じ。）に配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から最高裁判所が命じる。

3 総括主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された主任書記官並びにその指導監督を受ける裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(平一〇最裁規三・追加、平一六最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任書記官)

第五条 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に主任書記官を置く。

2 主任書記官は、部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の主任書記官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の主任書記官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官の一般執務を除く。）について指導監督する。

4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部（知的財産高等裁判所及び次席書記官の配置された支部を除く。）又は簡易裁判所（第三条第二項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。）の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

(昭三四最裁規一三・昭四〇最裁規二・昭四〇最裁規五・昭四二最裁規六・一部改正、昭五三最裁規一・旧第三条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二二最裁規二・一部改正)

(主任速記官)

第五条の二 最高裁判所の指定する地方裁判所に主任速記官を置く。

2 主任速記官は、当該地方裁判所の部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 主任速記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督する。

(昭五六最裁規三・追加、平一六最裁規七・一部改正)

(訟廷管理官)

第六条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

2 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。

3 訟廷管理官は、当該裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、高等裁判所の訟廷管理官については当該高等裁判所が、その他の裁判所の訟廷管理官については当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

4 訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、第五条第四項の上席の主任書記官又は同条第五項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（裁判員調整官の置かれている地方裁判所にあつては裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を、速記管理官の置かれている地方裁判所にあつては速記に関する訟廷事務をそれぞれ除く。）をつかさどる。

(昭三四最裁規一三・追加、昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一旧第四条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一六最裁規七・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正)

(裁判員調整官)

第六条の二 地方裁判所及び最高裁判所の指定する地方裁判所の支部に裁判員調整官を置く。

2 裁判員調整官は、当該地方裁判所の裁判所書記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 裁判員調整官は、刑事の首席書記官の命を受けて裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務をつかさどる。

(平二〇最裁規七・追加、平成二二年最裁規二・一部改正)

(速記管理官)

第七条 最高裁判所の指定する地方裁判所に民事の速記管理官及び刑事の速記管理官又は速記管理官を置く。

2 速記管理官は、当該地方裁判所（支部を除く。）の裁判所速記官で最高裁判所の定める基準に該当するものの中から、当該地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所が命ずる。

3 速記管理官は、その下に配置された裁判所速記官の一般執務について指導監督し、当該地方裁判所のその他の裁判所速記官の一般執務についての指導監督に関し、首席書記官を助け、かつ、首席書記官の命を受けて速記に関する訟廷事務をつかさどる。

(昭五三最裁規一・追加、昭五六最裁規三・平九最裁規六・平一六最裁規七・一部改正)

(他の法令に定める裁判官、裁判所書記官等の権限との関係)

第八条 この規則に定める大法廷首席書記官、小法廷首席書記官、訟廷首席書記官、首席書記官、知的財産高等裁判所首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の権限は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）その他の法令に定める裁判官、裁判所書記官及び裁判所速記官の権限に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

(昭三四最裁規一三・旧第四条繰下・一部改正、昭三八最裁規五・昭四〇最裁規五・昭四三最裁規一・昭四四最裁規七・一部改正、昭五三最裁規一・旧第五条繰下・一部改正、昭五六最裁規三・平一七最裁規七・平二〇最裁規七・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三〇年三月一日最高裁判所規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年一〇月一日最高裁判所規則第一三号）

1 この規則は、昭和三四年一〇月一日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた主任書記官の任命は、この規則による改正後の第三条の規定によつて行われたものとみなす。

附則（昭和三八年四月二二日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和三八年五月一日から施行する。

附則（昭和四〇年一月二九日最高裁判所規則第二号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日最高裁判所規則第五号）

この規則は、昭和四〇年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年六月一〇日最高裁判所規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第一号）

この規則は、昭和四三年五月一日から施行する。

附則（昭和四四年九月一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、昭和四四年一〇月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に訟廷事務主任の職にある者は、別に辞令を發せられないときは、訟廷管理官を命ぜられたものとみなす。

附則（昭和四五年五月二五日最高裁判所規則第四号）

この規則は、昭和四五年六月一日から施行する。

附則（昭和五三年二月三日最高裁判所規則第一号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五三年二月一五日から施行する。

附則（昭和五六年三月三〇日最高裁判所規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和五六年四月六日から施行する。

附則（平成六年六月三〇日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附則（平成九年一二月二六日最高裁判所規則第六号）

この規則は、平成九年一二月一日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成一〇年八月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一九日最高裁判所規則第一〇号）

この規則は、平成一二年八月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日最高裁判所規則第七号）抄

1 この規則は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年二月一四日最高裁判所規則第七号）

この規則は、知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一七年七月二七日最高裁判所規則第一一号）

この規則は、平成一七年八月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二九日最高裁判所規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日最高裁判所規則第七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一七日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

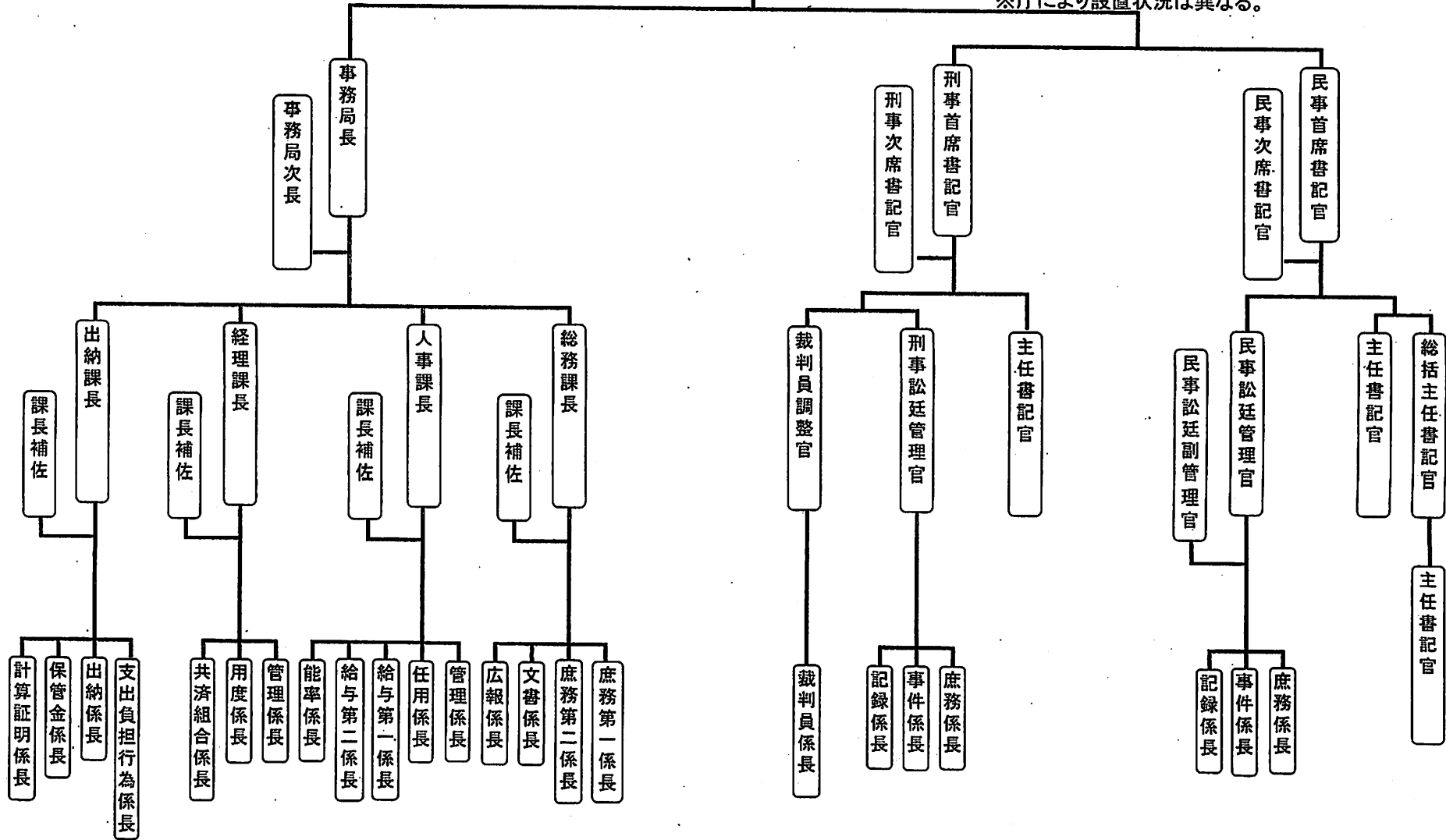
附則（平成二三年七月二九日最高裁判所規則第二号）

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

地方裁判所本庁

〔東京・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・神戸・名古屋・福岡・札幌〕

※庁により設置状況は異なる。

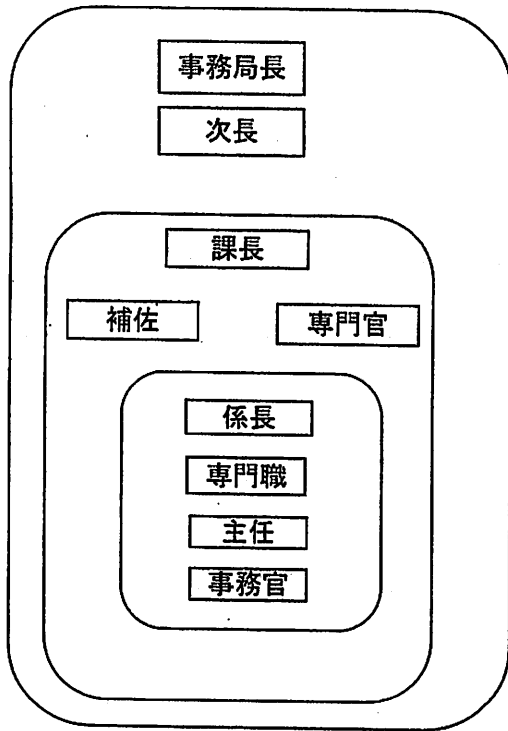


地方裁判所の組織と権限(本庁)

裁判官会議

所長

事務局



裁判所の庶務(裁30)
(事務局の事務(裁59②))

首席書記官 (Chief Secretary)

次席書記官 (Deputy Chief Secretary)

訟廷管理官 (Court Management Officer)

副管理官 (Deputy Management Officer)

係長(書記官) (Chief of Office (Secretary))

書記官 (Secretary)

専門職 (Special Officer)

調査員 (Investigator)

主任 (Chief)

事務官 (Secretary)

訟廷

訟廷事務(大法廷3等)

部総括 (Department Summary)

裁判官 (Judge)

裁判官 (Judge)

主任書記官 (Chief Secretary)

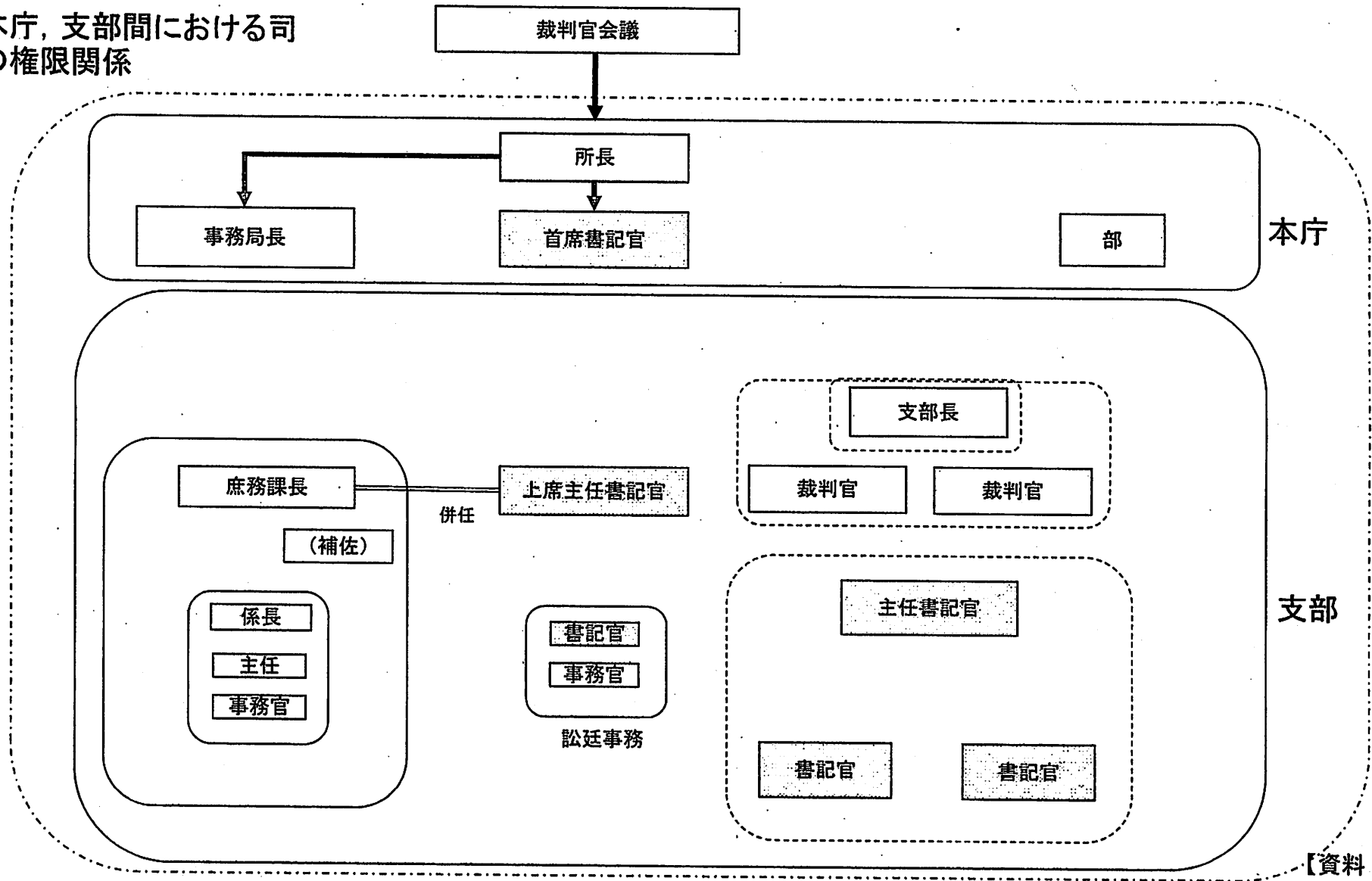
書記官 (Secretary)

書記官 (Secretary)

部

【資料9】

地裁の本庁、支部間における司法行政の権限関係



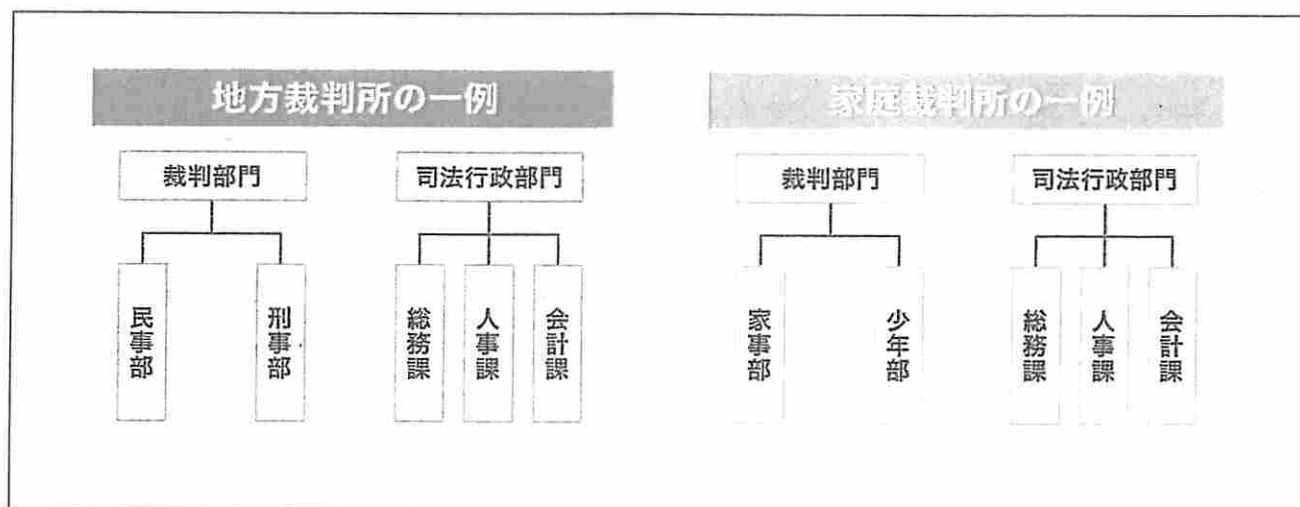
各裁判所の組織は、大別すると、「裁判部門」と「司法行政部門」に分けられます。

裁判部門

裁判部門では、各種の事件を裁判官が審理・裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官などが置かれています。

司法行政部門

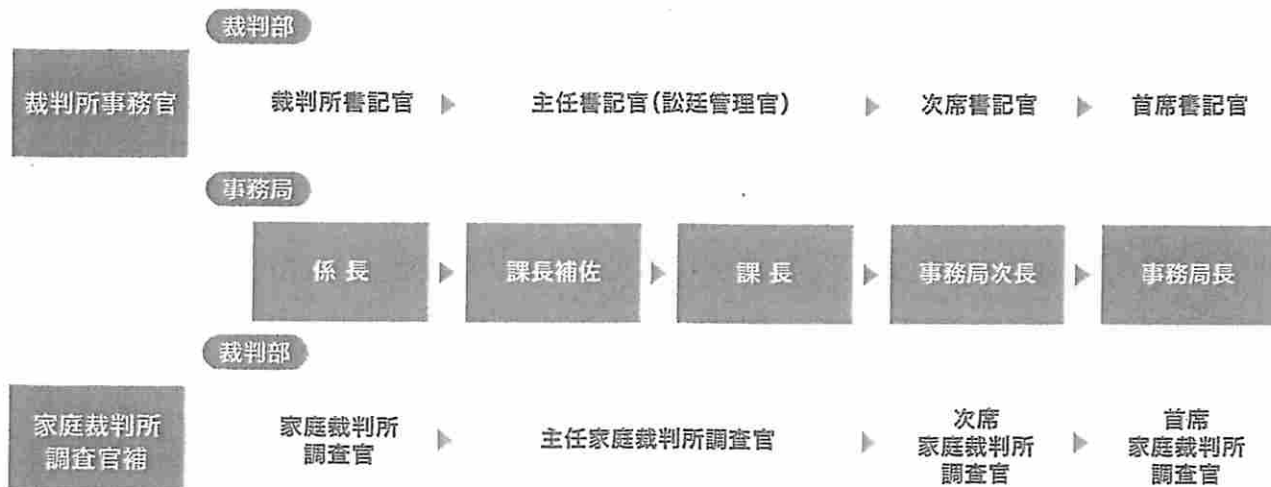
司法行政部門では、事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判事務の合理的・効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する職務を裁判所事務官などが行っています。



キャリアパス

裁判所では、学歴や採用年次などにとらわれることなく選考により管理職に昇任する仕組みをとっています。日々のOJTや研修などによりスキルアップを図ることができ、全ての職員に対して意欲と能力に応じた多様なキャリアパスが開かれています。

昇進の具体的イメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。



支部の経理

第1 支部長と会計事務

- 1 支部における会計事務の概要
- 2 庁舎管理
 - ・ 施設の現状把握とその視点
 - ・ 老朽化（外壁、屋上、機械設備等）
 - ・ 有害物質（アスベスト等）
 - ・ 逃走防止（ 及び法廷と動線）
- 3 物品管理
- 4 保管物
- 5 保管金
 - ・ 納付方法
 - ・ 日計表
- 6 債権管理、歳入徴収、歳出
- 7 その他
 - ・ 監督、検査（録音反訳等）
 - ・ 事件部や本庁会計課と庶務課の連携

第2 経理局の課題

- 1 国と裁判所予算の概要
- 2 物件費を巡る現状と課題
 - ・ 増大する庁舎維持管理経費
 - ・ 予算の早期かつ効率的な執行と全国レベルでの調整
- 3 施設を巡る現状と課題
 - ・ 庁舎の現状と課題
 - ・ 宿舍の現状と課題
- 4 会計事務の適正化と合理化・効率化

資 料

平成30年度支部長研究会
(平成30年5月21日)

支部の経理

経理局総務課長 一場 康 宏

支部における会計事務の概要

1 すべての支部で取り扱っている事務

(1) 庁舎管理事務

取扱者－庁舎管理権者（地家裁所長）の代理又は委任（支部長）

取扱事務－庁舎等の秩序維持及び設備及び防災管理

(2) 保管金事務

取扱者－歳入歳出外現金出納官吏（会計係長等）

取扱事務－保管金の出納保管

※ 平成19年度中にすべての家裁支部の保管金事務を地裁支部に集約

また、同年度中に、本庁、支部を含めた全庁に保管金事務処理システムを導入

(3) 保管物事務

取扱者－保管物主任官（会計係長等）

取扱事務－保管物や押収物の出納保管

(4) 債権管理事務

取扱者－分任歳入徴収官（庶務課長又は庶務第二課長）

取扱事務－過料の告知費用に係る債権管理

(5) 歳入徴収事務

取扱者－分任収入官吏（会計係長等）

取扱事務－歳入金の収納事務

※ 過料の告知費用が現金で支部窓口を持ち込まれたときは、支部の分任収入官吏が受領する。

2 一部の支部しか取扱いのない事務

(1) 物品管理事務

本庁への物品等調達管理システムの導入等に伴い、東京地裁立川支部を除く支部の分任物品管理官が廃止され、本庁の物品管理官が支部の物品管理事務を行っている。支部では、物品管理簿の記載や管理換通知等の事務が不要となり、物品担当者が物品管理官の補助者として、物品取得請求の取りまとめや消耗品の配布、備品の現状把握などを行っている。

一部の支部の取扱者－分任物品管理官（庶務課長）

一部の支部の取扱事務－物品の管理（取得、保管、供用及び処分）事務

(2) 歳出関係事務

すべての支部の資金前渡官吏が廃止され、支払関係事務は本庁が行っている。支部で現金払いが必要な場合（裁判員旅費の支払等）は、出納員が支払を行う。

一部の支部の取扱者－資金前渡官吏（会計係長等）

一部の支部の取扱事務－旅費（職員や証人等）の支払

第 1 1 章 庁舎管理事務

1 庁舎管理

スーパーマーケットの大売出しのポスターを庁舎に掲示することはできるの？

(1) 結論から言うと、庁舎等の管理をする者（以下「庁舎管理者」といいます。）の許可が必要ですので、勝手にポスターを掲示することはできません。庁舎をどのように管理しているのかについて説明しましょう。

(2) 裁判所の庁舎は、裁判を行うという目的のためにありますので、この目的にかなうように管理をすることが必要です。つまり、裁判所の庁舎等における事務が十分に行われることが必要です。具体的には、庁舎管理規程に規定されていますので、通読してみてください。

ポスターを庁舎に掲示する場合には、庁舎管理規程第 10 条により、庁舎管理者の許可が必要です。

(3) 庁舎管理事務は、第 1 編第 2 章裁判所の会計事務の仕組み（3 ページ）の 2 及び第 2 編第 2 章会計事務の配分（30 ページ）で説明した会計機関の事務でない面があります。また、事務の内容によっては、総務課が担当しているものもあります。

(4) 庁舎管理者は、庁舎管理規程第 2 条に定められています。

(研究)		
下級裁判所における庁舎管理者		
	管理者（職務代理者）	代理者
高等裁判所	事務局長（事務局次長）	支部長（事務の一部委任もできる。）
地方裁判所	地方裁判所長（司法行政事務について所長を代理する職員）	支部長。独簡では、司法行政事務を掌理する裁判官
家庭裁判所	家庭裁判所長（司法行政事務について所長を代理する職員）	支部長

(5) 庁舎管理規程には、①庁舎等の秩序維持の目的のための規定と②庁舎等の設備及び防災管理の目的のための規定とがあります。

(研究)	
庁舎等の秩序維持の目的のための規定	
ア	門扉の開閉、施錠等（第 4 条）
イ	変電室等への立入禁止（第 5 条）

- ウ 車両の通行制限等（第 6 条）
- エ 物品の販売等（第 7 条）
- オ 目的外使用（第 8 条）
- カ 広告物等の掲示（第 10 条）
- キ 庁舎等への立入り制限等（第 11 条）
- ク 退去命令等（第 12 条）
- ケ 撤去命令等（第 13 条）
- 庁舎等の設備及び防災管理の目的のための規定
- ア 火気使用の制限（第 14 条）
- イ 設備の保安措置（第 15 条）
- ウ 消防設備等の整備（第 16 条）
- エ 災害等の通報（第 17 条）
- オ 清掃及び清潔保持（第 18 条）


(6) 庁舎警備

裁判所には、職員のほかにも毎日多くの訴訟関係者が出入りしています。いわゆる著名事件の裁判の際には、多くの傍聴希望者や報道関係者も来庁します。これら来庁者に紛れた不審者の侵入防止と不審物の発見にも努めなければなりません。そのために、裁判所においては、庁舎管理規程を根拠に庁舎の警備を行うこととなります。例えば、デモ隊が裁判所構内に乱入しようとした場合に、構内への立入りを制限したり、一定の要件に該当する者に退去命令を発するのは、庁舎管理規程に基づいています。

なお、裁判長の広義の訴訟指揮として法廷警察権（裁判所法第 71 条）が行使されますが、その適用範囲は、場所的には法廷の内外を問わず、裁判官が妨害行為を直接目撃又は関知しうる場所まで及ぶとされています（最判昭 31. 7. 17 刑集 10 卷 7 号 1127 ページ）。庁舎警備の際に、場合によっては、法廷警察権と庁舎管理権とが重複する場合がありますので、この点は、勉強してみてください。

日ごろから、門、出入口及び各部屋のかぎの管理をきちんとする必要があります。また、施錠等の施設又は設備が壊れていないかを日常的に点検する必要があります。門扉の開閉時刻は、各庁において取決めがあるはずですから、調べてみましょう。

2 設備管理

第 1 章概論（1 ページ）の太郎さん  が初めて登庁したときの疑問を思い出して！

庁舎には、電気設備、冷暖房設備、昇降機（エレベーター）設備、電話設備等いろいろな機械設備があります。これらの設備を最良の状態に保つことにより、庁舎が施設として本来の機能を発揮することができるのです。そのために、点検、調整、消耗品の取替え、注油、洗浄等の作業があります。裁判所の職員が作業することもあります。庁によっては、予算の示達を受けて、業者と契約して管理しています。

3 安全管理

- (1) 職員の作業や行動から生ずる災害を防止するために執られる措置が安全管理です。「裁判所職員健康安全管理規程」（昭和52年最高裁判所規程第2号）（以下「安全管理規程」といいます。）に具体的に規定されています。
- (2) 安全管理規程には、安全管理を担当する職員として、①健康安全管理総括者、②安全管理者及び安全管理担当者、③危害防止主任者並びに④火元責任者が定められています。

安全管理者及び安全管理担当者は、健康安全管理総括者の指揮監督の下に、職員の安全管理に関する事務の主任者として事務を行います。

（研究）

下級裁判所における健康安全管理総括者

高等裁判所	事務局長
地方裁判所	地方裁判所長
家庭裁判所	家庭裁判所長

下級裁判所における安全管理者及び安全管理担当者

	安全管理者	安全管理担当者
高等裁判所	会計課長 （管理課の置かれている庁にあっては、管理課長）	係長又はこれと同等以上の職にある者（本庁又は支部ごとに各1人）
地方裁判所	会計課長又は経理課長	係長又はこれと同等以上の職にある

		者 (本庁、支部又は独簡ごとに各1人)
家庭裁判所	会計課長又は経理課長 (会計課又は経理課が 置かれていない庁は、 総務課長)	係長又はこれと同等以上の職にある 者(本庁又は支部ごとに各1人)

- (3) 環境管理の観点から、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号)が定められています。同法第1条に目的として、「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」とあります。この法律は、通称「ビル管理法」といわれていますが、これから派生した「ビル管理」とか、「ビル管」という言葉を聞くことがあると思います。裁判所の場合、延べ面積が3000平方メートルを超える庁舎について適用され、建築物環境衛生技術者(通称「ビル管理技術者」といいます。)の資格を有する職員をその裁判所のビル管理技術者に指名して、適正な庁舎の維持管理が行われ、良好な環境の確保が図れるようにしています。

4 保安防災管理

裁判所でも防災訓練をするの？

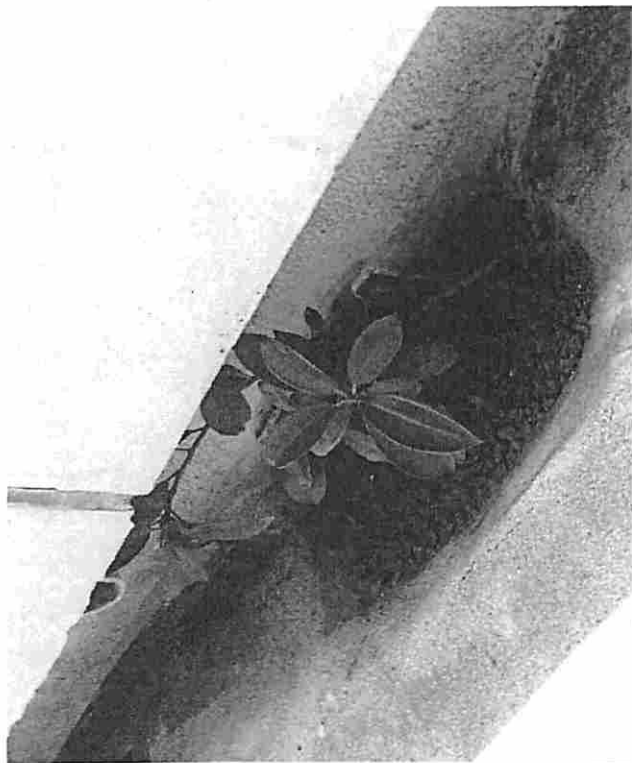
(1) 防火管理

各部屋に火元責任者の表示がされていますか。火元責任者は、防火上適切と認められる施設の区分ごとに置かれています。さらに、各庁には、消防法で定める防火管理者が置かれています。そして、火災の発生を未然に防止するとともに、万一火災が発生した場合に被害を最小限度にとどめるために、「消防計画」が作成され、防火対策が講じられています。消防計画に基づいて、裁判所でも防災訓練を行っているのです。

(2) 震災対策

日本列島のどこで地震が起きても不思議ではありません。地震の際にどう対応するかについて準備しておく必要があります。平成7年の阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、各庁で「地震防災計画」を作成しました。この計画には、地震が発生し、又は発生が予想される場合に地震防災上実施すべき対策が決められていますので、一度目を通しておくとよいでしょう。

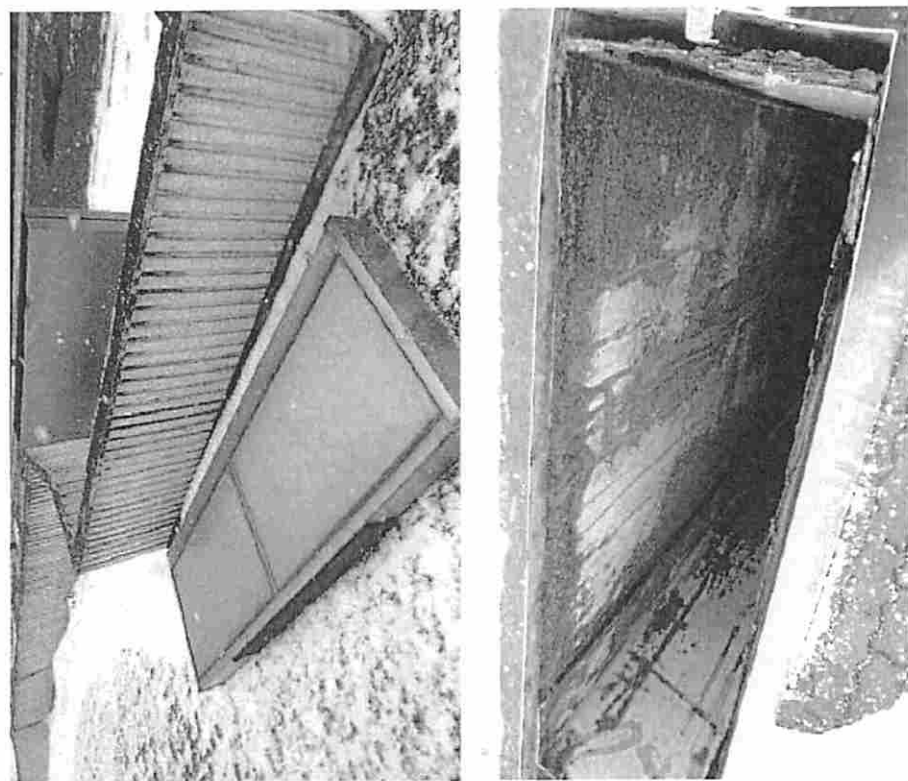
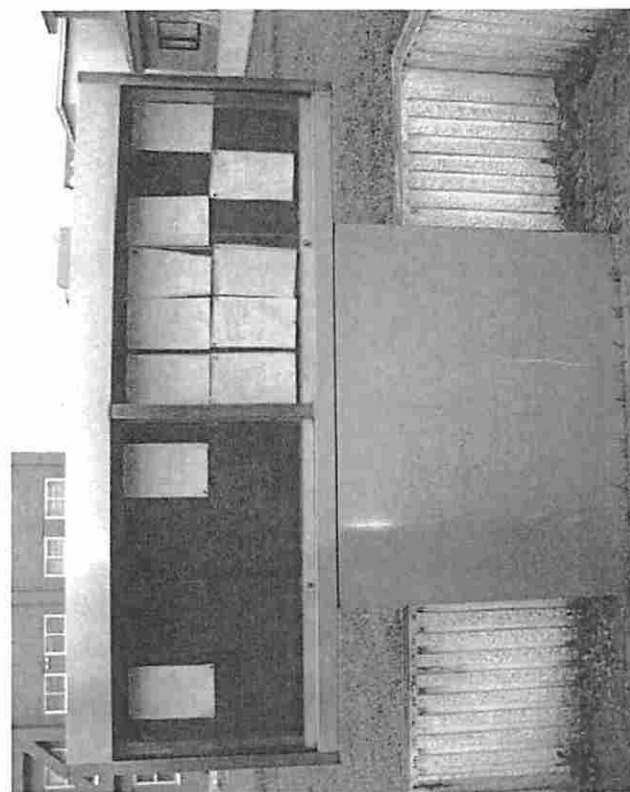
屋上ドレシンを放置した例



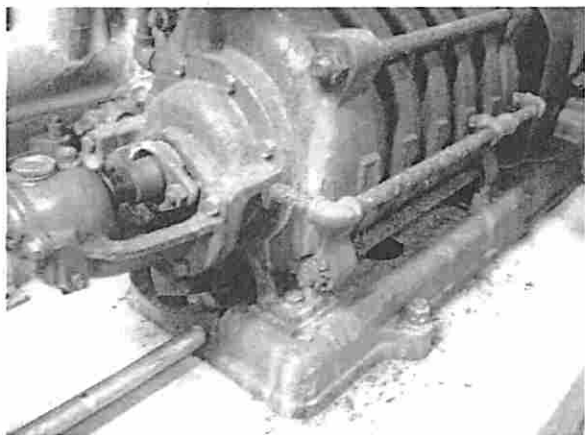
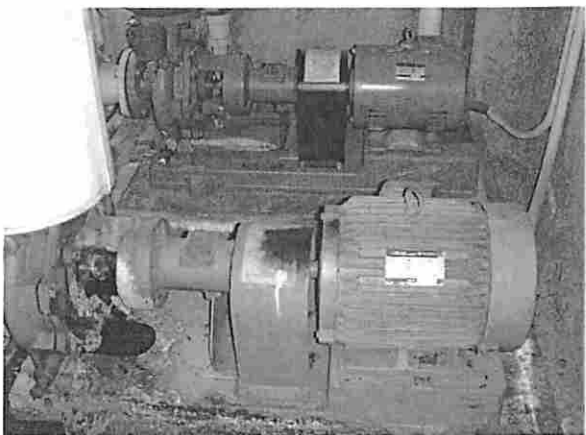
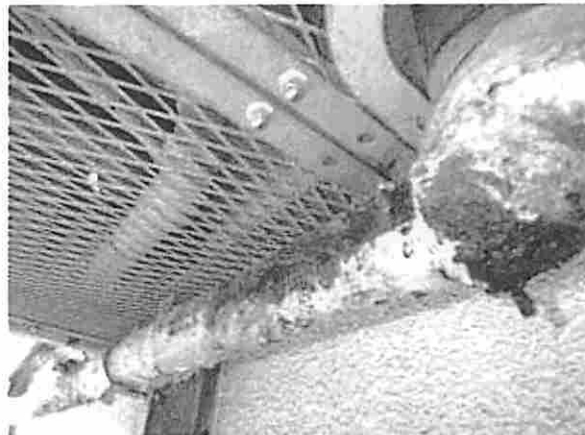
**漏水によって天井材が水を含み
重量を支えきれず落下**

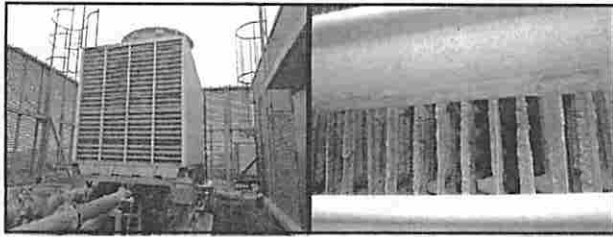


**強風により揭示板上部が台座付け根から倒壊
台座結合部の内部が錆びて劣化していた**

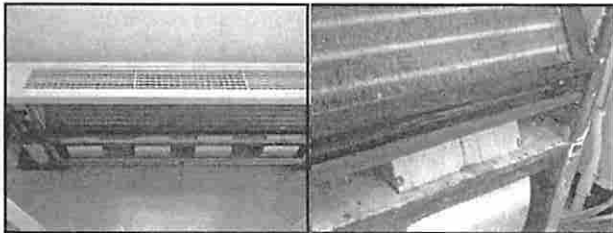


施設の劣化事例





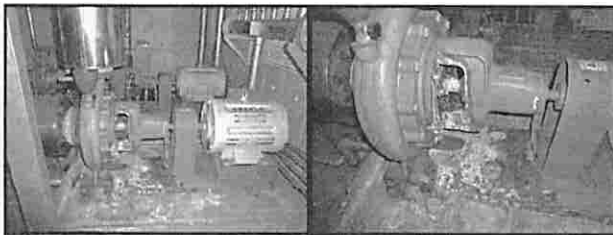
▲ 冷却塔



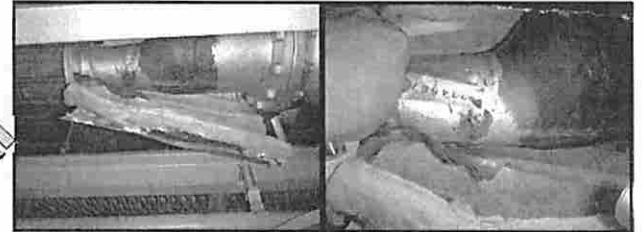
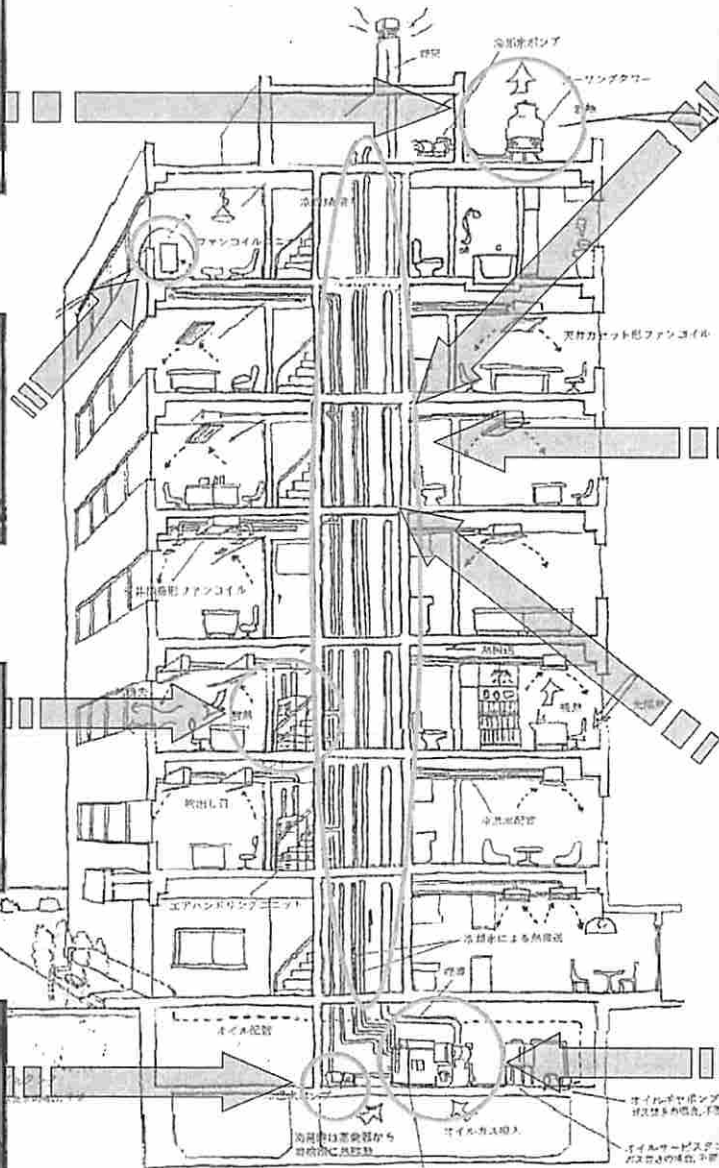
▲ ファンコイルユニット



▲ 空気調和機



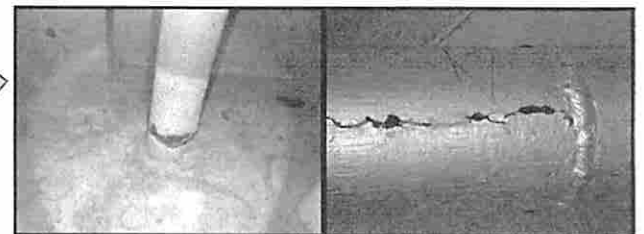
▲ 空調ポンプ



▲ 蒸気配管



▲ 空調配管



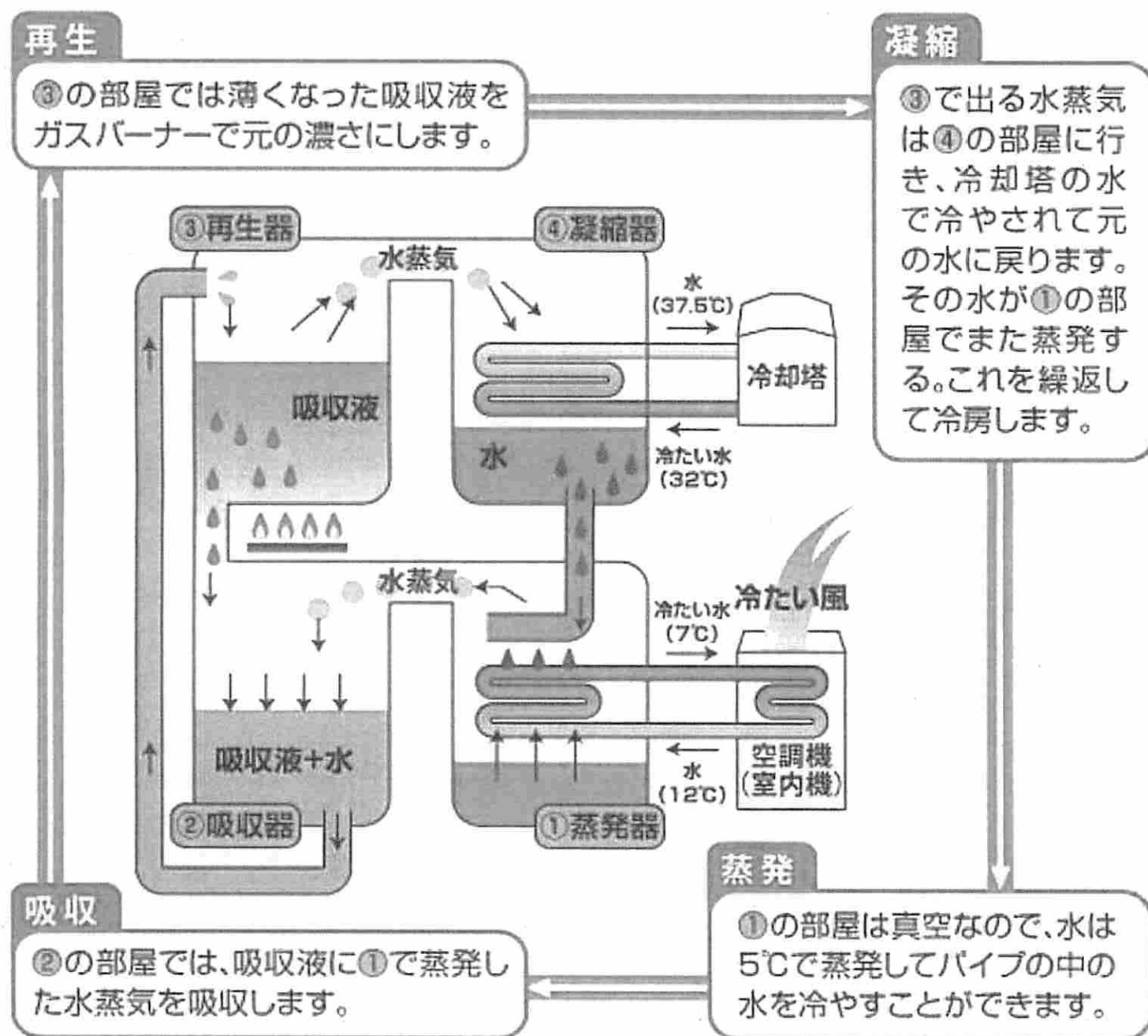
▲ 雨水配管



▲ 冷温水発生機

裁判所施設の機械設備老朽化状況

● ガス吸収式冷温水機の原理



再生

③の部屋では薄くなった吸収液をガスバーナーで元の濃さにします。

凝縮

③で出る水蒸気は④の部屋に行き、冷却塔の水で冷やされて元の水に戻ります。その水が①の部屋でまた蒸発する。これを繰り返して冷房します。

吸収

②の部屋では、吸収液に①で蒸発した水蒸気を吸収します。

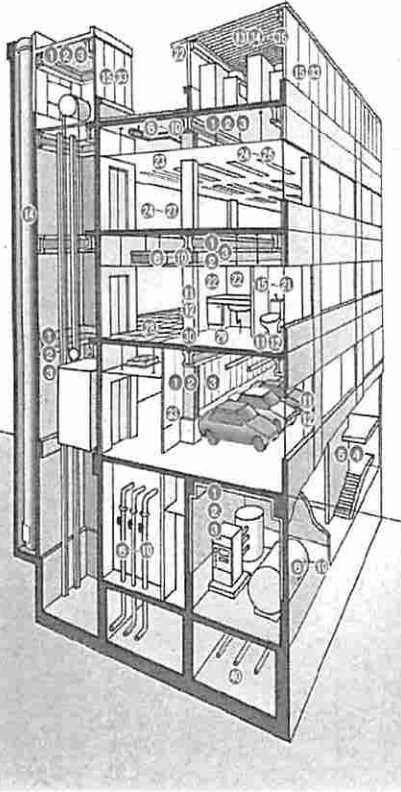
蒸発

①の部屋は真空なので、水は5°Cで蒸発してパイプの中の水を冷やすことができます。

アスベスト含有建材の使用部位例

<RC・S造>

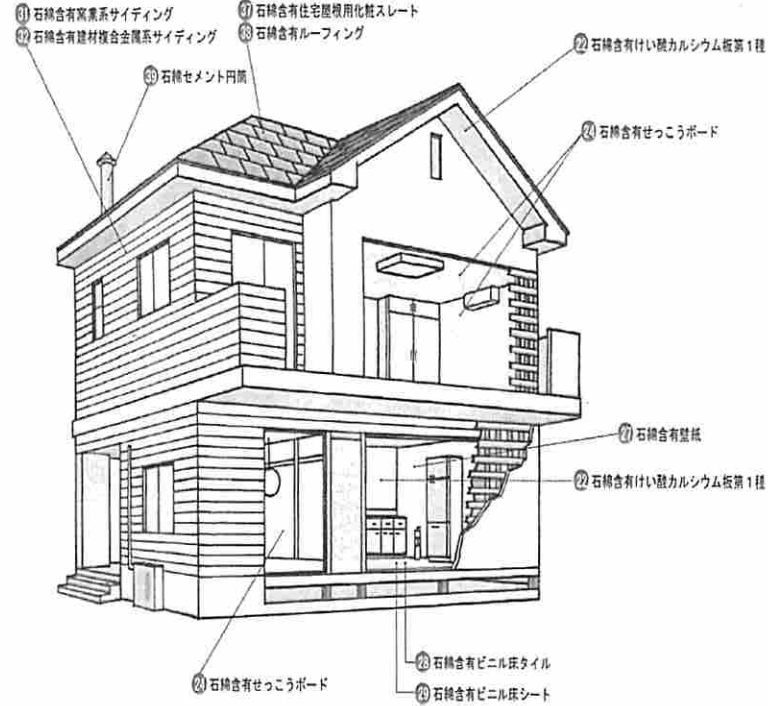
- ① 吹付け石綿……………P12
- ② 石綿含有吹付けロックウール…P14
- ③ 湿式石綿含有吹付け材……………P15
- ④ 石綿含有吹付けパーミキュライト……………P16
- ⑤ 石綿含有吹付けバーライト……………P17
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材……………P18
- ⑦ 石綿含有けい酸カルシウム保温材……………P18
- ⑧ 石綿含有パーミキュライト保温材……………P18
- ⑨ 石綿含有バーライト保温材……………P18
- ⑩ 石綿保温材……………P18
- ⑪ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種……………P20
- ⑫ 石綿含有耐火被覆板……………P21
- ⑬ 屋根用折板石綿断熱材……………P22
- ⑭ 煙突用石綿断熱材……………P23
- ⑮ 石綿含有スレートボード・フレキシブル板……………P24, 40
- ⑯ 石綿含有スレートボード・平板……………P24
- ⑰ 石綿含有スレートボード・軟質板……………P24
- ⑱ 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板……………P24
- ⑲ 石綿含有スレートボード・その他……………P24
- ⑳ 石綿含有スラグせつこう板……………P25
- ㉑ 石綿含有バルブセメント板……………P25



- ⑳ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種……………P26, 31, 39
- ㉒ 石綿含有ロックウール吸音天井……………P27
- ㉓ 石綿含有せつこうボード……………P28
- ㉔ 石綿含有バーライト板……………P29
- ㉕ 石綿含有その他パネル・ボード……………P29
- ㉖ 石綿含有壁紙……………P30
- ㉗ 石綿含有ビニル床タイル……………P32
- ㉘ 石綿含有ビニル床シート……………P34
- ㉙ 石綿含有ソフト巾木……………P35
- ㉚ 石綿含有窯業系サイディング……………P36
- ㉛ 石綿含有建材複合金属系サイディング……………P37
- ㉜ 石綿含有押出成形セメント板……………P38
- ㉝ 石綿含有スレート波板・大波……………P42
- ㉞ 石綿含有スレート波板・小波……………P42
- ㉟ 石綿含有スレート波板・その他……………P42
- ㊱ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート……………P43
- ㊲ 石綿含有ルーフィング……………P44
- ㊳ 石綿含有セメント円筒……………P45
- ㊴ 石綿含有セメント管……………P46

アスベスト含有建材の使用部位例

<戸建て住宅>



- ㉑ 石綿含有窯業系サイディング
- ㉒ 石綿含有建材複合金属系サイディング
- ㉓ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ㉔ 石綿含有ルーフィング
- ㉕ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ㉖ 石綿含有せつこうボード
- ㉗ 石綿含有壁紙
- ㉘ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- ㉙ 石綿含有スレート波板・大波
- ㉚ 石綿含有スレート波板・小波
- ㉛ 石綿含有スレート波板・その他
- ㉜ 石綿含有住宅屋根用化粧スレート
- ㉝ 石綿含有ルーフィング
- ㉞ 石綿含有セメント円筒
- ㉟ 石綿含有セメント管
- ㊱ 石綿含有せつこうボード
- ㊲ 石綿含有ビニル床タイル
- ㊳ 石綿含有ビニル床シート

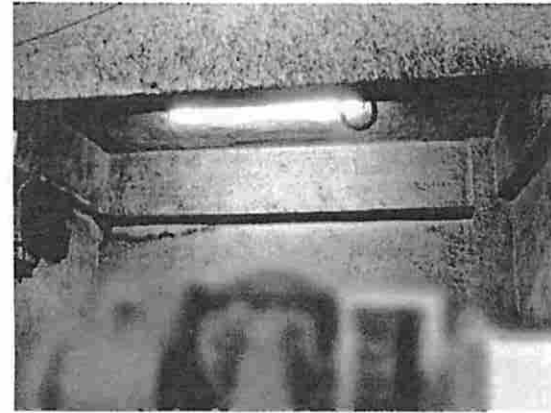
レベル1 吹付け材

吹付け材

1.吹付け石綿



鉄骨耐火被覆材



機械室
吸音材



天井断熱材

〈主な使用部位と用途〉

- ・鉄骨耐火被覆材
- ・天井断熱材
- ・機械室吸音材
- ・鉄骨造以外の戸建住宅への使用例は少ない

〈特徴〉

- ・石綿の含有率が60～70%と多い
- ・経年変化等により石綿の飛散性が高くなる

レベル2 保温材・耐火被覆材・断熱材

保温材(配管エルボ、ボイラー等)

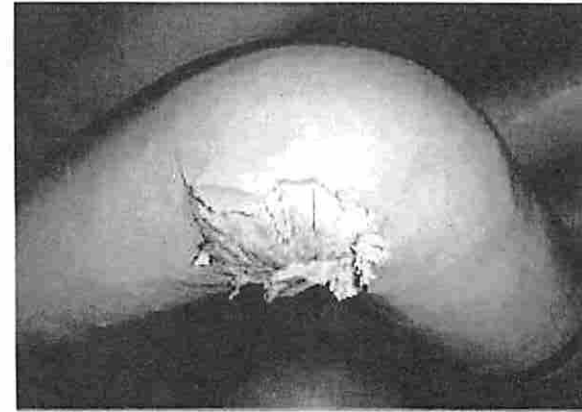
- 6.石綿含有けいそう土保温材
- 7.石綿含有けい酸カルシウム保温材
- 8.石綿含有パーミキュライト保温材
- 9.石綿含有パーライト保温材
- 10.石綿保温材



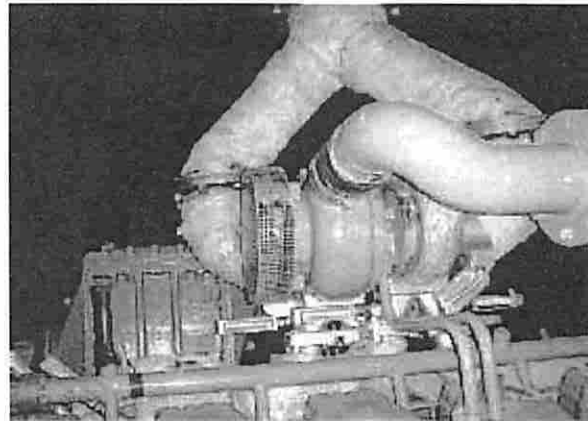
ボイラー
の保温材

〈主な使用部位と用途〉

- ・ボイラー、タービン、化学プラント、焼却炉等、
熱を発生する部分、熱を搬送するためのダクト、
エルボ部分の保温を目的とする



配管エル
ボの保温
材①

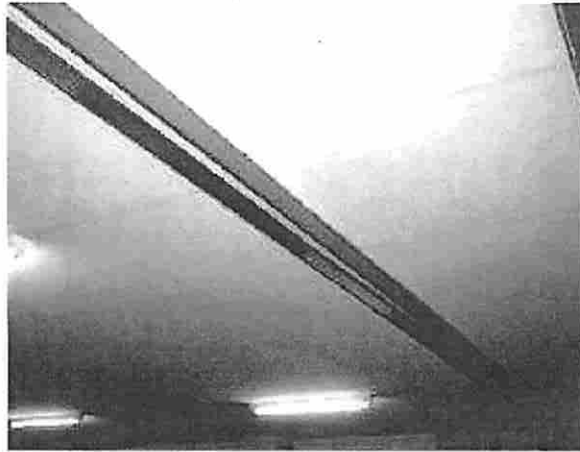


配管エル
ボの保温
材②

レベル3 その他アスベスト含有建材(成形板等)

内装材(壁、天井)

22. 石綿含有けい酸カルシウム板第1種



天井

〈主な使用部位と用途〉

- ・一般建築物の天井材、壁材として使用されている
- ・外装では、軒天井材とその関連部材、準防火地域での軒裏などに使用されている

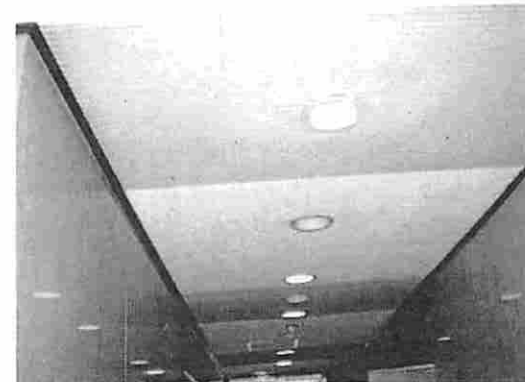
〈特徴〉

- ・軽量で耐火性、断熱性に優れている

23. 石綿含有ロックウール吸音天井板



天井



リップ付き
岩綿吸音
板

〈主な使用部位と用途〉

- ・内装材としては天井材、外装材としては軒天井材に使用されている

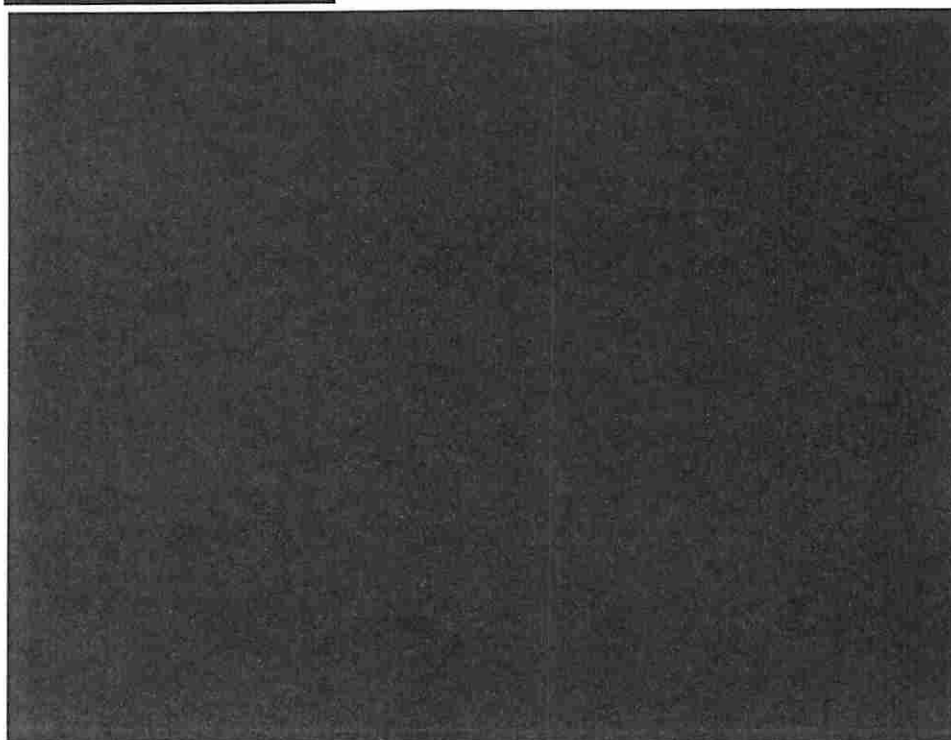
〈特徴〉

- ・一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の天井に不燃・吸音天井板として多く使われている

①



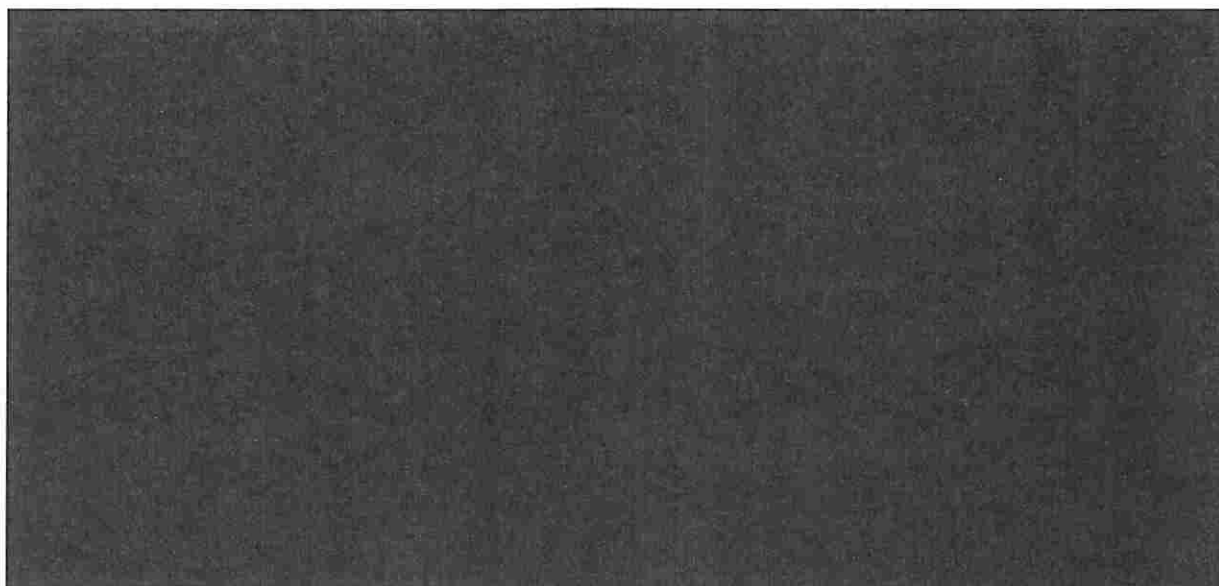
写真



②-1



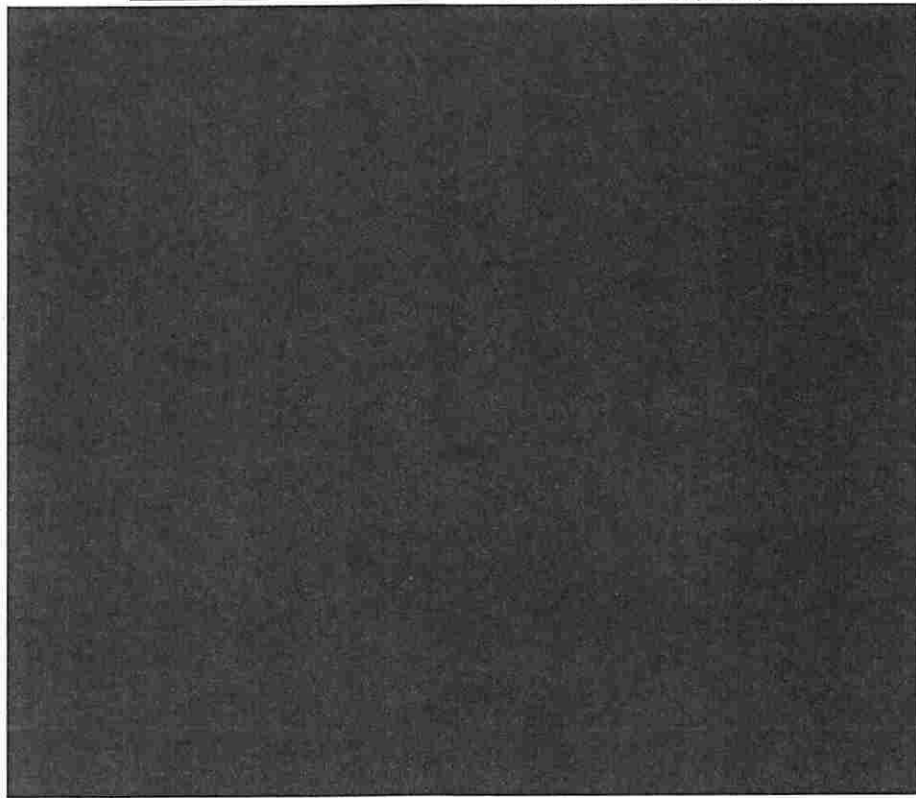
平面図



②-2



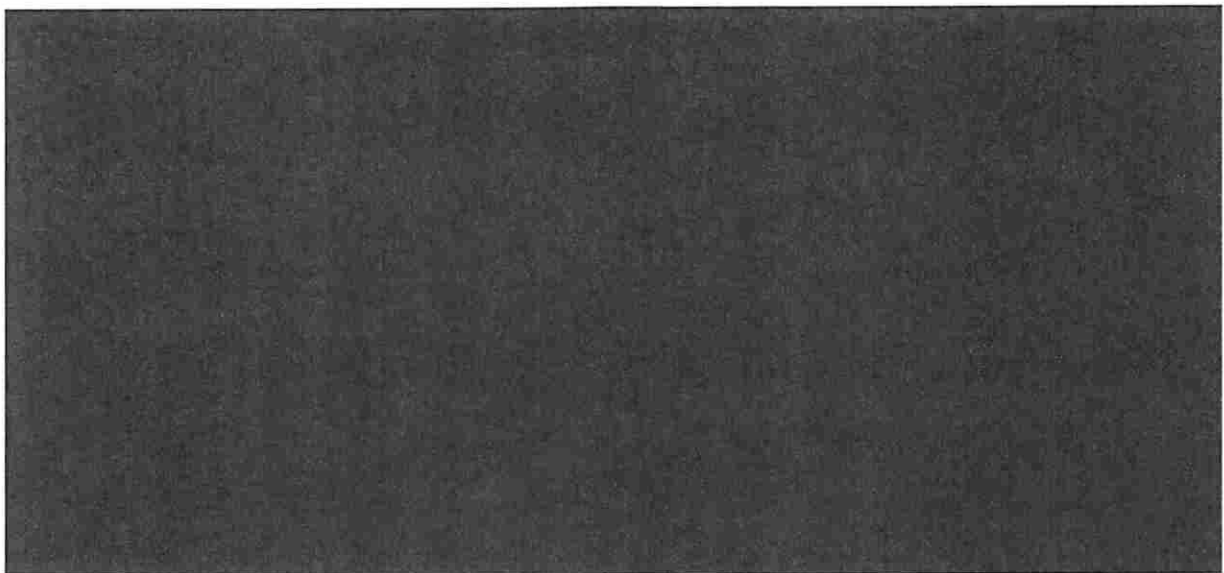
室内配置図



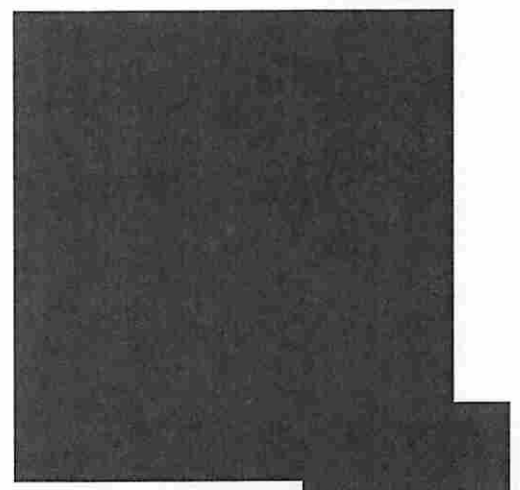
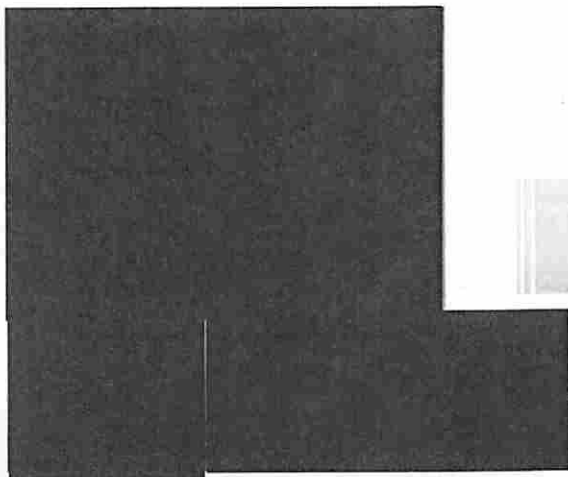
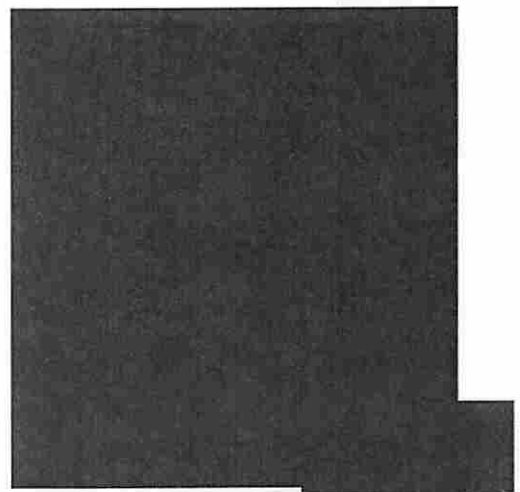
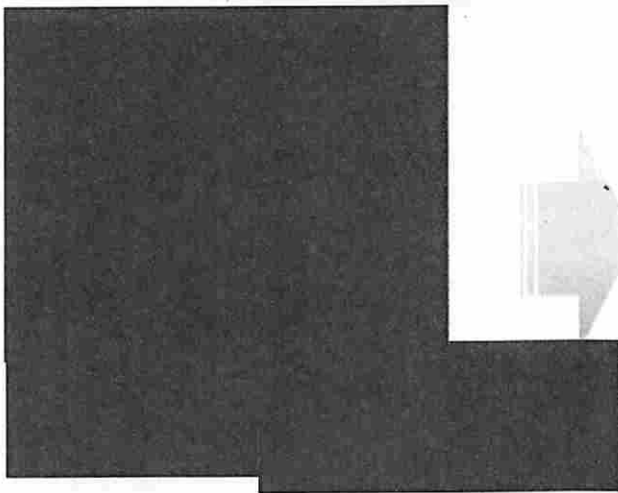
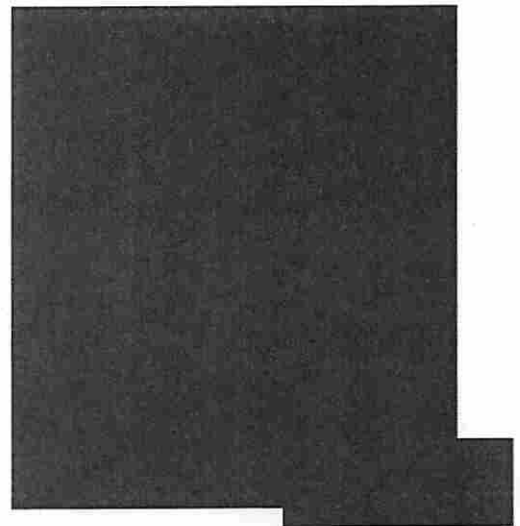
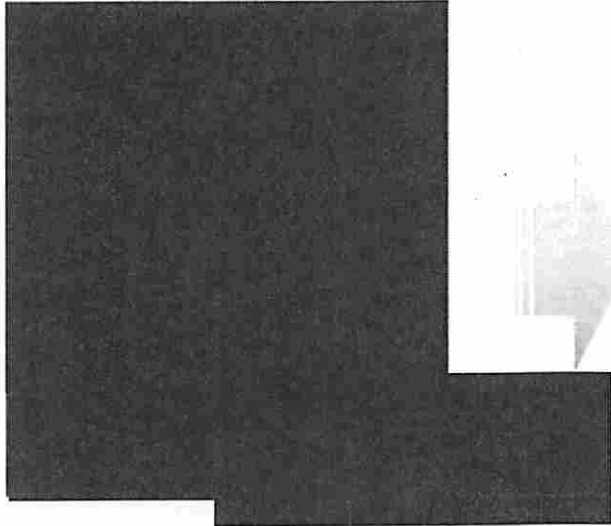
②-3



展開図(窓側)



身柄の逃走防止対策等



(訟ろ－06)

平成28年3月23日

高等裁判所事務局長 殿
地方裁判所事務局長 殿
家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局経理局総務課長 篠田 賢治
最高裁判所事務総局刑事局第二課長 福島 直之
最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和波 宏典

裁判所庁舎における逃走等防止策について（事務連絡）

平成26年に発生した [] からの逃走事故を受け、各庁において、施設・運用の両面から [] を確認するとともに、参考となる改善策等があれば随時当庁に対して報告していただいているところです。報告を受けた内容からは、各庁において、丁寧な確認・点検が行われ、職員間はもとより身柄を取り扱う関係機関との間でも問題意識を共有し、施設・運用の両面で改善が進んでいるものと考えています。

もっとも、逃走及び加害行為（自傷行為を含む。）の防止は、一度確認を行えば実現できるというものではありません。今後とも、裁判部と事務局が緊密に連携しながら、多角的な視点からの確認及び改善を継続的に行っていく必要があります。

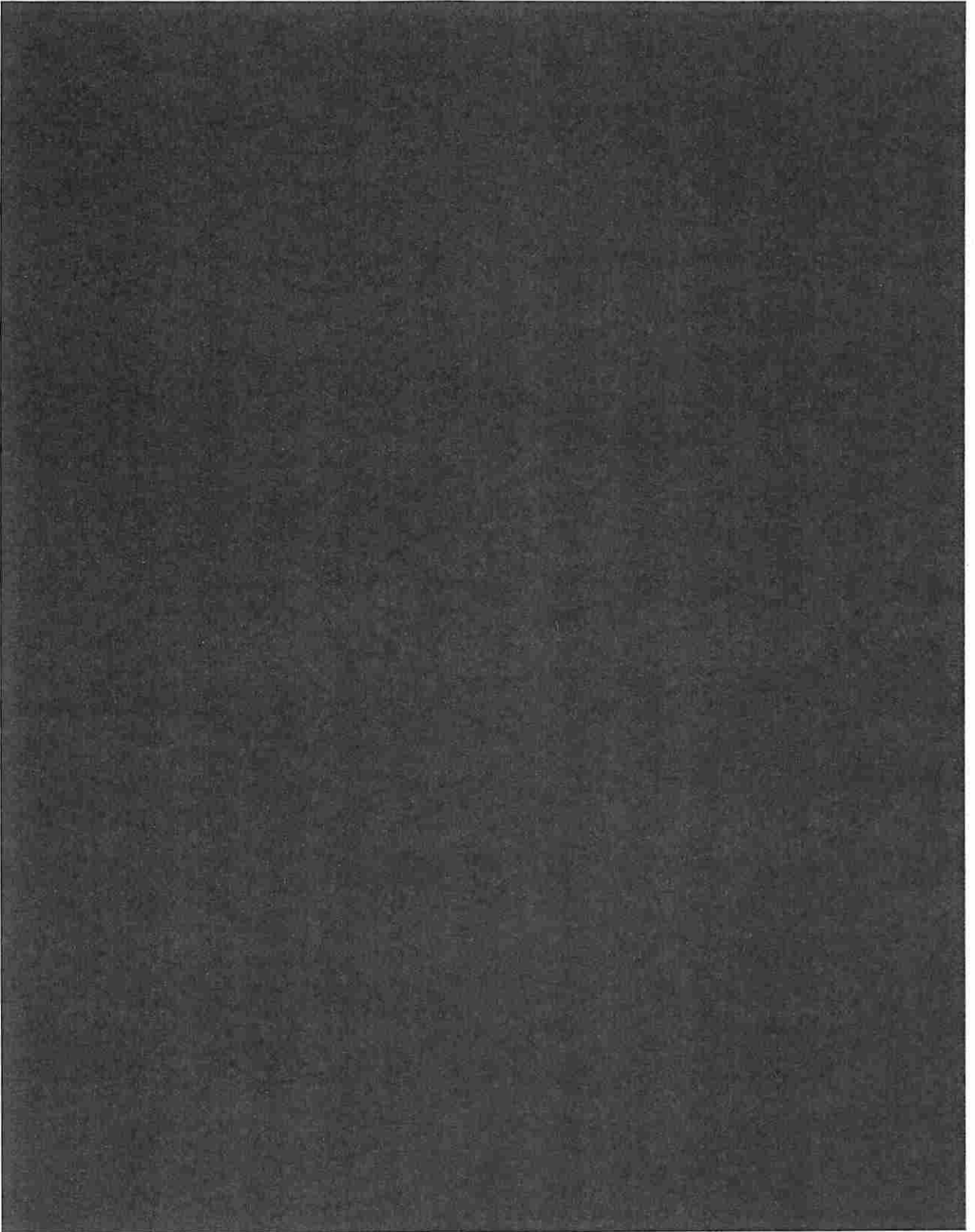
つきましては、刑事局及び家庭局から従前提供した確認の際の視点について、別紙1及び別紙2のとおり、各庁から報告を受けた改善例・工夫例のうち他庁にも参考になるとと思われるもの（通常行っていると思われる改善例等は除く。）を付記した上で改めてお示しするとともに、各庁の報告から浮かび上がった、他庁にも参考になるとと思われる確認の際の新たな視点及びその具体的な改善例・工夫例を別紙3のとおり取りまとめましたので、今後、各庁において確認・点検を行う際の参考に

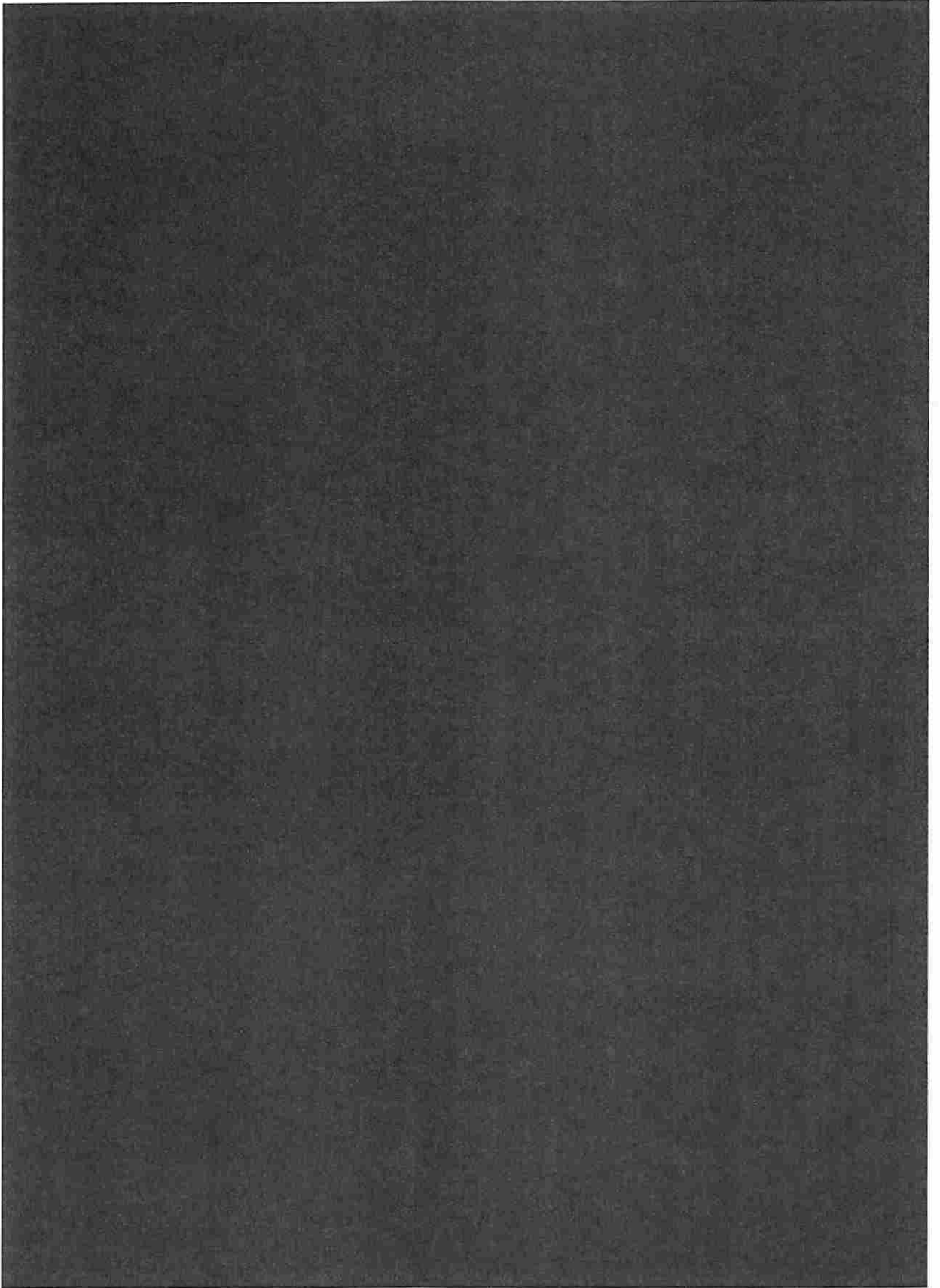
してください。

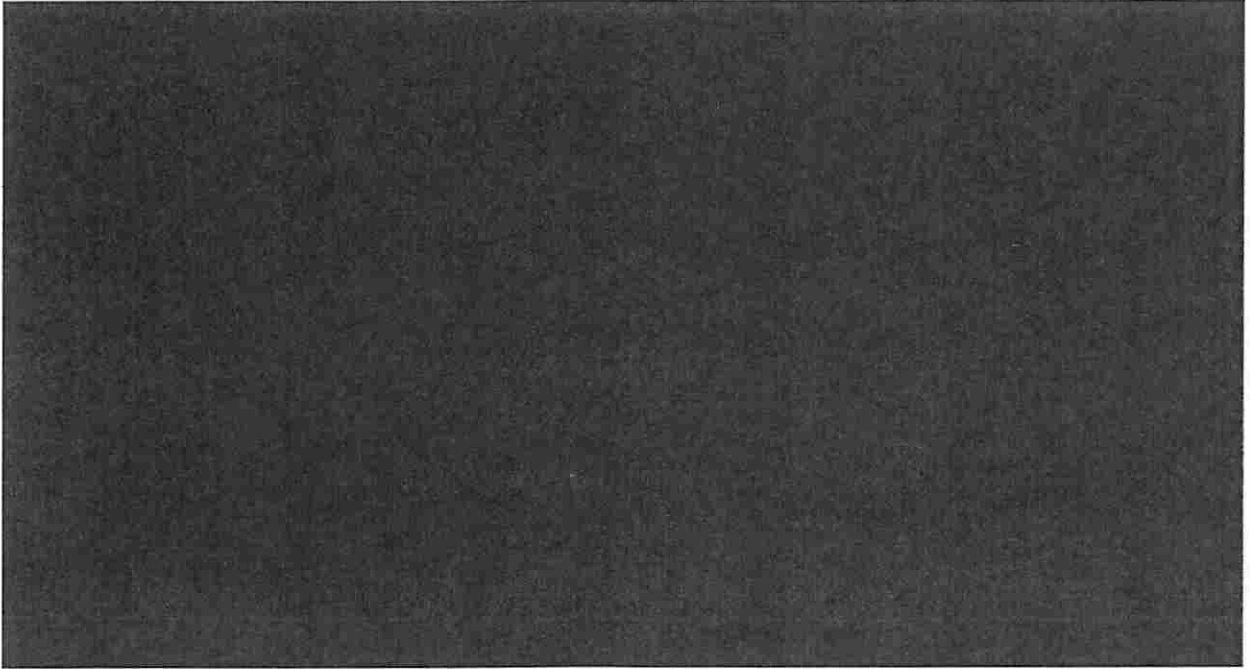
なお、今後の各庁における確認・点検作業において、新たに施設面での対策が必要であると判断し、その改修内容に、 内の排煙設備の変更や、避難経路上の扉、錠の新設や仕様変更等、技術的に考慮すべきものがある場合（すなわち、庁舎整備基準に照らし、改修内容の相当性が一義的に明らかな場合、既存機器等の更新の場合や補助錠を設置する場合等以外の場合）には、高等裁判所事務局会計課を經由して経理局営繕課に相談してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所事務局長からお知らせください。

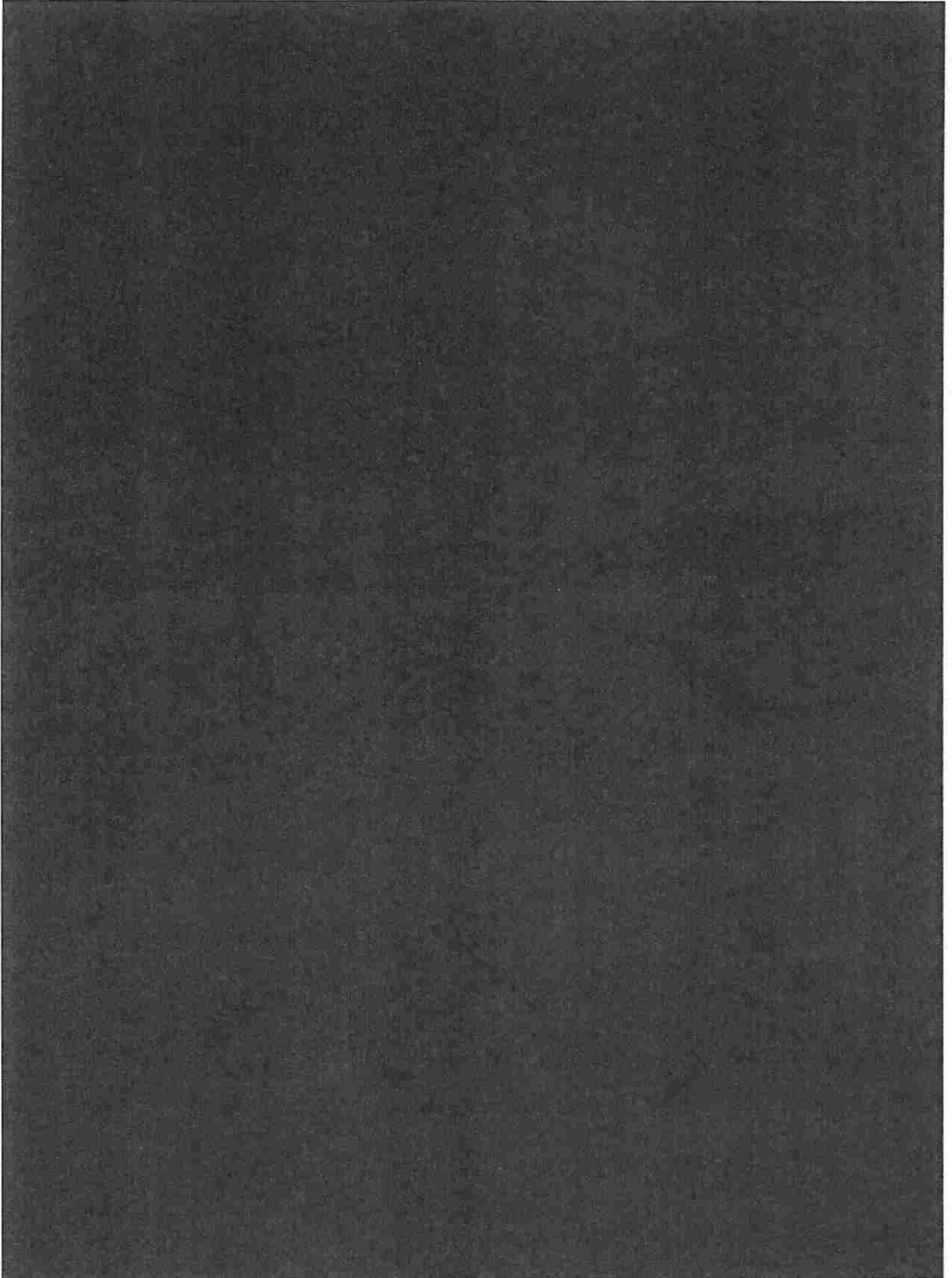
(別紙 1)

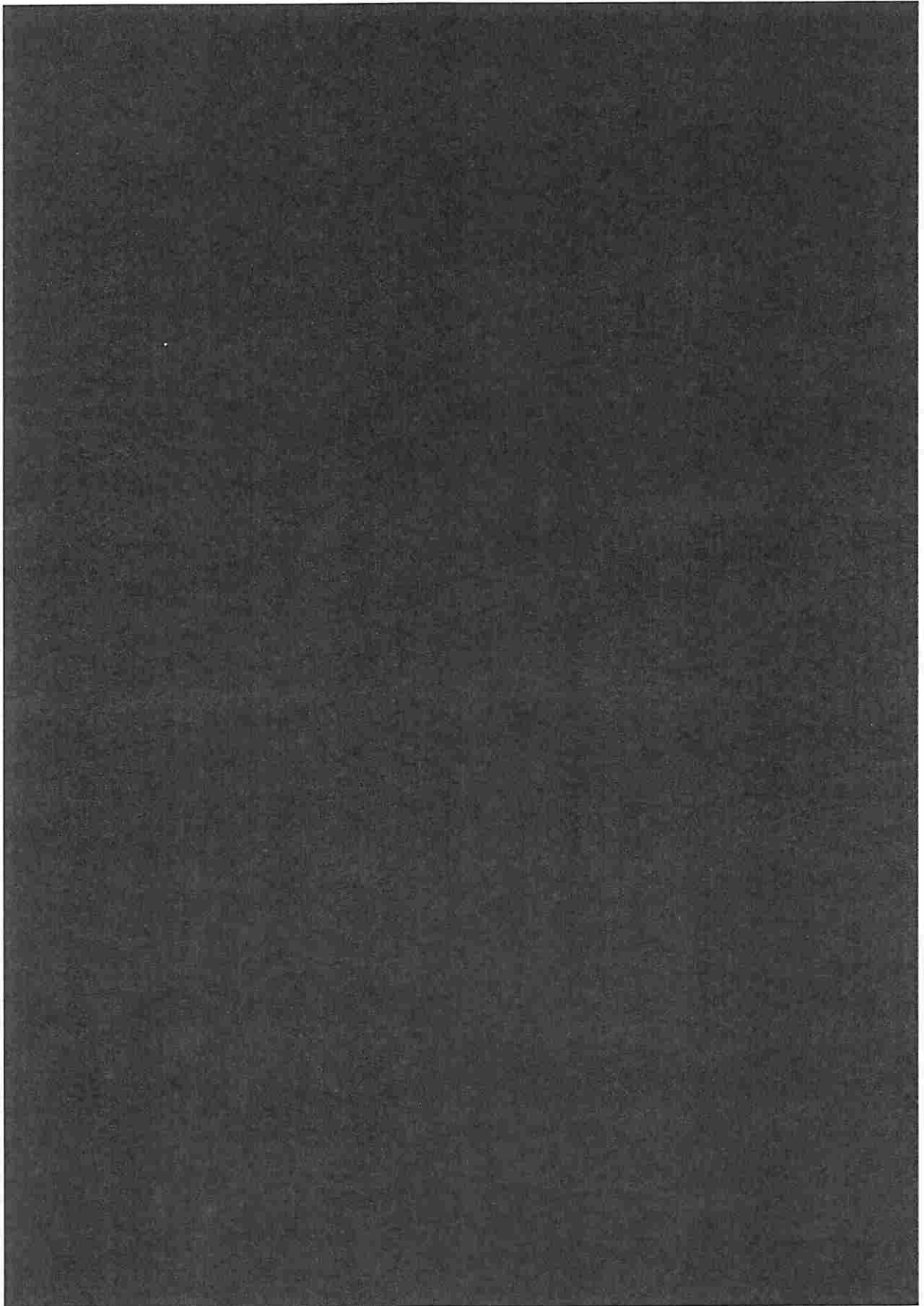


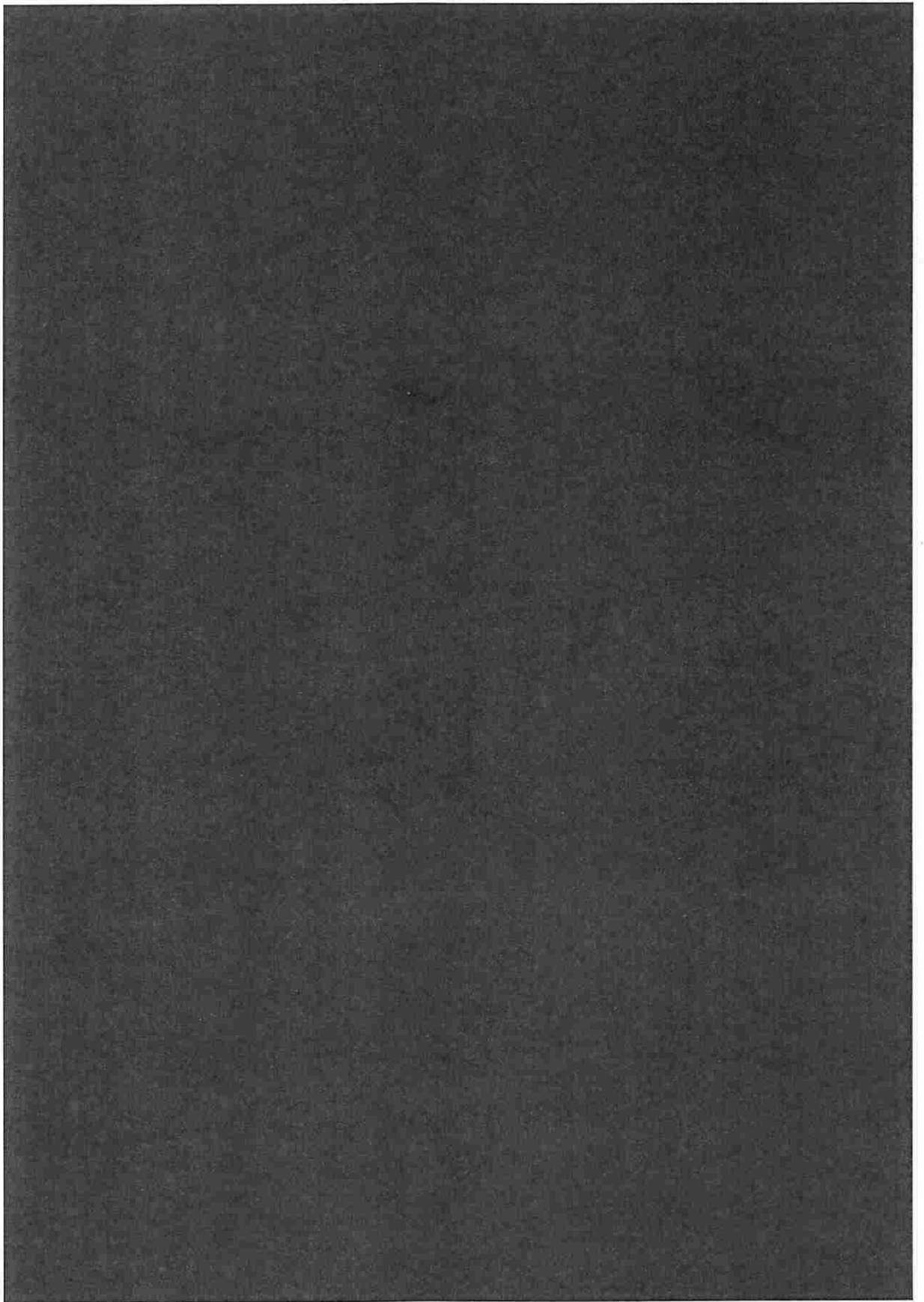


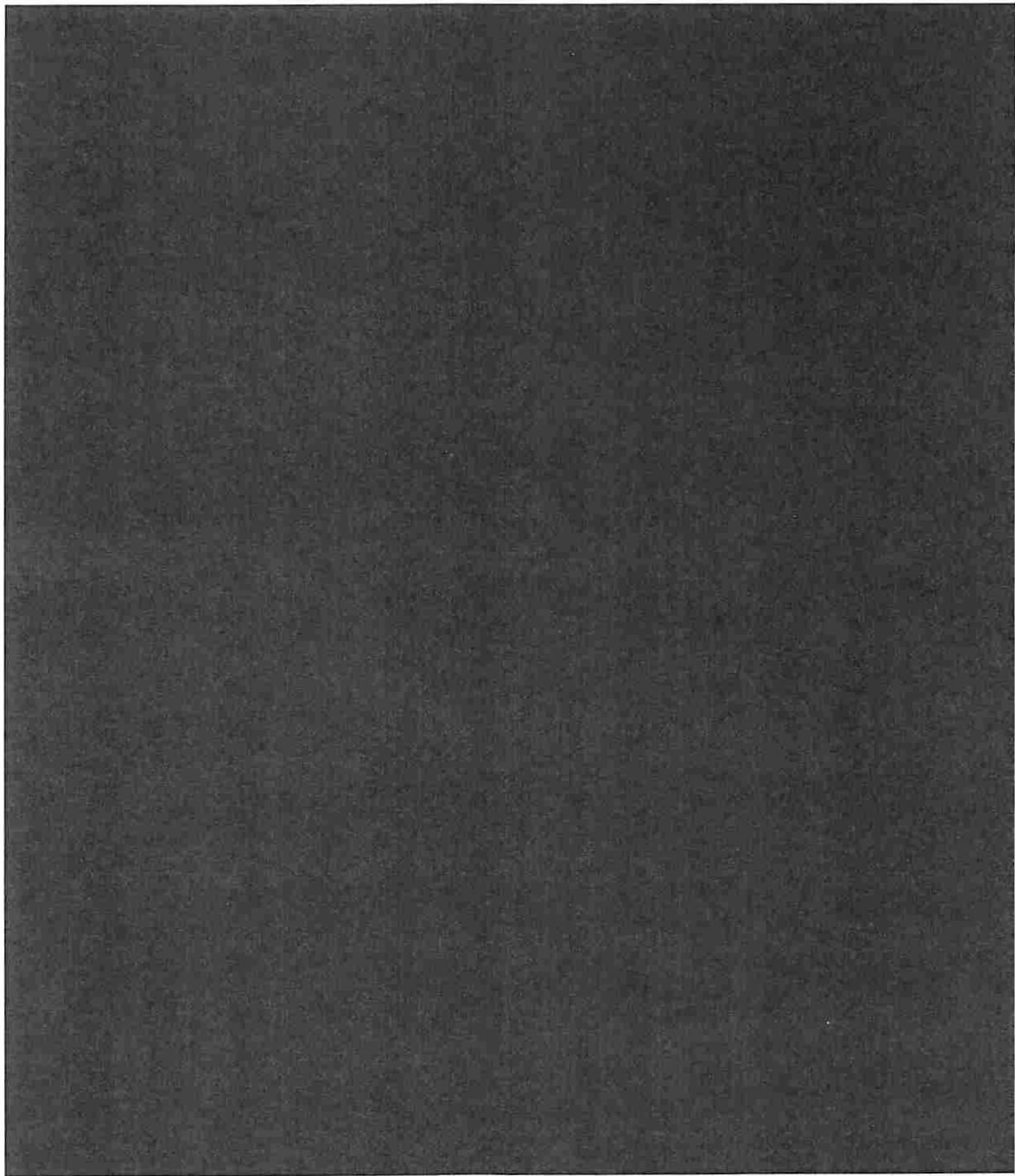


(別紙 2)

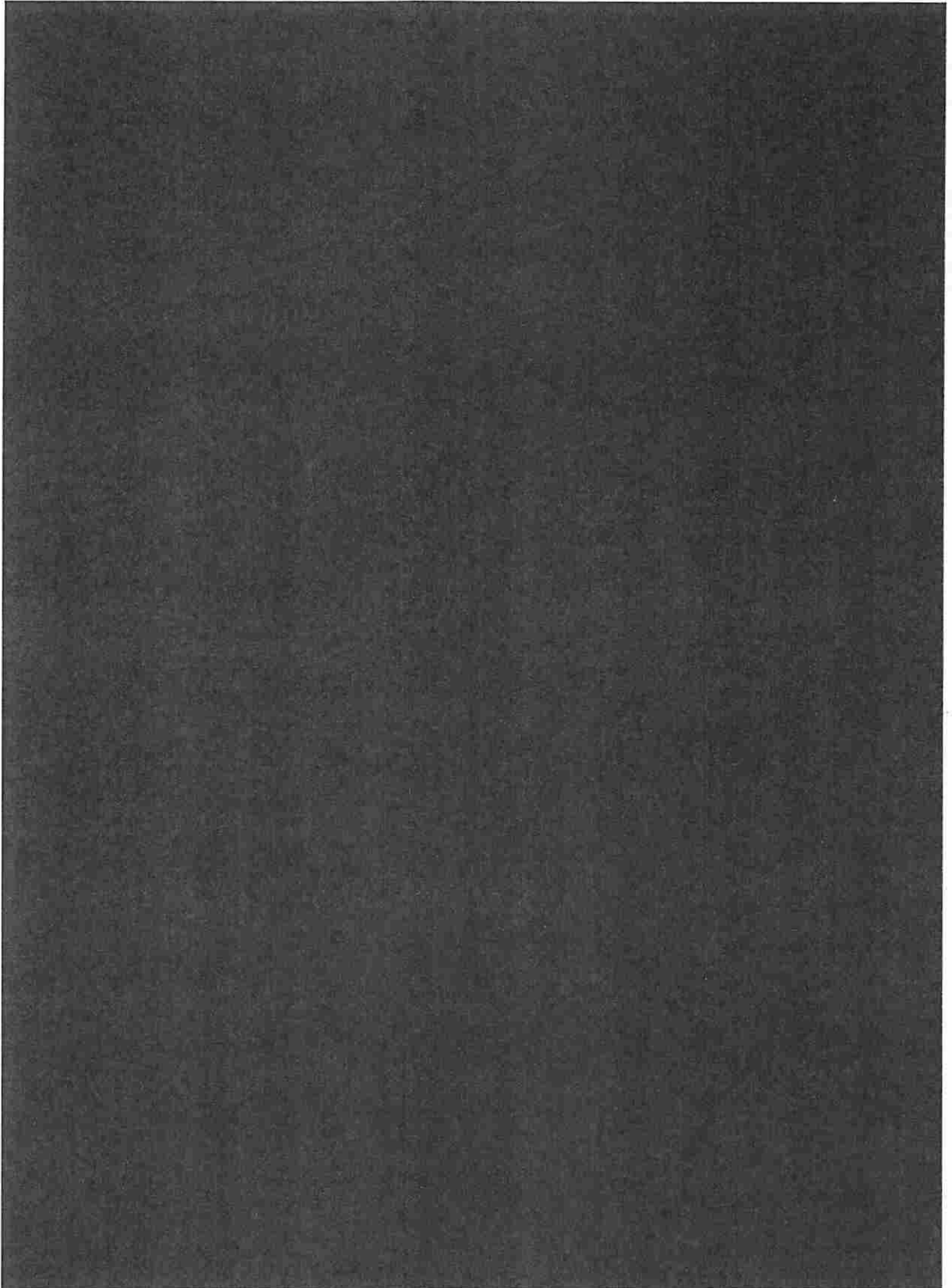


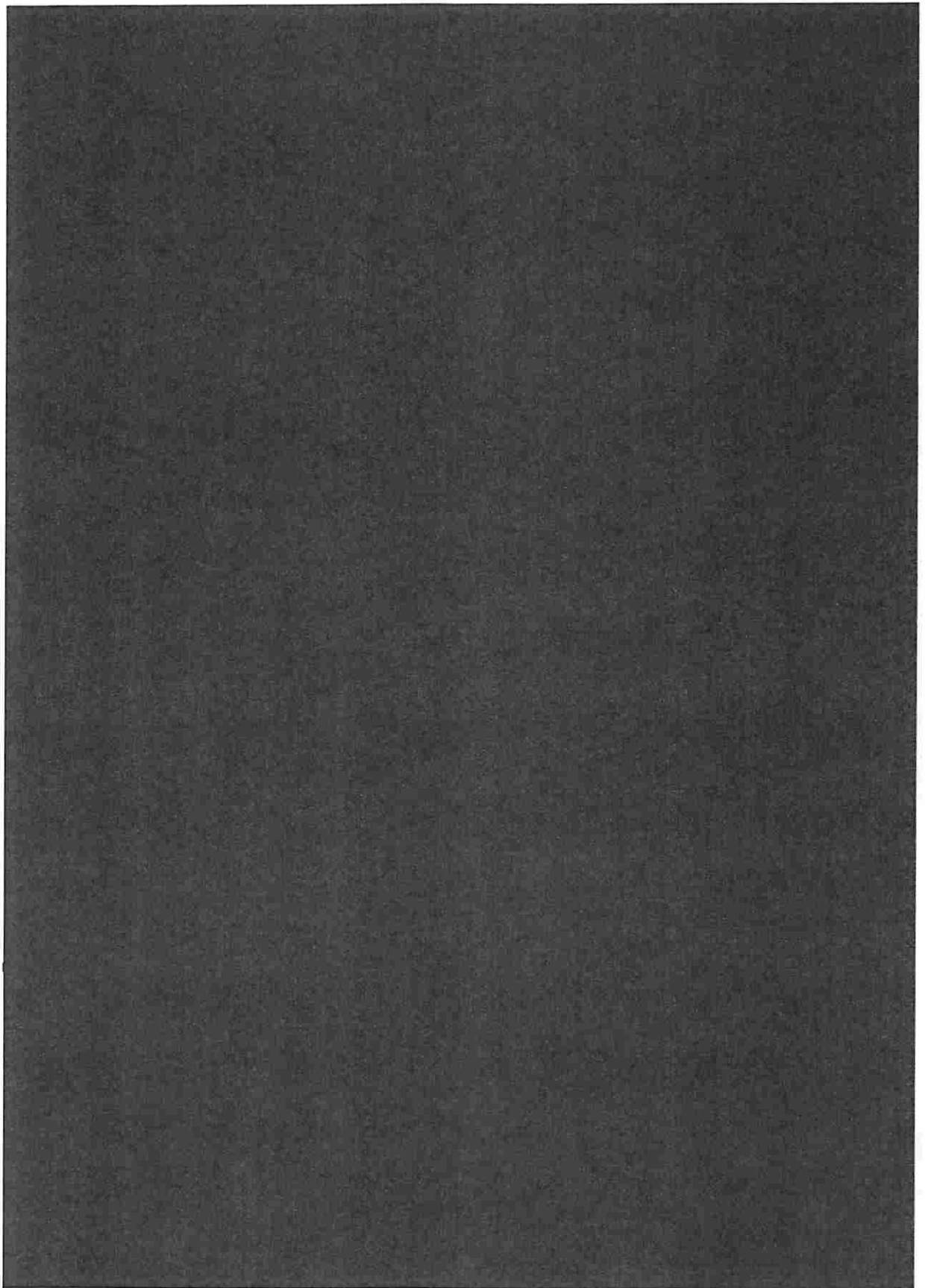


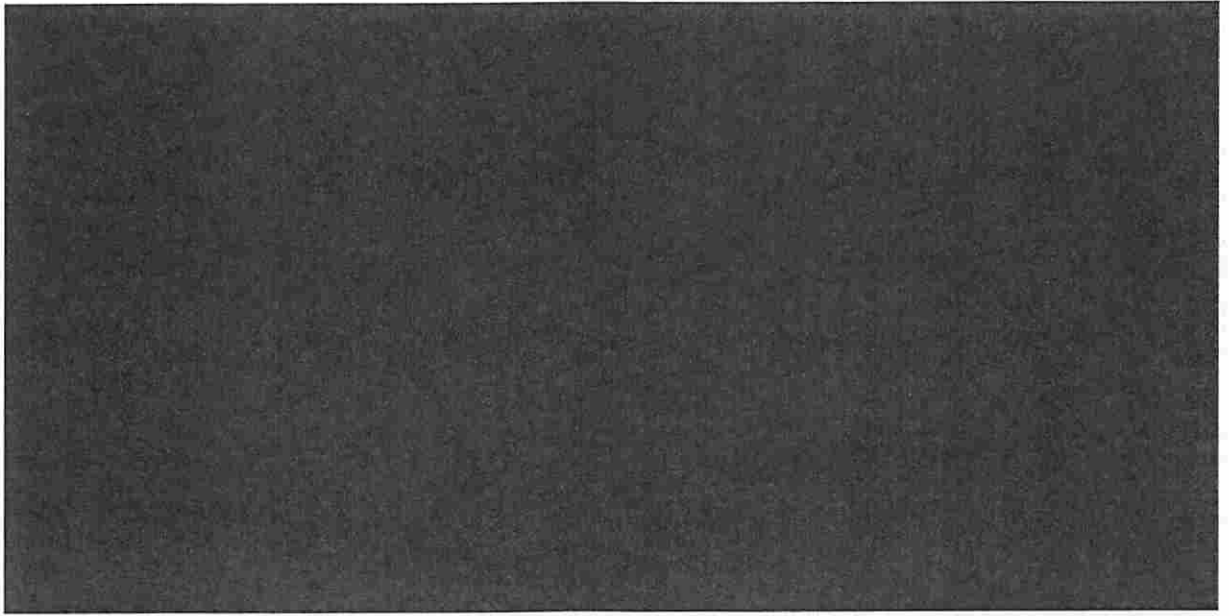




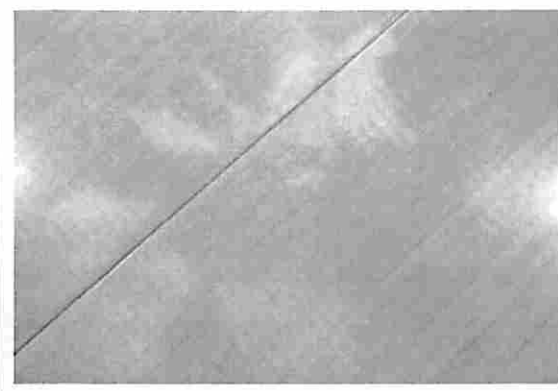
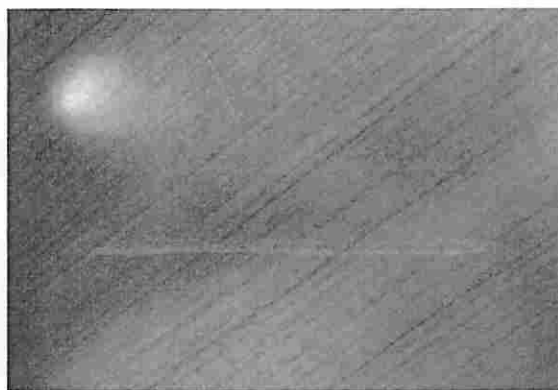
(別紙 3)





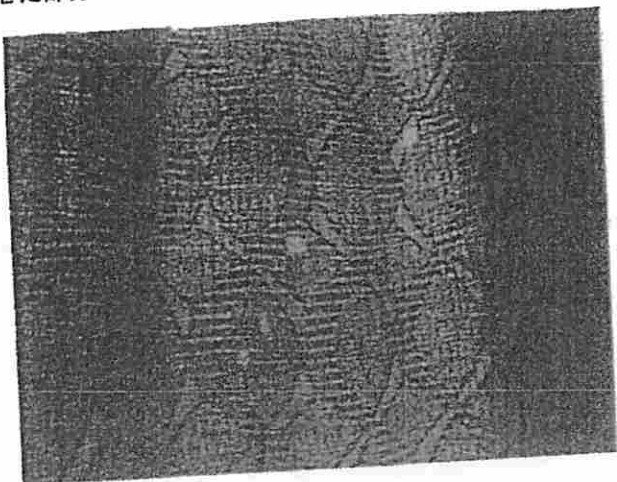
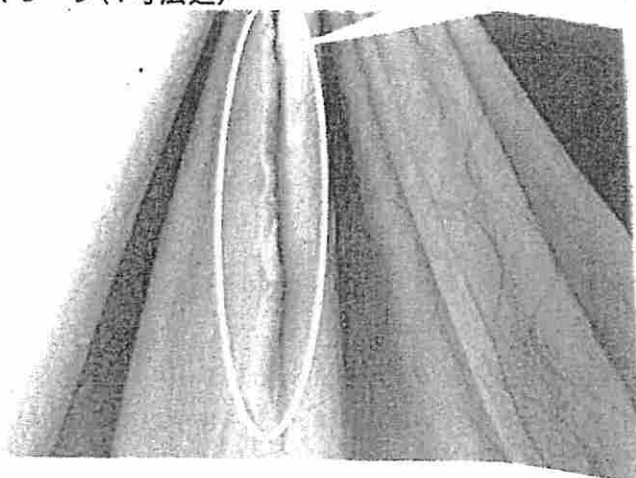


ラウンドテーブルの傷の例

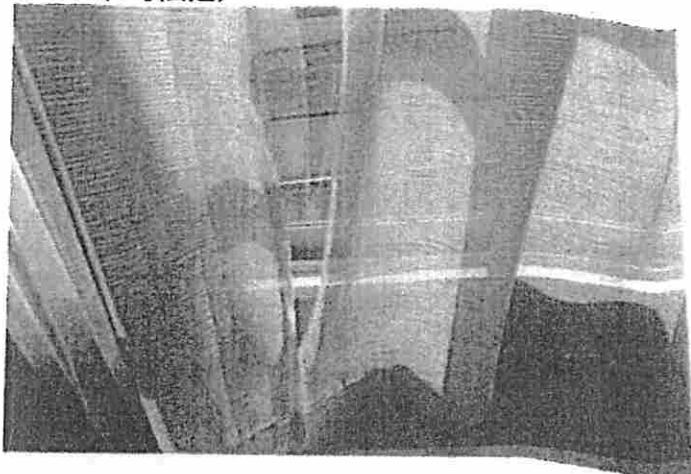


ドレープ(1号法廷)

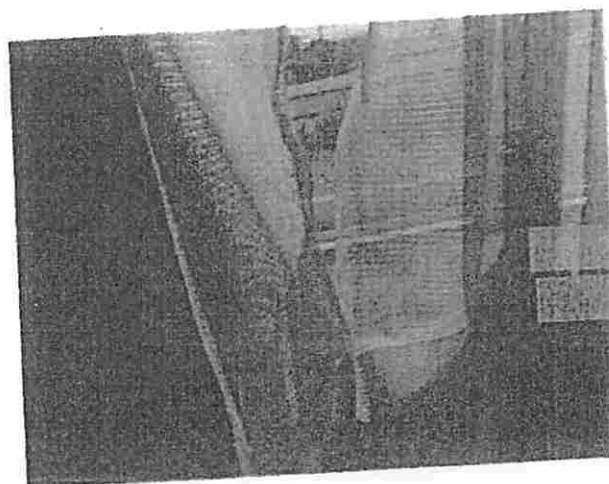
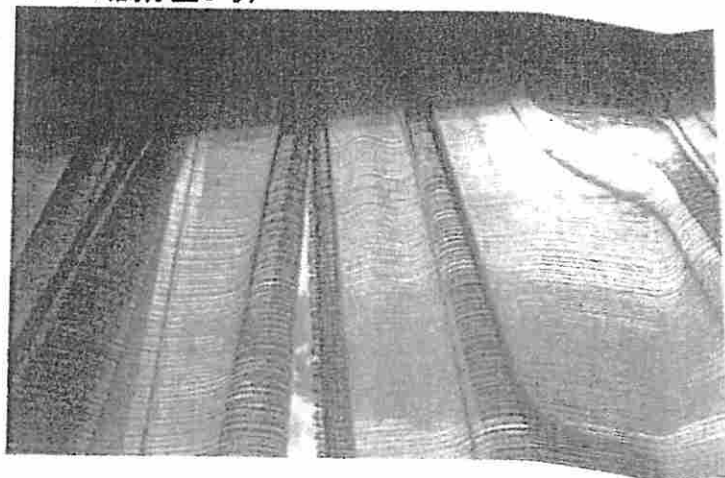
裂けたところを縫い合わせた部分です。

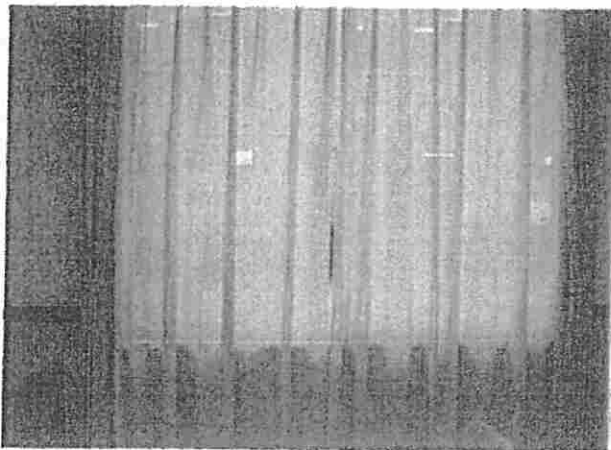
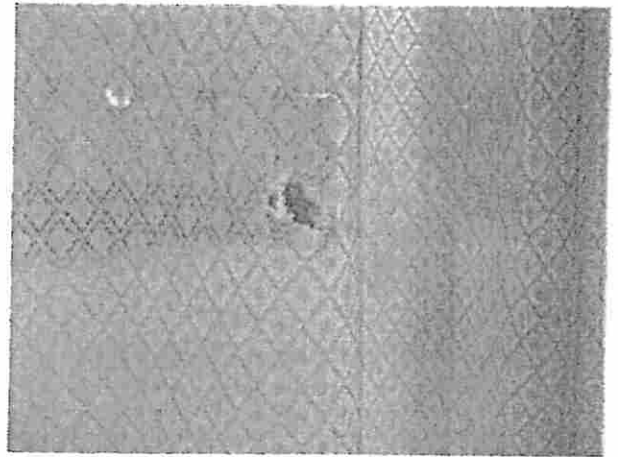
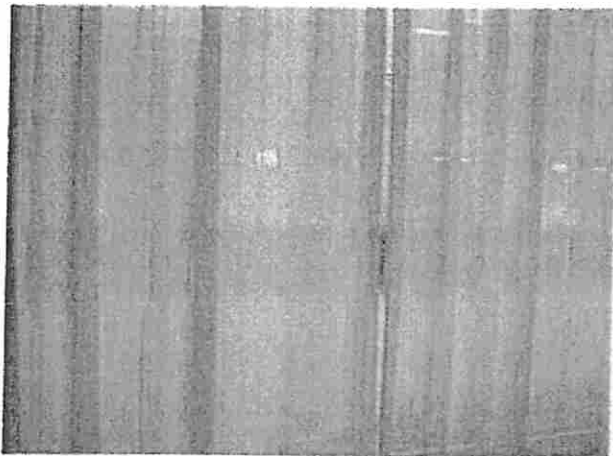
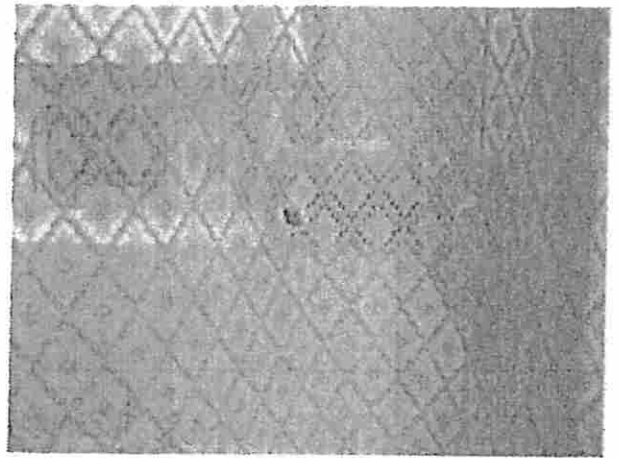
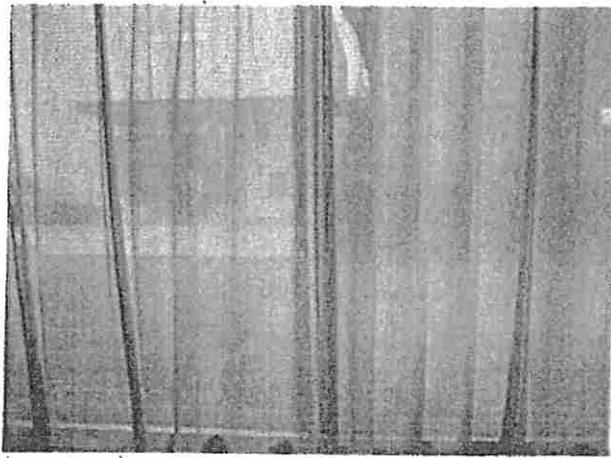
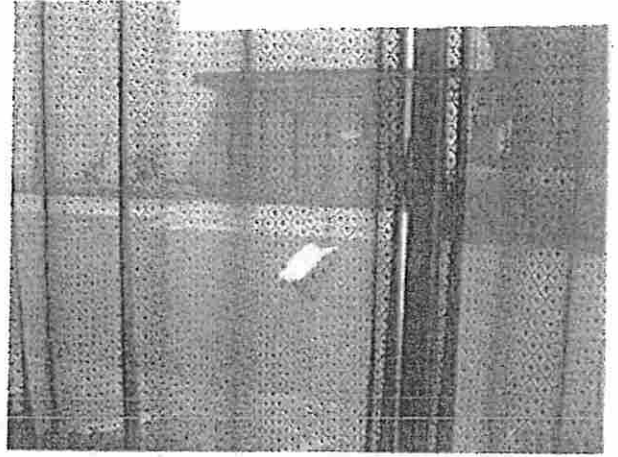
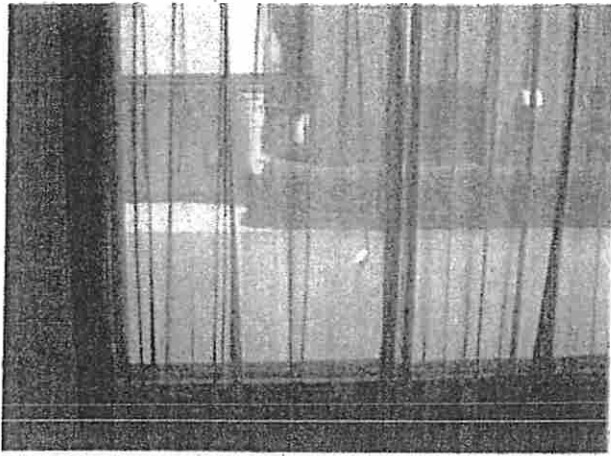


レース(1号法廷)

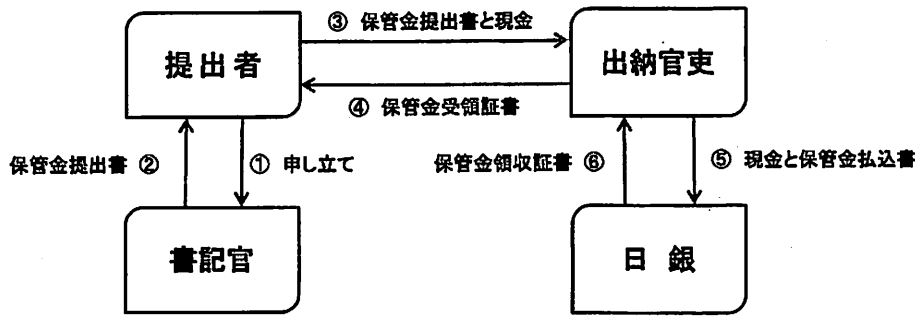


レース(調停室3号)

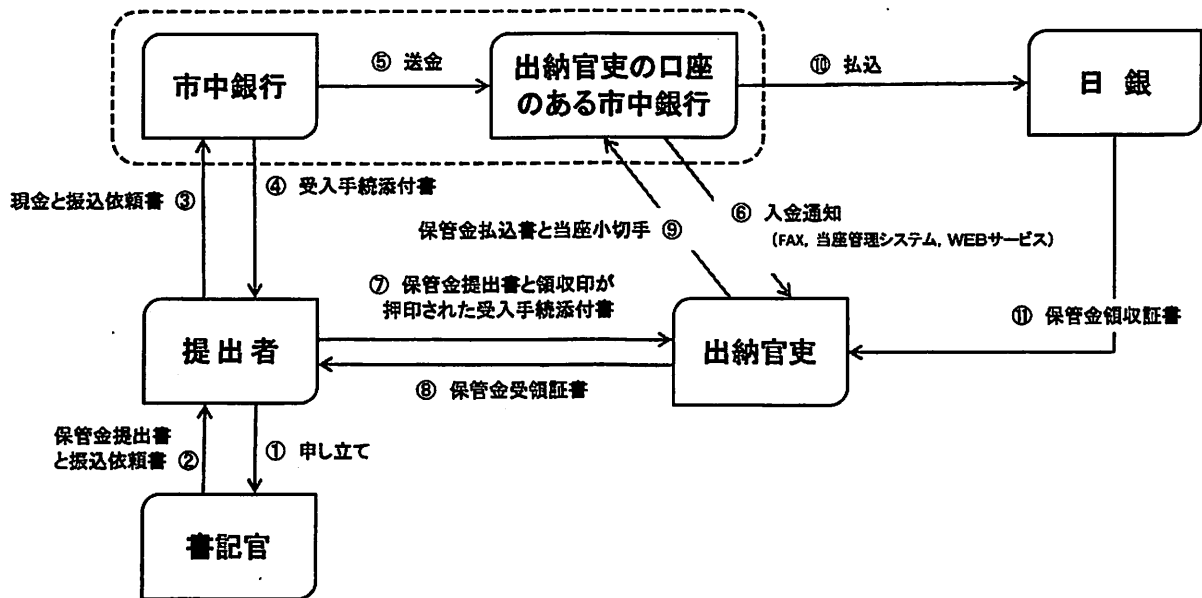




【現金納付】



【当座納付】



【電子納付】

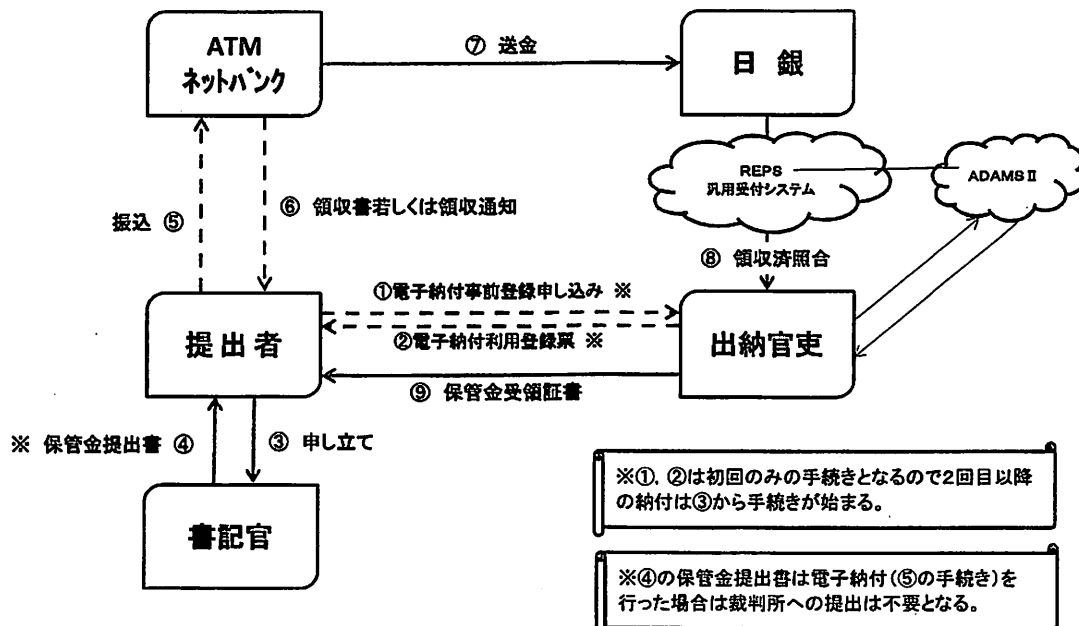


図1

保管金受払日計表

出力日 平成 年 月 日
〇〇〇 裁判所 〇〇 支部

平成 年 月 日分

		前日残	受入/戻入		払込/払戻		支払		残高(円)
		金額(円)	件数	金額(円)	金額(出)(円)	金額(入)(円)	件数	金額(円)	
現金	手許保管	a	()	d	h	j		k	a+d+j-h-k
	市中銀行	b	()	e	i				b+e-i
預金	日銀納付	c	()	f	j	h+i	()	l	c+f+(h+i)-j-l
	電子納付		()	g					
合計									

※ ()は内数であり、システム出力の欄外参照

a, b, c欄 = 前日日計表の残高

d欄 = 当日の現金による受入

e欄 = 当日の当座預金口座からの受入(受入手続添付書)(=当座預金受払日計表 e 欄)

f欄 = 当日の預金による受入(保管金を提出すべき者の日銀への振込, 保管替え)

g欄 = 当日の電子納付による受入(通常は翌日の12:50以降に反映する) f欄の内数

h欄 = 現金を日銀に払い込んだ金額(現金払込)

i欄 = 当座預金口座から日銀に払い込んだ金額(当座払込) = 当座預金受払日計表 f 欄

j欄 = 現金化するために振り出した自己宛小切手の金額 = 日銀から手許保管となった現金の金額

k欄 = 現金で支払った金額

l欄 = 小切手及び振込で支払った金額

図2

当座預金受払日計表

出力日 平成 年 月 日
〇〇〇 裁判所 〇〇 支部

平成 年 月 日分

区分	繰越高(円)	受入(円)	支払(円)	残高(円)	備考
預金	a	d	f	a+d-f	
内訳	確認済額	b	e	b+e-f	受入額のうち前日まで確認未済額 ¥0
	確認未済額	c	d	c+d-e	受入額は右組戻額を減じた額 ¥0

a, b, c欄 = 前日日計表の残高

d欄 = 当日の当座預金口座振込入金額 - 当日組戻額

e欄 = 当日受入した金額

f欄 = 当座預金口座から日銀に払い込んだ金額(当座払込) = 保管金日計表 i 欄

確認済額欄の備考欄; 受入額のうち前日まで確認未済額 = 当日受入のうち前日までに入金があった額

確認未済額欄の備考欄; 受入額は右組戻額を減じた額 → 当日の組戻額

保管金提出書 (兼還付請求書)				管理番号	第050-006-920号						
				受入年月日	平成 年 月 日						
種目	民事予納金	主任書記官印		係書記官	田中 一郎 民事第1部 印						
事件番号	平成17年(ワ)第575号										
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	2	0	0	0	0	0
※提出年月日	平成 年 月 日										
※提出者	住所	〒112-0016 東京都新宿区新宿1-2-55-312									
	電話	()									
	フリガナ	ムラカミ ゴロウ									
	氏名	村上 五郎 印									
<※還付金の振込先等>											
※振込先 金融機関名	みずほ銀行 丸之内支店										
※口座番号	1112223										
※預金種別	普通・当座・通知・別段										
※口座名義人	住所	〒112-0016 東京都新宿区新宿1-2-55-312									
	(フリガナ)	ムラカミ ゴロウ									
	氏名	村上 五郎									

- ◎ 注意
- ※の箇所は、提出者が記入の上、押印(朱肉使用のもの)してください。
 - 「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載した場合は、保管金の残額はその口座に振込む方法により払渡します。
 - 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。
 - 電子納付を利用しない提出者は、この書面(提出書)に現金又は受入手続添付書を添え、会計担当者(歳入歳出外現金出納官吏)に提出してください。
 - 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますから必ず受け取ってください。



以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

登録コード	0000515
-------	---------

収納機関番号	00100	納付番号	1001-2190-1008-6001	確認番号	6007-39
--------	-------	------	---------------------	------	---------

(訟ろ－15－B)

平成30年4月26日

高等裁判所民事首席書記官 殿
高等裁判所刑事首席書記官 殿
地方裁判所民事首席書記官 殿
地方裁判所刑事首席書記官 殿
家庭裁判所家事首席書記官 殿
家庭裁判所少年首席書記官 殿
家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 二本柳 聡

録音反訳方式を利用する上での留意事項について

(事務連絡)

録音反訳方式を利用した供述録取事務（以下「録音反訳事務」という。）は、反訳原稿の作成を外部の録音反訳業者（以下「業者」という。）に委託して行っているところ、これらは全て業者との間で年度ごとに締結される録音反訳業務委託契約（以下「契約」という。）に基づいて行われています。そのため、録音反訳事務を担当する裁判所書記官又はこれを補助する裁判所事務官（以下「書記官等」という。）は、通達（平成10年3月20日付け総務局長通達「録音反訳方式に関する事務の運用について」）はもちろんのこと、契約内容も意識した上で、これらに沿った適正な事務を遂行する必要があります。

そこで、平成30年度の録音反訳事務を行う上で特に留意していただきたい事項等について別紙のとおり取りまとめましたので、実際に事務を行う書記官等に対し周知していただくようお願いいたします。

なお、今年度、業者との間で締結している契約書（職員が執務を行う上で必要と思われる部分を抜粋しており、特に留意してもらいたい部分については、強調表示しています。）を添付しますので参考にしてください。

おって、簡易裁判所には、所管の地方裁判所から連絡してください。

録音反訳方式を利用する上での留意事項

録音反訳方式は、業者との契約に基づき、業者に調書作成のための事務の一部を委託するものであることを常に意識する必要があります。

①逐語調書を作成することが相当であるか確認する

録音反訳方式は、逐語調書を作成するために用いるものであるため、前提として、逐語調書を作成する必要性等について、裁判官との間で認識を共通にしておく。

②適切な発注区分を選択する

発注区分としてB区分、C区分又はD区分を選択するにあたっては、調書の作成期限、裁判所と業者間の録音媒体等及び反訳初稿の運送に要する時間、書記官の校正に要する時間、調書作成までの間の裁判所の休日の入り方等を考慮し、裁判官との間で調書作成期限に関する認識を共通にした上で適切に行う。

③発注対象となる録音時間を正確に算定する

算定する時間の違いが反訳料金の違いに直接影響を及ぼすことになるから、正確な算定(尋問時間を秒単位で計測し、合計時間から1分未満は切り捨て)を行う。

④仕様書に記載のない様式・書式設定に係る事項や提出期限の短縮を業者に指示しない

対等な立場における公正な契約という観点から、項番号、書き出しの字下げの文字数や頁数の開始番号等、仕様書に記載のない様式や書式設定に係る事項を指示したり、A区分を利用する際に、仕様書上、10日以内とされているにもかかわらず、業者に5日以内に反訳初稿を裁判所に提出するように依頼する等、仕様書で定められた業者の作業時間や運送に要する時間を確保せず反訳初稿の提出期限を短縮するよう業者に依頼したりすることはしない。

⑤期限内に完成通知を行う

反訳原稿等の提出を受けた各庁は、修正を求める必要がなければ、契約で定められた期限内に反訳初稿又は修正稿の修正を要しない通知(いわゆる完成通知)をする必要があるため、書記官は、検査職員(訟廷管理官、庶務課長等、各庁で指定された者)に対し、同人が指定する期限までに、完成通知の可否について報告し、検査職員は、期限内に業者に対して完成通知を行う。

平成30年度録音反訳業務の契約書（抜粋）

（業務の名称，期間等）

第1条 業務の名称，期間，納期，契約単価，予定総額，予定時間，履行場所及び納入場所は，次のとおりとする。

- (1) 名 称 録音反訳業務
- (2) 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (3) 納 期 仕様書のとおり
- (4) 契約単価 別表のとおり（添付省略）
- (5)ないし(7) 省略
- (8) 納入場所 業務実施庁が指定する場所

（契約保証金）

第2条 受注者は，契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務内容）

第3条 受注者は，仕様書に従い業務を遂行するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第4条 省略

（下請等の制限）

第5条 受注者は，業務の全部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，仕様書第7の1のとおり，受注者の事業所内における校正の対象となる反訳草稿の作成業務に限り，あらかじめ書面により発注者の承諾を得た第三者に委託し，又は請け負わせることができる。

（秘密の保持義務等）

第6条 受注者は，本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らし，又は本業務の履行以外の目的に使用してはならない。

（契約義務の履行）

第7条 本契約の履行に当たり，受注者は，使用人を適正に配置して指導監督を行い，発注者又は業務実施庁の発注の趣旨に従って誠実かつ善良なる管理者の注意をもって本業務を処理しなければならない。

（校正）

第8条 発注者は，本業務の給付の完了を確認することを目的として，受注者に対する必要な検査を行うため，業務実施庁の指定する職員（以下「検査職員」という。）をして，本業務の検査を行わせることができる。

2 業務実施庁は，受注者から反訳初稿の提出を受けた場合には，速やかに校正を行い，その結果を，反訳初稿を受領した日の翌日から起算して7日（特定日を除く。その末日が休日に当たるときはその翌日以降の直近の開庁日）以内又は反訳初稿を受領した日から起算して10日（ただし，その末日が特定日及び休日に当たるときはその翌日以降の直近の開庁日）以内のいずれか早い日までに，受注者に通知する。

3 業務実施庁は，前項の校正の結果，反訳初稿の修正を要するときは，受注者に対し，修正を求めることができる。

4 受注者は，業務実施庁から前項による修正を求められた場合には，その修正を求められた日の翌日から起算して3日（特定日を除く。その末日が休日に当たるときは，その翌日以降の直近の開庁日）以内に，修正した上，修正稿及び修正後の反訳データ

を記録した外付け記録媒体を業務実施庁に提出しなければならない。修正稿等の提出に関しては、仕様書第3の3の定めを準用する。この場合において、「反訳対象記録媒体以外の記録媒体」とあるのは「外付け記録媒体」と読み替え、外付け記録媒体は受注者が用意するものとする。

5 業務実施庁が行う修正稿の校正に関しては、2項の定めを準用する。この場合において、「7日以内」とあるのは「5日以内」と読み替えるものとする。

6 業務実施庁は、相当と認めるときは、受注者と協議の上、前項の期間を短縮し、又は伸長することができる。

(校正の遅延)

第9条 検査職員が、前条第2項及び第5項に定める期間を超えて結果の通知をした場合には、第1条の(3)の納期は、その超えた日数相当分伸長されたものとみなす。

(業務の監督)

第10条 発注者は、受注者の本業務の適正な履行を確保することを目的として、受注者に対する必要な監督を行うため、業務実施庁の指定する職員（以下「監督職員」という。）をして、仕様書第5の1に定める業務管理者との間で、本業務に関する指示、承諾、協議その他必要な行為を行わせることができる。

(検査及び引渡し)

第11条 検査職員が、第8条第2項又は第5項により反訳初稿又は修正稿の修正を要しない旨を通知した場合には、検査に合格した旨の通知をしたものとし、反訳初稿又は修正稿は、反訳書として業務実施庁に引き渡されたものとする。

(代金の支払)

第12条 受注者は、前条の通知を受けた反訳書の請負代金について、当該月の1か月分を取りまとめた支払請求書を遅滞なく発注者に提出する。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(履行遅延による賠償)

第13条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、受注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により反訳書の引渡しを遅延した場合には、発注者に対し、遅延損害金を支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては提出が遅延した反訳書の代金に相当する金額に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

【参考】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第8条1項 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する

率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（平成 29 年 3 月 3 日財務省告示第 53 号）
年 2. 7 パーセント

（検査の遅延）

第 14 条 検査職員が、その責めに帰すべき事由により第 8 条第 2 項又は第 5 項に定める期間内に校正結果を受注者に通知しなかった場合には、検査を遅延したものとして、その期間を経過した日から校正結果を通知した日までの日数（検査の遅延が複数あるときは、最大の日数とする。以下「遅延期間」という。）を約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第 1 項及び第 3 項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（危険負担等）

第 15 条 本業務が完了する前に生じた損害は、発注者又は業務実施庁の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、本業務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除することができるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

第 16 条～第 30 条 省略

1. 平成30年度一般会計予算

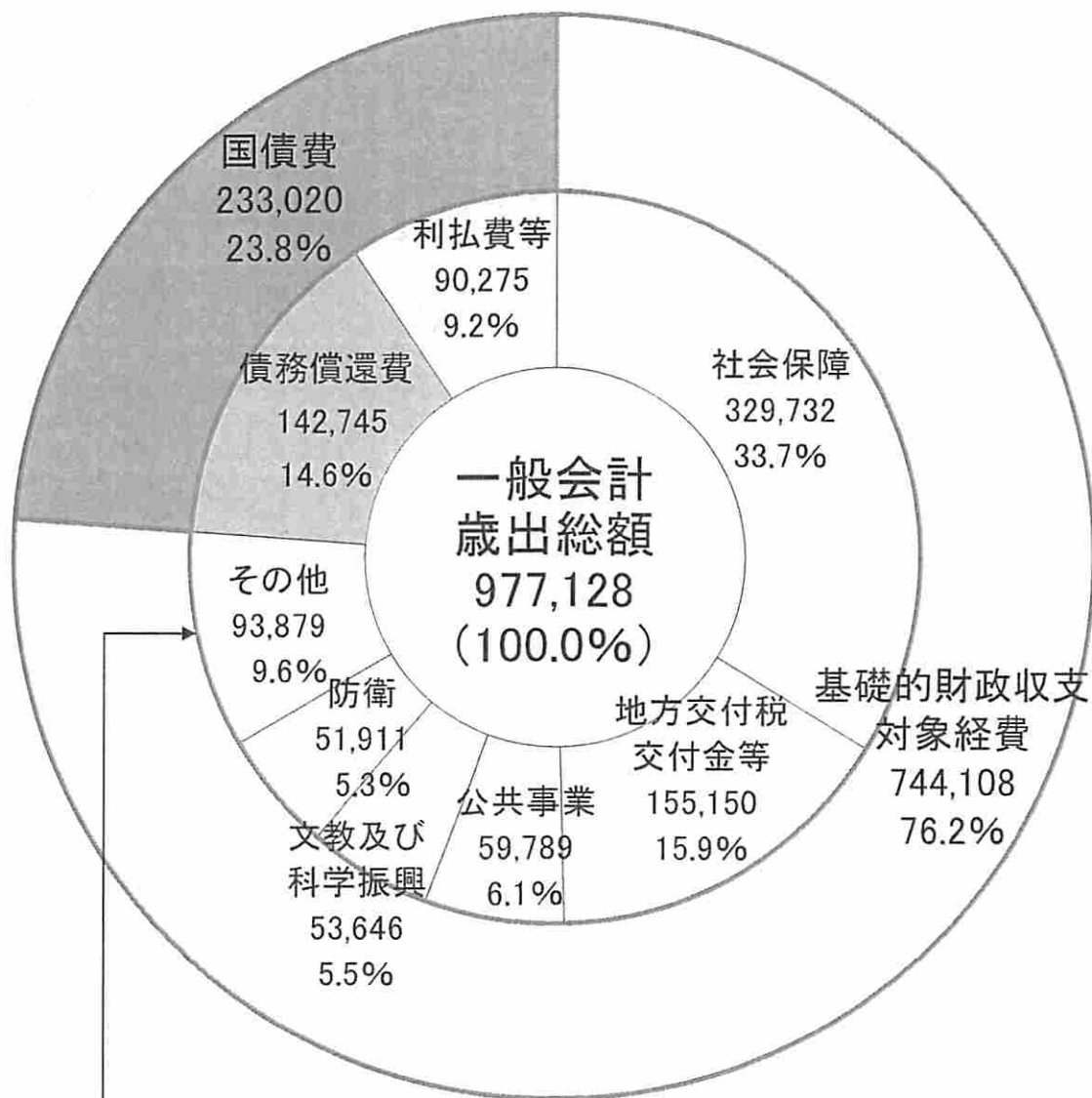
(1) 歳出内訳

国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費が年々増加している一方、その他の政策的な経費（公共事業、教育、防衛等）の割合が年々縮小しています。

国債の元利払いに充てられる費用（国債費）と社会保障関係費と地方交付税交付金等で歳出全体の4分の3以上を占めています。

予算案(平成30年度)

(単位:億円)



食料安定供給	9,924 (1.0)
エネルギー対策	9,186 (0.9)
経済協力	5,089 (0.5)
恩給	2,504 (0.3)
中小企業対策	1,771 (0.2)
その他の事項経費	61,904 (6.3)
予備費	3,500 (0.4)

※「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。

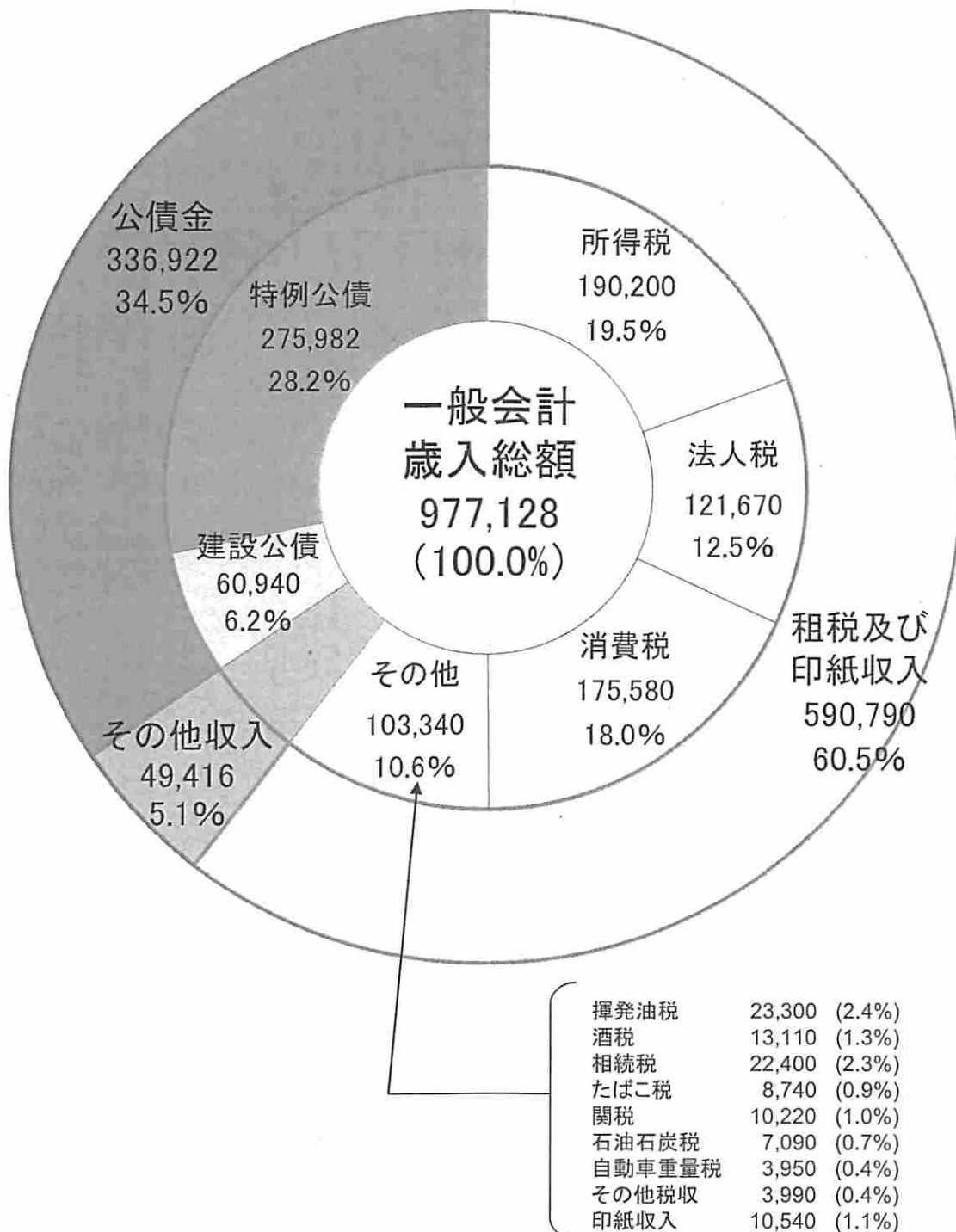
※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、588,958(60.3%)。うち社会保障関係費は約56.0%。

(2) 歳入内訳

平成30年度一般会計予算における歳入のうち税収は約59兆円を見込んでいます。本来、その年の歳出はその年の税収や税外収入で賄うべきですが、平成30年度予算では歳出全体の約3分の2しか賄えていません。この結果、残りの約3分の1を公債金すなわち借金に依存しており、これは将来世代の負担となります。

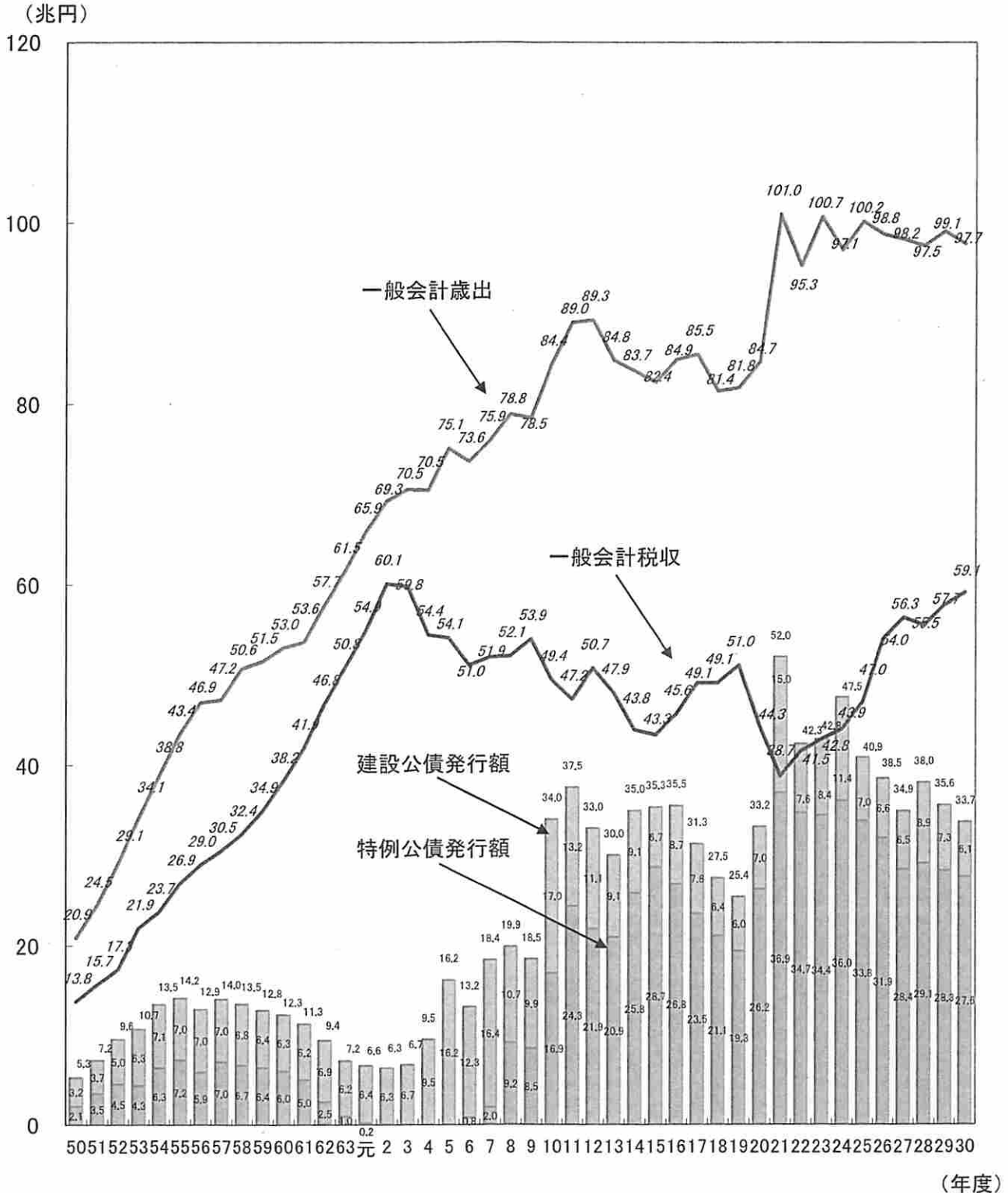
予算案(平成30年度)

(単位:億円)



2. 一般会計における歳出・歳入の状況

我が国財政は歳出が歳入(税込)を上回る状況が続いています。平成30年度の税込は、平成3年度以来の高水準が見込まれていますが、依然として歳出と歳入には大きな差があり、その差は借金である国債(建設公債・特例公債)の発行によって賄われています。

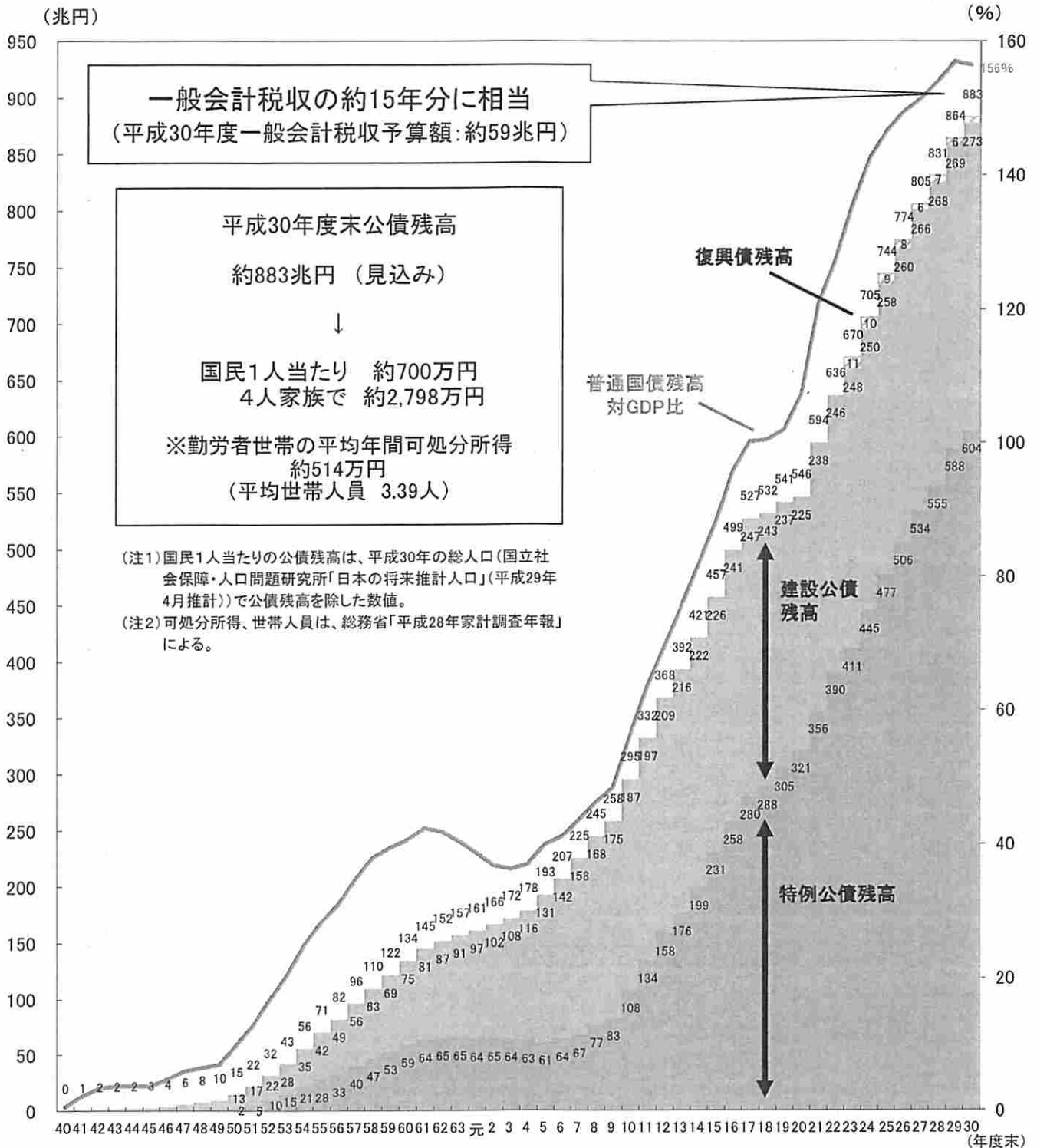


(注1) 平成28年度までは決算、平成29年度は補正後予算案、平成30年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

3. 公債残高の累増

我が国の普通国債残高(国の公債残高)は、年々増加の一途をたどっています。平成30年度末の普通国債残高は883兆円に上ると見込まれていますが、これは税收約15年分に相当し、将来世代に大きな負担を残すこととなります。



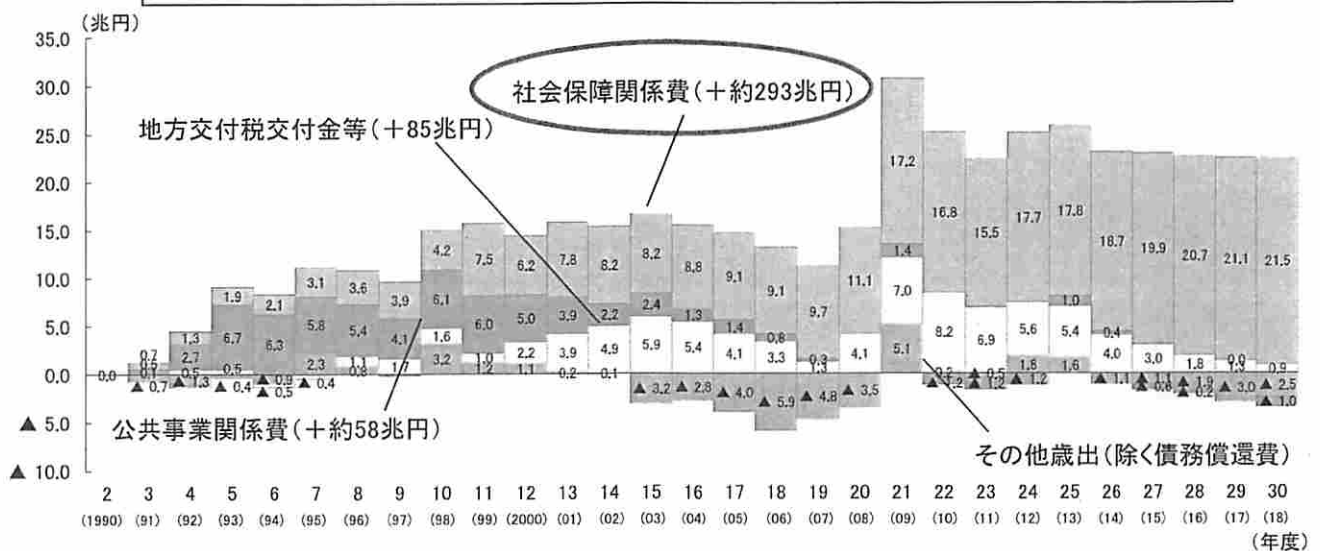
(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成29年度末は補正後予算案に基づく見込み、平成30年度末は政府案に基づく見込み。
(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特別公債及び年金特別公債を含む。
(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:6.4兆円、平成30年度末:5.8兆円)。
(注4) 平成30年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は828兆円程度。

6. 普通国債残高の増加要因

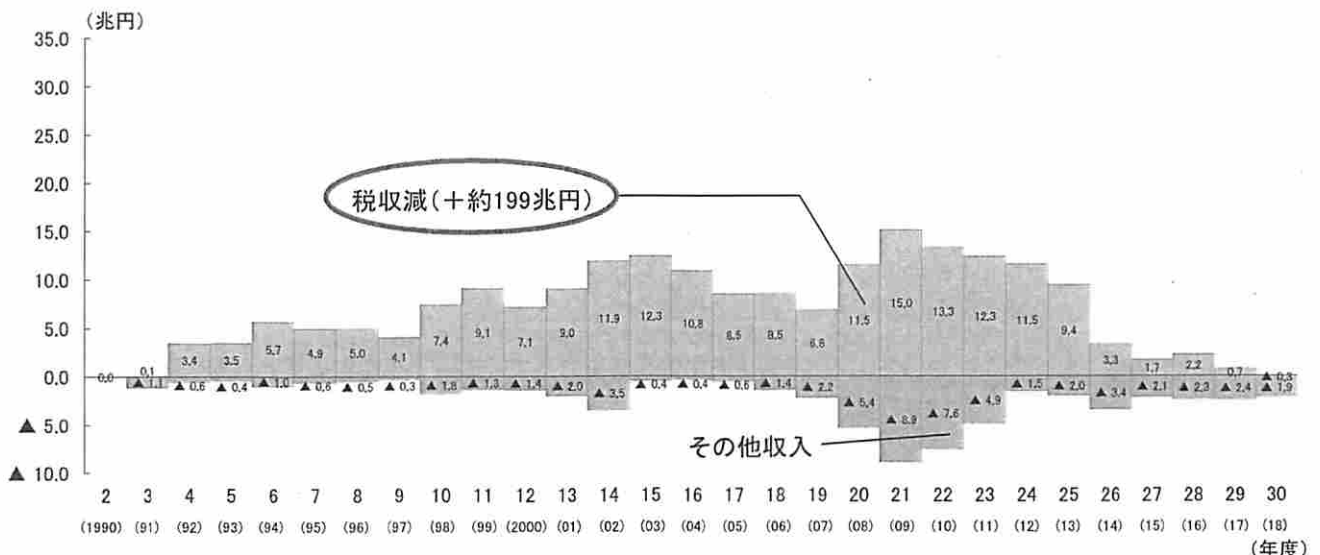
特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度以降の普通国債残高の累増について見ると、歳出面では、90年代は公共事業関係費の増加が主要因でしたが、近年では高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加や地方財政の悪化に伴う財源不足の補てん（地方交付税交付金等）の増加が主要因となっています。また、歳入面では、景気の悪化や減税による税収の落ち込みが主要因となっています。

平成2年度末から30年度末にかけての普通国債残高増加額：約711兆円

歳出の増加要因：+約416兆円



税収等の減少要因：+約137兆円



部分だけで普通国債残高増加額の7割程度を占める。

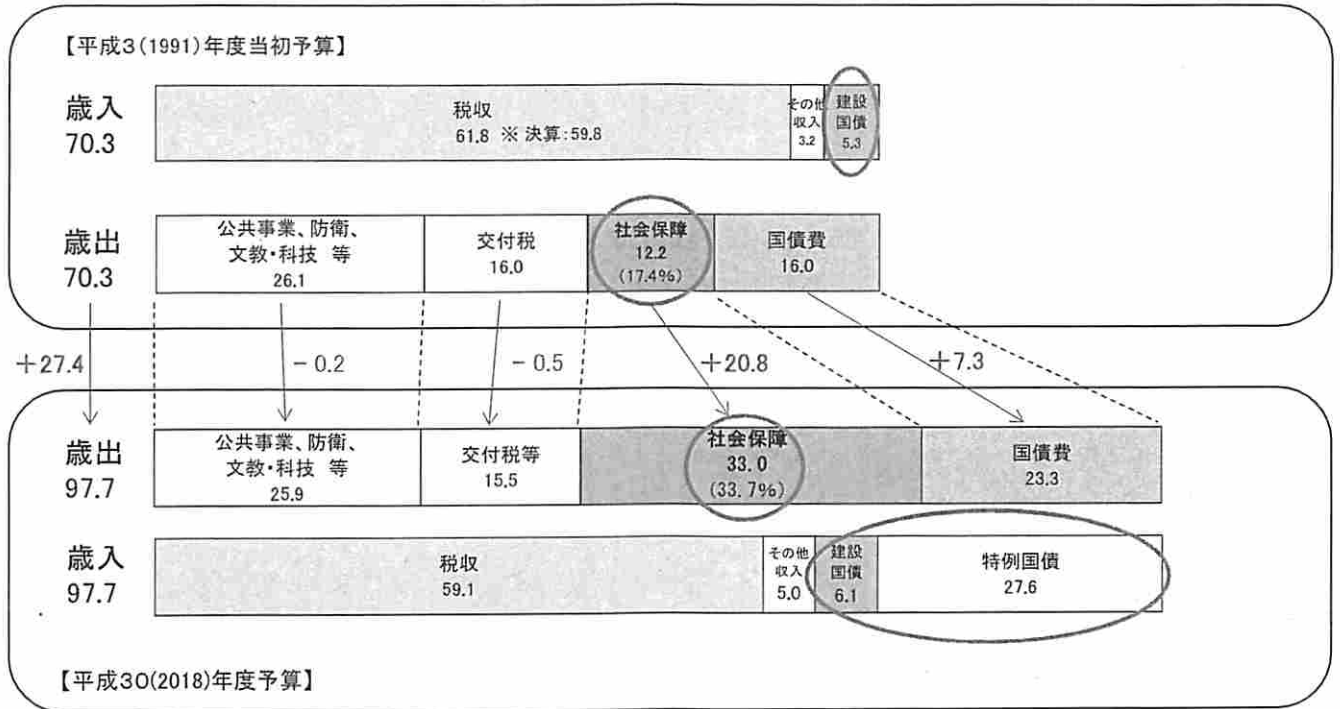
平成2年度の収支差分による影響：+約79兆円

その他の要因（国鉄等債務承継など）：+約78兆円

- (注1) 平成28年度までは決算、平成29年度は補正後予算案、平成30年度は政府案による。
- (注2) 東日本大震災からの復興のために平成23～平成32年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高からは除くとともに（平成29年度末で6.6兆円）、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの（7.6兆円）を除いている。
- (注3) 税収のうち交付税法定率分は、歳入歳出両建てである（増減が公債残高の増加に影響しない）ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法定率分以外の部分（地方の財源不足補てん部分等）を歳出の増加要因として計上している。

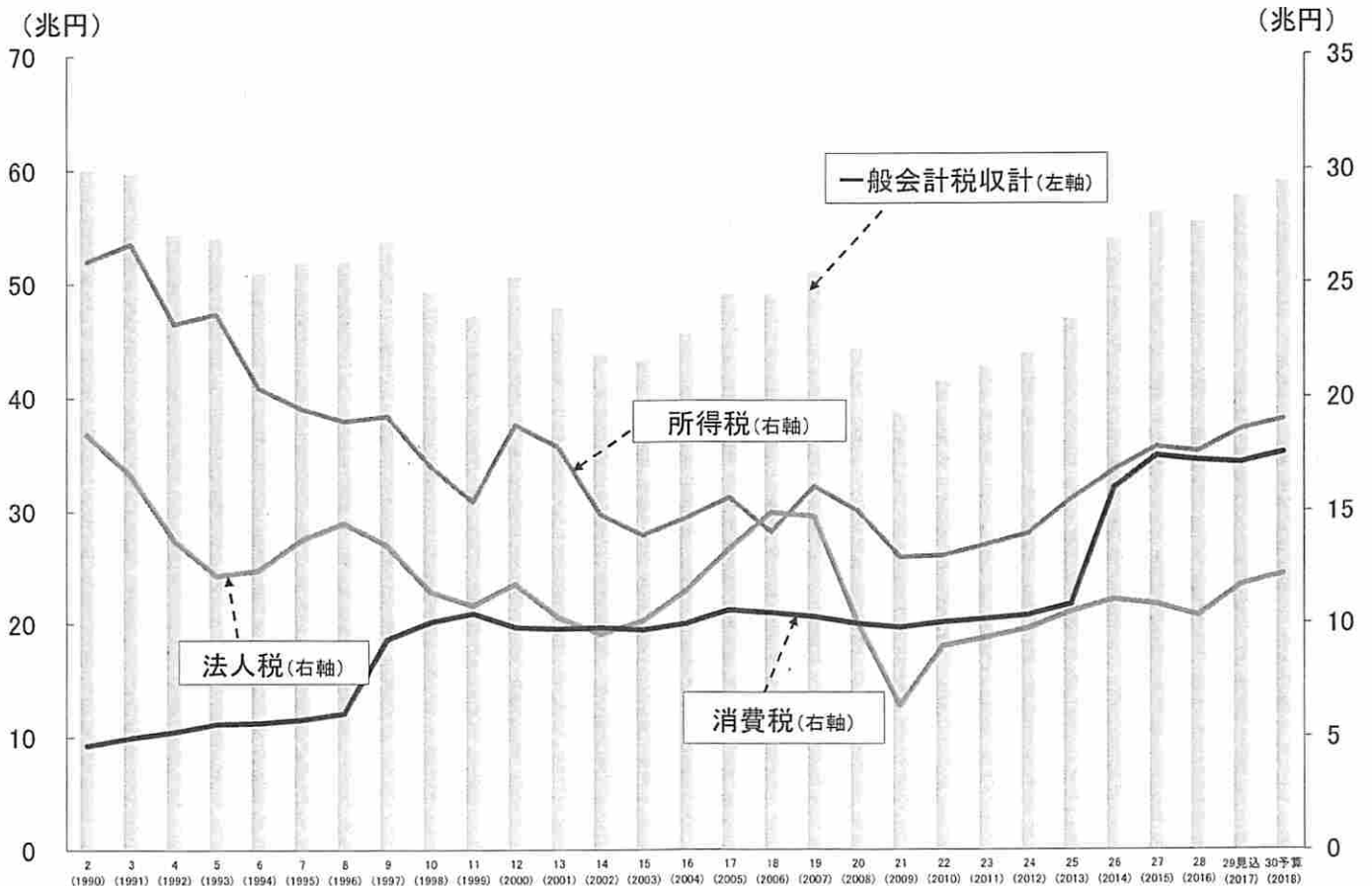
平成3年度と平成30年度における国の一般会計歳入歳出の比較

(単位：兆円)



(注) 平成3年度は当初予算、平成30年度は政府案ベース。

税収の内訳と推移



(注) 平成28年度以前は決算額、平成29年度は実績見込額、平成30年度は予算額(案)である。

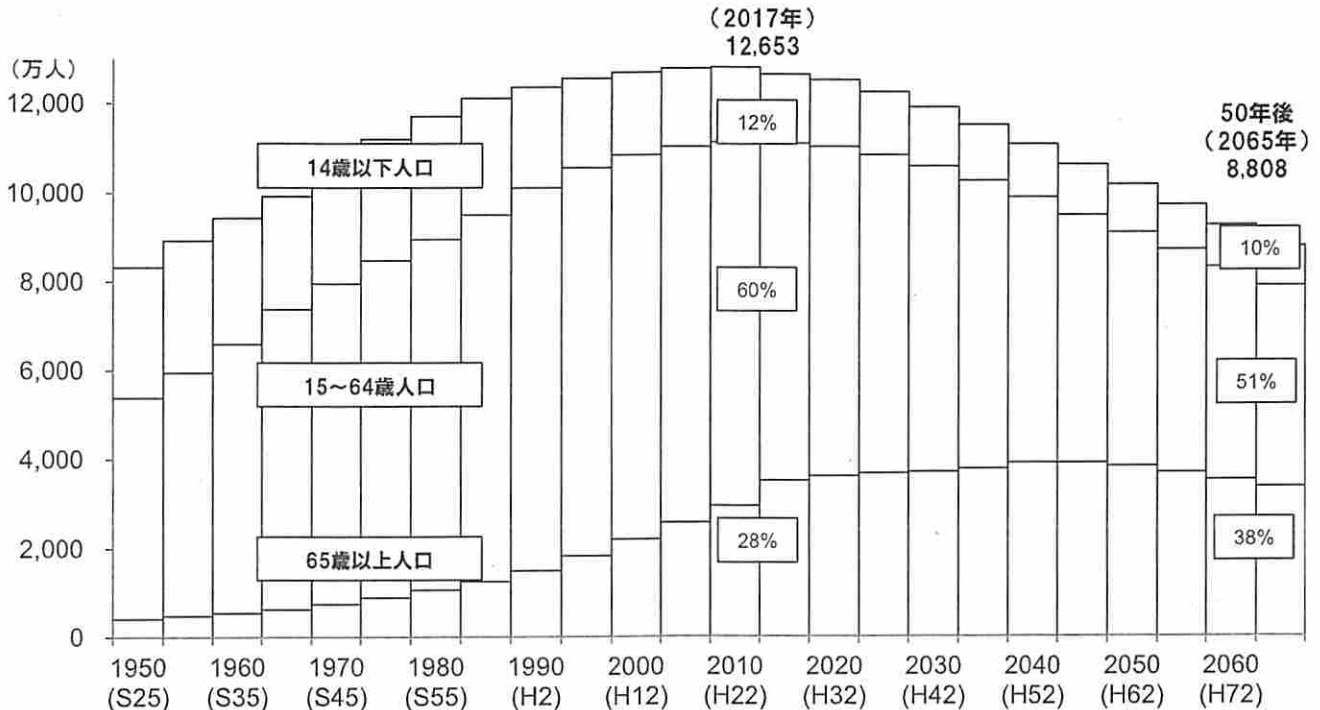
(年度)

Ⅱ. 各分野の課題

8. 社会保障分野

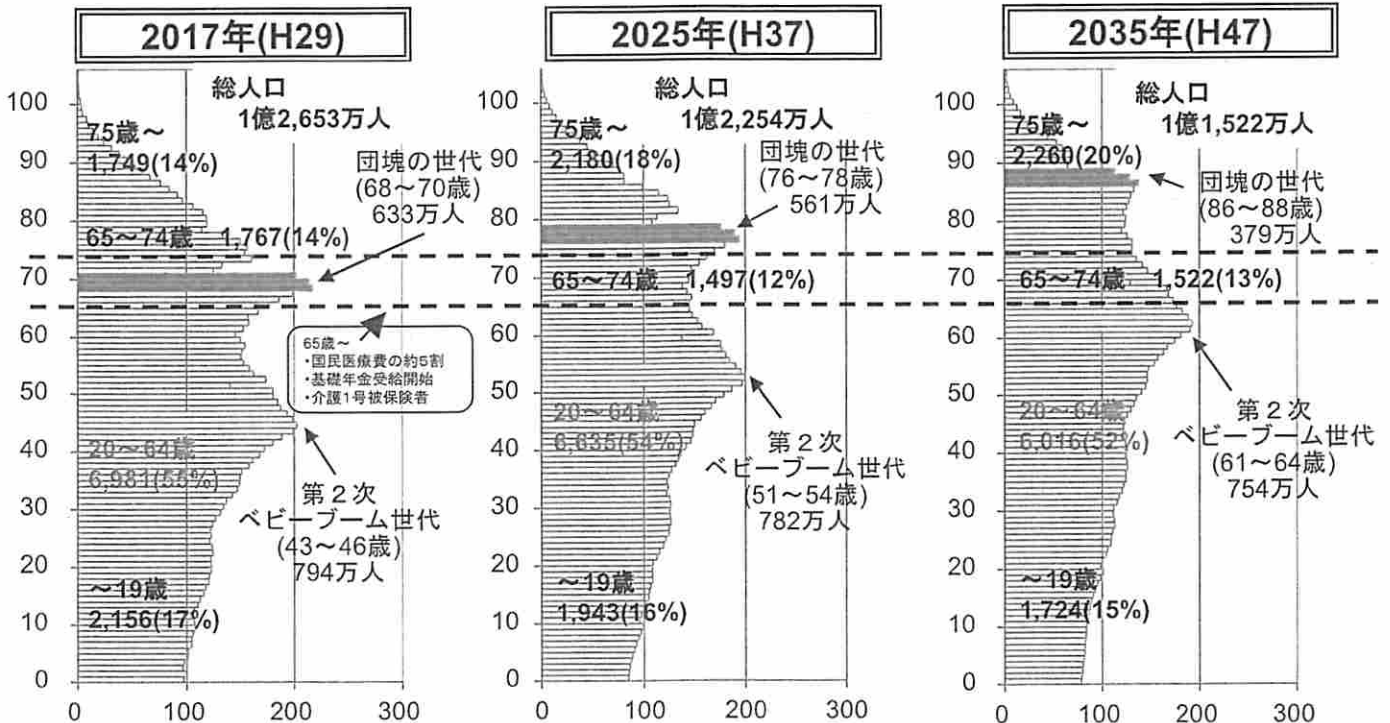
(1) 高齢化の進行

我が国は、人口に占める高齢者の割合が増加する高齢化と、出生率の低下により若年者人口が減少する少子化が同時に進行する少子高齢化社会となっています。



(出典) 総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」

2025年には団塊の世代(1947~49年生まれ)全員が後期高齢者(75歳~)に移行し、高齢化率と平均年齢がともに継続的に上昇することとなります。



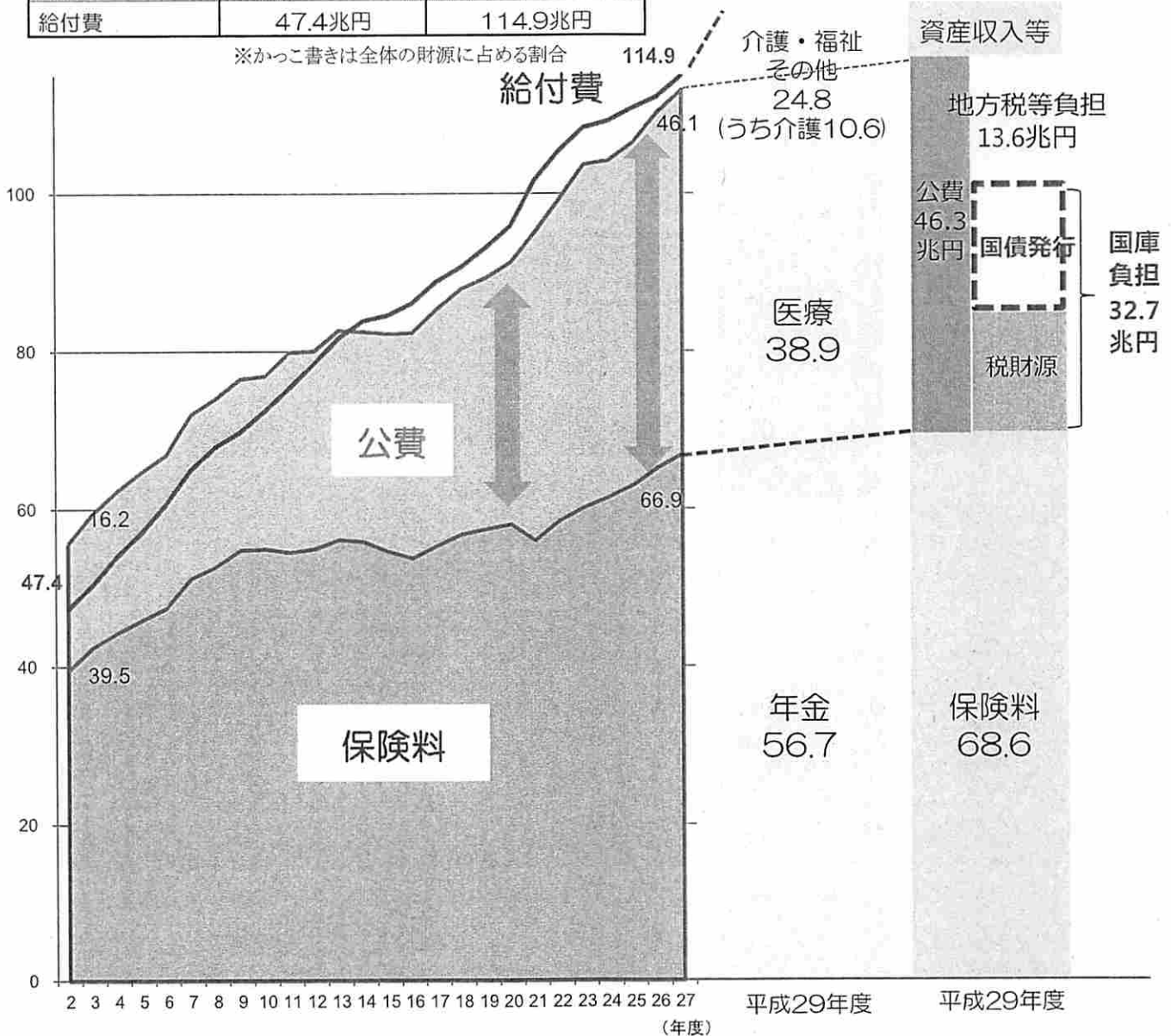
(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」
 (注) 団塊の世代は1947~49(S22~24)年、第2次ベビーブーム世代は1971~74(S46~49)年生まれ。

(2) 社会保障給付費の増

我が国社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、公費負担(税財源で賄われる負担)に相当程度依存しています。

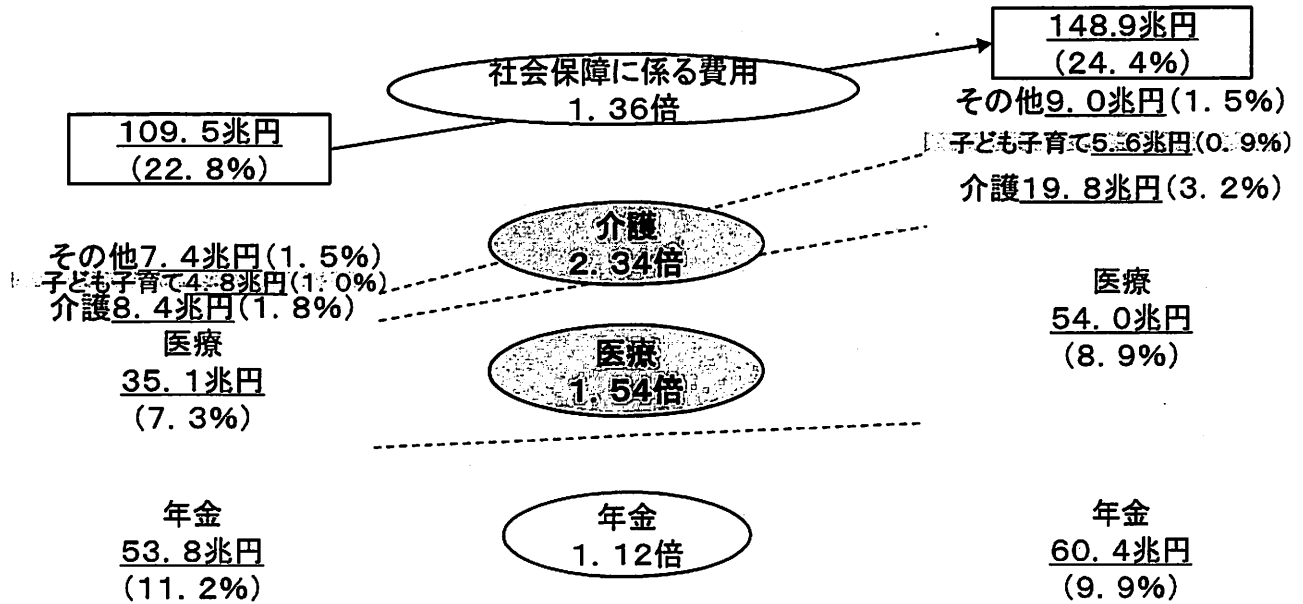
その結果、近年、高齢者医療・介護給付費の増に伴い、負担増は公費に集中しています。これを賄う財源を確保出来ていないため、給付と負担のバランス(社会保障制度の持続可能性)が損なわれ、将来世代に負担を先送りしています(=財政悪化の要因)。

	平成2年度	平成27年度
被保険者負担	18.5兆円 (28%)	35.4兆円 (29%)
事業主負担	21.0兆円 (32%)	31.6兆円 (26%)
公費	16.2兆円 (25%)	46.1兆円 (37%)
給付費	47.4兆円	114.9兆円



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、平成29年度の値は厚生労働省(当初予算ベース)

社会保障給付は、高齢化により今後も急激な増加が見込まれます。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年に向かって、特に医療・介護分野の給付は、財源調達のベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していきます。団塊の世代が75歳以上となる前の2020年代初めまでに、受益と負担の均衡が取れた社会保障制度を構築していく必要があります。



(出典)厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」
 (注)()内の%表示はGDP比。なお、同推計はGDP基準改定前のものである。

75歳以上になると他の世代に比べ、1人当たり国民医療費や介護費は大幅に高くなり、それに伴って1人当たり国庫負担も増大します。今後、75歳以上人口割合が増えていく中で、医療・介護分野の給付の効率化・重点化に取り組んでいく必要があります。

	全人口に占める人口数及び割合		医療 (2015年)		介護 (2015年)	
	2015年	2025年	1人当たり国民医療費 (64歳以下:18.5万円)	1人当たり国庫負担 (64歳以下:2.5万円)	1人当たり介護費 (括弧内は要支援・要介護認定率)	1人当たり国庫負担
65~74歳	1,755万人 (13.8%)	1,497万人 (12.2%) △約258万人	56.8万円	7.6万円	5.5万円 (4.4%)	1.4万円
75歳以上	1,632万人 (12.8%)	2,180万人 (17.8%) +約548万人	92.9万円	35.0万円 ↓約5倍	53.1万円 (32.9%)	14.0万円 ↓約10倍

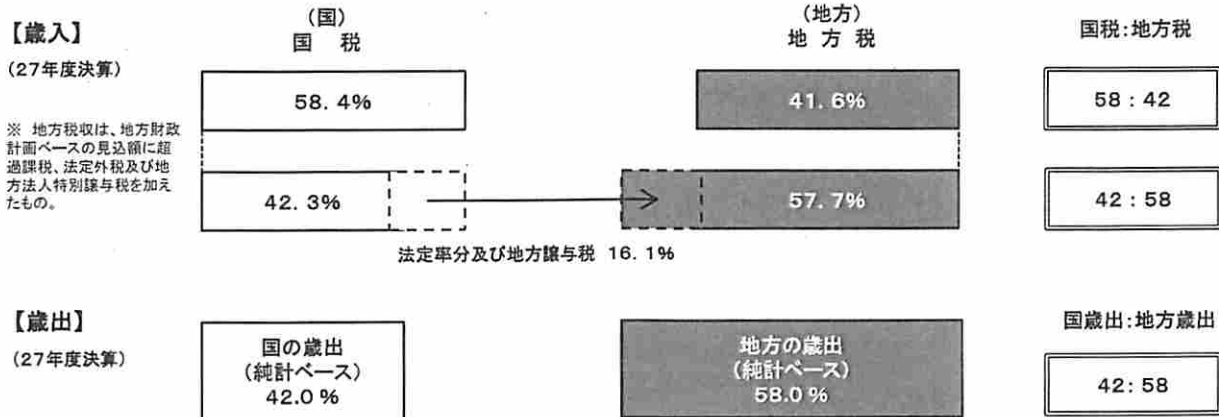
(出典)年齢階級別の人口は総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(出生中位・死亡中位)」
 国民医療費は厚生労働省「平成27年度国民医療費の概況」
 介護費及び要支援・要介護認定率は、厚生労働省「介護給付費実態調査(平成27年度)」、総務省「人口推計」
 (注)1人当たり国民医療費は、年齢階級別の国民医療費を人口で除して機械的に算出。
 1人当たり国庫負担は、それぞれの年齢階級の国庫負担額を2015年時点の人口で除すなどにより機械的に算出。

9. 社会保障以外の歳出分野

(1) 国と地方

① 国と地方の税財源配分と歳出割合

○ 国と地方の歳出比は概ね4:6ですが、地方交付税等の財政移転により、国と地方の税財源比も概ね4:6となっています。



(出典)「地方財政の状況(平成29年3月)」より。

② 国と地方の財政状況比較

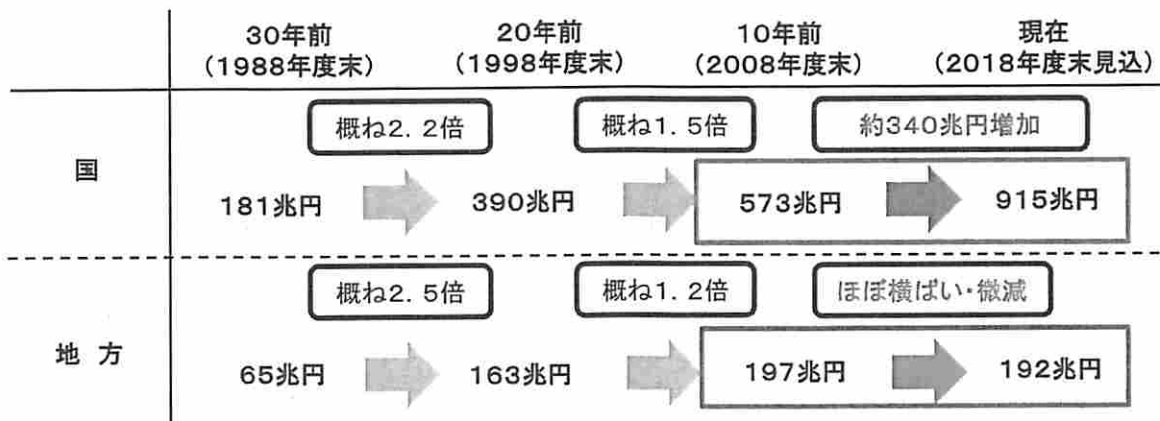
○ 国と地方の財政状況を比較すると、基礎的財政収支・財政収支(フロー)で見ても、長期債務残高(ストック)で見ても、国は地方よりも極めて厳しい状況にあります。

○ 国と地方の基礎的財政収支・財政収支(フロー)(2018年度見込み)

	基礎的財政収支	財政収支
国	▲17.2兆円程度	▲24.1兆円程度
地方	+0.8兆円程度	▲0.7兆円程度

(出典)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月23日)より。

○ 国と地方の長期債務残高(ストック)の推移

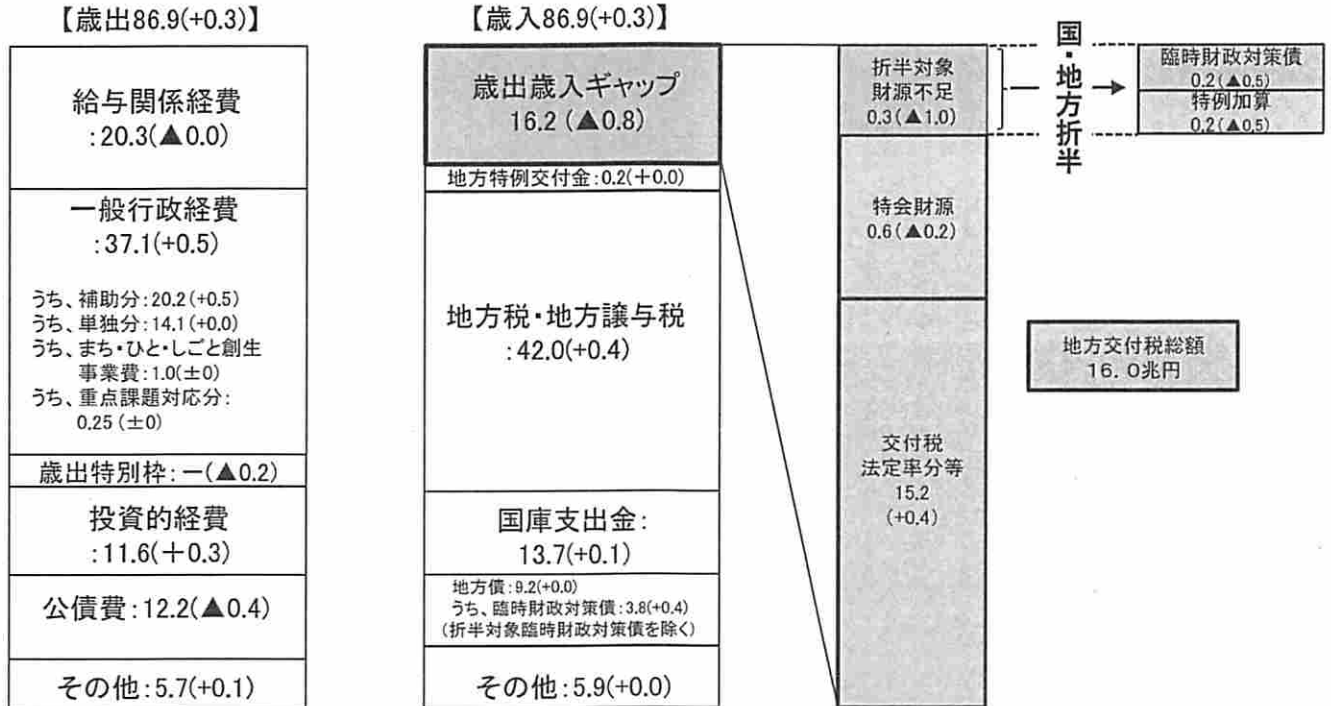


(注) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、2007年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、2007年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(2018年度末で32兆円程度)である。

③ 地方交付税総額の算定制度

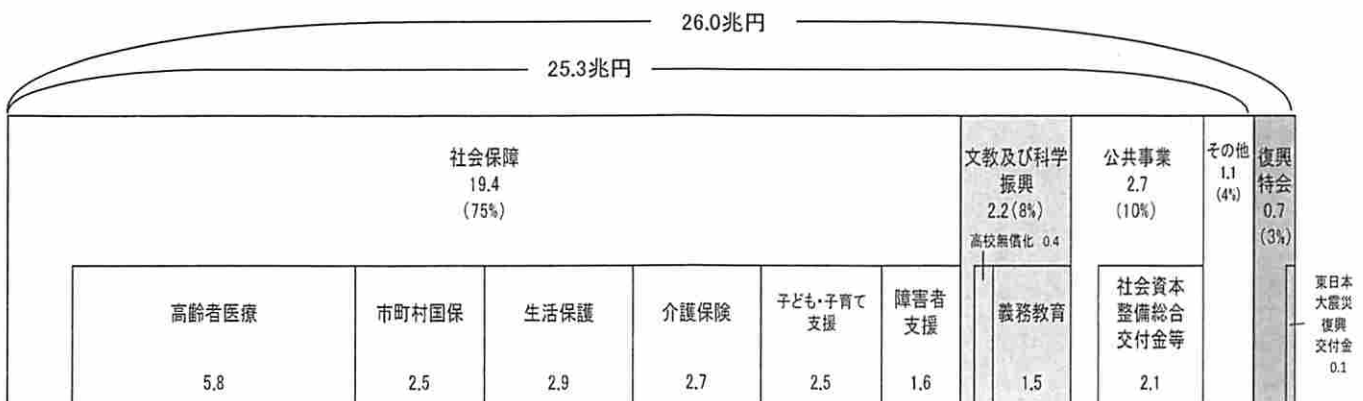
- 地方交付税は、地方財政計画における歳出歳入ギャップ(財源不足)を埋めるものです。
- 国税の一定割合である地方交付税の法定率分等を充てても不足する財源については、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により国と地方の折半で負担しています。
- 財政健全化目標の達成には、国・地方あわせた取組が重要です。

平成30年度地方財政計画(単位:兆円、(カッコ書)は対前年度増減額)



④ 地方向け補助金等の全体像(30年度予算案)

- 地方向け補助金等の整理合理化を進めてきていますが、高齢化等に伴い、社会保障関連の補助金等は増加してきており、平成30年度では、総額の7割強を社会保障が占めるに至っています。



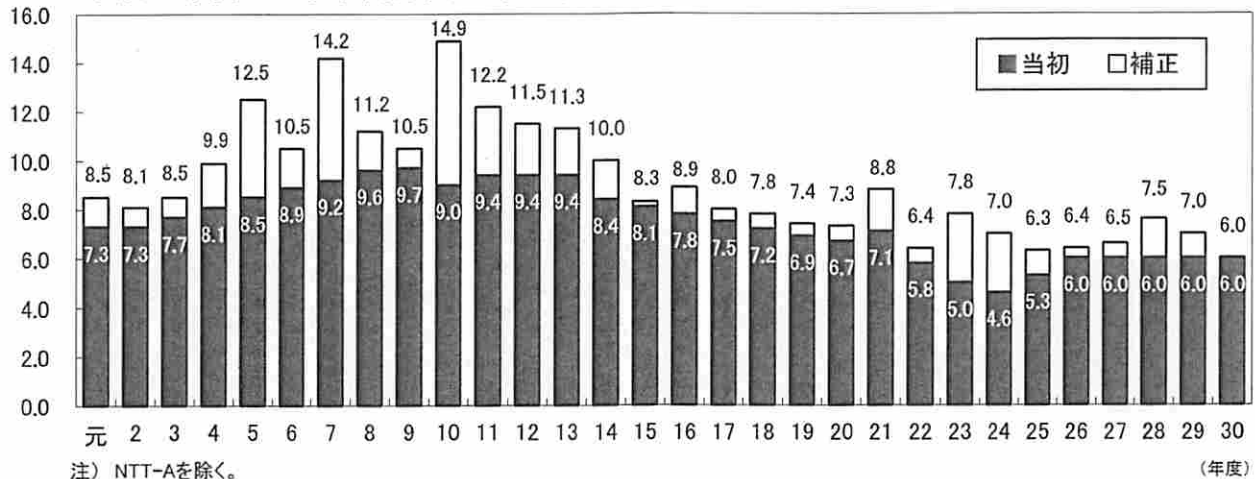
(注)計数については、それぞれ四捨五入によっている。

(2) 公共事業

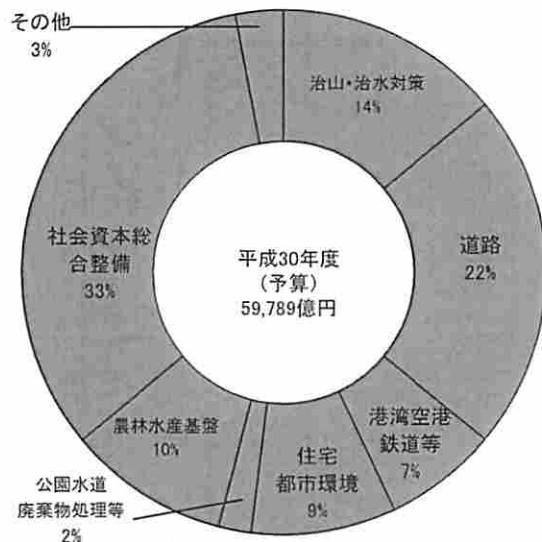
公共事業関係費については、我が国の社会資本の整備水準が上昇する一方、人口減少社会が到来することにかんがみると、引き続き重点化・効率化を徹底していくことが必要です。

① 公共事業関係費の推移

(兆円) 平成30年度公共事業関係費 59,789億円 (対前年度比 +26億円 +0.0%)



② 公共事業関係費の予算の内訳



③ 公共事業関係費の重点化の主な内容

(1) 生産性向上のためのインフラ整備等

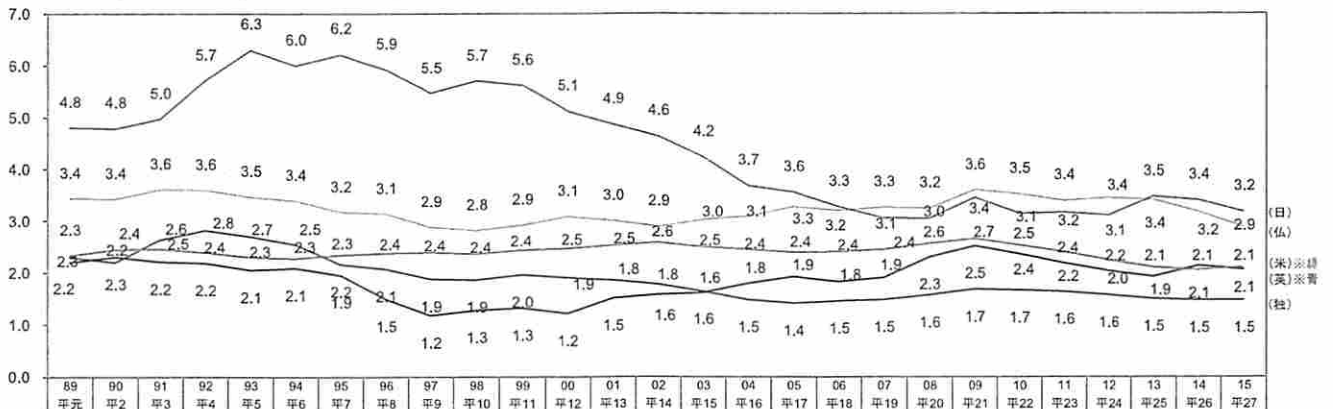
- 三大都市圏環状道路など効率的な物流ネットワークの強化
②92,182億円 ⇒ ③02,283億円 (+101億円、+4.6%)
- LNGバンカリング拠点の形成促進
②4 - 億円 ⇒ ③7億円 (+7億円、皆増)
- 国際コンテナ戦略港湾の機能強化
②9747億円 ⇒ ③0751億円 (+4億円、+0.5%)
- 首都圏空港の機能強化
②147億円 ⇒ ③150億円 (+3億円、+2.3%)

(2) 防災・減災・老朽化対策の推進

- 激甚な水害・土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策
②9396億円 ⇒ ③0492億円 (+95億円、+24%)
- 道路・河川管理施設等の老朽化対策などの戦略的維持管理・更新
道路: ②93,458億円 ⇒ ③03,683億円 (+225億円、+6.5%)
河川管理施設等: ②1,951億円 ⇒ ③1,986億円 (+35億円、+1.8%)
- 防災・安全交付金(地方公共団体における取組の推進)
②11,057億円 ⇒ ③11,117億円 (+60億円、+0.5%)

④ 一般政府の総固定資本形成(対GDP比)の推移

(%) 日本は大きく低下していますが、依然として、欧米諸国より高い水準にあります。



(注) 1. 日本…内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。諸外国…OECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。
2. 日本は年度ベース、諸外国は暦年ベース。
3. 2008年までは旧基準(93SNAベース等)、2009年以降は08SNAベースのIGより研究開発投資(R&D)や防衛装備品分を控除。

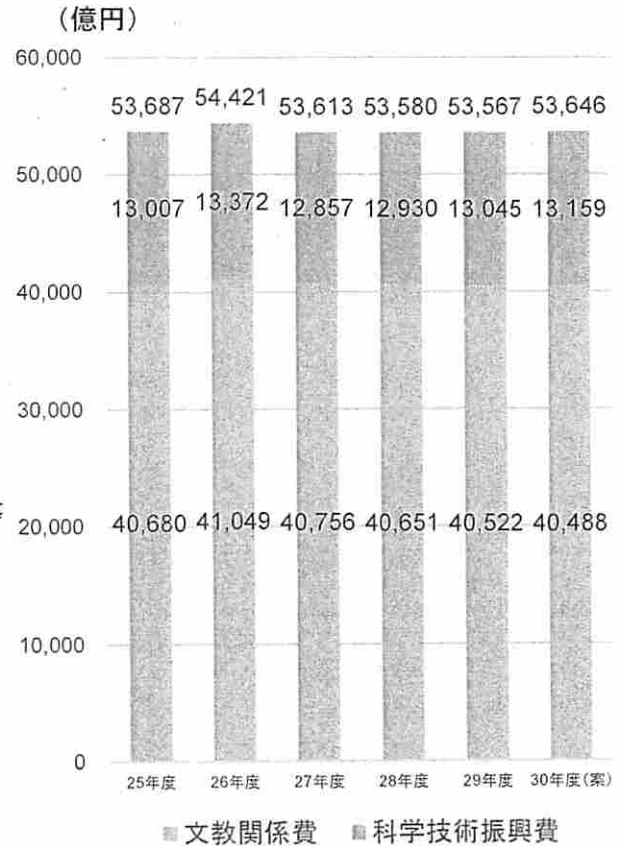
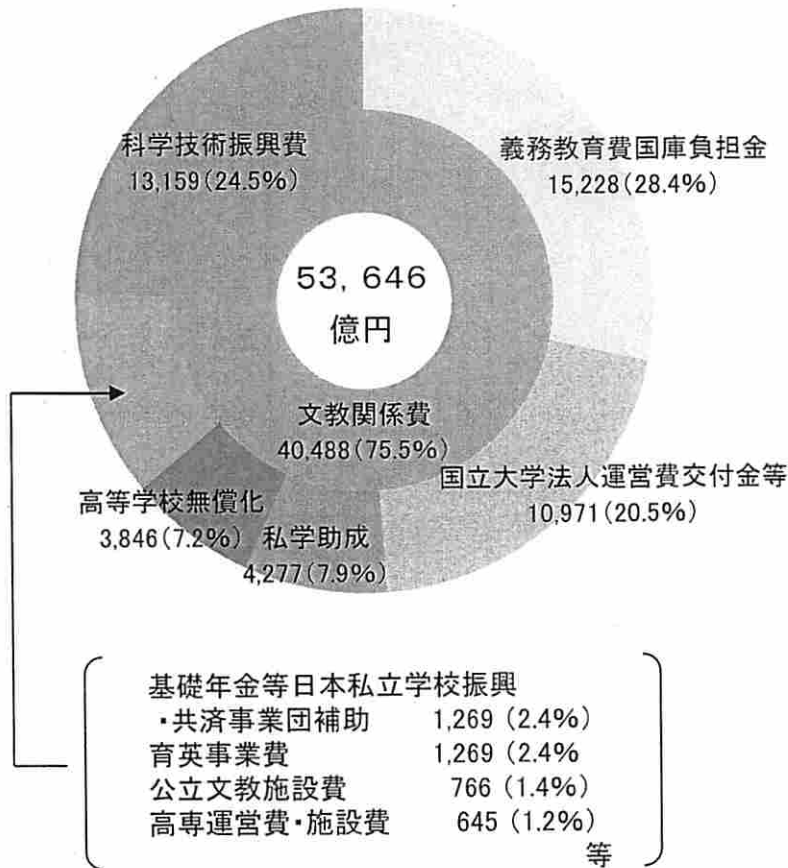
(暦年/年度)

(3) 文教・科学技術

文教及び科学振興費の内訳と推移

30年度予算案の内訳

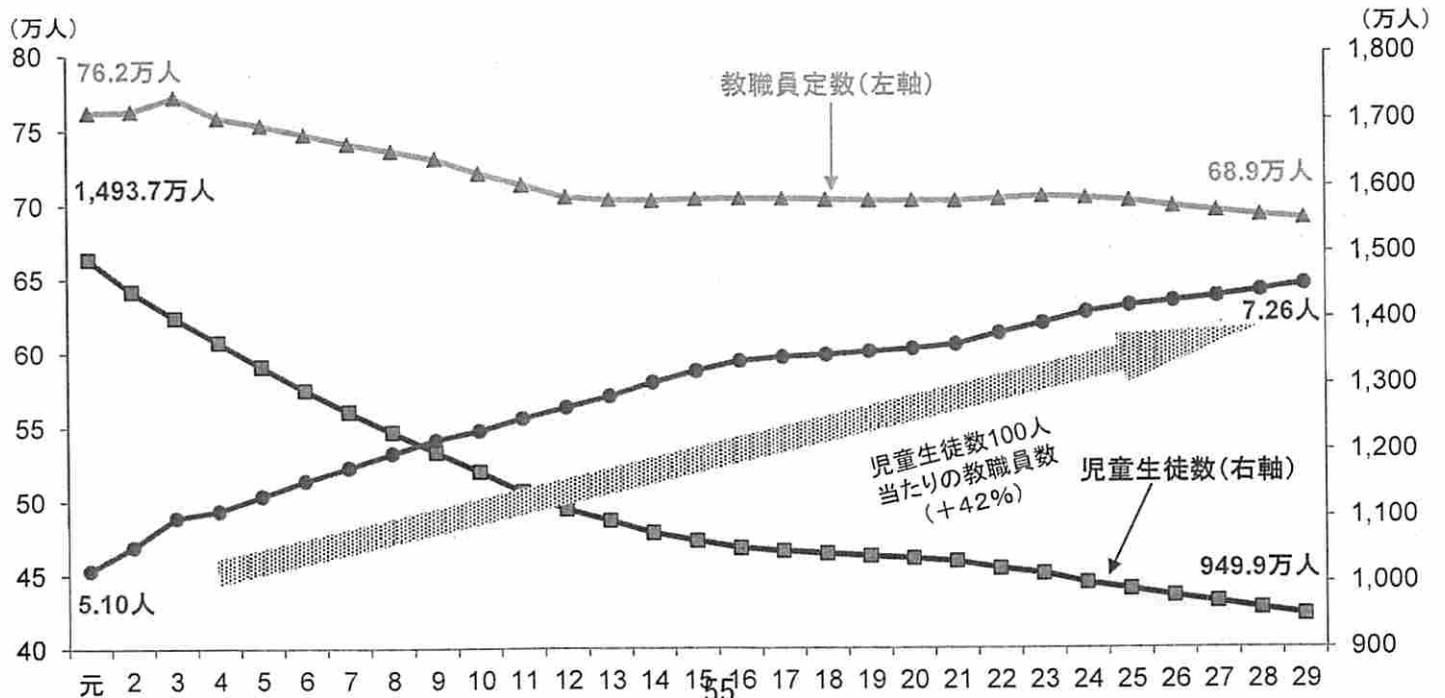
文教及び科学振興費の推移



(注1) 計数は、端数の四捨五入により、合計とは一致しないものがある
 (注2) 27年度の科学技術振興費は、難病・小児慢性特定疾患のための新たな医療費助成制度創設に伴う社会保障関係費への統合による減(△540億円)を除くと、+25億円

① 文教

平成以降、少子化により、公立小中学校に通う児童生徒数が約3割減となる一方、教職員定数は約1割減にとどまっていることから、児童生徒当たりの教職員数は約4割増となっています。

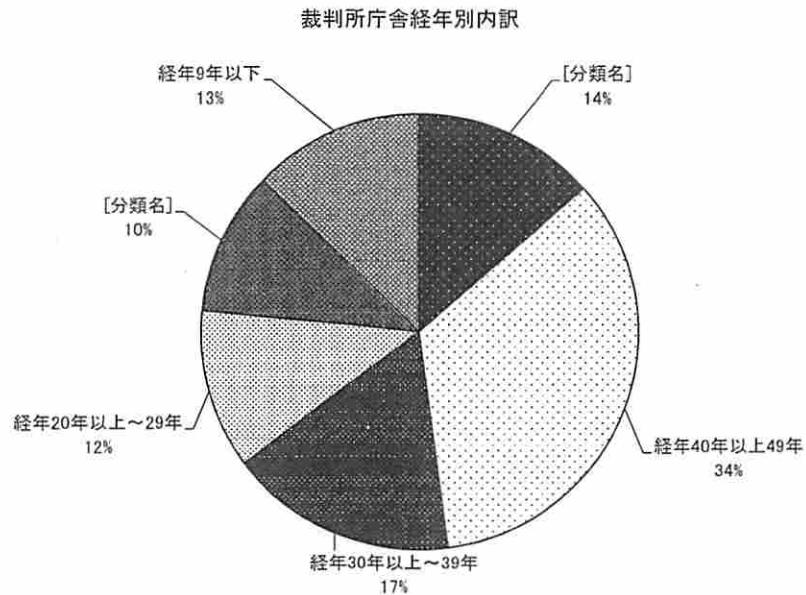


裁判所庁舎現況

(平成30年4月1日現在)

区 分	施設数	経 年 数						備 考
		50年以上 (S43以前)	40年以上 (S44～53)	30年以上 (S54～63)	20年以上 (H1～10)	10年以上 (H11～20)	9年以下 (H21～30)	
最高裁判所	1		1					
高等裁判所	8	(1) 3	3	2				
地方裁判所	42	(1) 16	7	1	2	8	8	
家庭裁判所	18		(1) 5	2	8	3		
地家裁支部	203	(3) 32	(3) 82	18	6	24	41	
簡易裁判所	185	(2) 12	(2) 58	54	37	14	10	
研修所	9		4	2	2	1		
合 計	466	(7) 63	(6) 160	79	55	50	59	
[%]	[100]	[14]	[34]	[17]	[12]	[10]	[13]	
対前年度増減		12	△ 4	9	△ 15	△ 4	2	

※ 上段()書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

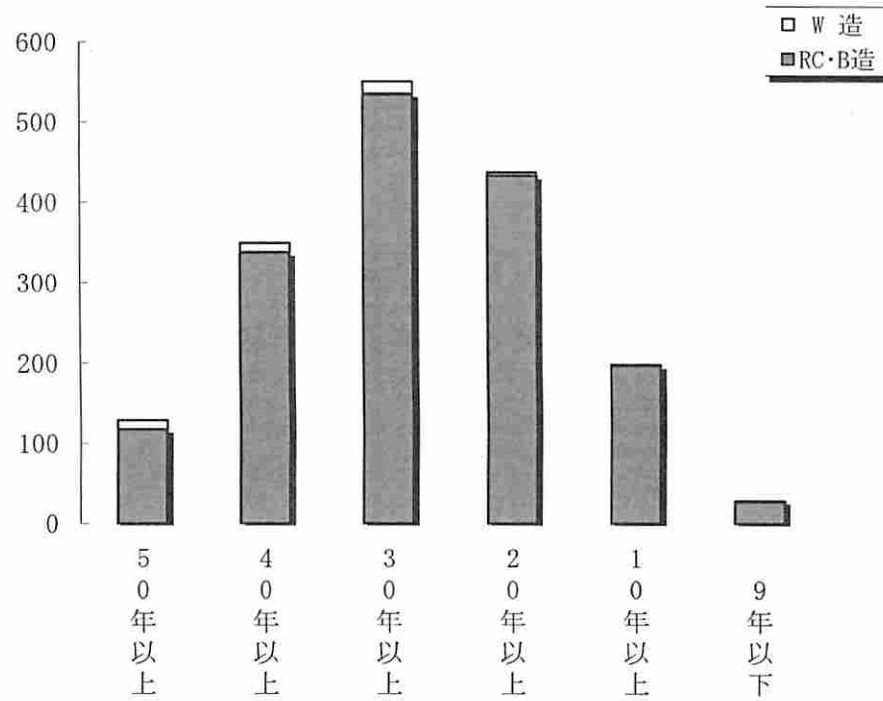


省庁別 宿舎 経年別 戸数

	W造	RC・B造	合計	%	対前年度増減(戸数)
50年以上	11	118	129	7.62	43
40年以上	11	338	349	20.63	△15
30年以上	15	535	550	32.51	5
20年以上	4	433	437	25.83	19
10年以上	0	198	198	11.70	△39
9年以下	0	29	29	1.71	△22
	41	1,651	1,692	100	△9

(データは平成30年1月1日現在)

※ 廃止協議済み宿舎は含まない



省庁別宿舎の大半が経年20年以上の宿舎であるため、老朽化した施設改修や設備の更新等、環境整備を今後とも計画的に実施していく必要がある。

国家公務員宿舎の削減計画のポイント

宿舎戸数と削減幅

- 国家公務員宿舎は真に公務のために必要な宿舎に限定し、主として福利厚生（生活支援）目的のものは認めない。
- 宿舎に入居することが認められる職員の類型について新たな検証を行うとともに、各省庁が宿舎戸数を精査した結果、必要戸数は約 16.3 万戸（別紙参照）。このため、今後 5 年を目途に、約 21.8 万戸から、5.6 万戸（25.5%）程度の削減を行う。

宿舎廃止方針

- 千代田、中央、港 3 区に所在する宿舎は、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
- その他の都心（概ね山手線内）に所在する宿舎のうち、今後 5 年間で築年数が 40 年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものは、危機管理要員等や緊急参集要員などが入居するものを除き廃止。
- 上記の地域以外に所在する宿舎については、上記の削減幅を実現するため、今後 5 年間で築年数が 40 年を超える宿舎等、老朽化し耐震性等に問題があるものにつき、効率性、規模、通勤時間等を勘案し、廃止宿舎の選定を行う。
- これらの方針に基づき、現時点で廃止することを決定した宿舎は、全国で 2,393 住宅。

集中復興期間の 5 年間におけるその他の宿舎に係る方針

- 東日本大震災の集中復興期間に当たる 5 年間に、宿舎廃止方針に基づき直ちに廃止に該当しない宿舎についても、老朽化し耐震性等に問題があるものについては、上記の削減幅を実現するため、以下の方針に基づき、今後 1 年以内を目途に、個別に検討を行う。
- コスト比較等を行うことによって、極力、耐震改修等で対応し、できる限り、建替を抑制。建替（集約化）を行う場合においても、従来宿舎が存在しなかった土地において新規に宿舎を建設することは原則行わずに、最低限の現地建替を行う。

その他

- 今後、幹部用宿舎（e 規格）の建設は行わない。
- 朝霞住宅及び方南町住宅については建設を中止。
- 宿舎跡地の売却等により捻出される財源は、概算すると、約 700 億円。個別検討の結果更なる廃止宿舎が決定されれば、上記金額を上回ることが考えられる。
- 宿舎使用料（駐車場の使用料を含む。）については、宿舎の建設等に係る支出を賄えるよう引上げを行う。具体的な引上げ幅については、宿舎関連歳入・歳出への影響等を踏まえ決定。
- 東日本大震災等の被災者の方に提供されている宿舎については、継続使用し、必要に応じ、追加の提供を行う。

宿舎に入居することが認められる職員の類型と必要戸数

区 分	必要戸数 (万戸)
① 離島、山間へき地に勤務する職員 (例：自然保護官事務所職員、ダム管理所職員)	約 0. 2
② 頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員 (例：司法関係職員、国税職員)	約 5. 2
③ 居住場所が官署の近接地に制限されている職員 (例：刑務官、自衛官)	約 1. 3
④ 災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画（BCP）等に基づき緊急参集する必要がある職員	約 8. 3
⑤ 国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員	約 1. 2
合 計	約 16. 3

(注) それぞれの区分には、国から移行した独立行政法人の職員（例：試験研究機関の職員）及びその必要戸数（0. 4万戸）が含まれる。

最高裁経監第959号

(会ろ-12-A)

平成25年8月6日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿 (専任の所長が置かれている家庭裁判所)

最高裁判所事務総局経理局長 垣 内 正

公共調達の適正化について (通知)

標記の適正化については、これまでも、法令等を遵守するとともに、競争性や透明性を確保した会計処理を実践していただくようお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、競争性を確保しないまま随意契約を締結するなど、適正さを欠く会計事務処理が行われていた事態が判明し、国民に対する説明責任も果たせない状況となっています。

そこで、公共調達の適正化を徹底するため、下記の点について格段の配慮を行い、これまでも増して適正化の取組みを実践していただきますよう、よろしくお取り計らいください。

記

1 随意契約の適正化について

随意契約については、各会計法令並びに昭和45年1月6日付け最高裁経監第1号経理局長依命通達「随意契約による場合の予定価格等について」及び平成18年9月6日経監第001063号経理局長通知「公共調達の適正化について」に基づき、競争性・透明性の確保を一層推進すること。

また、予定価格の積算や見積書の徴取については、価格の公正性・適正性を確保するため、予算決算及び会計令第79条、第80条、第99条の5、第99条の6の規定のほか、契約事務取扱規則等の関係法令及び各庁が定める契約事務取

扱基準等に則り，適切に実施すること。

また，各庁における内規，契約事務取扱基準等については，その制定の目的等を担当職員に周知徹底すること。

2 会計書類の適正管理について

見積書，納品書，作業完了報告書，請求書等の会計書類の提出を受けた際には，漏れなく正確に記載されているかについて精査した上，記載に漏れや誤りがあった場合には，確実に補正させること。特に，日付のない会計書類については，会計事務処理の適正さに疑念を抱かれかねないことから，確実に日付を記載させるよう励行すること。

また，提出を受けた会計書類については，平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長依命通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」による管理を確実に行うこと。

3 監督・検査の適切な実施について

契約の完全な履行を確保するため，監督職員及び検査職員については，会計法第29条の11各項の趣旨を踏まえ，的確な監督・検査を実施できる職員を任命すること。

検査職員は，政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に留意しつつ，履行完了後に，実質的な検査を実施した上，検査完了後，検査を行った事実を即した検査調書を作成し，適切な保管等に努めること。

最高裁経監第992号

(会ろ-12-A)

平成25年8月6日

高等裁判所事務局会計（管理）課長 殿

地方裁判所事務局会計（経理，用度）課長 殿

家庭裁判所事務局会計（経理）課長 殿

最高裁判所事務総局経理局監査課課長補佐 植木 佳恵

最高裁判所事務総局経理局営繕課課長補佐 増子 政恵

最高裁判所事務総局経理局用度課課長補佐 三宅 秀明

最高裁判所事務総局経理局管理課課長補佐 伊藤 竜太郎

公共調達の適正化について（事務連絡）

本日付けで最高裁経監第959号経理局長通知「公共調達の適正化について」が発出されましたが、これを受けて、具体的な事務の取扱い等について改めて整理しました。

ついては、各庁において、本事務連絡に従い、公共調達の適正化に向けた事務処理態勢を確立するとともに、必要に応じ、現在の契約事務取扱基準等の見直しを行うなどして、前記通知の徹底を図ってください。

なお、以後は、平成21年2月20日付け監査課長事務連絡「契約事務取扱基準について」及び平成22年11月30日付け同職事務連絡「物品調達に係る納品書等の取扱いについて」にかえて、本事務連絡記載の取扱いによってください。

おって、人事異動等により職員の交替等があった場合、本事務連絡の内容について、後任の職員に確実に引き継ぐ態勢の整備についても、特段の配慮をお願いします。

(別紙)

第1 契約事務取扱基準について

別紙1の最高裁判所事務総局経理局契約事務取扱基準及び平成25年5月17日付け最高裁判所事務総局経理局監査課長事務連絡「契約事務の適正化について」の内容や趣旨等を正確に理解した上で、自庁が定めている契約事務取扱基準について、会計法令及び通達等に準拠したものとなっているかどうか改めて確認し、必要に応じて随時見直しを行うとともに、実行の継続性の確保に努めること。

第2 監督職員及び検査職員について

1 任命等

会計法第29条の11に定める監督職員及び検査職員の任命について、予算決算及び会計令第101条の3及び第101条の4により、契約担当官等（同令第1条第4号）は、実質的な監督又は検査を行うことのできる者を任命する必要がある。よって、次のとおり、実際に監督又は検査業務を現地において行うことができる者を任命の上、必要な職務を確実に行わせる。

- (1) 高裁実施工事を除き、原則として監督職員及び検査職員は、契約の対象となる施設、履行場所に所在する職員を任命する。
- (2) 契約担当官等は、監督職員及び検査職員に対し、それぞれの職責を正確に認識させるよう指導するとともに、監督及び検査に係る契約の契約書及び仕様書その他関係書類（以下「契約書等」という。）の内容を理解させる。
- (3) 監督職員及び検査職員は、それぞれの職責に応じて、履行の確認を行うことはもとより、納品書あるいは作業完了報告書の内容、提出時期等を的確に把握し、未提出の場合や内容に不備がある場合は、速やかに提出又は是正を求める。

2 監督

監督職員は、契約事務取扱規則第18条及び第19条に基づき、契約の履行

について、仕様書等に基づき適切に監督し、契約担当官等に対し、監督の実施についての報告をしなければならない。

3 検査

検査職員は、次の(1)から(5)までのとおり、契約事務取扱規則第20条により給付の内容について検査を行い、検査完了後、予算決算及び会計令第101条の9により速やかに検査調書（別紙2参照）を作成し、契約担当官等に対し、提出しなければならない。

なお、履行遅滞等、給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、遅延損害金の徴収の要否等について具体的に検討した上で、契約担当官等に提出する検査調書に、給付が当該契約の内容に適合しない旨及び損害賠償の徴収の要否等についての意見を記載する（別紙2－3参照）。

おって、契約事務取扱規則第24条により、当該契約金額が200万円を超えない契約の場合、検査調書の作成を省略することができるが、契約金額（総価契約）又は支払請求額（単価契約、後納契約）が200万円を超える場合や給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合について検査調書の作成を省略することのないよう注意する。

- (1) 物品調達における契約の相手方に対し、納品書その他の給付の内容、数量が記載された書面（以下「納品書」という。）の提出を求める。
- (2) 納品書の記載内容を確認の上、提出された納品書に日付の記載がないなどの不備がある場合には、日付の記入等の補正を求める。
- (3) 契約書あるいは仕様書等に基づき、給付された物品の内容及び数量について速やかに検査を行う。また、役務の提供や工事については、必要に応じ、契約図書と各種記録との対比や、監督職員の立会を求め、作業現場を目視するなどして、業務完了確認を十分に行う。
- (4) 契約書あるいは仕様書等により作業完了報告書等の提出を求める場合、検査職員は、これらの文書が契約書等の内容に合致しているかどうか、期限までに提出されているかどうかを確認する。
- (5) 複数回の納品については、事実即した検査確認の履歴が分かる措置を講

じる。

第3 提出された文書（見積書，納品書，請求書等）の取扱いについて

平成22年7月13日付けで総務省行政評価局から全行政府省に対し「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査結果に基づく勧告」が発せられたことを踏まえ，裁判所に提出された請求書等の取扱いを次のとおりとする。

1 事前の依頼

文書の提出依頼に当たっては，日付（見積書については作成年月日，請求書については請求年月日（郵送の場合は請求書の発送年月日））の記入を提出者に求める。

なお，この際，請求書の請求年月日（発送年月日）は，検査に合格した日以降の日とし，同日以後に提出（発送）すべきことを併せて伝える。

2 発注書等の記録化

単価契約（総価契約において契約日とは別に発注行為を定める場合を含む。）において契約相手方に物品等を発注する場合，発注日，発注内容等を発注書等の形で記録化するとともに，監督職員及び検査職員に対し，適宜の方法で連絡する。

なお，発注書等は納品書と同様に，調達関係記録の一部として当該経過後5年間保存する（分冊して保存することも可）。

3 文書の受付

提出された文書には，日付の記載の有無にかかわらず，平成24年12月6日付け最高裁秘書第003546号秘書課長依命通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」に基づき，受理日付印を押印する。

4 納品書の取扱い

(1) 納品書等，検査の補助的書面とされたものは，調達関係記録の一部として

当該年度経過後5年間保存する（分冊して保存することも可）。

なお、検査職員が任命されている支部等に検査の補助的書面とされたものが提出された場合は、検査職員は本庁会計課（経理課、用度課、管理課を含む。）に送付し、当該書面を本庁会計課において保存することも検討する。

- (2) 納品書はあくまでも商慣習上の書面であり、法令上求められている証拠書類ではないため、契約書等により求めない限り提出の強制はせず、求めても提出がなかった場合は、その旨を記録化する。

なお、代表者名の記載や代表者印の押印を必須とする必要はない。

- (3) 給付の内容及び数量の記載に誤りがある場合、その場で訂正を求め、訂正ができない場合は、相手方の了承のもと、正しい内容又は数量を付記するなど、対外的説明が可能な措置を講ずる。

- (4) 納品書は、会計監査及び会計検査院による実地検査の際の疎明資料とする。

5 請求書の取扱い

上記1の依頼にもかかわらず、検査確認前に請求書が提出された場合や日付が空欄の請求書が提出された場合は、契約の相手方に再提出や補正を求めることになるが、特に請求書が郵便提出された場合については、支払遅延防止法との関係で疑義が生じないように、次のとおり処理する（別紙3参照）。

- (1) 検査確認完了前に請求書が郵便提出された場合について

ア 裁判所の受理日を明確にするため、日付の記載の有無にかかわらず、受理日付印を押印する。また、請求書が検査確認前に提出されたことを明らかにするため、受理日付印付近の余白に「検査確認前受領」と付記する。

イ 契約の相手方に対し、検査確認に合格した後に請求書を再提出するよう即日指示する。

ウ 再提出を指示したことを明らかにするため、受理日付印付近の余白に「●／● 再提出指示」等と付記する。

エ 検査確認後、契約の相手方に対し検査に合格した旨を通知する。

オ 再提出後の請求書に受理日付印を押印して受理日を明確にする。

カ 支出決定決議には、①当初提出された請求書、②再提出された請求書を

添付する。

キ 契約の相手方が再提出に応じない又は再提出に応じる見込みがない等、やむを得ない場合には、検査確認完了後、当初提出された請求書の受理日付印付近の余白に「●／●受理」等と付記し、検査確認後の正式な受理日を明らかにした上、支出決定決議を行う。

ク 計算証明規則第22条第2号にいう証拠書類には①及び②をいずれも添付し（請求書が再提出されなかった場合は①のみを添付する。）、その写しを支出決定決議書の写しとともに保存する。

(2) 日付が空欄の請求書が郵便提出された場合について

ア 裁判所の受理日を明確にするため、受理日付印を押印する（検査確認完了前の提出の場合は、(1)のとおり取り扱う）。

イ 請求年月日が空欄の場合、相手方に対し、速やかに請求年月日（郵送の場合は原則として請求書発送日となるが、相手方との調整によりアの請求書受理日とすることも差し支えない。）を記載した新たな請求書をファクシミリにより送信するよう指示し、併せて原本を提出するよう即日指示する。なお、指示の際は、請求書発送日が検査確認完了日よりも前の日にならないよう留意する。

ウ 再提出を指示したことを明らかにするため、受理日付印付近の余白に「●／●再提出指示」等と付記しておく。

エ ファクシミリ送信された請求書について請求年月日を確認し、受理日付印を押印する。なお、請求年月日の記載に不備がある場合には、速やかに契約の相手方に連絡を取り、正しい請求年月日を記載するよう指示する。

オ 請求年月日が記載された新たな請求書の原本を受領したときは、受理日付印を押印して受理日を明らかにする。

カ 支出決定決議には、原則として①当初提出された請求書、②ファクシミリ送信された請求書、③②の請求書の原本を全て添付するが、支払期限等の都合でやむを得ない場合には①及び②により支出決定決議を行い、おつて③を添付する。

キ 契約の相手方が再提出に応じない又は再提出に応じる見込みがない等、やむを得ない場合には、支出決定決議には当初提出された請求書を添付する。

ク 計算証明規則第22条第2号にいう証拠書類には①ないし③をすべて添付し（請求書が再提出されなかった場合は①のみを添付する。）、その写しを支出決定決議書の写しとともに保存する。

(3) 支払遅延防止法の約定期間は次の日から起算する。

ア 検査確認完了前に請求書が郵便提出された場合について

(ア) 請求書が再提出された場合

a 支払遅延防止法第6条第1項及び第4条第2号により対価の支払の時期を書面により明らかにしている場合は再提出された請求書の受理年月日

b 対価の支払の時期を書面により明らかにせず、支払遅延防止法第10条による場合は、補正により明らかにされた請求年月日

(イ) 請求書が再提出されない場合

対価の支払の時期を書面により明らかにしているかどうかにかかわらず、検査確認完了年月日

イ 検査確認完了後に請求書が郵便提出された場合について

(ア) 請求書が再提出された場合

a 支払遅延防止法第6条第1項及び第4条第2号により対価の支払の時期を書面により明らかにしている場合は当初提出された請求書の受理年月日

b 対価の支払の時期を書面により明らかにせず、遅延防止法10条による場合は、補正により明らかにされた請求年月日

(イ) 請求書が再提出されない場合

対価の支払の時期を書面により明らかにしているかどうかにかかわらず、当初提出された請求書の受理年月日

過去に決算検査報告書に掲記された事項

・平成29年1月27日報告 各府省における職員の実施状況等について【会計検査院法第30条の2に基づく報告】

職員の研修の実施状況等について、検査院第5局特別検査課が府省横断検査を実施し、その結果を国会及び内閣へ報告した。その報告では、研修施設（教室、宿泊施設）の稼働状況にも触れられており、特定の施設を対象とはしていないものの稼働率の低い施設が多く、有効活用等、改善に向けた対応が必要とされている。

本指摘は、随時報告として平成29年1月27日に国会及び内閣へ報告され、平成28年度決算検査報告にその検査状況の概要が掲記された。

・平成25年度 請求書、納品書等の会計書類の保管の状況【会計検査院法第30条の3に基づく報告】

① 会計書類の日付の記載に関し、最高裁判所及び下級裁判所においては、平成24年度以降、最高裁判所が発出した最高裁業務要領（平成24年4月26日付け監査課作成の「請求年月日が空欄の請求書等の取扱いについて」）に基づくなどして、日付の記載のない請求書等の提出を受けないよう改善に取り組んでいるが、引き続き改善に取り組む必要がある。

② 調達手続の適正性に関し、随意契約において特定の1業者と契約することを前提として、当該業者に対して、見積書の提出の際に他の2業者分の見積書も合わせて提出するよう依頼している事態が、平成23、24両年度において、契約件数計176件、契約金額計2606万余円見受けられた。また、会計書類の作成手続、保存等が適切でなかったり、履行の完了前に検査調書を作成するなど検査の内容や検査調書の作成が適切でなかったものが、23、24両年度において、契約件数計19件、契約金額計1億4837万余円見受けられた。このような事態は、会計法令の趣旨に照らして、適切を欠くと認められることから、裁判所全体として改善する必要がある。

・平成21年度 清掃業務の請負契約に係る予定価格の積算過大 【不当事項】

清掃業務請負契約において、清掃員の人工数を誤って算出したため、修正後の予定価格に比して契約額が約157万円割高となっており、不当とされたもの。

① 人工数の計算表のひな形を作成するにあたり、誤った計算式を入力していたため、この表により算出されたすべての人工数が過大となっていた。

② 定期清掃作業の人工数の算出にあたり、計算表の誤った欄に入力していたため、清掃員の人工数が過大となっていた。

・平成19年度 裁判員制度に係る広報業務の実施状況 【国会及び内閣への随時報告】

最高裁と法務省が実施した裁判員制度の広報業務について、企画競争随意契約で不適切な契約手続が行われていたこと等について、随時報告がなされたもの。

- ① 裁判員制度広報に係る企画競争随意契約について、事業の実施を先行させ、契約書を事後に作成するなどのさかのぼり契約を行い、予定価格の算定についても、算定方法の不統一、積算過大や積算漏れ等があった。
- ② 18年度フォーラム契約における新聞広告掲載について、契約締結後にメディアミックス契約で別会社に作成させた図柄を使用するよう仕様書と別の指示を行ったが、契約変更の検討を行っていなかった。
- ③ 契約に当たり、広報実施局課と用度課との間で適時適切な連絡調整がなされておらず、また、監査課による内部牽制が機能していなかった。
- ④ 最高裁判所と法務省との間で、ポスターの作成に当たり、図柄の相互利用を図るなど、より一層の連携が可能であり、事業の効率的な実施には、会計・契約事務における情報交換等が必要である。

・平成18年度 取得した裁判員制度広報用映画制作物の利用 【処置済事項】

裁判員制度広報用映画制作により取得した35mmフィルムについて、上映及び貸出しの実績がなく、市町村等の関係機関に対して、貸出しを行っていることも周知されていなかったため、取得の目的に沿った利用がなされていなかったというもの（取得価格1714万円）。

・平成17年度 自動車等を利用して通勤する職員に対する通勤手当の認定 【処置済事項】

自動車等の交通用具利用者への通勤手当の支給は、通勤距離が2km以上の場合に交通用具利用距離に応じて支給されること、通勤経路の設定や距離に計測に誤りがあるため、通勤手当2740万円が過大に支給されていたというもの。

これについては、過支給となっていた通勤手当を返還させる措置を執り、通勤経路の設定や距離の計測について運用基準を定めた事務連絡を発出するなどし、通勤手当の支給が適切に行われるよう処置を講じた。

・平成16年度 家裁常勤医師の研修等に係る勤務時間の管理 【処置済事項】

家庭裁判所の常勤医師が、勤務時間中に医療機関等の裁判所外の施設又は自宅等において外部研修を行っているが、最高裁はこのような研修を行うために定めておく必要がある明確な基準を定めておらず、また、家庭裁判所ではその研修先や研修内容等の把握を十分に行っていないような管理状況にもかかわらず、外部研修を行わせたとする日のすべてを勤務したものと取り扱っていた。さらに、外部研修は、無報酬の場合に限り行われるべきものであるのに実際は医療機関から報酬を得ていた者がいるが、これについては勤務を要するべき時間に勤務を欠いていたものであり、また兼業許可を受けて研修先から報酬を得ていた者については、兼業のために割いた勤務時間をその都度確認することとされていなかったことなどから、必要な給与の減額措置が執られていなかった。これらを減額していれば、平成12年度から平成16年度までに合計1835万円になるというもの。

これについては、勤務を欠いていた時間に対する給与相当額の返還の措置を執り、研さん通達等を発し、常勤医師に外部研修を行わせる際の基準等を明確に定め、これに基づいて勤務時間の管理が適切に行われるよう処置を講じ、また、兼業についても、その実態の把握及び適切な指導が行えるよう兼業に関する通達を改正して、実際に兼業のため勤務時間を割く場合にはその都度承認を得ることとするなどの処置を講じた。

・平成14年度 電話料金の非効率な支出 【処置済事項】

NTTの割引には、企業単位通話料金割引、法人向複数回線割引、多回線割引があり、これらの内容を十分把握し、利用の実態にあった経済的な割引制度の適用を受けていれば、平成14年度通話料のうち1394万円を節減できたというもの。

・平成10年度 職員による現金の領得 【不当事項】

・平成4年度 職員による現金の領得（3件） 【不当事項】

・平成3年度 職員による収入印紙の領得 【不当事項】

・平成2年度 旅費の不適切な支出 【不当事項】

(参考)

○不当事項

法律，政令，予算に違反し又は不経済，非効率など不当と認めた事項

○意思表示・処置要求事項

- ・違法不当な会計経理について是正改善の処置を執るよう要求した事項
- ・法令・制度又は行政に関して意見を表示したり，改善の処置を要求した事項

○処置済事項

検査の過程において意思表示又は処置要求を必要とする事態として指摘したところ，指摘を契機として当局において改善の処置を執った事項

○国会及び内閣への随時報告

毎年度の決算検査報告による場合以外に，会計検査院が特に必要と認める事項について，随時，国会及び内閣に報告した事項

○会計検査院法第30条の3に基づく報告

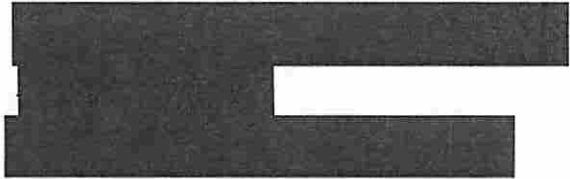
会計検査院法第30条の3において，「会計検査院は，各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法第105条の規定による要請があったときは，当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその結果を報告することができる。」と定められており，この検査要請事項に関して，国会に報告した事項



司法研修所支部長研究会・裁判所職員総合研修所管理者研究会

マネジメントの基礎理論

2018年5月22日 0950-1150



●自己紹介

研究分野:組織論、戦略論、ナレッジ
マネジメント。

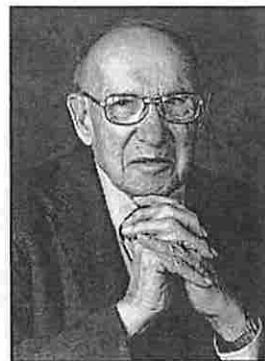


●



教養としてのマネジメント理論

- ドラッカー 『マネジメントは教養である』
 - 教養とは
 - 世の中を正しく見るための基礎。特定の人ではない皆が知るべきもの。社会正義や倫理性を含んだ知識。
 - 見方・考え方（フレーム）を学ぶことの必要性
 - フレーム=ものごとを感得して判断する視点
 - 実践スキルではなく枠組み（フレーム）を学ぶ



組織を見る眼

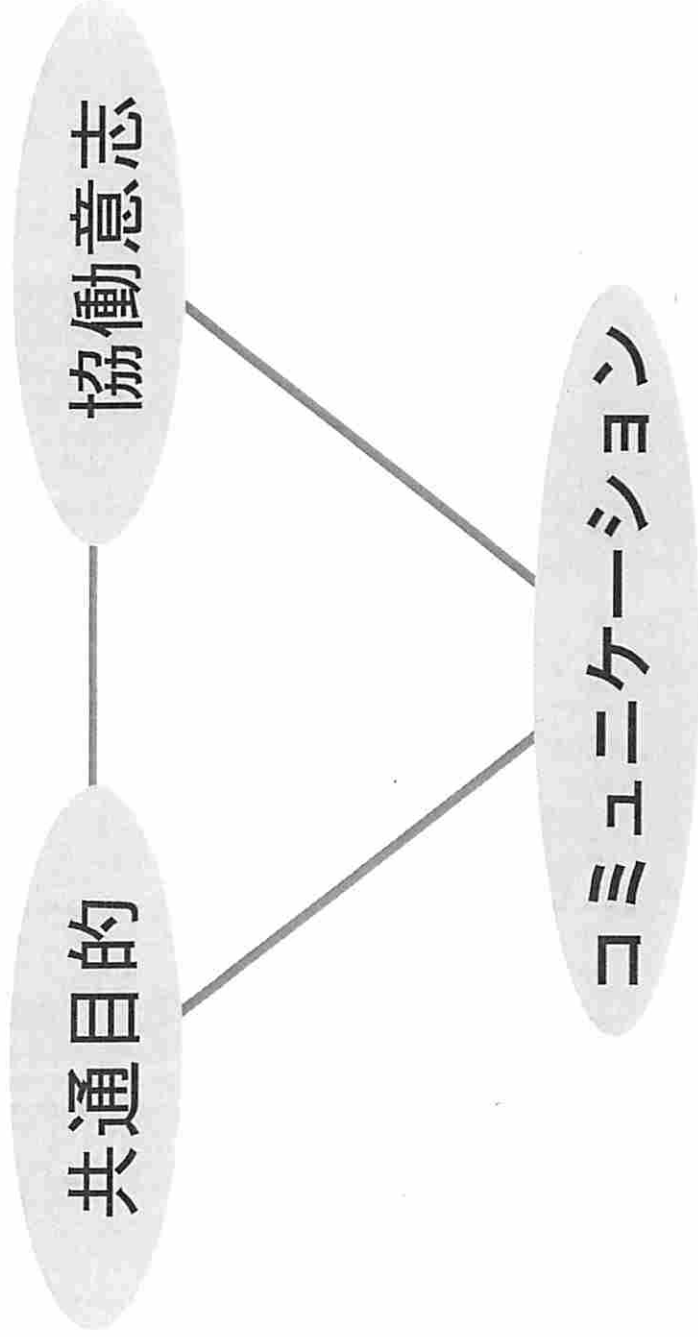
組織とは

- 協働体としての組織
 - 個人の制約を突破してある目的を達成しようとするときに生じる他人と協働するシステム
- 組織のメリット：1+1を3以上にする基本
 - 分業
 - 専門化による集中によるメリット
 - 調整
 - win-winの交換 and/or シナジー効果
 - 構造化
 - コンフリクトの削減、自動化(ルーティン)によるコストの削減



組織生成の基本的3要素（0）

- すべての組織に見出される3つの要素



組織生成の基本的3要素（1）

- 共通目的 (a common purpose)
 - 明確な目的無しに協働は生じない
 - 目的なしには環境も認識できないし、手段も選択できない
- ① 組織目的はメンバーに理解・受容されなければならない
- ② メンバーによる組織目的の理解には矛盾が生じやすい
- ③ 個人的目的と組織的目的は区別される
- ④ 環境変化によって組織目的は変更される



組織生成の基本的3要素（2）

- 協働意志 (willingness to co-operate)

組織の目的に個人の努力を貢献しようとする意志
個人の行為の非個人化

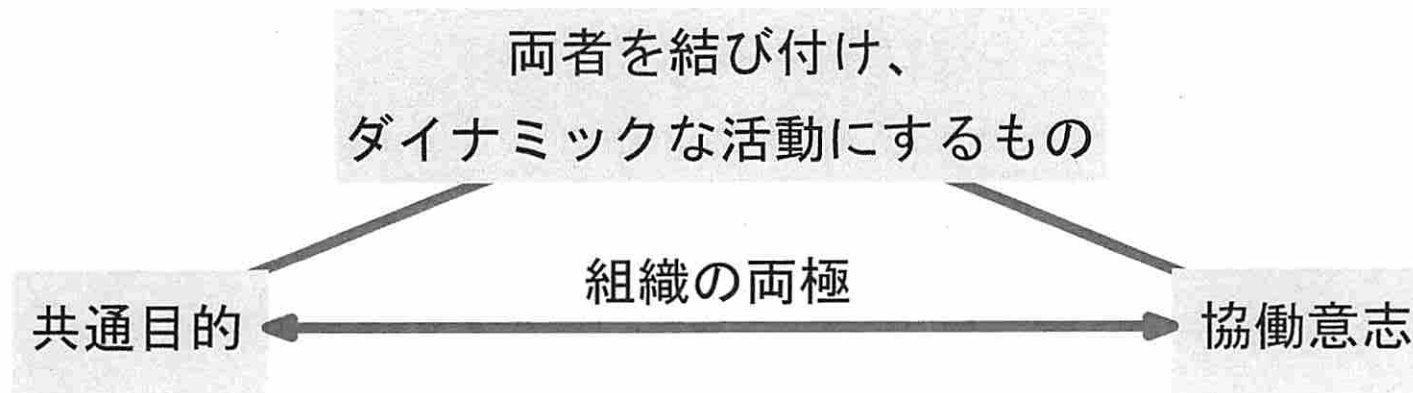


メンバーが組織から受け取るものと与えるものの
比較考量＝合理主義的な論理思考の重視

- ①メンバー間の差(全員積極的前提の否定)
- ②協働意志の強度は変動する
- ③協働意志は個々人の決定

組織生成の基本的3要素（3）

- ・ コミュニケーション



- ① コミュニケーションは組織論の中心的位置にある
- ② コミュニケーションのあり方は組織の形態や構造を規定する
- ③ 重要なのは内容ではなく、その存在や視点

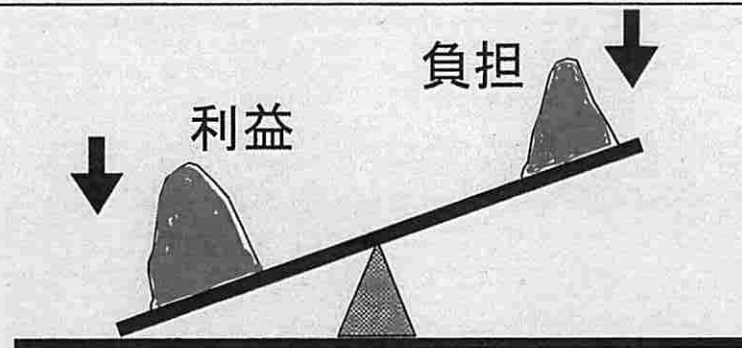
組織均衡論（組織の存続）

- 組織均衡論のテーマ

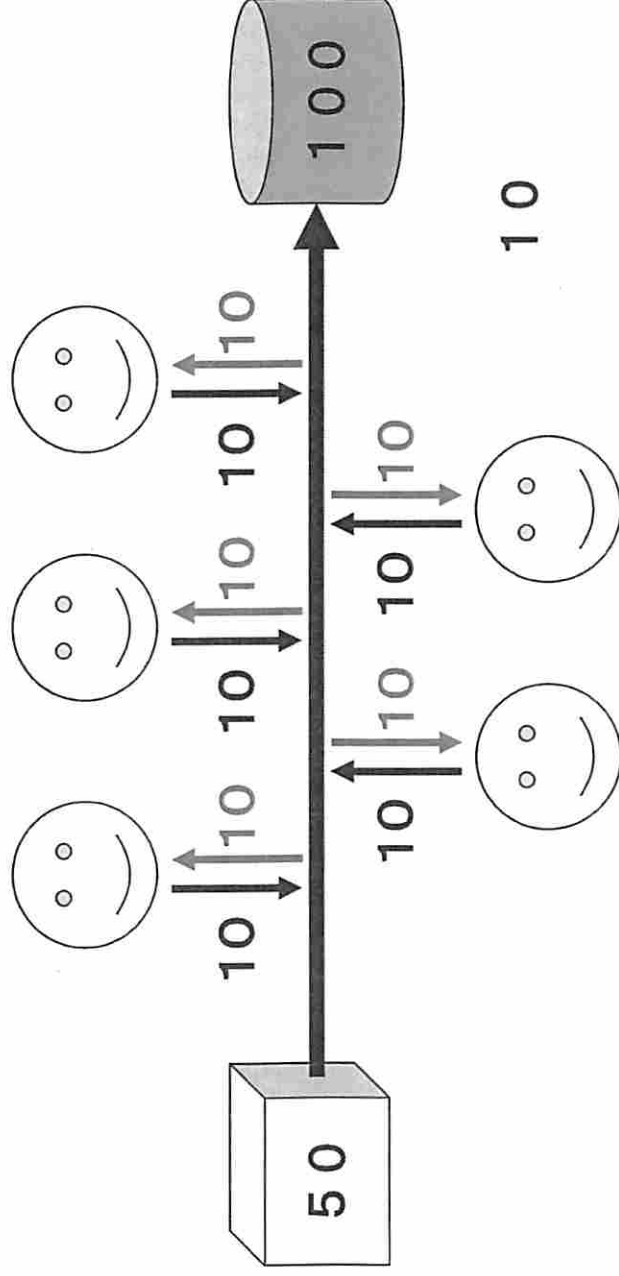
貢献 \leq 誘因 \rightarrow 組織の存続と成長

- 貢献：組織の目的達成に寄与する個人の活動
- 誘因：組織が各個人の動機を満足するために提供する効用

個人の側から見た個人と組織の取引



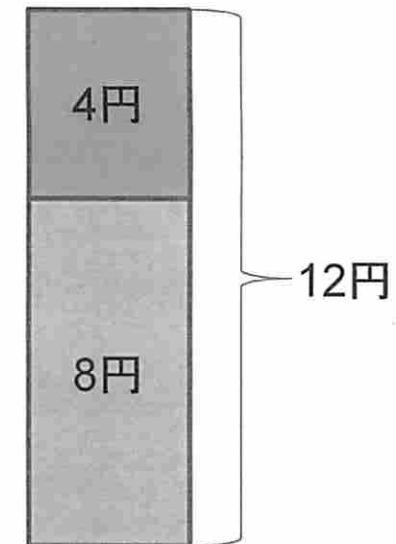
組織均衡論の「なぜなぜ」



- 利益(利潤)である10円はどこから出てくるのでしょうか？

バーナードの組織均衡

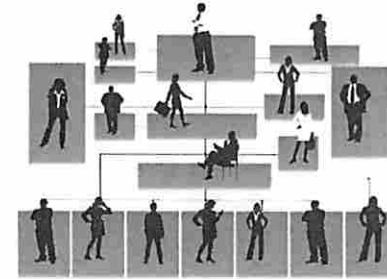
- (当時の)経済学にはないユニークな解答
 - 個人には還元できない、5人で一緒に働くことから生まれる価値 = 組織力
- 余剰の創造
 - 目的の工夫(分業)による相乗効果
 - 非経済的価値の創造
 - その会社に働くことによって得られる、賃金以外の価値(社会的ステータス、楽しさ、安心感など)
 - こうした価値は経営者やリーダーの道德準則から生まれる(優れた経営理念、哲学)



組織とリーダー



組織とは、リーダーとは！



- 組織とは、分業と調整によって、一人ではできないことを協働で成し遂げる仕掛け
 - 適切な構造を設けることで、半ば自動的に協働を実現し、継続的で安定的な成果をあげる
- リーダーとは、組織を率いて、継続して成果を出し、結果に対して責任をとれる人
 - リーダーの持つ属人的能力がリーダーシップ
- 組織が完璧ならばリーダー(シップ)は不要

組織の苦手なこととリーダーシップ



- 組織メンバーをinspireすること
 - バーナード: リーダーの道徳(理念、哲学)
- リーダーシップ
 - 部下の心に火を点し(inspire: 鼓舞)、やる気にさせ(motivate: 動機付け)、まとめあげ(alignment: 団結)させ、結果(results)を出す能力

部下は何を求めているのか？

- 豊かさ
 - 経済的、時間的、社会的豊かさ、心の豊かさ
- ワクワクする仕事
 - 「意味のある仕事」×「自律性のある仕事」×「結果(成果)のわかる仕事」
 - 意味ある仕事を最後まで任せる
- 仕事を通じた成長

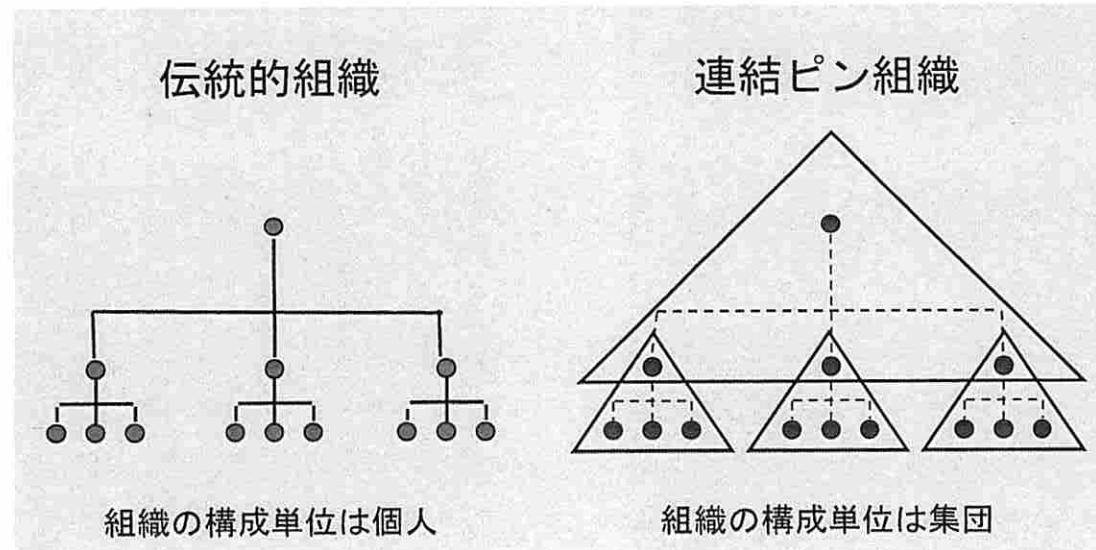


シェアリーダーシップ



- 部下がついていく条件
 - 意思決定への信頼性
 - ← 実績(圧倒的実績)、論理(知識)、人徳
 - 3つすべてが完璧なんて人はいない
- 全員がリーダーシップを分担する
 - 専門、状況(攻守)、仕事と人間的フォローなどなど
- エッセンスは権限委譲による全員参画経営
 - 完璧な上司(人間)などいない
 - 部下は意味ある仕事を任されたい
 - リーダー体験による人材育成効果
 - 雑感: 皆さんのお仕事には合っているかも??

大規模組織のシェアードリーダーシップ



- 組織は集団から成り立つ(リッカート)
 - 大規模組織の問題(大企業病)は上位集団の断絶にある

おわりに：リーダーとして

спасибо 谢谢
GRACIAS
THANK YOU
ありがとうございました MERCI
DANKE धन्यवाद
شُكراً OBRIGADO

- シェアドリーダーシップの弱点
 - 指揮責任系統の混乱：シェアドリーダーを仕切る（見守る）正統派リーダーの必要性
- リーダーとして（成果を出した部下へ）
 - ありがとうって言ってますか？（感謝）
 - みんなの前で褒めていますか？（承認）
 - 報いていますか？（報酬：これは難しいかも）

以上、ご静聴ありがとうございました。

裁判所の組織

裁判所組織の特徴

- 裁判(官)の独立(憲法76条3項)

→司法行政上の監督権の裁判への影響を排除
(裁判所法81条)

憲法上の要請を踏まえた組織運営が求められる。

司法行政作用

- 裁判作用を支える行政作用
 - ①人的・物的資源の確保と円滑な運用
総務・人事・会計機能
 - ②執務の質の確保・向上
指導監督・人材育成機能

司法行政作用

- ①裁判作用に直接的な影響を与えない総務・人事・会計
→上司の指揮監督権を通じて事務の適正と能率を確保
- ②裁判作用と接点を有する訟廷事務・裁判部の執務
→裁判の独立への配慮と質の確保・向上を両立
※訟廷事務は個別の裁判との接点は少なく、事務局の事務と類似

裁判部における司法行政

- 首席書記官(大法廷首席書記官等に関する規則3条4項)
 - 訟廷事務をつかさどる
 - 一般執務を指導監督する
- 首席家裁調査官(首席家裁調査官等に関する規則1条3項)
 - 一般執務と調査事務の指導監督
 - 関係行政機関等との連絡調整

総括という権限

- 所長(裁判所法29条2項, 31条の5)
- 支部長(下級規3条2項)
- 部総括(下級規4条4項)
- 共通の権限としての「総括」

「総括」とは何か

総括とは

- 事務を担当する複数の機関の存在
本庁: 裁判官会議, 事務局, 訟廷, 裁判部
支部: 庶務課, (訟廷,) 裁判部
部 : 裁判官, 書記官, 事務官等
- 独自の指揮監督権はなく, 複数の機関のとりまとめの機能

総括とは

総括のためにすべきこと

- ①組織(内の各機関)の全体状況把握(実情把握)
- ②組織内の各機関の調整・助成(とりまとめ)

→組織としての機能を十分に発揮

→全体状況把握を前提に他の部署や機関と連携

裁判所の組織(支部編)

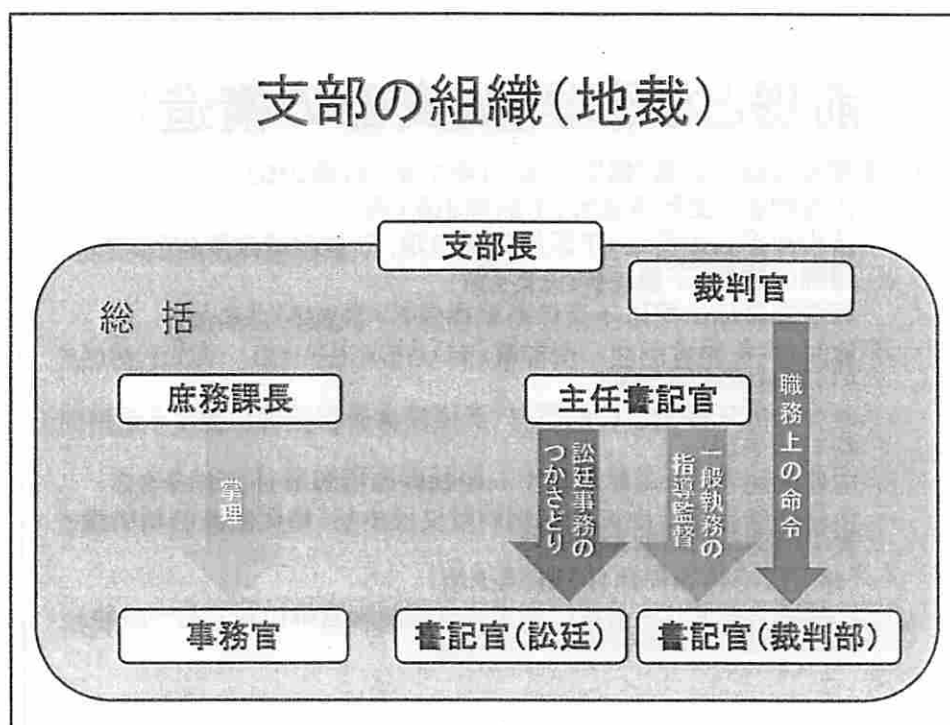
前提となる理解(支部の構造)

- 地家裁支部の設置(裁判所法31条1項, 31条の5)
- 一人支部長と支部長発令(下級規3条1項)
- 司法行政事務の委任(下級規20条1項, 法秩職員規則2条2項)
- 庶務課の設置(下級規24条2項)
→庶務課長の上司は本庁の事務局長(下級規24条8項)
- 書記官・速記官の部への配置(同10条の2第1項), みなし部の定め(同10条の2第2項)
- 部等への主任書記官の設置(大法廷首席書記官等に関する規則5条1項, 2項)
- 主任書記官による書記官の一般執務の指導監督(同5条3項)
- 主任家裁調査官の配置は裁判所又は支部(首席家庭裁判所調査官等に関する規則4条1項)
- 「組」という組織の存在(同4条2項)
- 主任家裁調査官による組に属する家裁調査官等に対する一般執務・調査事務の指導監督(同4条3項)

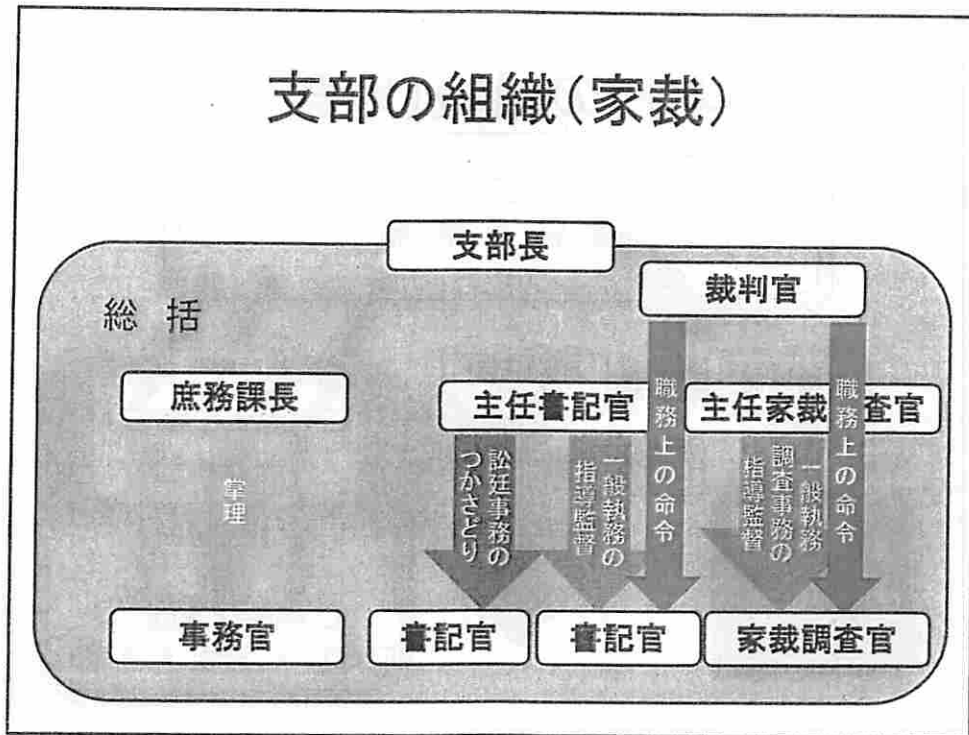
支部長の総括機能

- 実情把握
 - ①各機関(庶務課, 訟廷, 裁判部)のそれぞれにおける司法行政作用が適切に行われているか
 - ②各機関の連携が十分に行われているか
→組織としての課題の発見
- とりまとめ
 - ①機関内の課題解決の支援(課題の指摘や相談への対応)
 - ②機関をまたがる調整(認識共有や解決方針の統一)
→支部内の連携をはかり, 支部の機能を十分に発揮
→支部の全体状況を把握して本庁と連携

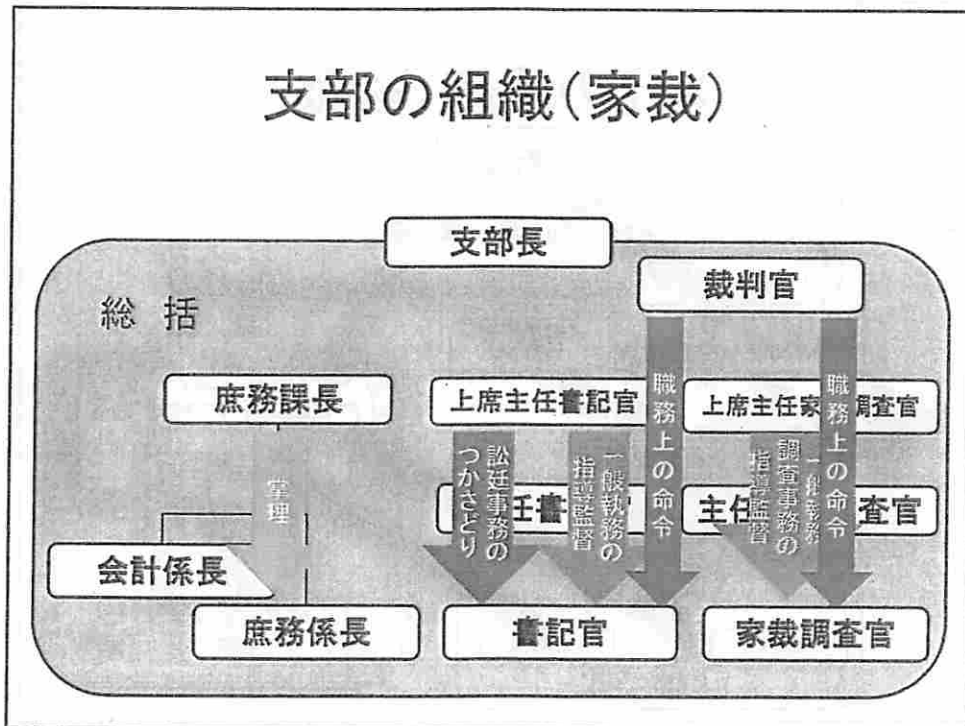
支部の組織(地裁)

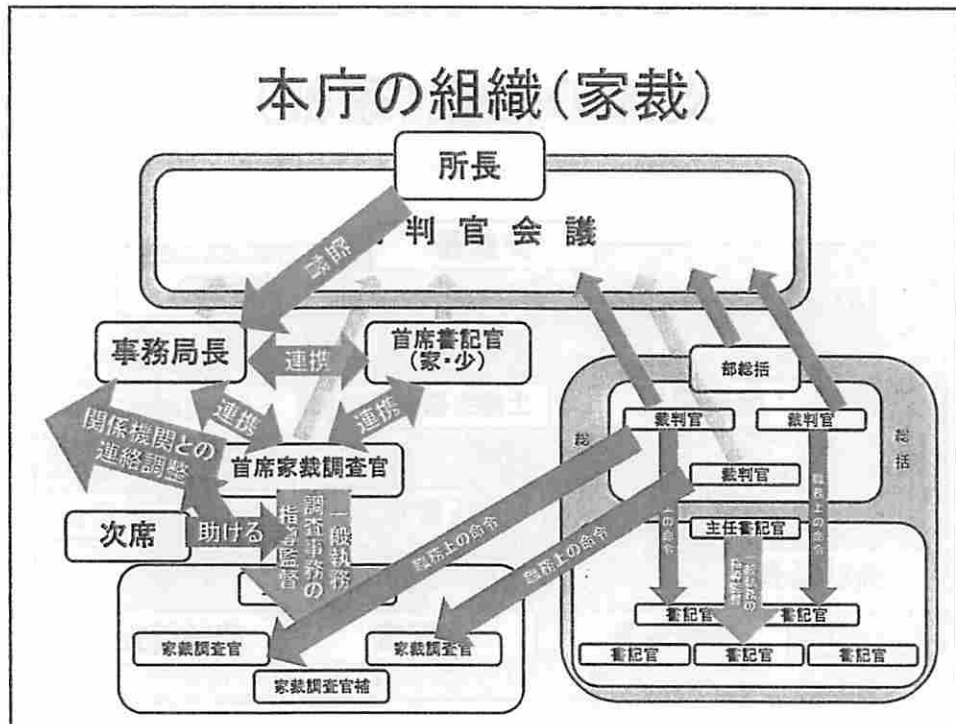
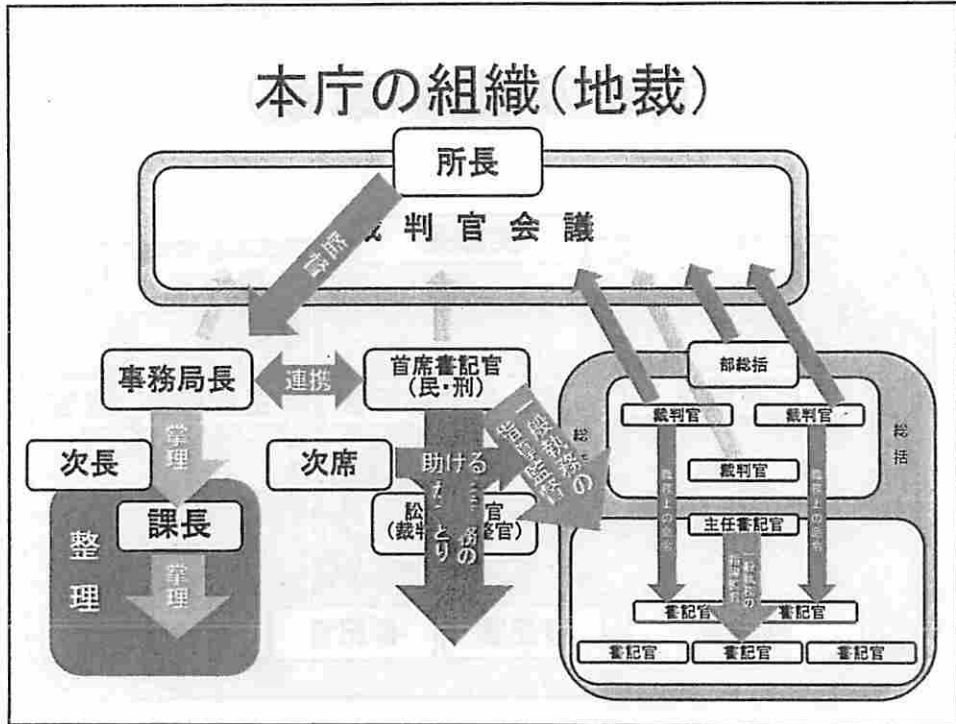


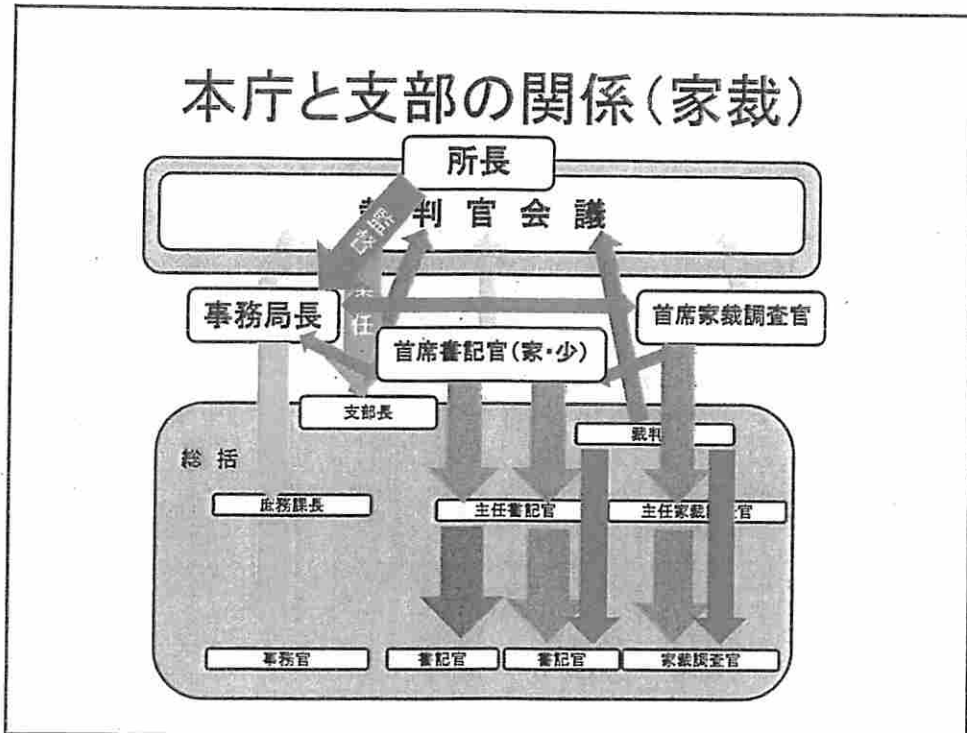
支部の組織(家裁)



支部の組織(家裁)







まとめ

- ① 支部の全体状況把握(実情把握)の対象
複数の機関(指揮命令や指導監督の系列)
- ② 支部における調整・助成(とりまとめ)の方法
それぞれの系列の特徴に応じた調整・助成
- ③ 本庁・支部連携の第一歩
「力強い情報流通」
支部: 系列の特徴を理解した情報流通
本庁: 支部の構造を理解した情報流通

【平成30年度 支部長研究会】

【平成30年度 管理者研究会(組織運営)】

「共同研究」進行表

～支部運営における本庁との連携について～

～割り当てられた教室に着席してください。～

日	項目	時間	内容	備考
5/22 (火)	冒頭説明	12:00 ～ 12:30 (30分)	冒頭説明 「裁判所の組織」	大研究室 (司法研修所別館研修棟3階)
		12:30 ～ 13:30 (60分)	昼休み・教室移動	
	班別討議	13:30 ～ 14:30 (60分)	導入説明 ～ 班別討議①	1～ 4班 第8演習室
		14:30 ～ 14:40 (10分)	休憩	5～ 7班 第1演習室
		14:40 ～ (約60分)	班別討議②	8～10班 第2演習室
		～ 16:15 (約35分)	班別討議③ ～ 振り返り	11～13班 第3演習室 14～16班 第4演習室
		16:15 ～ 16:35 (20分)	休憩・教室移動	
	全体討議	16:35 ～ 17:30 (55分)	全体討議・まとめ	大研究室 (司法研修所別館研修棟3階)

(注) 1 「全体討議」の座席は、講演と演習「マネジメントの基礎理論」のときと同じです。

2 「班別討議」のパートは、5教室に分かれて行います(司法研修所別館東棟3階)。

割り当てられた教室へ移動してください。

人権擁護について

法務省人権擁護局長 名 執 雅 子

1 はじめに

(1) 当事者は差別・偏見とは気付かないことがある ?

(2) 人権侵害とは何か

- 法律に反していなければ良いのか
- 意図的, 意識的でなければ良いのか
- 声を上げられない人や少数派を対象外としていないか

2 国としての人権擁護の仕事

(1) 主な 17 の人権課題 「人権の擁護」P.1-31

(2) 人権相談 P.40-41

(3) 人権侵犯事件の処理 P.36-39

- 援助, 調整, 説示, 勧告, 要請等の救済措置の意義
- 任意に基づく調査であり, 強制力を伴わない
- 司法手続と比較したメリットとデメリット

(4) 人権啓発活動 P.42-45

- 国民の人権意識を高めるための地道な啓発活動
- 人権意識の醸成は, 人権侵害がない社会を創るための最大の対策
- 具体例: 中学生人権作文コンクール, 人権教室 etc.
- 地方自治体, 民間企業, NPO等との関係

(5) 人権擁護業務を担う組織体制

- 人権擁護機関としての法務局 P.32
- 14,000 人の人権擁護委員 P.33-35

3 国の司法・行政に携わる者として知っておくべき人権侵害 ～いくつかの事例から

(1) 国の対応が問われる人権侵害～ハンセン病患者

- 国の施策(又は無策)による人権侵害は非常に重いもの。
 - ・当初は適法。その只中にいる時に、おかしいと気づき、指摘できるか。
 - ・目的は正しくても、手段・手法は正しいか。
 - ・誤りが分かった時点で、誤りを認め、後戻りはできるか。
 - ・無策による人権侵害は起きていないか。
- 行政の課題はすぐに解決できることばかりではない。解決策は一つだけでもないし、二者択一でもない。様々な対策が講じられて解決に近づくもの。
- 総合的な視点と行政全体としてのバランス感覚が重要。

(2) 自分で被害を認識できない、声を上げられない対象者の人権

～子ども(P.5-9), 障害者(P.12-14), 高齢者(P.10-11)

- 「声なき声」に対応しなければならない。
 - ・被害者は自ら被害を申告して救済を求めるのが原則だが、できない対象者がいる。
 - ・子どもの人権SOSミニレター(P.9)の事案から考える
 - ①教師による特定の生徒に対する圧迫的な指導
 - ②義父による性的暴行
- 「誰だって手を貸してほしいときがある」 障害者人権ポスターキャッチコピーコンテスト
- 問題解決には、他省庁、他機関等との緊密な連携が重要とされている。

(3) 異質な面をとらえた少数派に対する差別・偏見、中傷、排除

～外国人(P.19), 性的指向・性自認(P.29)

- 時代や国際的な趨勢も見据えて、少数派を排除せず、必要な配慮がなされているかを考える視点が重要。
 - ・新たな人権課題としての、ヘイトスピーチ、外国人、LGBT等への対応
 - ・2020オリンピック・パラリンピックを控え、国際的な視点も重視。
- 「通じなかったのは言葉じゃなくて、心でした」 外国人人権ポスターキャッチコピーコンテスト

(4) いわれのない人権侵害

～同和問題(部落差別)(P.15), 犯罪被害者(P.23), 震災避難者(P.31)

- 社会全体の人権意識の高揚のため、子どもの頃から、あらゆる機会をとらえての地道な人権教育・啓発、その他の施策を考える。
 - ・いわれのない、としか言いようのない人権侵害
 - ・二次被害としての名誉差損、プライバシー侵害

(5) インターネット上の人権侵害(誹謗中傷・名誉毀損・プライバシー侵害)

- 表現の自由と、国として削除要請できる範囲の問題
・差別・偏見を違法とする難しさ

(6) 罪を犯した人に対する差別・偏見

- 対象者の再犯防止により地域社会(他の人々)の安全を守る／更生を目指す刑務所出所者等をも包摂できる共生社会を目指すという大きな理念から考える。
・社会や他者に迷惑・被害を及ぼした対象者, という難しい側面を持つ。

※ 日本をどんな社会にしたいのか

「あなた自身の社会—スウェーデンの中学教科書」から考える

4 人権擁護機関の位置付け

(1) 「政府から独立した人権救済機関設置」という勧告

- ・1991年(平成3年)パリ原則「国内機構の地位に関する原則」
- ・国連各種人権条約委員会からの勧告

(2) 二度の廃案

- ・平成14年人権擁護法案
- ・平成24年人権委員会設置法案
- ・現在は, 差別・偏見のない社会とするため, 個別法によりきめ細かく対応

(3) 国家権力の行使であること

- ・公権力による人権侵害の調査・救済

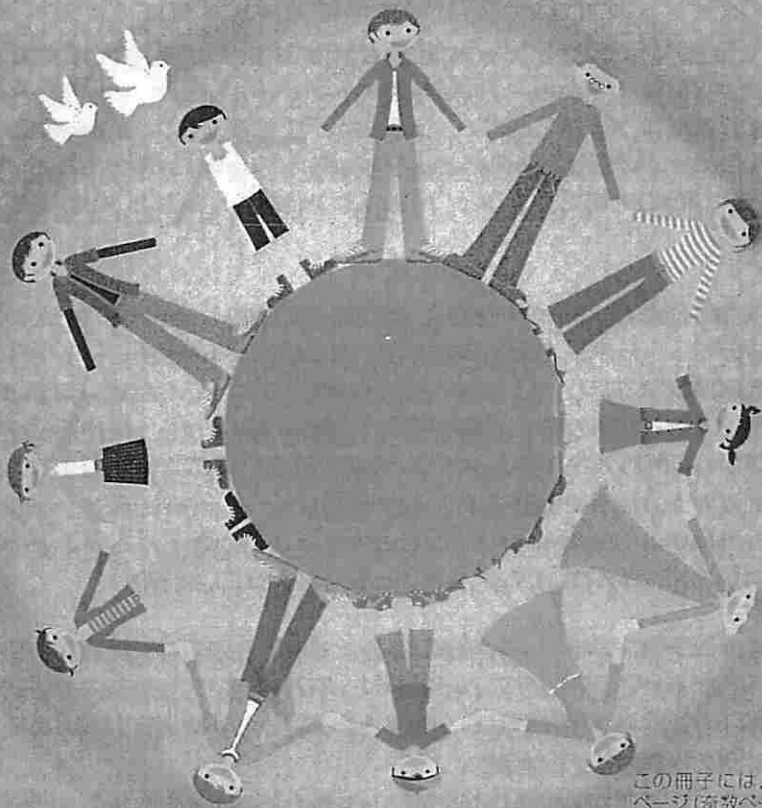
5 おわりに ～人権に配慮した社会とは

- 全ての人権課題は、少数派に対する排除・疎外・仲間外れから起きている
- 少数派に配慮が行き届いた環境, 違いを認め合い互いを尊重する共生社会は, 実はみんなが暮らしやすい社会
 - ・世界人権宣言・人権関係条約 P.49-55
 - ・2020オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた取組
 - ・ビジネスと人権(ラギー原則)
 - ・SDGsの理念「誰一人取り残さない」

平成29年度版

じん けん よう ごと
人権の擁護

The Protection of Human Rights



この冊子には、音声コードが各ページ(奇数ページ右下、偶数ページ左下)に印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



法務省人権擁護局

はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。
「とても大切なもの」それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、
はたまた「自分には関係ないもの」でしょうか。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだとは私たちは考えています。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。

「人権」は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、現実の社会では、保護者からの虐待によって子どもの命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。高齢だから、障害があるから、同和地区出身者だから、外国人だからということで差別を受けることもあります。感染症に対する誤った認識により、差別を受けることもあります。どれも悲しく痛ましい人権問題です。このようなことがどうして起こるのでしょうか。どうすればこのようなことをなくせるのでしょうか。

この冊子では、まず、我が国でどのようなことが主な人権課題として取り上げられているのかについて触れ、それに続いて、法務省の人権擁護機関の仕組みや活動の概要、国際社会における人権擁護のための取組のあらましを説明しています。

皆様にこの冊子をお読みいただき、「人権」についての理解を一層深めるきっかけにいただければ幸いです。



平成29年8月
法務省人権擁護局



1. 主な人権課題

①女性	2
②子ども	5
③高齢者	10
④障害のある人	12
資料 啓発ビデオ「私たちの声が聴こえますか」の紹介	14
⑤同和問題(部落差別)	15
資料 部落差別の解消の推進に関する法律	17
⑥アイヌの人々	18
⑦外国人	19
資料 外国人のための人権相談所	20
⑧HIV感染者・ハンセン病患者等	21
⑨刑を終えて出所した人	23
⑩犯罪被害者等	23
⑪インターネットによる人権侵害	25
⑫北朝鮮当局によって拉致された被害者等	27
⑬ホームレス	28
⑭性的指向	29
⑮性自認	29
⑯人身取引(トラフィッキング)	30
⑰東日本大震災に起因する人権問題	31



2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

①法務省人権擁護局とその下部機関	32
②人権擁護委員	33



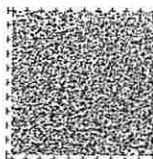
3. 法務省の人権擁護機関の活動

①人権侵犯事件の調査救済	36
人権侵害による被害者の救済事例	38
②人権相談	40
③人権啓発	42
第36回全国中学生人権作文コンテスト内閣総理大臣賞受賞作品	46
人権侵犯事件の相談・救済制度周知用リーフレットについて	48



4. 国際社会における人権擁護

①国際連合	49
②世界人権宣言	50
③主要な人権関係条約	52
資料 我が国が締結している主要な人権関係条約	55
法務局・地方法務局 所在地等一覧	56



1. 主な人権課題

あなたや、あなたの周りで人権が守られていないと感じたことはありませんか。

この章では、取組が求められている主な人権課題について取り上げています。

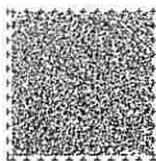
① 女性

今なお、「女だから…」などと言う人がいます。女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることはあってはなりません。また、女性を、パートナーからの暴力、性的な嫌がらせ、ストーカー等から守る必要があります。

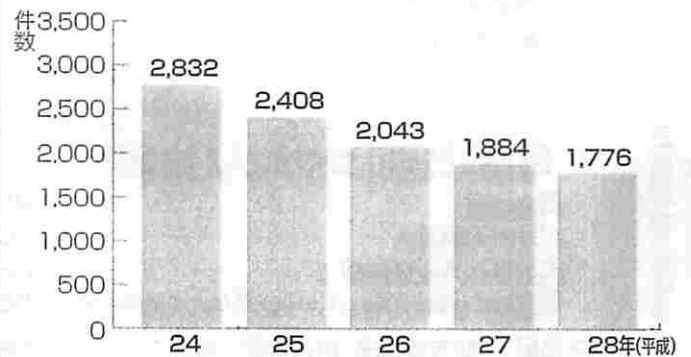
男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には今なお、例えば、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントやいわゆるマタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、女性の人権に関する重大な問題の一つです。

(注)人権侵犯事件については、36～39ページを御覧ください。



■女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件(注)の新規救済
手続開始件数





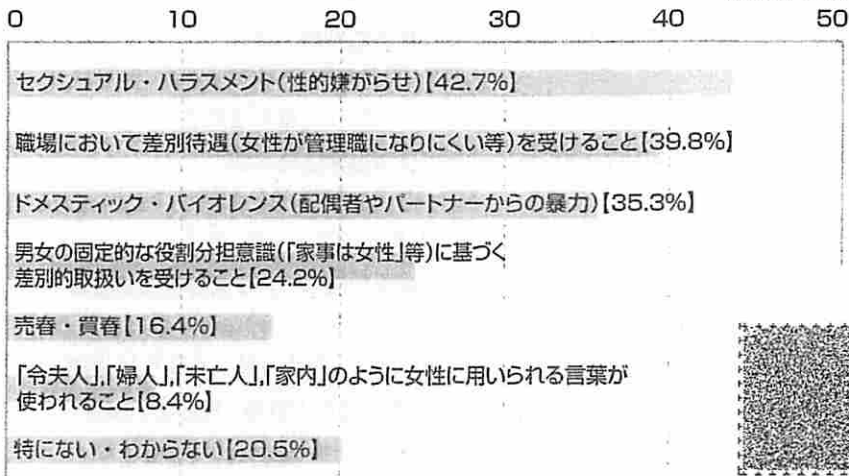
このような女性の人権問題に対しては、国際社会においても高い関心が寄せられており、国連総会において、平成11年(1999年)には、11月25日が「女性に対する暴力撤廃国際日」に指定され、平成12年(2000年)に行われた「女性2000年会議」では、女性に対する暴力への更なる対策の必要性等が強調されました。

国内においても、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が作られました(平成27年12月第4次男女共同参画基本計画策定)。同法の目的や基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から29日までの1週間が「男女共同参画週間」とされ、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等が実施されています。女性に対する暴力等への取組については、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され(平成20年1月施行の改正法及び平成26年1月施行の改正法により保護命令制度が拡充)、毎年11月12日から25日までの2週間に「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。また、平成28年4月、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。さらに、男女雇用機会均等法及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され(平成29年1月施行)、事業主に対し、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが新たに義務づけられました。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答(%)





啓発ビデオ
「デートDVって何?」

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50か所の法務局・地方法務局に設置し、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員や法務局職員が、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等といった女性をめぐる様々な人権問題に関する相談に応じるとともに、啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

女性の人権 ホットライン

全国共通

ゼロナナゼロ の ハートライン

0570-070-810

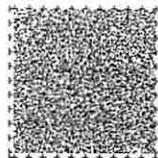
[受付時間]平日/午前8時30分から午後5時15分まで



ポスター
「女性の人権ホットライン」

男女共同参画社会形成に向けての政策

平成 6年 7月	男女共同参画推進本部設置 男女共同参画審議会、男女共同参画室発足
平成 8年 7月	男女共同参画審議会答申 「男女共同参画ビジョン」
12月	「男女共同参画2000年プラン」策定
平成 9年 3月	男女共同参画審議会設置法成立
平成10年11月	男女共同参画審議会答申 「男女共同参画社会基本法について」
平成11年5月	男女共同参画審議会答申 「女性に対する暴力のない社会を目指して」
6月	男女共同参画社会基本法成立
平成12年7月	男女共同参画審議会答申 「女性に対する暴力に関する基本的方策について」
12月	「男女共同参画基本計画」策定
平成13年 1月	男女共同参画会議、男女共同参画局設置
平成16年12月	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成17年12月	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定
平成22年12月	「第3次男女共同参画基本計画」策定
平成27年12月	「第4次男女共同参画基本計画」策定





2 子ども

いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕…。子どもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

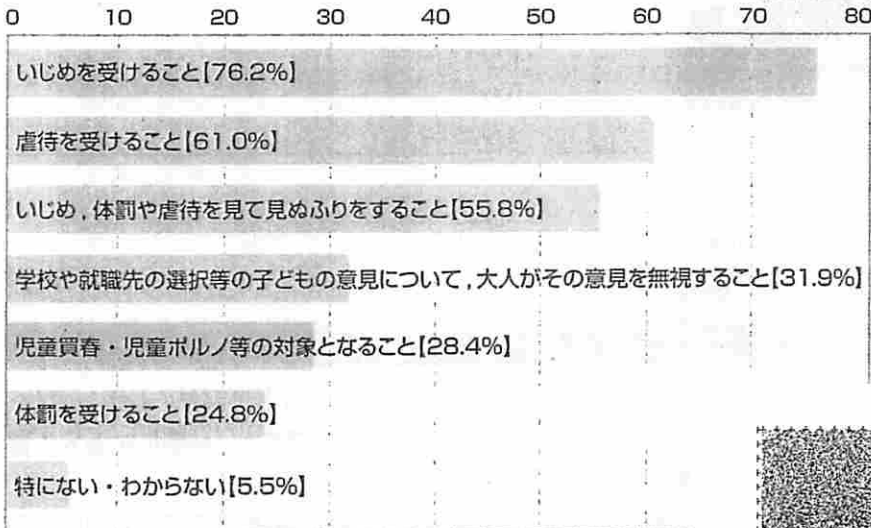
平成元年（1989年）の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」（54ページ参照）が採択され、我が国も平成6年（1994年）4月に、この条約を批准しました。

また、社会問題化しているいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成24年8月調査）から

子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答（%）



いじめ

最近の子どものいじめは、多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。

また、いじめはささいな行為から危険を伴う行為へつながることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。



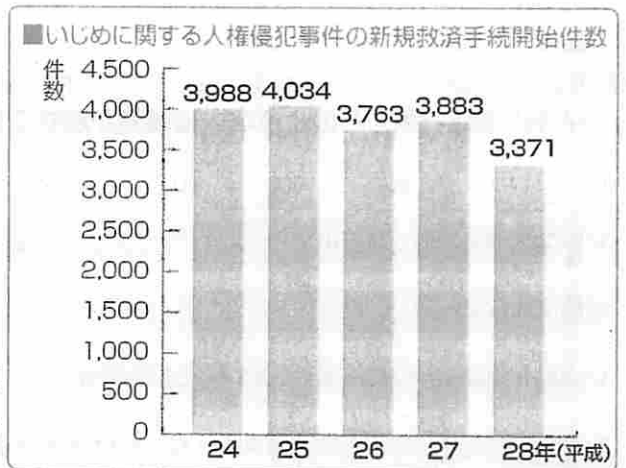
啓発冊子
「いじめ」させない 見逃さない



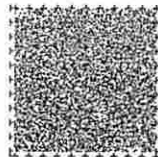
啓発ビデオ
「自分の胸に手を当てて」

小学校高学年の児童による学校裏サイトの掲示板への心ない書き込みをきっかけに発生したネットいじめに焦点を当て、一人一人が大切な存在であることに気付いてもらうことを目的とした作品

いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要です。



体罰



教育職員による体罰については、「学校教育法」第11条ただし書で明確に禁止されているところですが、体罰による人権侵犯事件は依然として後を絶たない状況にあります。

体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあります。



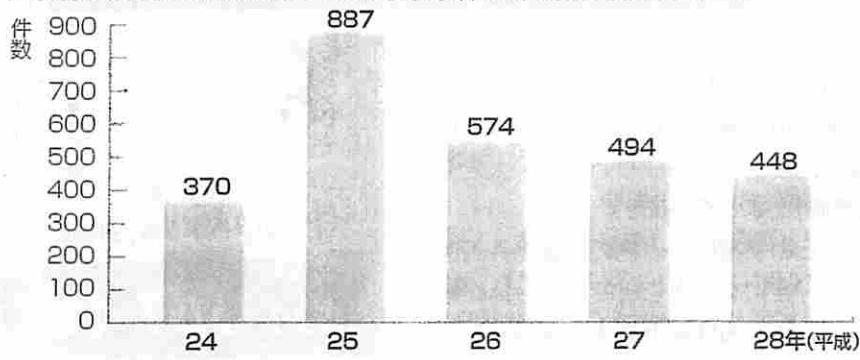
1. 主な人権課題

2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

3. 法務省の啓発活動

4. 国際社会における人権擁護

■教育職員による体罰に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



児童虐待・児童買春・児童ポルノ問題

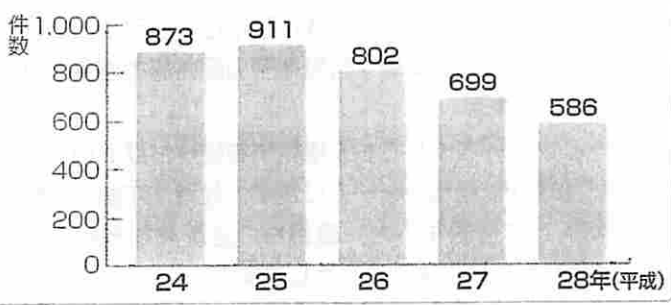
昨今、幼児や児童を、親などが虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。また、性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。

これらの問題の解決に向けて、平成11年11月には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行され（平成26年7月施行の改正法により、題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、罰則が拡充・強化）、また、平成12年11月には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され（累次の改正あり）、積極的な取組が行われています。



啓発ビデオ「虐待防止シリーズ 児童虐待」

■児童虐待に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



法務省の取組

学校におけるいじめの事案は、依然として数多く発生しており、家庭内における児童虐待の事案も増加し、中には死に至る深刻なケースも生じるなど、大きな社会問題となっています。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで起こり、被害者である子どもは身近な人に相談することをためらうことが多いことから、重大な結果に至って初めて表面化するという例が少なくありません。

法務省の人権擁護機関では、これらの問題に対する施策として、平成18年度から、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布しています。このレターを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関とも連携を図りながら、様々な人権問題の解決に当たっています。

また、全国50か所の法務局・地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権擁護委員や法務局職員が子どもからの相談に応じ、子どもが相談しやすい体制をとるとともに、調査救済活動や、いじめ等について考えてもらう「人権教室」

（45ページ参照）の開催や啓発冊子の配布等の啓発活動に取り組んでいます。

さらに、インターネットでも人権相談を受け付けています（41ページ参照）。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談によりお答えします。



「子どもからいじめられている? 学校や家、誰かのことで悩みがあったら相談してね!」

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

全国共通

フリーダイヤル **0120-007-110**

6月26日(月)~7月2日(日)

6/26(月)~6/30(金) 午前8:30~午後7:00
7/1(土)・7/2(日) 午前10:00~午後5:00

<http://www.jhken.go.jp>

法務省人権部 全国人権擁護委員会

ポスター「子どもの人権110番強化週間」



啓発冊子「みんなともだち マンガで考える「人権」」

子どもの人権SOSミニレター事業の取組結果について

集計期間:

平成28年4月1日
～平成29年3月31日

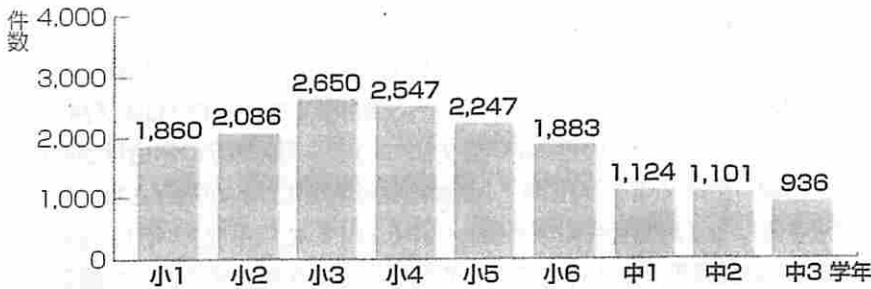
集計対象:

全国の小・中学校の児童・生徒から寄せられた子どもの人権SOSミニレター

- 相談件数・約1万7千件
- 学年別相談件数



子どもの人権SOSミニレター



● 相談内容

※複数回答

[内訳]

- いじめ…………… 6,200件(36.8%)
- 虐待…………… 582件(3.5%)
- 体罰…………… 84件(0.5%)
- その他…………… 9,979件(59.2%)

子どもの人権
110番

全国共通
通話料無料

ぜろぜろななのひゃくとおばん

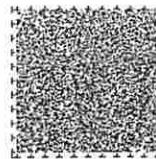
☎0120-007-110

[受付時間]平日/午前8時30分から午後5時15分まで

子どもの人権SOS-eメール

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通

<http://www.jinken.go.jp/>



1. 主な人権課題

2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

3. 法務省の人権擁護機関の活動

4. 国際社会における人権擁護

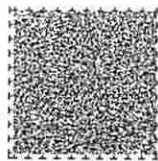
③ 高齢者

介護の際に虐待を受けた、無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）等といった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

平成4年（1992年）10月の国連総会において、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」とする決議がされました。我が国でも、平成10年7月、「国際高齢者年」における取組の基本的考え方について、関係省庁の申合せがされたほか、この間、平成7年12月には、「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年7月、同法を受けて「高齢社会対策大綱」が作られました（平成13年12月に見直し）。また、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、平成18年4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

法務省の人権擁護機関では、高齢者施設等の社会福祉施設において、施設の協力を得て、臨時に特設の人権相談所を開設して入所者等からの相談に応じており、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族も、施設内で気軽に相談できるような配慮を行っています。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員（ホームヘルパー等）等、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。このように、法務省の人権擁護機関では、高齢者



知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。このように、法務省の人権擁護機関では、高齢者

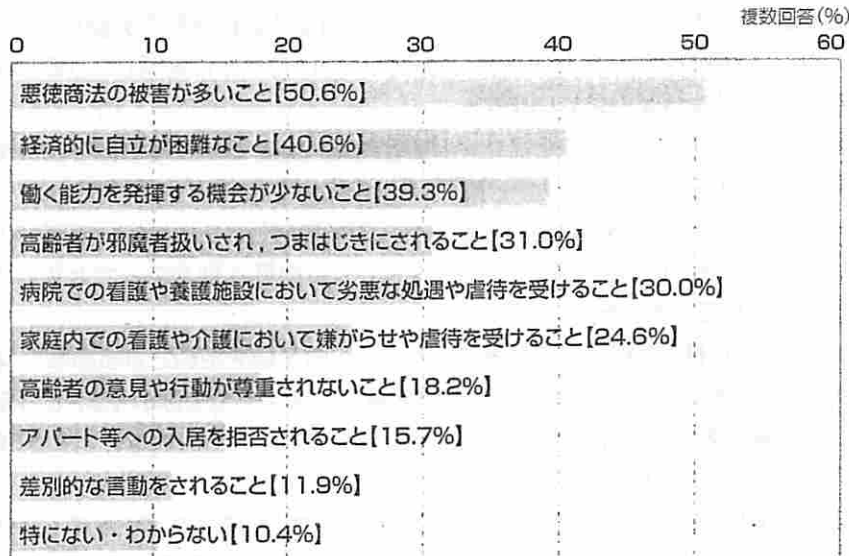


啓発冊子
「とも生きる時代へ」

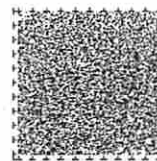
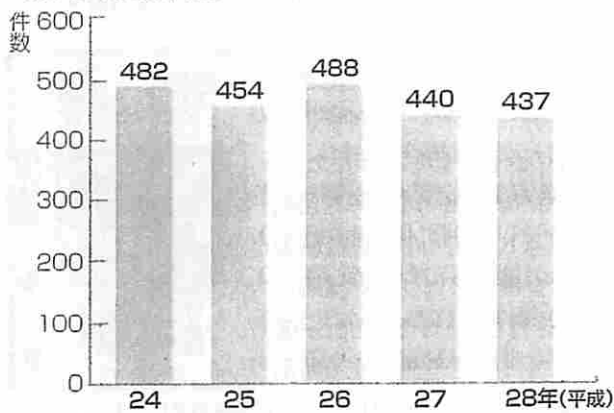
や身近に高齢者と接する人たちからの人権相談への対応を充実させながら、高齢者の人権に関する啓発活動や高齢者に対する人権侵害事案の調査救済活動に取り組んでいます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



■高齢者に対する暴行・虐待に関する人権侵害事件の新規救済手続開始件数



1. 主な人権課題

2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

3. 自治体の人権擁護機関の役割

4. 国際社会における人権擁護

④ 障害のある人

障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られる事案が発生しています。障害のある人に対する十分な理解と配慮が必要です。

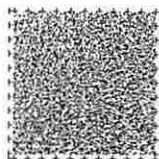
障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

我が国は、平成5年3月に作られた「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」や、平成7年12月に決定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションを基本理念の一つとする障害者施策を進めてきました。

しかし、現実には、車椅子での乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、その結果として障害のある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいええない状態にあります。

このような中、平成16年に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、12月9日の「障害者の日」が12月3日から9日までの「障害者週間」に拡大されました。同週間では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、「共生社会」の理念の普及を図るための多彩な行事を集中的に開催しています。平成23年には、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定するなど、「障害者の権利に関する条約」（55ページ参照）の理念を踏まえた「障害者基本法」の改正が行われました。

また、障害のある人に対する虐待を防止すること等を目的として、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。また、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されまし

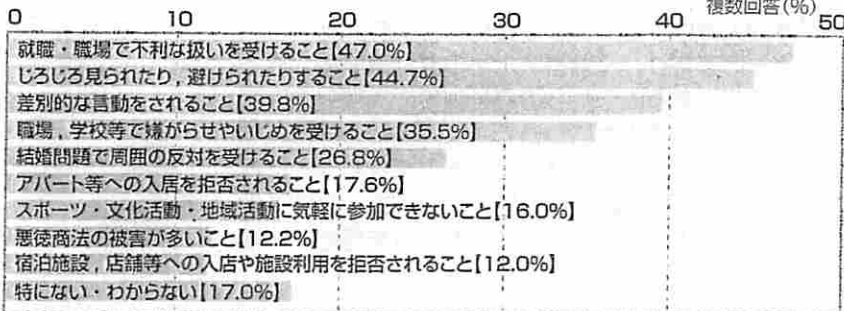


啓発冊子「いっしょに学ぼう！
障害のある人の人権 ～パラリンピックへ向けて～」



1. 主な人権課題

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から
障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



た。これを受けて、障害者の差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する考え方を示した基本方針が定められたほか、国の行政機関においては基本方針に即した職員の取組についての対応要領を作成し、主務大臣は事業者の取組に関するガイドラインを作成しました。

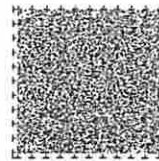
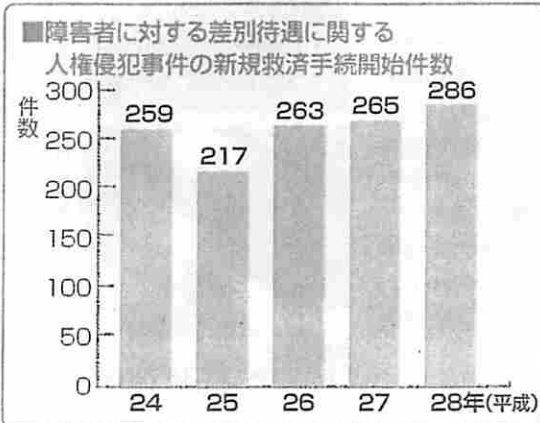
さらに、政府は、平成25年9月に「障害者基本計画(第3次)」を策定し、障害者施策を推進しています。

あわせて、我が国は、平成26年(2014年)1月、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」(55ページ参照)を批准しました。

法務省の人権擁護機関も、ノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障害のある人の自立と社会参加を更に促進するために、様々な啓発活動に取り組んでいます。

また、障害者施設等において、施設の協力を得て、臨時に特設の人権相談所を開設して入所者等からの相談に応じており、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるように配慮しています。さらに、介護

サービス施設・事業所に所属するホームヘルパー等、障害のある人と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。



2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

3. 法務省の人権擁護機関の活動

4. 国際社会における人権擁護

資料 啓発ビデオ「私たちの声が聴こえますか」の紹介

基本的人権は、憲法により誰にでも平等に認められているものであり、高齢者のための養介護施設、あるいは、障害のある人のための福祉施設や病院等に入所（入院）している人々についても、同様に保障されなければならないことはいうまでもありません。ところが、近年、これら社会福祉施設において、入所（入院）している人々に対する虐待事案が後を絶たず、社会問題となっています。



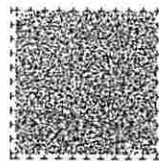
●社会福祉施設における人権侵犯事件の動向

平成28年中に法務省の人権擁護機関が新規に開始した高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設における人権侵犯事件数は158件で、依然として憂慮すべき状況で推移しています。その内訳は、施設職員による人権侵犯事件で、被害者を被害者とするものが63件（39.9%）、高齢者を被害者とするものが57件（36.1%）、児童を被害者とするものが8件（5.1%）、施設職員以外による人権侵犯事件が30件（19.0%）となっています。

社会福祉施設における人権侵害を防止するためには、施設等の管理者・職員が人権に対する正しい知識と感覚を身に付けると同時に、入所（入院）している方自身が、自己の尊厳や権利について自覚することが重要です。また、入所（入院）している人々の家族や地域住民、関係者の全てが社会福祉施設等における人権問題について認識し、関心を持つことが必要です。

法務省の人権擁護機関では、啓発ビデオ「私たちの声が聴こえますか」やビデオの内容をより詳しく解説した冊子を各種研修会等で活用し、全ての人々の人権意識を高め、人権侵害のない、誰もが生き生きと暮らせる社会を目指して取り組んでいます。ビデオは、女優の渡辺美佐子さんによる「ひとり芝居」（施設職員編・

入所者編）を中心に、専門家へのインタビュー等を通して、「どんな行為が入所者の人権を侵害する行為に当たるのか」が自然に理解できるような構成となっています。



啓発ビデオ
「私たちの声が聴こえますか」より



5 同和問題（部落差別）

「あの人は同和地区出身だから…」 「部落出身だから…」 などと言われて結婚を妨げられたり、差別発言、差別落書きがされるなどの事案が依然として存在しています。同和問題（部落差別）の解決に向けて、差別意識の解消のための取組等が必要です。

同和問題(部落差別)について

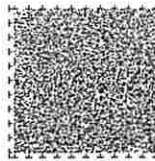
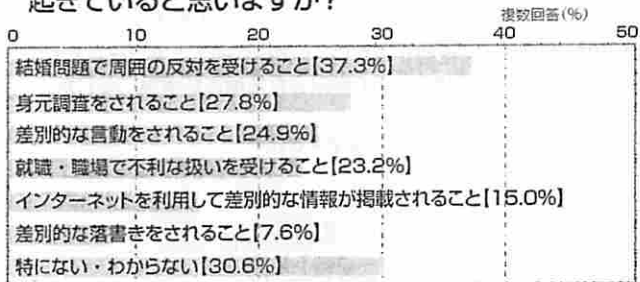
同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案は依然として存在しています。また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。このような状況の中で、平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。国は、同和問題の解決に向けた取組を積極的に推進しており、法務省の人権擁護機関も、問題の解決を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

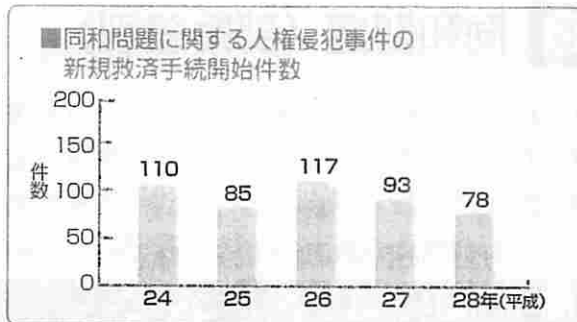
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？





啓発ビデオ 人権アーカイブ・シリーズ「同和問題～過去からの証言,未来への提言～」



えせ同和行為の排除

同和問題の解決を阻む大きな要因になっているものに、いわゆるえせ同和行為の横行があります。これは、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為（例えば、高額の書籍を売りつけるなど）を指します。

えせ同和行為に対しては、行政機関や企業等が密接に連携し、不当な要求には、き然とした態度をとることなどが必要です。

国は、昭和62年に全省庁参加の下、「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、また、地方においても、全国の法務局・地方法務局を事務局として「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置するなど、えせ同和行為を排除するための取組を行っています。

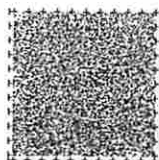


啓発ビデオ「セクハラ・パワハラ・えせ同和行為 あなたの職場は大丈夫？」

■「えせ同和行為対応の手引」はこちらからダウンロードできます。
<http://www.moj.go.jp/content/000122217.pdf>

平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケートについて
<http://www.moj.go.jp/content/000121613.pdf>

えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年からアンケートを実施しており、平成26年1月に、10回目となる調査を実施しました。



主な調査結果

●被害率（違法・不当な要求を受けた事業所の割合）と応諾率（えせ同和行為を行う者からの要求に対して、一部又は全部応じたと回答した事業所の割合）





- 被害率(違法・不当な要求を受けた事業所の割合)
 - (1) 全体の被害率…… 4.6%(前回比11.5ポイント減)
 - (2) 地域別の被害率…… 全体的に減少。広島ブロック、福岡ブロックが高い。
 - (3) 業種別で見ると、建設業(9.7%)が最も高い。
 - (4) 従業員規模別では、300~500人未満(5.7%)、100~300人未満(5.5%)の事業所の順に高い。
- 応諾率(えせ同和行為を行う者からの要求に対して、一部又は全部応じたと回答した事業所の割合)
 - (5) 全体の応諾率…… 14.2%(前回比1.9ポイント増)
 - (6) 従業員規模別では、100~300人未満(17.2%)、50~100人未満(16.2%)の事業所の順に高い。
- 違法・不当な要求について
 - (7) 種類…… 「機関紙・図書等物品購入の強要」(74.0%)が最も高く、その応諾率は13.0%
 - (8) 要求の手口…… 「執ように電話をかけてくる」(55.4%)、「同和問題を知っているかと言っておどす」(40.7%)が高い。
 - (9) 要求の口実…… 「同和問題の知識(認識・研修)の不足」(39.2%)が最も高く、次いで「単なる言いがかり、無理難題」(26.0%)、「一方的に差別であると決めつける」(9.3%)。
 - (10) 官公署からの指示「無難に処理するように言われた」(25.0%)、「官公署からの指示はなかった」(75.0%)
 - (11) 期間…… 1日限り(44.1%)が最も高い。
 - (12) 被害金額…… 1万円以上10万円未満(9.8%)が最も多い。

資料 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

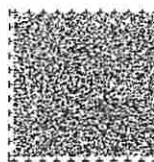
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(附則)

この法律は、公布の日から施行する。



⑥ アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深める必要があります。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

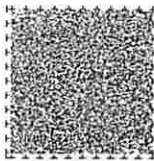
また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

政府は、平成19年（2007年）9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成20年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成21年7月に報告書が取りまとめられました。同報告書を受けて、平成22年1月以降、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が開催されています。同会議における了承を得て、平成26年6月に「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。



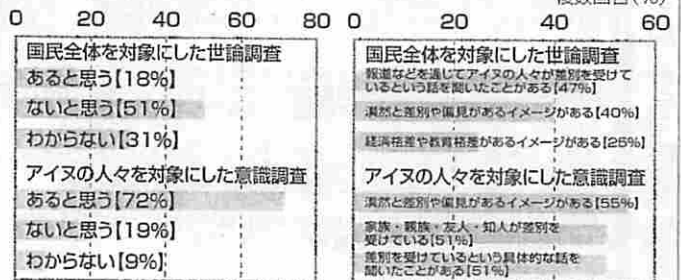
インターネットバナー広告



●内閣官房-内閣府「国民のアイヌに対する理解度に関する調査」(平成28年2月調査)から

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無

差別や偏見があると思う理由
(差別や偏見があると思うと答えた人に複数回答(%))



7 外国人

外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるという事案が発生しています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

今日、我が国に入学する外国人は増加しており、平成28年には2,322万人(再入国者を含む。)で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

法務省の人権擁護機関では、6言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び2言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置するとともに、全国の法務局・地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を開設し、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談に応じるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、近時、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、平成28年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した啓発活動等に取り組んでいます。

さらに、平成28年度には、「外国人住民調査」を行いました(法務省の委託により、公益財団法人人権教育啓発推進センターが実施。調査結果は、http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html)。今後は、この調査結果を踏まえた外国人の人権に関する施策の推進に取り組んでいきます。



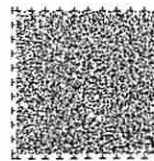
ポスター
「通じなかったのは言葉じゃなくて、こころでした。」



啓発ビデオ
「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」



ポスター「ヘイトスピーチ許さない。」



1. 主な人権課題

2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

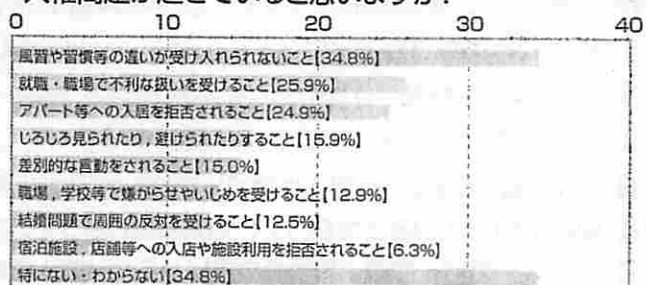
3. 法務省の人権擁護機関の活動

4. 国際社会における人権擁護



啓発冊子
「私たちの身近にある
ヘイトスピーチ」

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から
日本に居住している外国人に関し、現在、どのような
人権問題が起きていると思いますか? 複数回答(%)



資料 外国人のための人権相談所
(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことができない方のために、通訳を介して面談による人権相談に応じています。

対応時間	平日(年末年始を除く) 9:00~17:00
対応言語	英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語

また、法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり定期的到人権相談所を開設しています。

所在地	開設場所	受付日時	対応言語	お問合せ先
福岡市	アクロス福岡3階こくさいひろば 福岡市中央区天神 1-1-1	毎月 第2土曜日 13:00 ~ 16:00	英語	福岡法務局 人権擁護部 092(739)4151
高松市	アイバル香川 (香川国際交流会館)会議室 高松市番町 1-11-63	毎月 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 (予約制)	英語、中国語、ハ ングル、スペイン 語、ポルトガル語	高松法務局 人権擁護部 087(815)5311
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一 1-1	毎月 第4木曜日 13:30 ~ 15:30	英語	松山地方法務局 人権擁護課 089(932)0888

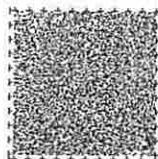
外国人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

☎0570-090-911 (平日9:00~17:00)

(英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語に対応)
*この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談受付窓口 (Human rights counseling services on the Internet)
英語・中国語での人権相談に応じるため、英語版と中国語版のインターネット人権相談受付窓口を設置しています。

この窓口によって、全国どこからでも人権相談をお受けすることができます。
英語(English) https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html
中国語(Chinese) https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html





8 HIV 感染者・ハンセン病患者等

HIVやハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないように、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。

エイズウイルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

エイズウイルス（HIV）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

平成15年11月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消を更に推し進めるため、平成21年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。また、平成21年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行日である6月22日が「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定められました。さらに、国際社会においては、我が国が主導する「ハンセン病差別撤廃決議」が人権理事会（2008年ほか）及び国連総会（2010年）において採択されました。



啓発ビデオ「未来への虹-ぼくのおじさんは、ハンセン病-」



啓発冊子「HIV/エイズの基礎知識」



啓発ビデオ 人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」

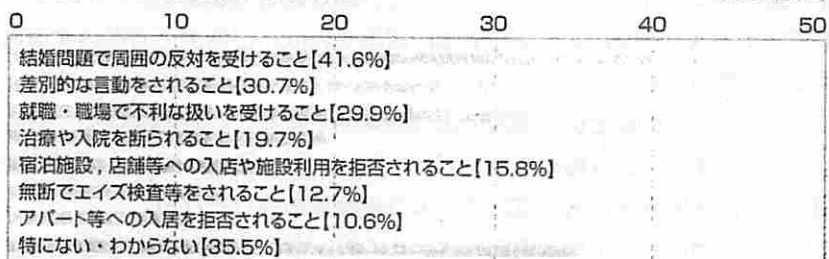


法務省の人権擁護機関では、中学生等をパネリストとしたハンセン病問題に関するシンポジウムを開催したり、ハンセン病への正しい理解と偏見や差別をなくすことを呼び掛ける新聞広告やインターネット広告を掲載するなど、様々な啓発活動を行っています。また、HIV感染者やハンセン病患者等に対する差別事案について、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

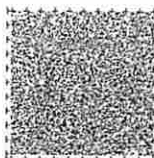
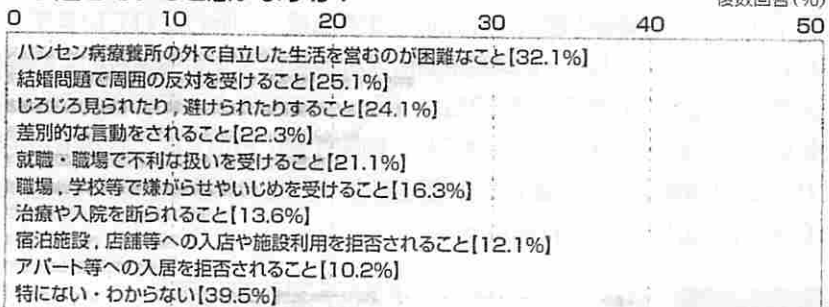
エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答 (%)



ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答 (%)



ハンセン病に関する
「親と子のシンポジウム」
(高松会場)





9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月を強調月間として“社会を明るくする運動”が実施されるなど、様々な取組が行われています。また、平成28年12月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、施行されています。

法務省の人権擁護機関では、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。



ポスター
「社会を明るくする運動」

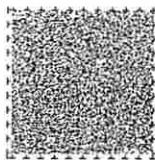


タレント鉄拳氏による“社会を明るくする運動”
パラパラマンガ
(法務省YouTubeチャンネルで公開中)

10 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つ





啓発ビデオ
「犯罪被害者の人権を守るために」

けられたり、私生活の平穩が脅かされるなどの問題が指摘されてきました。その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

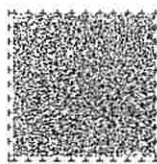
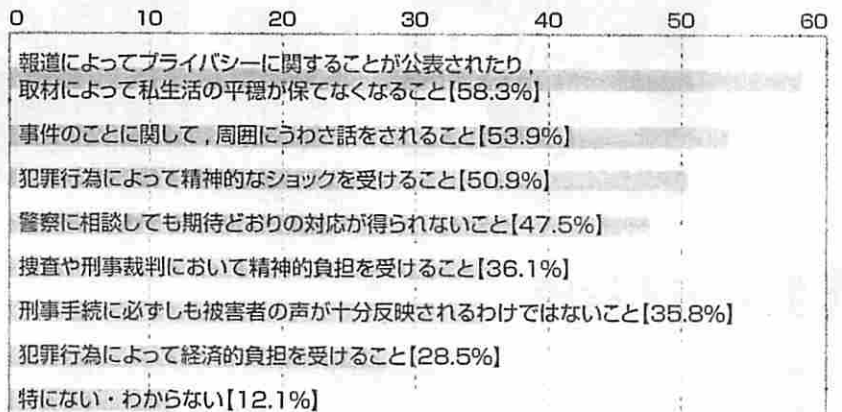
同法に基づき、同年12月には、「犯罪被害者等基本計画」が作られ（平成28年4月第3次基本計画策定）、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

法務省の人権擁護機関としても、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答(%)



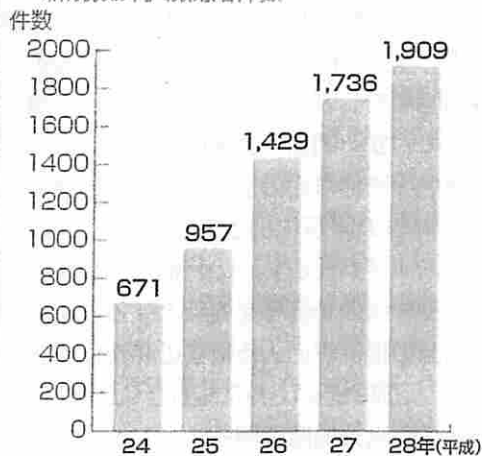


11 インターネットによる人権侵害

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすることが必要です。

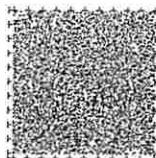
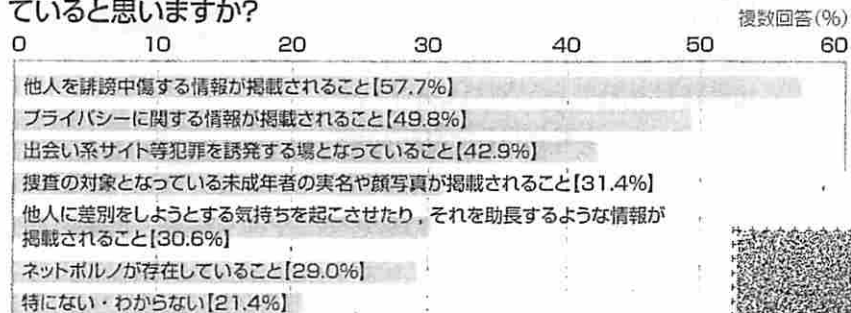
我が国のインターネットの利用人口は年々増加し、平成28年末には約1億84万人となっています（平成29年版 情報通信白書より）。こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

■ インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



● 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

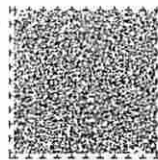


小学生・中学生等の青少年の利用が年々増加している一方、SNS等を利用した誹謗中傷等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、政府は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を平成21年4月から施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなど、対策に取り組んでいます。

また、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則、画像の削除に係る「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆる「プロバイダ責任法」）の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が、平成26年12月に施行されました。

法務省の人権擁護機関も、インターネット上における人権問題等について、中学生・高校生とその保護者を対象とした啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」や啓発ビデオ「インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために」を作成し、これらを活用した啓発活動を行うなど、青少年のインターネット利用環境の向上に取り組んでいます。また、インターネットを利用した悪質な人権

侵害については、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなど、適切な対応に努めています。



啓発冊子
「あなたは大丈夫？考えよう！
インターネットと人権」(改訂版)



啓発ビデオ
「インターネットと人権
加害者にも被害者にもならない
ために」



インターネットバナー広告



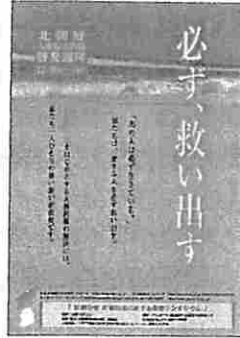
12 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

この週間においては、政府主催によるシンポジウムの開催、関係省庁や地方公共団体におけるポスターの掲出、電車内の中吊りポスターの掲出、チラシ等の配布、全国の地方新聞紙等のメディアによる周知・広報、講演会・写真パネル展の開催等、様々な活動を行っています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

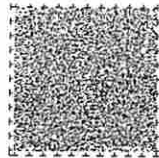
「北朝鮮当局による拉致問題等」については、法務省の人権擁護機関による啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げてきたところ、平成23年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。



ポスター
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



政府主催国際シンポジウム(平成28年12月10日(土))



13 ホームレス

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力が必要です。

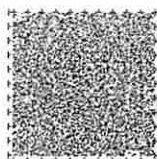
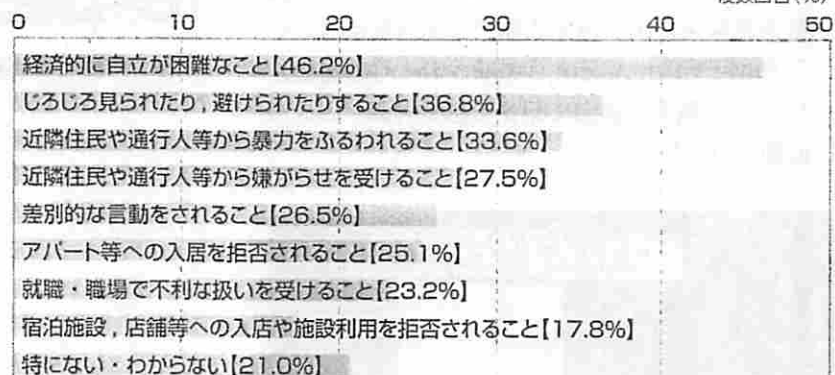
自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起きている。そのため、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の限時法として施行され、平成24年6月に5年間、平成29年6月に10年間その期限が延長されました。同法に基づき、平成25年7月の全国調査の結果を踏まえて、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されています。

ホームレスの自立を図るためには様々な取組が必要ですが、法務省の人権擁護機関では、近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

ホームレスに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?

複数回答(%)





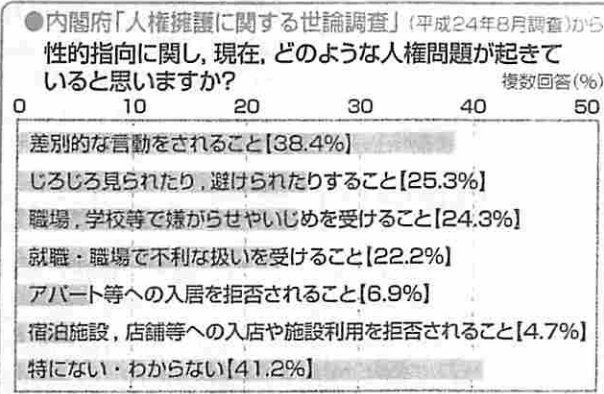
14 性的指向

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を迫られることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

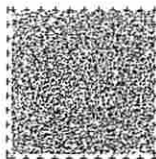
法務省の人権擁護機関では、性的指向を理由とする偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。



15 性自認

からだの性とところの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「ところの性」と呼ばれることもあります。多くの人は、性自認（ところの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しない人は、そのために違和感を感じたり、身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります（性同一性障害）。そして、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。



平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20年6月に改正法によって条件を緩和）。

法務省の人権擁護機関では、性自認を理由とする偏見や差別の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

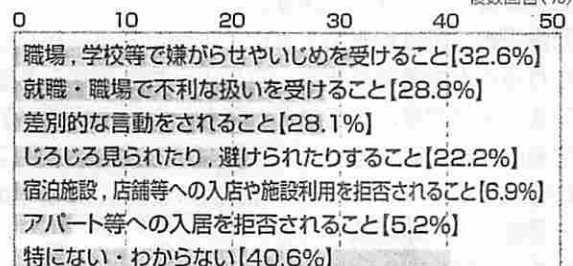


啓発ビデオ
「あなたが あなただけに生きるために 性的マイノリティと人権」

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成24年8月調査）から

性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？

複数回答 (%)



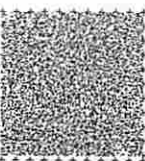
16 人身取引(トラフィッキング)

人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取等を目的とした事案が発生しています。

我が国では、平成16年4月、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年12月、同会議において、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。



ポスター「人身取引対策」



また、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、平成17年6月に刑法等の一部が改正され、同年7月から施行されています。

さらに、人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、政府一体となった人身取引対策を引き続き推進していくため、犯罪対策閣僚会議において、平成21年12月、「人身取引対策行動計画2009」が策定され、平成26年12月には新たに「人身取引対策行動計画2014」が策定されたほか、内閣官房長官を議長とする「人身取引対策推進会議」の第1回会議が平成27年5月に開催され、以降毎年開催されています。

この問題に関係省庁が協力して取り組んでおり、法務省の人権擁護機関としても、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

17 東日本大震災に起因する人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対するいじめ等の人権問題が発生しています。

法務省の人権擁護機関では、法務省ホームページにおいて、緊急メッセージや腹話術師のいっこく堂さんによる啓発スポット映像を掲載しているほか、シンポジウムの開催（平成28年度は仙台、名古屋の2会場）等、風評等に基づく人権侵害事案の予防のための啓発活動を実施するとともに、相談、調査救済活動に取り組んでいます。

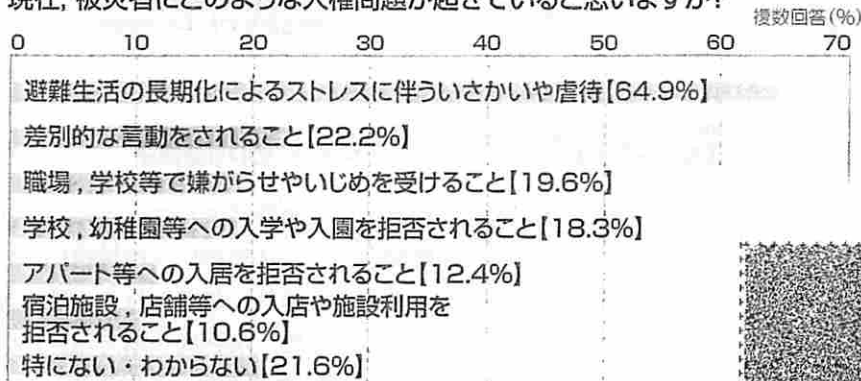


人権シンポジウム「東北の「みらい」を見据えて 若者たちが発信する復興支援ー」(仙台会場)

- 緊急メッセージ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00008.html
- 啓発スポット映像 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24年8月調査)から

東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか？



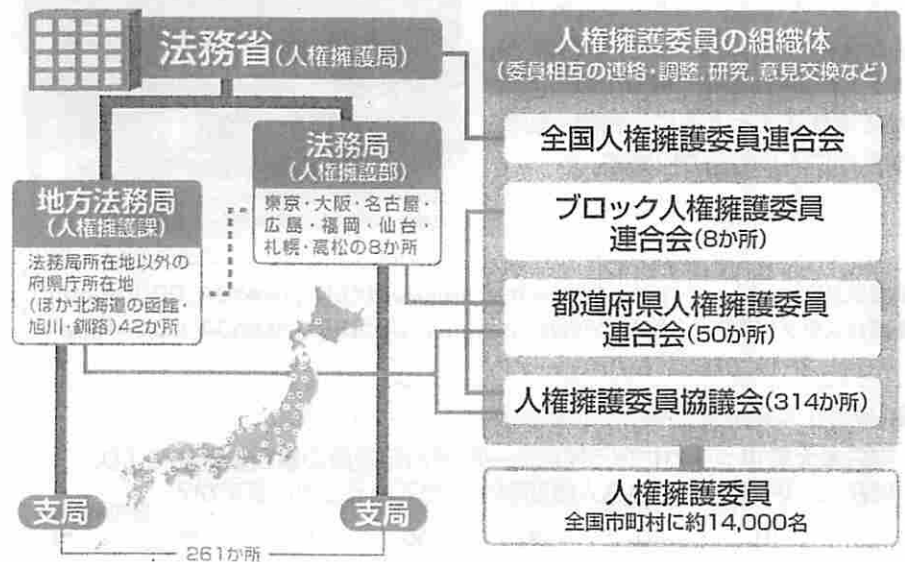
2.法務省の人権擁護機関の仕組み

「1.主な人権課題」で述べたとおり、私たちの周りでは人権に関わる様々な問題が起きています。この章では、このような問題に取り組むために設けられている法務省の人権擁護機関の仕組みについて紹介しています。

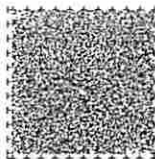


人権相談

法務省の人権擁護機関の構成図(平成29年6月1日現在)



① 法務省人権擁護局とその下部機関



国民の人権擁護に携わる国の行政機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、人権擁護のための活動を行っています。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権擁護の仕事を行っています。



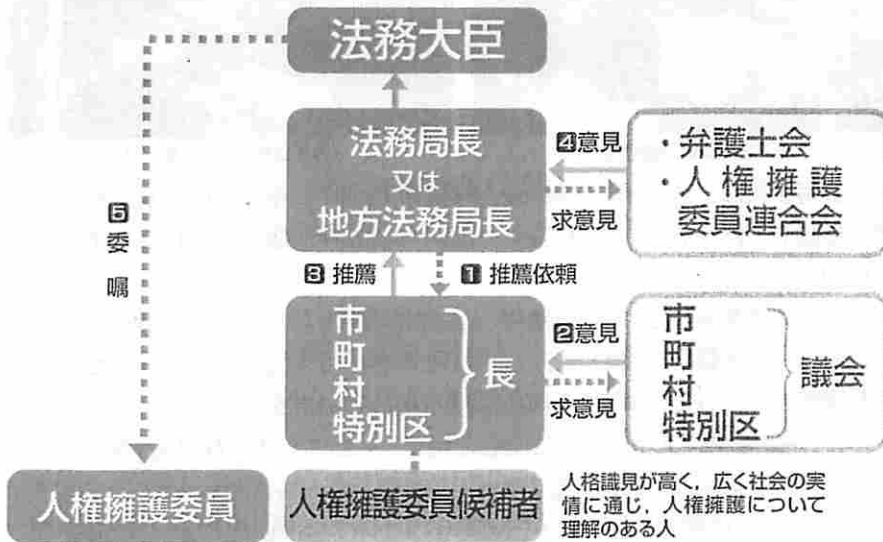
2 人権擁護委員

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです。相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがあったら、お気軽に御相談ください。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

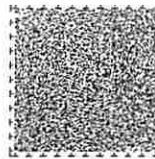
現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都においては特別区を含む。）に配置され、積極的な活動を行っており、人権擁護委員の組織体には、子どもの人権問題や男女共同参画等、個別の問題に取り組む委員会（又は部会）が設けられています。

人権擁護委員はこうして委嘱されます。



人権擁護活動
シンボルマーク

このシンボルマークは、法務省の人権擁護機関が行う啓発広報活動に統一性・独自性を持たせるとともに、人権擁護活動についての親近感を深め、啓発広報活動をより効果的にすることを目的として、平成4年12月から使用されています。



■人権擁護委員の活動の様子



被災地における活動（仮設住宅訪問）



社会福祉施設における人権啓発



地元企業での研修講師

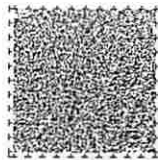


地元FM放送での人権啓発

人権擁護委員は、法務局における人権相談所に加え、市役所等の公共施設、社会福祉施設やデパート等においても、特設人権相談所を随時開設して、住民からの人権相談に応じています。

また、相談等を通じて、被害者から「人権を侵害された」という申告等があった場合は、法務局職員と協力して、人権侵犯事件の調査に当たったり、当事者の関係を調整したりして、事案の円満な解決を図っています。

さらに、地域住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動（小学生や幼稚園児等を対象に、思いやりの大切さを教える「人権教室」（45 ページ参照）の開催や「人権の花運動」（45 ページ参照）の実施、地元企業等における人権講習会の講師等）を行っています。



そのほかにも、子どもの人権擁護のための専門冊子等を定期的に発行・配布したり、放送局の協力を得て、地元FM放送局で人権擁護の活動を紹介するなど、各地域においてアイデアに富んだ啓発活動を行っています。

あなたの街の人権擁護委員については、お近くの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

1. 主な人権課題

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日の前後に特設人権相談所の開設や地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための啓発活動の実施など、全国各地で取組を展開しています。

2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

人権擁護委員
～あなたの街の相談パートナー～

皆さんの問題を
お手伝いします。

ひとりで悩まずご相談ください。

☎0570-003-110 ☎0120-007-110 ☎0570-076-810

「マイナンバーカード」
「マイナンバーカード」
「マイナンバーカード」

6月1日は人権擁護委員の日です

社団法人人権擁護協会 全国人権擁護委員連合会

ポスター「人権擁護委員」



人権相談を受けている人権擁護委員

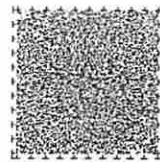
3. 法務省の人権擁護機関の役割

4. 国際社会における人権擁護

人権擁護委員のき章

外枠に「かたばみ」の葉をあしらひ、中に菊形の「人」の文字を配したデザイン。

「かたばみ」は、地をはって広がっていく根強い植物であり、人権尊重思想が広がっていくようにとの願いが込められています。



3.法務省の人権擁護機関の活動

それでは、法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。人権擁護機関の活動には、大きく分けて、人権侵犯事件の調査救済、人権相談、人権啓発があります。これらの諸活動を通して、皆さんの人権を守るために日々努力しています。

① 人権侵犯事件の調査救済

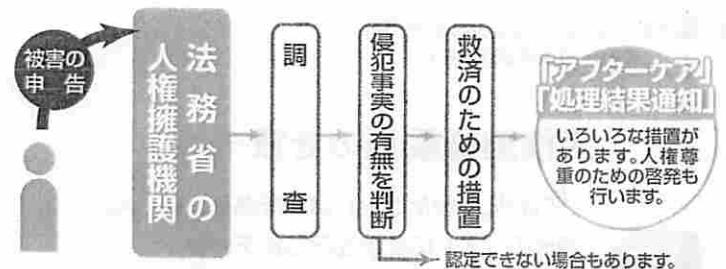
法務省の人権擁護機関は、「人権を侵害された」という被害者からの申出を受けて、救済手続を開始します。そして、調査結果を踏まえ、事案に応じた適切な措置を講じています。

人権侵犯事件の調査処理

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があれば、速やかに救済手続を開始します。また、新聞・雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。

救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力によるいわゆる任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

■調査救済の流れ

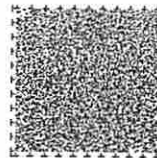
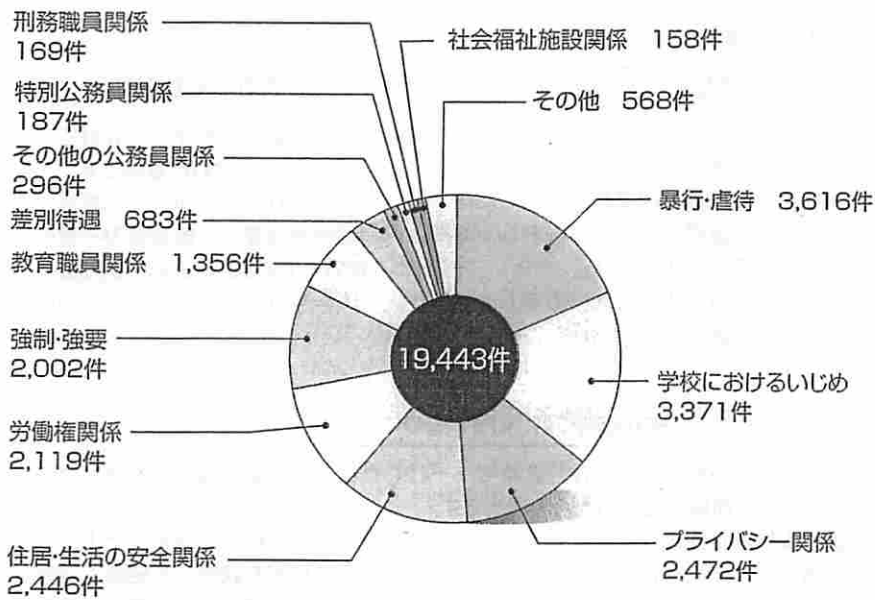




調査の結果、事案に応じて、法律的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介等する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」、「勧告」、実効的な対応をすることができる第三者に対してする「要請」等の7種類の救済措置のうち、適切な措置を講じます。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中であっても講じます。

また、事案に応じ、事件の関係者に人権についての啓発をすることもあります。救済手続終了後は、被害者に処理結果を通知し、必要に応じ、関係行政機関と連携し、関係者と連絡をとるなどして、被害者のためのアフターケアを行うなどします。

■平成28年人権侵害事件数(新規救済手続開始)の種類別内訳



人権侵害による被害者の救済事例

法務省の人権擁護機関は、「人権侵犯事件調査処理規程」(法務省訓令)に基づいて、人権侵犯事件の調査処理を行っており、この規程の下で、被害者の救済を図る見地から次のような対応に努めています。

- ① 被害申告があれば、例外的な場合を除き、速やかに救済手続を開始します。
- ② 被害の予防と回復のため、迅速・柔軟に調査を実施し、「援助」、「調整」から「説示」、「勧告」までの7種類の救済措置の中から適切な措置を講じます。
- ③ 救済措置の終了後も、被害者の方に処理結果の通知をしたり、その後のアフターケアにも努めます。

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、平成28年中に次のような救済措置を講じました。

(具体的事例)

① 学校におけるいじめ事案 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、不登校状態になったとして、親から法務局に相談がされた事案です。

被害者側と学校側の関係が悪化していたことがわかったことから、法務局が間に入って両者の意思疎通を図るなどした結果、信頼関係が回復し、被害者の不登校状態が解消されるに至りました。また、法務局は、被害者が所属する学級を対象として、人権擁護委員による「人権教室」を実施し、「思いやりの気持ち」などについて考えてもらう機会を設けました。(措置:「調整」)

② 暴行・虐待事案 夫の妻や子に対するDV

夫からの暴言や暴力的行為から逃れて、子どもとともに安全な場所で生活したいとして、妻から法務局に相談がされた事案です。

相談を受けた法務局が直ちに被害者らが居住する地域の市役所に連絡した上、同日中に被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者らの状況を説明した結果、被害者らが市から紹介された民間のシェルターに移ることが同日中に決定し、その後速やかに保護されるに至りました。(措置:「援助」)



**③労働権関係事案 職場の上司による部下に対するパワーハラスメント**

職場の上司から、やってもいないことをやっていると決めつけられ、業務から外されるなど不利益な取扱いを受けたとして、法務局に相談がされた事案です。

法務局の調査において、被害者と上司との間で事実関係についての認識に相違する点がうかがわれたため、両者の話し合いの場を設けた結果、認識の相違が解消し、両者の関係が修復されるに至りました。(措置：「調整」)

④差別待遇事案 視覚障害者に対する宿泊拒否

視覚に障害のある者が、盲導犬の同伴を理由にホテルから宿泊を拒否された旨の新聞報道がされ、当該報道を端緒として調査を開始した事案です。

法務局で調査した結果、当該ホテルが宿泊申込みに対して、詳しい事情を聞くなどせず、何ら合理的理由がなく盲導犬の同伴を拒否したことが明らかになりました。

そこで、法務局は、当該ホテルの経営者に対し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示しました。(措置：「説示」)

⑤名誉毀損事案 インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

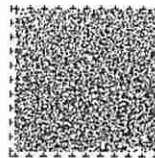
元交際相手の男性によって、インターネット上のアダルトサイトに氏名や住所といった情報のほか、交際中に撮影した性的な画像が投稿され、自らサイト運営会社に対し削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局に相談がされた事案です。

法務局で調査した結果、当該情報及び画像は被害者の名誉を毀損し、被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局から当該サイト運営会社に対して削除要請を行ったところ、当該情報及び画像は削除されるに至りました。(措置：「要請」)

なお、法務省の人権擁護機関では、被害の申告がしやすいように、「人権侵犯被害申告シート」(右参照)を用意し、法務局・地方法務局に備え置くほか、法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_chousa.html)に登載し、自宅でプリントアウトして利用いただけるようにしています。

また、相談・救済の内容を分かりやすく説明しているリーフレットを配布しています(詳細は48ページ)。

人権侵犯被害申告シート



2 人権相談

「人権相談」を御存じですか？ 皆さんの毎日の生活の中で、「これは人権問題」ではないだろうか？と感じたり、「法律上どのようになるのだろうか？」と思い悩むことがあるかと思います。

法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する御相談（人権相談）をお受けしています。相談は無料で、難しい手続は何もありません。相談の内容についての秘密は厳守します。人権相談の開設場所、開設日時等については、最寄りの法務局・地方法務局又はその支局にお尋ねください。

なお、電話による人権相談については、「みんなの人権110番」として、平成23年度から全国共通の番号となっています（次ページ参照）。

また、女性や子どもからの人権相談については、全国の法務局・地方法務局に、女性の人権に関する電話相談を専門に扱う「女性の人権ホットライン」、子どもの人権に関する電話相談を専門に扱う「子どもの人権110番」を、それぞれ開設しており、法務局職員や人権擁護委員が相談に応じています（次ページ参照）。そのほか、全国の小・中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもからの手紙による相談にも積極的に応じています（9ページ参照）。

さらに、日本語を自由に話せない外国人のために、「外国語人権相談ダイヤル」や「外国人のための人権相談所」を開設しています（20ページ参照）。

加えて、インターネットを利用して人権相談を受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」があります（次ページ参照）。





1. 主な人権課題

2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

3. 法務省の人権擁護機関の活動

4. 国際社会における人権擁護

人権相談の 具体例

- 外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。
- 体罰やいじめを受けた。
- インターネット上でプライバシーを侵害された。
- 高齢者、子どもが虐待を受けている。
- セクシュアルハラスメントを受けている。
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙等に悩まされている。

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110

差別や虐待、パワーハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。一人で悩まず、ぜひ私たちに電話してみてください。

子どもの人権110番

0120-007-110

子どもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話しにくいといった状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

女性の人権ホットライン

0570-070-810

近時、女性をめぐる人権問題は、ドメスティックバイオレンスを始めとする女性に対する暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等が社会的に大きな問題となっています。

そこで、法務省の人権擁護機関では、女性の人権に関わる問題を専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

インターネット人権相談受付窓口

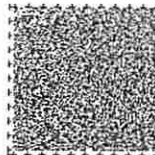
法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。面接による相談では話しにくいことでも、お手持ちのパソコンや携帯電話からいつでもアクセスでき、大変便利です。



相談フォームに必要事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方法務局に相談に関する情報が送信され、後日メール、電話又は面談により回答します。一人で悩まず、ぜひ私たちに相談してみてください。

インターネット人権相談 検索

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<http://www.jinken.go.jp/>



※「外国語人権相談ダイヤル」・「外国語インターネット人権相談受付窓口」については、20ページ参照。

3 人権啓発

これまで見てきたとおり、我が国においては、様々な人権課題が存在し、今なお、多くの方々が人権侵害に苦しんでいます。一体なぜ人権侵害は起こるのでしょうか。そして、どうすれば人権侵害はなくなるのでしょうか。答えは一人一人の人権意識にかかっています。

法務省の人権擁護機関では、国民の皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会等の各種イベントの開催、人権教室等の各種研修の実施、テレビ・ラジオ・有線放送等による放送、新聞・広報誌への掲載、インターネット上における広告の掲示等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

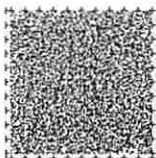
人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関では、昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な啓発活動を実施しています。

平成29年度は、「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と決めました。21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、国民の皆さん一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、違いを認め合う心を育み、これを未来につなげていくための啓発活動を展開します。具体的には、強調事項として本冊子の

「1. 主な人権課題」（2ページ以下参照）で紹介した人権課題17項目を掲げ、これらを主な事項として啓発活動を実施していきます。



ポスター
「平成29年度啓発活動重点目標」



啓発活動強調事項

- ①「女性の人権を守ろう」
- ②「子どもの人権を守ろう」
- ③「高齢者の人権を守ろう」
- ④「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑤「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」
- ⑥「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑦「外国人の人権を尊重しよう」
- ⑧「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑨「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」
- ⑩「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」
- ⑪「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」
- ⑫「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」
- ⑬「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」
- ⑭「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑮「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」
- ⑯「人身取引をなくそう」
- ⑰「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」

調査救済活動と連動した啓発活動

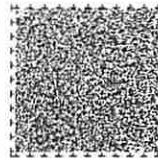
法務省の人権擁護機関では、人権侵害の疑いがある事案について調査し、救済のための適切な措置を講じます（36ページ以下参照）が、これらの事案の中には共通した態様のものがあり、同種の事案が発生する蓋然性が高いと考えられる場合があります。そのような場合には、予測される同種の事案の発生を未然に防ぐための啓発活動を行っています。

人権週間



ポスター「第68回人権週間」

国連は、昭和23年（1948年）の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等の人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。



人権啓発活動ネットワーク

法務省の人権擁護機関、都道府県、市町村、公益法人等、人権啓発活動を実施する主体間に横断的なネットワークを形成するため、都道府県単位の「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を、また、市町村単位の「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。

このネットワークでは、構成員による共同啓発活動、人権啓発活動の年間予定の作成、ホームページ (<http://www.moj.go.jp/jinkennet/>) による人権啓発情報の提供等を行っています。



人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ

全国中学生人権作文コンテスト



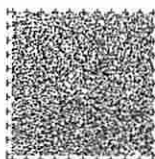
啓発ビデオ「わたしたちが伝えたい、大切なこと -アニメで見る全国中学生人権作文コンテスト入賞作品-」

中学生が作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を国民に向けて広報することによって広く人権尊重思想を根付かせることを目的として、昭和56年度から、全国中学生人権作文コンテストを実施しています。平成28年度は7,338校から、97万2,553人の応募がありました。

なお、過去の入賞作文の一部は、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>) で閲覧できます(内閣総理大臣賞受賞作品は、46ページ以下参照)。

■全国中学生人権作文コンテストの実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
応募校数	6,819	6,930	7,083	7,295	7,338
応募者数	937,287	941,146	953,211	973,865	972,553





人権教室

人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を目的とした啓発活動であり、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象に、人権の花運動（本ページ下段参照）における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して実施しています。

また、スポーツ選手やコーチを講師等に迎え、ゲームや体験談から、助け合い

の精神に基づいたフェアプレー精神等、子どもたちが学んだことを通して、相手への思いやりの心などを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を平成24年度から実施しています。この活動では、参加する選手やコーチ、保護者らへの啓発という副次的な効果も期待しています。

■人権教室の実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	15,863	16,163	19,871	20,946	21,960
参加者数	630,879	650,493	796,748	856,935	938,766



人権教室

人権の花運動

人権の花運動は、学校に配布した花の種子、球根等を、子どもたちが協力して育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした啓発活動であり、主に小学生を対象に、昭和57年度から実施しています。

この運動は、育てた花を社会福祉施設等に贈ったり、写生会、鑑賞会を開くことで、地域の人々とのコミュニケーションを強め、地域の人々にとっても人権尊重意識を高めてもらうきっかけとなっています。



人権の花運動

■人権の花運動の実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加学校(団体)数	3,844	3,845	3,816	3,669	3,823
参加者数	518,530	526,129	483,788	470,540	481,863



「日本のいじめ対策は間違っている」

北海道 旭川市立永山中学校 2年 ^{かみや}紙谷 ^{もろが}桃歌

冊子「第36回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」

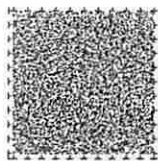


今、日本の学校や様々な所で問題となっている「いじめ」。日本は、いじめを防止するために様々な対策を実施しています。例えば、学校側はカウンセラーの協力を得ながらいじめを受けた生徒を継続的に支援する、いじめを行った生徒には別の教室で授業を受けさせる、道徳教育の充実、などのものです。しかし、これらは本当にいじめ防止の根本的解決につながっているのでしょうか。

そもそも日本のいじめの一番の問題点は、長期間にわたって続き、陰湿化しやすい点だと思います。私は小学校五年生の頃までドイツに住んでいて、ドイツで起きていたいじめも目の当たりにしましたが、日本とは違って、暴力的な代わりに少しも長続きせず、ほとんどが一日で終わってしまうものばかりでした。では、なぜ日本のいじめは長期化しやすいのでしょうか。

それには、二つの原因があると思います。一つ目は、日本の根本的ないじめのあり方にあります。例えば、ドイツで「いじめ」といったら、大抵校庭などのひらけた場所で下級生など自分より弱そうな相手や、気に食わない相手に暴力を加えることを指します。この種のいじめは暴力的で、比較的目に付きやすいので、すぐに先生の指導が入り、長続きすることはほとんどありません。一方日本で「いじめ」といったら、暴力よりもどちらかといえば嫌がらせや集団無視などの精神的苦痛を与える行為を指します。このやり方だと、表面上は何もなさそうに見えるので、周りからは気付かれにくく、結果、先生方など学校側の対処も遅れてしまいいじめが長続きしやすくなってしまいます。

二つ目は、周りの見ている人達の反応です。私も一、二度、ドイツで上級生にいじめられたことがあったのですが、どの時も必ずそばにいた同級生や知り合いが味方になってくれて、協力していじめっ子を追い返していました。私の経験に限らず、いじめを見たら必ず周りの人達が止めに入ったり先生を呼んだりなどしていました。しかし、私が通っていた日本の学校で一度いじめが起きた時、気の毒に思いながらも誰も助けようとはせず、むしろどこか逆らってはいけなような雰囲気が漂っていました。





つまり、いじめのストッパーとなるものがなく、どんどんエスカレートして
いって、長期化してしまうのです。ではどうすれば、「いじめのストッパー」
になれるのか。

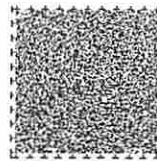
これは私個人の考えですが、「いじめのストッパー」になるには必要不可欠
な三つの要素があると思います。一つ目は、正しい善悪の判断ができること。
二つ目は、自分の意見を持つこと。そして三つ目は、他人の意見を尊重するこ
と。日本人はこの三つの中の一つ目と三つ目はとても良くできていると思うの
ですが、二つ目の「自分の意見を持つ」に関しては意識できていない人が多い
気がします。

日本人は周りに合わせることを良しとするので、協調性にとっても優れている
のですが、いじめの場合、この特徴は悪い方向に行きがちです。いじめは大抵
一人対大勢なので、周りの人達は自然と人数の多いいじめの側になってしまう
のです。こういう場合には、自分の意見を持ち、周りに流されずきちんと主張
することが重要になります。私はこれこそが今の日本人が「いじめのストッ
パー」になるために最も必要なことだと思います。

私が通っていたドイツの学校では、クラスの誰もが最近起きた問題・もめご
とを書き込めるノートがあり、毎週金曜日の最後の授業で行われる学級会議で
それを開き、書かれている内容の一つ一つを全員で話し合いながら解決してい
く、という活動がありました。

日本でも、こういった活動を取り入れてみてはどうでしょう。一つの問題に
対して真剣にそれぞれの意見を交流し、全員で良い方向に進めようとする。こ
のような場をつくることで正しい善悪の判断、自分の意見を持つ、他人の意見
を尊重するという能力を養うことができると思います。

今の日本のいじめ防止対策は、いじめを受けた人の救済を重視していますが
が、いじめを外野から見ている周りの人たちには、あまり目を向けていない気
がします。これでは、いじめを根本的に撲滅することにはつながりません。
もっと生徒に自分の意見を持ち、主張させる機会を増やし、基本的人権につい
て自分なりの意見を持たせるべきです。それが、私達が将来自
分達の基本的人権を守っていくための力になると思います。



人権侵害事件の相談・救済制度周知用リーフレットについて

～「声なき声」を聞き取るための取組として～

法務省の人権擁護機関では、人権侵害の被害を受けたとの申告等に基づいて、救済手続を開始し、調査の結果を踏まえて、国民の皆様身近に起こる人権問題を解決に導く取組を行っています。しかし、このような仕組みが国民の皆様には十分知られているとは言えず、深刻な人権侵害を受けてもどこに相談してよいのかわからない方が少なからずおられるのではないかと思います。

そこで、人権擁護局では、「声なき声」を聞き取るための調査救済制度の周知を目的としたリーフレットを作成し、各法務局や人権擁護委員を通じて広く国民の皆様にお知らせしています。本リーフレットでは、相談・救済制度の手続の流れ、実際の事例等を簡潔に記載し、法務局が行う相談・救済の内容を分かりやすく説明しています（法務省HP（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html）にPDF形式データを掲載しています。）。



■簡易版(A4判三つ折)

法務局において職員や人権擁護委員が人権問題に関する相談を行っていることを、たくさんの方々に知ってもらうために作成したものです。

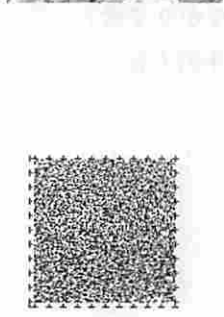
人権に関する講演会、イベント等において広く配布しています。



■詳細版(A3判二つ折)

人権についての相談・救済制度の詳細や手続の流れを分かりやすく説明するために作成したものです。

法務局に相談に来られた方等に対して説明する際に利用しています。



あなたのその「悩める」人権侵害かも…

50の事例は既に発生済みの人権では、各自治体ごとの人権に関する相談窓口を掲載しています。届いたことがあれば、おたがでもお役に立つかもしれません。

人権相談から問題解決までの流れ

- 1 相談の受付・相談
 - 相談の受付は、法務省人権擁護センター、各法務局、人権擁護委員の事務所で行われます。
 - 相談の受付は、電話でも可能です。
 - 相談の受付は、インターネットでも可能です。
 - 相談の受付は、郵送でも可能です。
 - 相談の受付は、各自治体の人権相談窓口でも可能です。
- 2 調査
 - 相談を受けた後、調査が行われます。
 - 調査の結果、問題が認められる場合は、救済手続を開始します。
 - 調査の結果、問題が認められない場合は、相談の受付に戻ります。
- 3 救済手続
 - 救済手続は、法務省人権擁護センター、各法務局、人権擁護委員の事務所で行われます。
 - 救済手続は、電話でも可能です。
 - 救済手続は、インターネットでも可能です。
 - 救済手続は、郵送でも可能です。
 - 救済手続は、各自治体の人権相談窓口でも可能です。
- 4 救済手続のフォローアップ
 - 救済手続が完了した後、フォローアップが行われます。
 - フォローアップは、法務省人権擁護センター、各法務局、人権擁護委員の事務所で行われます。
 - フォローアップは、電話でも可能です。
 - フォローアップは、インターネットでも可能です。
 - フォローアップは、郵送でも可能です。
 - フォローアップは、各自治体の人権相談窓口でも可能です。

インターネット上での人権相談について

インターネット上での人権相談は、法務省人権擁護センター、各法務局、人権擁護委員の事務所で行われます。インターネット上での人権相談は、電話でも可能です。インターネット上での人権相談は、郵送でも可能です。インターネット上での人権相談は、各自治体の人権相談窓口でも可能です。



1. 主な人権課題

2. 法務省の人権擁護機関の仕組み

3. 法務省の人権擁護機関の活動

4. 国際社会における人権擁護

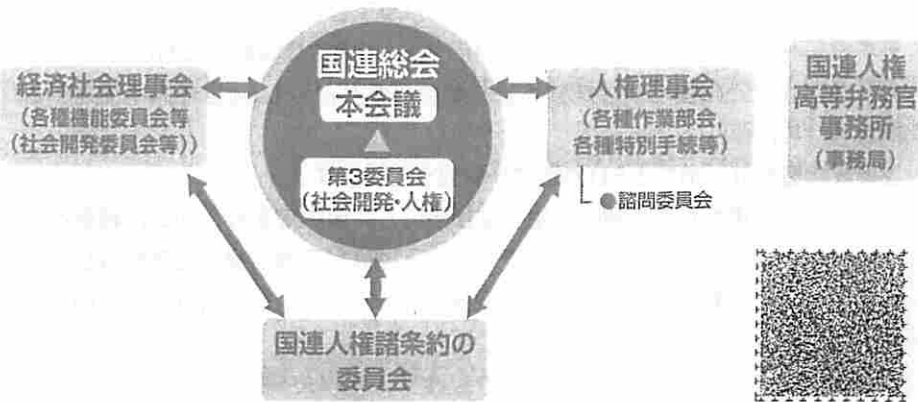
4. 国際社会における人権擁護

「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」は、国際連合（国連）の重要な目的の一つであり、国連では、様々な枠組みを設けて、人権の保障に取り組んできました。冷戦が終結し、グローバル化が進む現在、改めて、人権の尊重が平和の基盤であるということが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まってきています。



① 国際連合

昭和20年（1945年）に発足した国連は、約70年の歳月を経て、世界の190か国以上が加盟する大きな国際機関となりました。国連には、人権の擁護・促進のための様々な機関が設置されており、国際社会における人権保障の枠組みの中で大きな役割を担っています。



国連を作ろうという考えは、第二次世界大戦の惨禍さんかの中で生まれました。そして、昭和20年（1945年）10月24日に51か国の加盟国により、「国際の平和及び安全を維持…人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する」（国連憲章第1条）ことを目的として国連が発足し、平成29年（2017年）6月現在では193か国が国連に加盟しています。国連には、経済、社会、文化等の特定の分野で活動する様々な機関がありますが、人権の分野においても、人権関係条約等が定める人権の保障を確保するための機関が設置されています。平成18年（2006年）3月には、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に代わって、人権理事会が設立されました。これに伴い、全国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして、「UPR（普遍的・定期的レビュー）」が制度化されました。

② 世界人権宣言

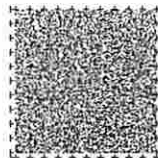
世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。これにより、世界の人権を守る動きは大きく進んでいます。

20世紀には、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺等、人権の侵害や抑圧が横行しました。かつては、人権問題はそれぞれの国の国内問題と考えられていましたが、このような経験から、人権問題は国際社会全体に関わる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年（1948年）12月10日、国連第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、前文と30の条文から成っています。

第1条は、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。



第2条は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、



門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。」としています。

第3条から第21条までは、市民的、政治的権利について、第22条からは経済的、社会的及び文化的権利等について規定しています。

国連は、世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国等に人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。法務省の人権擁護機関では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から毎年、12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けています（43ページ参照）。

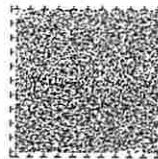
世界人権宣言啓発書画



この書画は、書道家こぎたいほう小木太法さんとブラジルの画家オタビオ・ロスさんが世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。



啓発ビデオ
「国際連合創設70周年記念
すべての人々の幸せを願って
～国際的視点から考える人権～」



③ 主要な人権関係条約

世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、二つの国際人権規約が採択され、その後も個別の人権保障のための条約として様々な条約が採択されています。これらの条約が保障する権利の内容を周知し、理解を深めていくことが一人一人の人権を守ることにつながります。

世界人権宣言が採択された後、この宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が起草され、昭和41年（1966年）の国連総会において全会一致で採択されました。

この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加え、人権に関連する諸条約としては、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、拷問等禁止条約、児童の権利条約、強制失踪条約、障害者権利条約等があります。また、地域的な人権条約としては、欧州人権条約、米州人権条約、アフリカ人権憲章等があります。

近年、人権擁護のための世界の取組は盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されています。

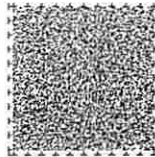
主要な人権関係諸条約は、次のとおりです。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

A規約は、労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定したものです。

社会権とは、人権の保障を名実共に充実したものとするためには、国家が個人の生活の保障に一定程度の責任を果たすべきであるという認識に立って、国の施策により個人に認められている権利です。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、この規約を批准しました。





市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）

B規約は、人は生まれながらにして自由であるという基本的考えの下、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定しています。

具体的には、表現の自由、移動の自由、身体の自由、宗教の自由、集会・結社の自由に加え、参政権が規定されています。締約国は、全ての個人に対して、いかなる差別もなしにこれらの権利が尊重され、確保されることを義務として負っています。

我が国は、昭和54年（1979年）6月に、A規約と共にこの規約を批准しました。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

人種、民族に対する差別は依然として存在し、このような差別を撤廃するためには、各国に対し、差別を撤廃するための具体的な措置の履行を義務付ける国際文書を作成することが必要とされ、昭和40年（1965年）の国連総会において、この条約が採択されました。

人種差別撤廃条約は、締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策を全ての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としています。

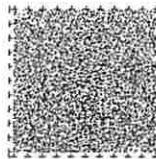
我が国は、平成7年（1995年）12月に、この条約に加入しました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

全ての人間は、そもそも生まれながらに自由かつ平等であることから、男女も個人として等しく尊重されるべきであるとの基本的理念を実現すべく、昭和54年（1979年）の国連総会において、この条約が採択されました。

女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが、締約国には求められています。

我が国は、昭和60年（1985年）6月に、この条約を批准しました。



拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い 又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）

拷問の禁止については、世界人権宣言及びB規約等において既に規定されていました。しかし、1970年代に、一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対し国際的な非難が高まったことを背景に、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、昭和59年（1984年）の国連総会において、この条約が採択されました。本条約は「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定しています。

我が国は、平成11年（1999年）6月に、この条約に加入しました。

児童の権利に関する条約（児童の権利条約）

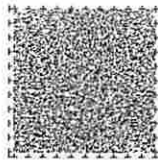
世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんいます。そのような現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して、平成元年（1989年）の国連総会においてこの条約が採択されました。この条約は、18歳未満の全ての人の基本的人権の尊重を促進することを目的としています。

我が国は、平成6年（1994年）4月に、この条約を批准しました。

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）

拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止する意義を持つこの条約は、平成18年（2006年）に国連総会で採択されました。拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定するものです。

我が国は、平成21年（2009年）7月に、この条約を批准しました。





障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

依然として障害のある人が人権侵害に直面している状況を改善するため、法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、平成18年（2006年）の国連総会においてこの条約が採択されました。

この条約は、障害のある人の人権・基本的自由の享有の確保等を目的とし、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害のある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の、障害のある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定しています。

我が国は、平成26年（2014年）1月に、この条約を批准しました。

資料 我が国が締結している主要な人権関係条約

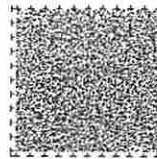
名称	採択年月日(上) 発効年月日(下)	締結国・地域・機関数
1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 1. 3	165
2 市民的及び政治的権利に関する国際規約	1966.12.16 1976. 3.23	169
3 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1965.12.21 1969. 1. 4	178
4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1979.12.18 1981. 9. 3	189
5 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	1984.12.10 1987. 6.26	162
6 児童の権利に関する条約	1989.11.20 1990. 9. 2	196
7 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	2006.12.20 2010.12.23	56
8 障害者の権利に関する条約	2006.12.13 2008. 5. 3	174

(2017年6月現在)



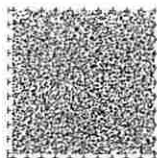
ニューヨークの国連本部で「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」に調印する園田外務大臣[昭和53年（1978年）当時]

(写真提供 UN/DPI)



法務局・地方法務局 所在地等一覧

名称		所在地	電話
札幌法務局	〒060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局	〒040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-9528
旭川地方法務局	〒078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1114
釧路地方法務局	〒085-8522	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台法務局	〒980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局	〒960-0103	福島市本内字南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局	〒990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局	〒020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局	〒010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局	〒030-8511	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
東京法務局	〒102-8225	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	03-5213-1372
横浜地方法務局	〒231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局	〒338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局	〒260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局	〒310-0011	水戸市三の丸1-1-42 駿鷹教育会館	029-227-9919
宇都宮地方法務局	〒320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮地方法務合同庁舎	028-623-0925
前橋地方法務局	〒371-8535	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局	〒420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局	〒400-8520	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-235-6634
新潟地方法務局	〒951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局	〒460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局	〒514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局	〒500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局	〒910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局	〒921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局	〒930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-6376
大阪法務局	〒540-8544	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局	〒602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	075-231-0131
神戸地方法務局	〒650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821
奈良地方法務局	〒630-8305	奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局	〒520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局	〒640-8552	和歌山市二番丁3 和歌山地方法合同庁舎	073-422-5131



名称	所在地	電話
広島法務局	〒730-8536 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3号館	082-228-5790
山口地方法務局	〒753-8577 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	083-922-2295
岡山地方法務局	〒700-8616 岡山市北区南方 1-3-58	086-224-5761
鳥取地方法務局	〒680-0011 鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局	〒690-0886 松江市母衣町 50 松江法務合同庁舎	0852-32-4260
高松法務局※	〒761-8077 高松市出作町 585-4	087-815-5311
徳島地方法務局	〒770-8512 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171
高知地方法務局	〒780-8509 高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲部合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局	〒790-8505 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局	〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局	〒840-0041 佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局	〒850-8507 長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局	〒870-8513 大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3368
熊本地方法務局	〒862-0971 熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局	〒890-8518 鹿児島市鶴池新町 1-2	099-259-0684
宮崎地方法務局	〒880-8513 宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局	〒900-8544 那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215

※平成29年10月に「高松市サポート3-33 高松サポート合同庁舎南館」に移転を予定しています。
移転後の電話番号は高松法務局のホームページでご確認ください。

人権ライブラリー

本冊子に記載しているビデオだけでなく、人権に関する資料を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御活用ください。遠方の方でも、郵送等による資料の貸出しも行っています。

詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページを御参照ください。

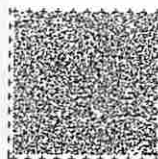
人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1919
FAX 03-5777-1954
Eメール library@jinken.or.jp
ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

人権の擁護

平成29年8月発行

編集発行 法務省人権擁護局

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 電話(03)3580-4111(代表)



- いじめ、体罰を受けた ●暴行・虐待を受けた ●差別を受けた
- 名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアルハラスメントを受けた
- インターネット上でプライバシーを侵害された など

人権を侵害されたら…

法務局・地方法務局，その支局に気軽に御相談ください



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクター人KENまもる君と人KENあゆみちゃんは漫画家のやなせたかしさんのデザインにより誕生しました。人権が尊重される社会の実現に向けて、人KENまもる君は平成13年8月から、人KENあゆみちゃんは平成14年3月から、全国各地の人権啓発活動で活躍しています。

みんなの人権110番 (全国共通) ☎ **0570-003-110**

子どもの人権110番 (全国共通) ☎ **0120-007-110**
通話料無料

女性の人権ホットライン (全国共通) ☎ **0570-070-810**

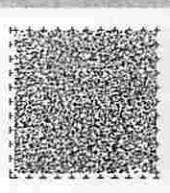
外国語人権相談ダイヤル (全国共通) ☎ **0570-090-911**
(Foreign-language Human Rights Hotline)

インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



法務省人権擁護局 ホームページ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

人権啓発活動 ネットワーク協議会 ホームページ <http://www.moj.go.jp/jinkennet/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、回収用の紙へリサイクルできます。



平成30年5月21日(月)～23日(水)開催

平成30年度支部長研究会 事前配布資料

1 裁判員裁判の現状と課題

(1) 現状認識

平成21年5月に施行された裁判員制度は、これまでのところおおむね順調に運用されてきました。裁判所においても、これまで、裁判員制度導入を機にその在り方を議論し、在るべき裁判員裁判の理念の共有化が図られてきており、主に標準的自白事件について、実践のプラクティスも確立されつつあります。

もっとも、否認事件を中心として、在るべき裁判員裁判の理念の実現にはなお課題も残っており、制度導入の理念や刑事裁判の原理・原則に立ち返りつつ、中長期的な視点から、改善に向けた不断の努力を行うことが求められております。

(2) 実証的検討の必要性

裁判員制度施行前から施行当初の段階においては、刑事裁判の原理・原則や裁判員裁判の趣旨・理念から在るべき裁判員裁判とは何かを議論してきたところですが、現段階においては裁判員裁判の実務運用も相当程度蓄積されており、実際の事件で在るべき裁判を実現できていないとすれば、どのような隘路があり、どのような対策が考えられるかについて、具体的な素材を基に実証的に検討し、その成果を次の実務で実践して更に検討、修正を加えるという取組を行っていくことが必要かつ有益と考えられます。

こうした実証的検討は、具体的事件を担当する裁判官が、庁内や他庁の裁判官との間で議論を重ね、全国的な各種の研究会や協議会とも連携を図りつつ継続的に取り組んでいくことが重要であると考えられます。

このような観点から、平成30年1月及び2月の刑事事件担当裁判官協議

会（ブロック協議会）において、いくつかの具体的な事件類型における共通問題を設定し、実務上生じ得る具体的な問題とその原因や隘路、対応策について議論が行われたところです。

(3) 公判前整理手続期間の長期化

最高裁判所事務総局が平成24年12月に公表した検証報告書において、公判前整理手続期間の長期化が指摘されていたところ、早期の打合せや証拠の任意開示、公判期日の仮予約の活用等の対策により、平成25年、平成26年とやや短縮しましたが、平成27年から、自白事件、否認事件のいずれについても再び長期化に転じています。事件関係者の記憶が鮮明なうちに法廷で直接話を聞くという公判中心主義、直接主義に即した公判審理を実現するとともに、被告人の身柄拘束の長期化を防ぐためには、合理的な期間内に審理を終えるよう努めなければなりません。単に期間を短縮すればよいのではなく、連日的に開廷される公判廷において的確な心証がとれる審理を実現するため、公判前整理手続において必要かつ十分な争点及び証拠の整理を行う必要があります。公判前整理手続の長期化の原因は様々考えられるところではありますが、一つの重要な要因として、争いのある要証事実に関連する種々の事実に関し、公判前整理手続でどこまで詳細に主張整理をすべきかなど、争点整理の在り方につき、法曹三者間で共通認識がないため、徒に手続を重ねているのではないかという点が考えられるところです。

この関係では、平成27年10月に司法研修所において新たに司法研究「裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究」が立ち上げられ、公判準備に困難を来した具体的素材を取り上げ、争点及び証拠の構造と、公判準備に長期間を要した要因との両面から分析し、理論的研究と実務運用上の工夫等の研究が行われているところです。この司法研究は、各庁や全国的な研究会、協議会で行われる実証的検討の成果も踏まえてなされ

ており、その意味でも、上記の裁判官同士の実証的な議論、検討が重要となるものです。

(4) 裁判員と裁判官との実質的協働の実現

評議は、国民の視点や感覚と、裁判官の専門性とを背景に、裁判員と裁判官の実質的な協働が求められる裁判員制度の核心をなす場面です。したがって、裁判員と裁判官の実質的な協働を実現すべく、在るべき評議の検討とその実践に向けた努力を続けていく必要があります。もともと、評議の内実は外部からは明らかでないことから、必ずしも十分な議論がなされていないようにも思われます。守秘義務に配慮することは当然ですが、評議の在り方について議論を重ねる必要性は否定されません。

この関係では、平成27年10月に司法研修所において新たに司法研究「裁判員裁判と裁判官－裁判員との実質的な協働の実現をめざして－」が立ち上げられ、評議の内実に迫り、評議において実質的協働を阻害する要因や改善策を提唱すべく研究が行われているところです。この司法研究も、各庁や全国的な研究会、協議会で行われる実証的検討の成果も踏まえてなされていることは上記同様です。

(5) 裁判員の精神的負担への対応

裁判員にとっては、刑事裁判への関与は非日常的な経験であり、それ自体が精神的な負担ともなり得るところであり、例えば遺体写真等のせい惨な内容の証拠は、その必要性を慎重に吟味して採否を決するなど、裁判員の精神的負担を最小限にすることの必要性が議論されております。また、裁判員の精神的負担への対応については、担当裁判官やその他の職員が裁判員の体調の変化に気を配り、積極的に声がけをするなどして、その精神的負担の解消・軽減に努めるとともに、裁判官やその他の職員が、これまでに高裁単位で実施した臨床心理学者との座談会の成果を参照するなどして、精神的負担の原

因や対処方法等を把握しておくことが求められています。

なお、裁判員の精神的負担への対応は、事件を担当する裁判体の判断による対応に委ねられている事項（裁判員等選任手続において何をどの程度説明するか、裁判員の不調が窺える場合に休廷等をとるか、裁判員を解任するかなど）と、庁としての組織的対応に委ねられている事項（不調を訴える裁判員の退庁の支援、休憩場所や医療的措置の手配、報道対応など）とが密接に関係してくるものであり、裁判部門と司法行政部門の緊密な連携が求められていることにも留意が必要となります。

(6) これまでの議論の成果の継承

公判前整理手続期間が再度長期化するなど、これまで議論が積み重ねられ一度は改善に向かったかに見えた課題が再び顕在化していることに照らすと、裁判員裁判に関する従前の議論の成果が必ずしも十分に継承されていないように思われます。

そこで、平成29年7月に司法研修所で開催された刑事実務研究会（裁判員1）において、自白事件の公判前整理手続の在り方、刺激の強い証拠の採否の在り方について改めて議論したほか、平成30年1月及び2月の刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）においても、これらの点について共通問題を設定して議論が行われたところです。

(7) 裁判員の安全確保

裁判員の安全確保については、これに関して講じることが考えられる方策等を改めて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところですが、今後もこれらの方策を適切に実施し、裁判員が過度の負担を感じることなく、安心して審理に参加していただけるよう、万全を期する必要があります。

(8) 裁判員等選任手続の実情

裁判員法施行以降、裁判員候補者の出席率は年々低下する一方、辞退率は年々上昇しております。そして、平成27年の通常国会において「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」が成立した際にも、附帯決議において、出席率の低下、辞退率の上昇について十分に検討し、必要な措置をとることが求められているところです。

辞退率上昇・出席率低下の原因については、先般、裁判員裁判に関する統計資料と国民一般を対象としたアンケート調査に基づく分析業務を外部業者に委託して実施しました。これによれば、出席率低下等の原因としては、①審理予定日数の増加傾向、②雇用情勢の変化、③高齢化の進展、④裁判員裁判に対する国民の関心の低下、⑤裁判員候補者名簿規模の縮小に伴う年間名簿使用率の上昇が考えられるとされています。今のところ裁判員等の選任に支障が生じていないとはいえ、より多くの国民の参加が得られるよう、引き続き検討を進めていく必要があります。平成29年10月に司法研修所で開催された刑事実務研究会（裁判員2）においては、国民が参加するのにふさわしい審理・評議の在り方について、講演と意見交換が行われました。

2 その他の事件をめぐる課題について

(1) 裁判員裁判非対象事件に関する動向

裁判員裁判の議論、実践を通じた刑事裁判の構造変化は、裁判員裁判非対象事件にも影響を及ぼすものと考えられます。このような問題意識の下、平成27年1月に行われた刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）では、非対象事件についても議論を行い、問題意識を共有しました。今後も、裁判員裁判の議論と併せて、非対象事件の在り方についても、息の長い議論が必要になるものと思われまます。

なお、一部の庁で、裁判員裁判とのいわゆる「ダブルスタンダード」を解消すべきであるとの問題意識の下、非対象事件の審理においても、被告人質

問先行（自白事件でも被告人の調書の採用を留保して被告人質問を先行させる審理方式）を採用する取組もなされておりますが、この取組については、必ずしも当事者の十分な理解が得られていないという面もあります。また、非対象事件といっても様々であり、事案に相応しい審理の在り方について検討を加える必要もあるように思われます。非対象事件の在り方については、平成27年11月に司法研修所で行われた刑事実務研究会（裁判員3）において意見交換がなされたところです。

(2) 犯罪被害者等に関する動向

被害者参加制度等が導入された平成19年改正刑事訴訟法の附則（3年後の検討規定）に基づき、平成25年1月から平成26年7月まで、法務省で意見交換会が行われましたが、特段の法改正はなされず、被害者参加制度等の運用の充実を図ることなどとされました。引き続き適正な運用を積み重ねることが求められているといえます。なお、同意見交換会の結果概要につきましては、法務省のウェブサイトにおいて公開されております。

同意見交換会では、被害者参加人の公判前整理手続に対する参加・傍聴の要望のほか、裁判所の運用に関係する意見も出されました。司法研修所では、これらの点を含め、被害者に関する諸制度の運用の在り方、及び、令状や起訴状において被害者を実名以外の方法で特定する、いわゆる被害者匿名事案の運用に関し、平成27年7月の特別研究会4（訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等）や平成29年2月の刑事実務研究会（被害者配慮）において議論が行われたところです。

また、秘匿情報に対する配慮を必要とする事件については、庁全体で適切な情報管理を行うことが不可欠であり、そのための事務処理態勢の確立が求められていること、後記5(3)のとおり、刑事訴訟法改正により、証人等特定事項の秘匿の制度等が導入されたことから、これらの制度にも対応した事務

処理態勢を構築する必要があります。このため、平成29年1月及び2月に開催された刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）において、秘匿情報の適切な管理をテーマに意見交換がなされたほか、同月に開催された司法研修所の刑事実務研究会（被害者配慮）においても議論が行われました。

(3) 令状関係の動向

勾留却下率や保釈率については、社会的な関心も高いところですが、最近の傾向を見るといずれも上昇傾向にあります。勾留や保釈の判断における罪証隠滅のおそれや勾留の必要性について、近時の最高裁決定の趣旨を踏まえて、各裁判官において慎重な判断を積み重ねた結果ではないかと思われま

す。勾留請求及び保釈請求に関する審査の在り方については、これまでも、各庁において、現場の裁判官同士が令状に関する研究の場を設けて議論を重ねたり、司法研修所において、裁判官を対象とした研究会で令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同士が議論する場を設けたりしてきたところですが、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、今後もこのような議論を行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

(4) 逃走事故等の防止

逃走事故等を防止するためには、裁判部と事務局が緊密に連携して、運用と施設の両面から、問題点の検討と必要な改善を行うことが重要です。また、このような作業は、一度行えば十分というのではなく、これまで見逃されてきた問題点はないか、運用面での緩みはないかなどといった問題意識を常に持ちながら、継続的に行っていく必要があります。

(5) 医療観察処遇事件の動向

入院継続・退院許可処遇事件（医療観察法49条、50条）については事件数が高止まりの傾向にあります。入院継続・退院許可処遇事件については、

これまで、裁判官同士で議論する機会が少なかったと思われませんが、平成28年2月に司法研修所で行われた刑事実務研究会（精神障害）では、医療観察処遇事件のうち、入院継続・退院許可処遇事件に関して、処理上の問題や工夫について意見交換がなされたところです。

3 裁判員制度の運用状況について

(1) 裁判員裁判対象事件の事件動向

平成21年5月21日の裁判員制度施行以降、平成30年2月末日までの全国の裁判員裁判対象事件の新受人員は1万2,761人です（「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成30年2月末・速報)」表1。延べ人員。）。新受人員数の推移は、平成23年に1,624人とピークを迎えて以降、減少する傾向にあり、平成29年は1,077人でした（表2。いずれも実人員。）。

また、罪名別では、強盗致傷、殺人（未遂を含む。）、現住建造物等放火、傷害致死の順に多くなっています（表1）。

同期間に終局した人員は、全国で1万915人であり、うち、死刑が33人、無期懲役が208人、有期懲役が1万347人（うち1,824人が全部執行猶予）、無罪が84人などとなっています（表3）。

(2) 裁判員の選任手続の状況

ア 裁判員候補者名簿記載者数は、事件数の減少に伴い年々減少し、最も多かった平成22年の34万4,900人から、平成30年は23万600人となっており、名簿使用率は平成25年以降、50%台で推移しています（表4「イ」、「ロ」）。

イ 裁判員法施行から平成30年2月末日までに終局した個別事件において選定された裁判員候補者は107万3,883人（同表「ハ」）、辞退が認められた者等を除き、選任手続期日への出席が求められた裁判員候補者数

は42万1,434人(同表「ト」),このうち実際に選任手続期日に出席した裁判員候補者は30万6,149人(同表「チ」)となっており,出席率は72.6%となっています。この出席率の推移は,裁判員制度施行年の平成21年における83.9%から年々低下しており,平成29年は63.9%となっております(同表「リ」中,「チ」/「ト」)。

ウ 一方,選定された裁判員候補者中,辞退が認められた者は66万7,675人であり,辞退率は62.2%となっていますが,その推移は平成22年の53.0%から年々上昇する傾向にあり,平成29年は66.0%となっています(同表「ル」)。

段階別にみると,調査票や質問票の回答により事前に辞退等が認められた裁判員候補者は65万2,449人(同表「ニ」及び「ヘ」)となっており,全体として柔軟かつ前倒しに辞退が認められていると思われま

エ 平成30年2月末時点までに選任された裁判員は6万1,489人,補充裁判員は2万933人となっています(同表「ワ」及び「カ」)。

(3) 裁判員裁判の審理の状況

ア 公判前整理手続の状況等

(ア) 最高裁判所事務総局が平成24年12月に公表した検証報告書において,公判前整理手続期間の長期化が指摘されていたところ,平成29年までの平均公判前整理手続期間の平均の推移をみると,自白・否認の総数で,平成22年から24年にかけては,5.4月,6.4月,7.0月と長期化した後,平成25年及び平成26年は6.9月,6.8月と短縮する傾向にありましたが,平成28年及び平成29年は8.2月,8.3月と再び長期化しています(表5)。

(イ) 平成29年の自白事件の平均公判前整理手続期間は6.4月,否認事件の同期間は10.0月であり,裁判員制度施行前の平成18年～平成

20年における裁判官裁判の平均公判前整理手続期間（検証報告書・図表18参照）と比較しても、裁判員裁判の方が長期を要する状況にあり、自白事件、否認事件ともに、平均審理期間及び平均公判前整理手続期間のいずれも依然として長いままとなっています（表5）。事件関係者の記憶が鮮明なうちに法廷で直接話を聞くという公判中心主義、直接主義に即した公判審理を実現するとともに、被告人の身柄拘束の長期化を防ぐためには、合理的な期間内に審理を終えるよう努めなければなりません。

イ 公判審理

(ア) 自白事件の平均実審理期間は、平成22年の平均4.0日から、平成29年の7.2日へと年々伸びていますが、平均開廷回数はそれほど大きく変化はしておりません（表7）。他方、自白事件の平均評議時間は年々延びる傾向にあり（表9）、自白事件において平均実審理期間が延びる傾向にあるのは、充実した評議を行うために評議に充てる時間が長くなっていることが影響しているものと思われます。

(イ) 審理内容については、平均取調べ証人数の推移をみると、特に自白事件における検察官請求証人数は、平成29年は0.9人と前年と変化がなかったものの、平成22年において0.4人であったものが年々増加する傾向にあります（表8）。公判中心主義、直接主義に即した公判審理が行われるようになってきていることがうかがわれますが、今後も推移を見守っていく必要があります。

(4) 裁判員裁判の運用状況の検証に関する取組について

裁判員裁判の運用状況の検証に関する取組として、①裁判員等経験者に対するアンケートの実施とその結果の集計・分析、②裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の実施、③裁判員経験者の意見交換会の実施、④「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の設置、⑤検証報告書の作成（平

成24年12月公表), ⑥裁判員制度施行後の蓄積を踏まえた, 裁判員裁判の現状等に関する国民への正確な情報発信のための広報活動といった取組が行われています。

4 平成29年の刑事訴訟事件の概況について

(1) 刑事訴訟事件の概況は, 参考統計表の第1表から第3表までのとおりです。

地方裁判所の通常訴訟事件の新受人員は, 平成5年以降増加傾向にあり, 平成16年には, 現行刑事訴訟法が施行された昭和24年以降, 同年を除き, 過去最多となりました。平成17年から減少する傾向にあり, 平成29年は6万8,830人となりました。

高等裁判所の通常訴訟事件の新受人員は, 平成18年から減少傾向にあり, 平成29年は5,976人となっています。

簡易裁判所の通常訴訟事件の新受人員もここ10年減少傾向にあり, 平成29年は6,681人となっています。既済人員及び未済人員の推移も新受人員の推移とほぼ軌を一にしています。略式命令請求事件の新受人員も, ここ10年減少傾向にあり, 平成29年は24万2,970人となっています(第1表)。

次に, 長期係属事件の状況ですが, 第2表は, 事案複雑等を事由とする係属2年を超える実人員(以下「長期係属実人員」という。)について, 年ごとの推移を見たものです。ここ10年はおおむね減少傾向にありましたが, 平成29年は前年よりも増加しています。第3表は, 平成29年末現在の地裁の長期係属事件について, 合議(法定・裁定), 単独別, 罪名別に審理長期化の事由を見たものです。なお, 簡易裁判所においては, 平成29年末現在, 長期係属実人員はありません。

(2) 第4表は被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況です。制度改正により被疑者国選弁護対象事件が拡大され, 平成21年には大幅に増加しています。

(3) 第6表は、通常第一審における終局事件の平均審理期間等についてまとめたものです。平成29年の自白事件の平均審理期間は前年と変化なく、否認事件のそれは0.2月増加し、全事件の平均審理期間は変化ありませんでした。否認事件の割合は、平成22年から増加した後、平成26年及び平成27年は連続して減少しましたが、平成28年以降は再び増加し、平成29年は9.9%となりました。

(4) 第8表及び第9表は、法廷通訳事件の処理状況です。通訳翻訳人の付いた外国人事件は年々減少傾向にあった後、平成26年からは増加傾向にあり、平成28年は減少しましたが、平成29年は再び増加しています。言語別に見ると北京語が最多言語であることが分かります。

(5) 第14表から第17表は、いずれも犯罪被害者等に関連する諸制度の利用状況をまとめたものです。これらの諸制度は平成12年以降徐々に法改正によって拡充が図られてきましたが、これらの諸制度の利用者も、多少の増減はありますがおおむね漸増傾向にあると言えます。

(6) 第18表から第22表は、令状関係の処理状況をまとめたものです。最近5年程度の傾向を見ると、勾留却下率（第20表）と保釈率（第21表）はいずれも上昇傾向にあります。裁判員裁判の導入を契機に、勾留や保釈の判断における罪証隠滅のおそれを実質的に判断するようになった結果ではないかと思われます。

(7) 第23表は医療観察処遇事件の処理状況をまとめたものです。入院継続・退院許可処遇事件（法49, 50条）については終局人員が増加していますが、他の事件類型にあまり大きな変動はありません。毎年入院者が退院者の数を上回っていることから、6か月ごとに係属することとなる入院継続処遇事件が年々増え続けていることがその背景にあるものと思われます。

5 法律の改正等で裁判所に関係のある主要なものについて

(1) 刑の一部の執行猶予制度

「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」が平成28年6月1日から施行されています。刑の一部執行猶予制度の運用については、これまで、平成27年5月に司法研修所で開催された特別研究会1（刑の一部執行猶予）、同年10月に最高裁判所で開催された中央協議会、同年11月に司法研修所で開催された刑事実務研究会（裁判員3）、平成28年1月に開催された刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）及び同年2月に開催された簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会（簡裁ブロック協議会）において意見交換がされております。

(2) 裁判員法改正

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年6月12日に公布され、平成27年12月12日に施行されました。

改正法の内容は、①長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外、②重大な災害に関する辞退事由の追加、③非常災害時における裁判員候補者等の呼出しをしない措置の規定の創設、④裁判員等選任手続における被害者特定事項の取扱いに関する規定の整備の4点です。

これらの規定の運用については、平成27年11月に司法研修所で行われた刑事実務研究会（裁判員3）において意見交換がされております。

なお、改正法の附則には、あらためて、いわゆる3年後の見直し規定が設けられました。裁判所としては、引き続き、裁判員裁判の適切な運用に努めることが重要となります。

(3) 刑事訴訟法等の改正

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が平成28年6月3日に公布され、順次施行されています。改正法の内容は多岐にわたりますが、主なものは次

のとおりです。

ア 平成28年6月23日に施行されたもの

- ・裁量保釈の判断に当たっての考慮事項の明確化
- ・証人不出頭等の罪，犯人蔵匿等・証拠隠滅の罪などの法定刑引き上げ

イ 平成28年12月1日に施行されたもの

- ・通信傍受の対象犯罪の拡大
- ・弁護人選任に係る教示事項の拡充
- ・証拠の一覧表の交付制度の導入
- ・公判前整理手続の請求権を当事者に付与
- ・類型証拠開示の対象の拡大
- ・証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
- ・公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
- ・勾引要件の緩和等
- ・即決裁判手続の申立てが却下された場合の再起訴制限の緩和

ウ 平成30年6月1日から施行されるもの

- ・捜査・公判協力型協議・合意制度の導入
- ・刑事免責制度の導入
- ・被疑者国選弁護制度の対象事件の拡充
- ・ビデオリンク方式による証人尋問を同一構内以外の場所に拡充

エ 公布の日から3年以内に施行されるもの

- ・取調べの録音・録画制度
- ・通信傍受手続の合理化・効率化

改正項目の一つである捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責の導入に関しては、平成29年6月に司法研修所で開催された刑事専門研究会（新時代の刑訴法）で議論されたほか、平成30年1月及び2月の刑事事件担当

裁判官協議会（ブロック協議会）においても共通問題を設定し、議論されました。さらに、同年5月に司法研修所で開催される刑事専門研究会2（新時代の刑訴法）でも議論される予定です。

また、取調べの録音・録画制度については、改正前から検察官が被疑者の取調べを録音録画する運用が拡大しており、近時は、検察官又は弁護士から、取調べの録音録画状況を記録した記録媒体（取調状況DVD）が証拠として請求される例も増加傾向にあるようです。この点に関しては、平成28年11月に司法研修所で開催された刑事実務研究会3（裁判員3）、平成29年1月及び2月の刑事事件担当裁判官協議会（ブロック協議会）及び平成29年7月に司法研修所で開催された刑事実務研究会1（裁判員1）において議論されました。

(4) 性犯罪に関する刑法の一部改正

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されています。同法は、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者性交等罪を新設するなどの罰則整備を行い、さらに、強姦罪等を非親告罪とすることなどを内容とするものです。また、衆議院及び参議院の各法務委員会においては、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。

今回の改正は、内容が多岐に渡るほか、社会の関心も高いところであり、裁判所としても適切な運用が求められているといえます。そこで、本改正については、平成29年10月に司法研修所で開催された刑事実務研究会2（裁判員2）で議論がなされたほか、平成30年1月及び2月の刑事事件担当裁

判官協議会（ブロック協議会）においても議論されました。

(5) 成年年齢の引下げに関する議論状況

公職選挙法改正により選挙権を有する年齢が引き下げられたことなどを踏まえ、平成27年11月から平成28年7月にかけて、法務省において、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」が行われ、同年12月にその取りまとめ報告書が公表され、平成29年3月からは、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において審議が行われています。上記とりまとめ報告書においては、単に少年法の適用年齢を18歳に引き下げるだけではなく、刑事司法全般において、若年者をいかに取り扱うべきかという観点から、一定の若年者に対し、刑事処分と保護的な措置の両方を取り得るような制度の在り方等に関する言及もなされているところであり、今後の制度設計によっては、刑事裁判実務にも大きく影響し得るところです。

なお、上記取りまとめ報告書及び法制審議会における議論の状況につきましては、法務省のウェブサイトにおいて公開されております。

以上

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成30年2月末・速報）

目 次

表 1	罪名別の新受人員の推移	1
表 2	庁別の新受人員，終局人員及び未済人員の推移	2
表 3	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	4
表 4	裁判員候補者名簿記載者数，各段階における裁判員候補者数及び 選任された裁判員・補充裁判員の数の推移	5
表 5	平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）	6
表 6	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで） 別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	6
表 7	平均実審理期間及び平均開廷回数 の推移（自白否認別）	7
表 8	平均取調べ証人数の推移（自白否認別）	8
表 9	平均評議時間の推移（自白否認別）	9

表1 罪名別の新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (2月末)
総数	12,761	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	136
強盗致傷	2,965	295	468	411	329	342	321	290	224	253	32
殺人	2,773	270	350	371	313	303	302	303	255	278	28
現住建造物等放火	1,256	98	179	167	128	141	136	162	124	105	16
傷害致死	1,110	70	141	169	146	136	131	107	103	96	11
覚せい剤取締法違反	1,000	90	153	173	105	105	129	58	67	102	18
(準)強制わいせつ致死傷	966	58	105	105	109	133	131	111	115	90	9
(準)強制性交等致死傷	921	88	111	137	124	121	91	104	75	65	5
強盗・強制性交等	474	61	99	83	59	57	36	34	20	21	4
強盗致死(強盗殺人)	311	51	43	37	37	37	27	35	22	19	3
偽造通貨行使	217	34	60	30	34	12	4	20	7	13	3
危険運転致死	196	13	17	20	27	21	23	28	28	18	1
通貨偽造	117	14	18	20	19	17	4	8	6	11	-
銃刀法違反	88	13	5	3	4	10	10	15	10	16	2
集団(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2
保護責任者遺棄致死	67	7	9	12	4	5	7	5	6	10	2
逮捕監禁致死	59	4	18	21	1	4	3	2	1	5	-
組織的犯罪処罰法違反	54	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-
麻薬特例法違反	29	1	5	3	2	1	1	11	3	2	-
爆発物取締罰則違反	17	6	-	-	5	2	-	2	1	1	-
身の代金拐取	10	-	3	-	1	1	1	-	3	1	-
麻薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-
その他	40	3	3	5	2	3	5	10	4	5	-

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

5 「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。

6 「(準)強制性交等致死傷」は、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び監護者性交等致死傷を含む。

7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。

9 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。

10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

11 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

12 「麻薬取締法」は、「麻薬及び向精神薬取締法」の略である。

13 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

14 速報値である。

表2 庁別の新受人員、終局人員及び未済人員の推移

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年(2月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
総数	11,735	10,915	820	1,142	148	994	1,591	1,530	1,055	1,624	1,568	1,111	1,344	1,526	929	1,329	1,415	843	1,299	1,220	922	1,191	1,206	907	1,006	1,127	786	1,077	993	870	132	182	820
東京地裁本庁	1,100	986	114	98	9	89	149	138	100	138	136	102	120	132	90	119	137	72	127	111	88	104	102	90	86	97	79	139	99	119	20	25	114
東京地裁立川支部	311	291	20	43	4	39	51	54	36	46	40	42	31	48	25	39	38	26	30	35	21	18	21	18	22	20	20	27	24	23	4	7	20
横浜地裁本庁	532	502	30	41	3	38	82	65	55	88	84	59	59	81	37	62	61	38	54	51	41	58	57	42	48	58	32	33	35	30	7	7	30
横浜地裁小田原支部	102	96	6	9	2	7	9	12	4	20	12	12	6	14	4	14	8	10	14	18	6	12	15	3	7	5	10	9	6	1	1	6	
さいたま地裁本庁	589	564	25	59	7	52	74	68	58	67	77	48	91	79	60	55	77	38	71	58	51	63	64	50	63	66	47	40	61	26	6	7	25
千葉地裁本庁	1,207	1,101	106	115	14	101	175	143	133	194	202	125	118	166	77	128	128	77	149	121	105	102	136	71	92	92	71	115	85	101	19	14	106
水戸地裁本庁	265	239	26	22	1	21	38	48	11	29	25	15	28	29	14	27	27	14	27	24	17	34	25	26	24	32	18	34	22	30	2	6	26
宇都宮地裁本庁	188	179	9	16	1	15	26	26	15	26	26	15	23	26	12	36	30	18	19	23	14	16	18	12	10	16	6	13	12	7	3	1	9
前橋地裁本庁	174	162	12	21	1	20	22	33	9	24	20	13	31	29	15	9	17	7	15	12	10	12	13	9	18	17	10	21	17	14	1	3	12
静岡地裁本庁	75	65	10	4	-	4	8	9	3	12	8	7	10	10	7	5	7	5	8	9	4	9	9	4	5	5	4	13	7	10	1	1	10
静岡地裁沼津支部	100	94	6	11	2	9	13	14	8	16	13	11	11	16	6	8	7	7	16	7	16	7	11	12	7	13	6	10	9	7	1	2	6
静岡地裁浜松支部	75	71	4	5	1	4	8	6	6	8	7	7	9	11	5	10	7	8	10	11	7	9	7	9	9	11	7	7	9	5	-	1	4
甲府地裁本庁	85	83	2	8	2	6	10	9	7	15	12	10	12	16	6	9	12	3	11	9	5	4	9	-	9	6	3	7	6	4	-	2	2
長野地裁本庁	73	68	5	11	1	10	12	14	8	10	11	7	8	12	3	4	4	3	10	6	7	5	8	4	1	4	1	11	6	6	1	2	5
長野地裁松本支部	59	51	8	7	1	6	9	7	8	7	11	4	6	6	4	7	8	3	6	7	2	2	2	2	5	3	4	10	4	10	-	2	8
新潟地裁本庁	99	93	6	7	-	7	17	17	7	20	14	13	10	16	7	8	12	3	12	9	6	8	9	5	6	9	2	11	6	7	-	1	6
大阪地裁本庁	1,007	941	66	108	12	96	119	126	89	130	113	106	123	123	106	122	134	94	107	120	81	113	103	91	82	112	61	90	85	66	13	13	66
大阪地裁堺支部	266	255	11	29	1	28	43	38	33	42	41	34	31	41	24	35	37	22	22	28	16	20	21	15	27	23	19	17	23	13	-	2	11
京都地裁本庁	232	219	13	20	3	17	35	22	30	28	35	23	40	29	34	27	36	25	28	31	22	16	23	15	20	20	15	16	15	16	2	5	13
神戸地裁本庁	342	324	18	31	4	27	52	48	31	36	43	24	44	38	30	47	43	34	30	39	25	43	42	26	21	33	14	35	28	21	3	6	18
神戸地裁姫路支部	96	93	3	20	1	19	12	19	12	9	14	7	7	9	5	10	6	9	7	9	7	14	7	14	6	14	6	10	11	5	1	3	3
奈良地裁本庁	97	92	5	9	4	5	11	7	9	13	11	11	17	18	10	6	8	8	12	10	10	15	13	12	5	10	7	8	10	5	1	1	5
大津地裁本庁	123	110	13	18	6	12	10	12	10	17	18	9	16	14	11	15	17	9	6	10	5	14	8	11	7	11	7	14	13	8	6	1	13
和歌山地裁本庁	88	82	6	10	2	8	19	18	9	11	11	9	7	7	9	12	11	10	8	6	12	4	10	6	10	4	12	7	9	10	-	4	6
名古屋地裁本庁	528	502	26	63	4	59	67	74	52	88	77	63	53	73	43	38	43	38	64	49	53	53	63	43	62	56	49	35	57	27	5	6	26
名古屋地裁岡崎支部	168	165	3	13	1	12	21	18	15	25	21	19	25	25	19	16	28	7	26	11	22	17	31	8	15	20	3	10	5	8	-	5	3
津地裁本庁	125	117	8	7	1	6	16	12	10	25	15	20	19	24	15	14	20	9	12	13	8	12	12	8	5	8	5	14	11	8	1	1	8
岐阜地裁本庁	155	152	3	17	4	13	25	21	17	18	23	12	15	19	8	30	19	19	13	22	10	21	15	16	7	16	7	9	11	5	-	2	3
福井地裁本庁	58	56	2	3	1	2	7	4	5	12	7	10	4	10	4	4	7	1	9	6	4	10	6	8	5	7	6	3	8	1	1	-	2
金沢地裁本庁	60	57	3	7	-	7	10	8	9	10	11	8	7	11	4	7	8	3	3	5	1	8	1	8	3	9	2	5	3	4	-	1	3
富山地裁本庁	44	39	5	1	1	-	10	7	3	8	4	7	5	9	3	7	5	5	1	5	1	3	3	1	3	3	1	5	1	5	1	1	5

裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成30年2月末・速報)

	累計			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年(2月末)		
	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済	新受	終局	未済
広島地裁本庁	249	238	11	23	4	19	36	24	31	33	34	30	29	36	23	39	31	31	23	36	18	34	28	24	16	22	18	16	22	12	-	1	11
山口地裁本庁	79	75	4	7	2	5	8	11	2	11	5	8	15	15	8	5	8	5	5	4	6	7	8	5	6	8	3	14	13	4	1	1	4
岡山地裁本庁	175	165	10	13	3	10	27	16	21	27	29	19	11	21	9	26	21	14	26	20	20	11	19	12	19	17	14	15	17	12	-	2	10
鳥取地裁本庁	29	29	-	5	2	3	2	3	2	4	3	3	-	2	1	4	1	4	5	6	3	6	5	4	3	4	3	-	2	1	-	1	-
松江地裁本庁	26	26	-	3	1	2	1	2	1	4	3	2	4	4	2	5	4	3	4	5	2	1	2	1	3	4	-	1	-	1	-	1	-
福岡地裁本庁	472	372	100	43	5	38	61	64	35	56	56	35	34	46	23	36	43	16	62	38	40	55	46	49	55	29	75	67	37	105	3	8	100
福岡地裁小倉支部	184	171	13	10	-	10	17	22	5	14	14	5	18	11	12	22	21	13	34	23	24	27	35	16	22	25	13	17	18	12	3	2	13
佐賀地裁本庁	73	70	3	7	1	6	5	9	2	8	6	4	11	10	5	13	14	4	9	6	7	3	8	2	11	5	8	5	9	4	1	2	3
長崎地裁本庁	65	58	7	14	2	12	6	15	3	8	5	6	8	11	3	7	7	3	7	7	3	4	3	4	3	5	2	7	3	6	1	-	7
大分地裁本庁	86	83	3	6	1	5	13	11	7	16	17	6	15	12	9	11	17	3	8	7	4	8	7	5	4	6	3	4	4	3	1	1	3
熊本地裁本庁	112	107	5	13	4	9	13	17	5	20	11	14	12	18	8	19	19	8	8	11	5	9	7	7	8	6	11	9	8	-	3	5	
鹿児島地裁本庁	145	141	4	19	3	16	17	20	13	29	26	16	6	20	2	22	12	12	20	16	16	11	18	9	13	12	10	8	11	7	-	3	4
宮崎地裁本庁	74	68	6	6	2	4	9	9	4	11	8	7	14	12	9	2	9	2	14	4	12	3	11	4	-	6	5	7	7	5	1	-	6
那覇地裁本庁	161	151	10	15	1	14	18	24	8	16	19	5	11	13	3	16	12	7	20	16	11	29	17	23	18	28	13	17	17	13	1	4	10
仙台地裁本庁	154	147	7	18	6	12	28	29	11	26	17	20	13	21	12	16	21	7	8	10	5	17	11	11	15	11	12	16	7	1	1	7	
福島地裁本庁	60	59	-1	2	1	1	7	4	4	16	16	4	2	4	2	4	3	3	7	9	1	7	7	1	7	5	3	8	9	2	-	1	1
福島地裁郡山支部	105	102	3	14	2	12	24	21	15	11	22	4	10	7	7	9	11	5	7	11	1	11	4	8	12	11	9	7	11	5	-	2	3
山形地裁本庁	72	67	5	5	1	4	10	8	6	9	11	4	15	5	14	10	17	7	3	7	3	6	3	6	6	8	4	8	6	6	-	1	5
盛岡地裁本庁	41	40	1	2	-	2	6	4	4	7	6	5	5	6	4	10	9	5	2	5	2	4	3	3	3	3	3	2	4	1	-	-	1
秋田地裁本庁	58	48	10	3	1	2	5	3	4	4	4	4	8	7	5	7	7	5	6	7	4	7	5	6	6	7	5	6	6	5	6	1	10
青森地裁本庁	97	92	5	7	2	5	23	17	11	11	15	7	23	13	17	9	19	7	4	9	2	10	6	6	3	7	2	6	3	5	1	1	5
札幌地裁本庁	260	249	11	30	4	26	39	35	30	30	37	23	25	34	14	39	28	25	24	29	20	30	28	22	23	31	14	14	21	7	6	2	11
函館地裁本庁	50	48	2	2	-	2	6	5	3	7	7	3	6	6	3	7	8	2	4	2	4	6	6	4	8	7	5	4	6	3	-	1	2
旭川地裁本庁	54	45	9	5	-	5	6	6	5	4	8	1	7	4	4	4	7	1	4	4	1	8	7	2	8	3	7	3	6	4	5	-	9
釧路地裁本庁	66	66	-	2	-	2	6	3	5	12	11	6	12	10	8	11	15	4	1	5	-	11	5	6	7	8	5	4	6	3	-	3	-
高松地裁本庁	115	112	3	7	1	6	19	18	7	16	13	10	13	16	7	10	13	4	19	14	9	9	10	8	10	13	5	11	11	5	1	3	3
徳島地裁本庁	71	66	5	7	2	5	5	7	3	7	8	2	7	7	2	10	8	4	7	7	4	11	6	9	8	12	5	9	7	7	-	2	5
高知地裁本庁	60	56	4	13	1	12	3	14	1	6	5	2	3	4	1	8	5	4	7	6	5	7	8	4	6	8	2	7	4	5	-	1	4
松山地裁本庁	119	115	4	8	2	6	11	12	5	9	10	4	21	10	15	18	23	10	24	21	13	13	19	7	7	10	4	8	7	5	-	1	4

- (注) 1 刑事局の調査による実人員である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって新受欄の当該箇所に計上した。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 概数である。

表3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

罪名	終局区分別																				控訴人員	控訴率(%)				
	有罪人員										無罪人員															
	有罪人員	死刑	無期懲役	懲役							禁錮	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送	その他										
				3年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下																
終局人員	有罪人員	死刑	無期懲役	有罪人員										禁錮	罰金	刑の免除	無罪	家裁へ移送	その他	控訴人員	控訴率(%)					
				3年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	禁錮	罰金	刑の免除									無罪	家裁へ移送	その他		
総数	10,915	10,899	33	208	102	138	472	1,122	2,117	2,045	1,859	668	7	7	1,824	977	5	3	5	1	84	10	222	3,848	36.0	
殺人	2,482	2,422	14	67	46	60	266	418	328	313	271	160	-	-	489	211	-	-	-	-	14	2	44	831	34.1	
強姦致死	2,334	2,252	-	-	1	4	29	133	489	645	581	96	1	1	274	182	-	-	-	-	7	3	72	813	36.0	
傷害致死	1,079	1,051	-	-	2	4	2	82	276	250	231	81	-	-	123	28	-	-	-	-	20	1	7	411	38.3	
現住建造物等放火	1,039	1,015	-	-	2	2	14	32	49	132	262	110	1	1	410	264	-	-	-	-	5	-	19	213	20.9	
禁煙取締法違反	870	827	-	-	1	3	37	128	446	177	25	8	-	-	4	2	-	-	-	-	31	-	12	442	51.5	
(準)強姦わいせつ致死傷	710	704	-	-	-	1	4	12	32	68	187	118	3	3	282	195	-	-	-	-	-	-	6	147	20.9	
(準)強姦致死傷	694	665	-	1	13	15	32	108	169	180	104	18	1	1	25	18	-	-	-	-	1	-	28	290	43.5	
解雇特例法違反	288	287	-	-	-	1	7	25	84	119	47	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	125	43.6	
強姦致死(強姦殺人)	278	271	19	128	17	17	27	42	17	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	4	177	64.6	
強姦強姦	269	252	-	7	19	24	34	76	68	17	5	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	17	109	43.3	
危険運転致死	188	186	-	-	4	3	21	71	48	25	12	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	2	-	77	41.4
行使	149	149	-	-	-	-	-	-	1	2	30	19	-	-	97	31	-	-	-	-	-	-	-	17	11.4	
傷害	65	65	-	-	-	-	-	-	2	2	16	16	1	1	29	13	-	-	-	-	-	-	-	21	32.3	
保護責任者遺棄致死	61	58	-	-	-	-	-	3	8	12	14	8	-	-	13	5	-	-	-	-	2	-	1	22	36.7	
集団(準)強姦致死傷	60	57	-	1	-	2	8	8	21	11	2	1	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	2	1	31	54.4
強姦強姦致死傷	60	60	-	-	-	-	-	6	13	10	13	5	-	-	13	2	-	-	-	-	-	-	-	21	35.0	
銃刀法違反	56	53	-	-	-	-	-	8	9	19	14	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	3	28	52.8	
通貨偽造	38	34	-	-	-	-	-	-	-	-	7	3	-	-	24	6	-	-	-	-	-	-	4	2	5.9	
強姦	35	36	-	-	-	-	2	4	5	10	9	2	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	12	34.3	
(準)強姦	30	30	-	-	-	-	1	5	13	6	3	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	9	30.0	
組織的犯罪処罰法違反	16	14	-	2	-	-	5	2	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	10	66.7	
爆発物取締罰則違反	13	12	-	-	1	1	1	4	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7	58.3	
窃盗	11	11	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-	-	2	18.2	
解雇取締法違反	11	11	-	-	-	-	-	4	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	45.5	
自殺関与及び同業殺人	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14.3	
過失運転致死	7	7	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	3	42.9	
窃取者等の代金取得等	7	7	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	14.3	
建造物等以外放火	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-	-	2	33.3	
非現住建造物等放火	5	5	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
激発物破裂	5	5	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	20.0	
偽行	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	2	40.0	
海賊行為処罰法違反	5	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	100.0	
(準)強姦性交等致死傷	4	4	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
身の代金窃取	3	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
道路交通法違反	3	3	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	66.7	
建造物等焼燬	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0	
死(等)	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
関(反)	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0	
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気車転倒	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
(準)強姦わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
重過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
保護責任者遺棄等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	
営利窃取等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
常習暴行強姦	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
詐欺	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
恐喝	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
公用文書毀滅	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
危険運転致死傷	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
爆発物取締罰則違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	

(注) 1 刑事通常第一審事件原による人員である。
 2 「その他」は、免許、公訴撤回、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は起訴罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている起訴の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰金の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 禁錮刑について、刑の一部執行猶予が言い渡された人員はない。
 7 「解雇特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
 9 「銃刀法」は、「銃砲刀剣類所持等取締法」の略である。
 10 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的犯罪処罰法及び犯罪収益等の規制等に関する法律」の略である。
 11 「解雇取締法」は、「解雇及び向精神薬取締法」の略である。
 12 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
 13 「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
 14 「危険運転致死傷」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪である。
 15 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 16 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 17 速報値である。

表4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (2月末)	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	2,664,306	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	40.3	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	11.9	
ハ	選定された裁判員候補者数	1,073,883 [100.4]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,059 [102.4]	132,831 [112.4]	127,811 [115.8]	120,187 [124.4]	27,485 [151.9]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	314,187	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	9,226	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	759,696 [71.0]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,304 [71.8]	92,076 [77.9]	88,326 [80.0]	84,176 [87.1]	18,259 [100.9]	
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	338,262	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,700	9,860	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	421,434	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,476	8,399	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	306,149 [28.6]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,543 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	32,598 [27.6]	30,313 [27.5]	27,152 [28.1]	5,196 [28.7]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	28.5	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	18.9
		(「チ」/「ト」)	72.6	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	61.9
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	82,198	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	1,403	
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	667,675	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,291	19,187	
	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	62.2	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	69.8	
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	262,307 [24.5]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,785 [23.9]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	27,554 [23.3]	25,678 [23.3]	22,954 [23.8]	4,412 [24.4]	
ワ	選任された裁判員の数	61,489	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	987	
カ	選任された補充裁判員の数	20,933	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	342	

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果であり、平成29年以降は、実際には裁判員候補者に選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。
 なお、18歳及び19歳の者については、名簿編製後直ちに削除されるため「ハ」には含まれない。
 2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。
 3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められたもののほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
 5 「ヌ」には、理由あり不選任決定(裁判員法34条4項)、辞退による不選任決定(同法34条7項)、理由なし不選任決定(同法36条)及び質問なし不選任決定(同規則35条2項、3項)がされたものを含み、くじ等による不選任決定(同法37条3項)がされたものは含まない。
 6 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 7 「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。
 8 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 9 「」は、判決人員(累計10,695人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人、平成27年1,182人、平成28年1,104人、平成29年966人、平成30年181人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公断棄却判決があったものを含まない。

表5 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (2月末)
総数	判決人員	10,695	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	181
	平均審理期間(月)	9.1	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.5
	公判前整理手続期間の平均(月)	6.9	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.7
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.2	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
自白	判決人員	5,866	114	970	885	806	725	644	623	568	449	82
	平均審理期間(月)	7.3	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.9
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.4	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.2
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	1.9	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.7
否認	判決人員	4,829	28	536	640	694	662	558	559	536	517	99
	平均審理期間(月)	11.2	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.7
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.8	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.8
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	1.9

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。
 4 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 5 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 6 速報値である。

表6 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期間																平均公判前整理手続期間
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以上	3年を超える	
総数	10,569	-	7	231	852	4,609	2,597	1,212	572	248	95	65	34	18	14	4	11	6.9月
自白	5,786	-	6	200	751	3,221	1,124	313	109	38	8	12	2	2	-	-	-	5.4月
否認	4,783	-	1	31	101	1,388	1,473	899	463	210	87	53	32	16	14	4	11	8.8月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

表7 平均実審理期間及び平均開廷回数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (2月末)
総数	判決人員	10,695	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	181
	平均実審理期間(日)	7.8	3.7	4.9	6.2	7.4	8.1	8.2	9.4	9.5	10.6	11.5
	平均開廷回数(回)	4.4	3.3	3.8	4.1	4.5	4.5	4.5	4.7	4.6	4.9	4.9
自白	判決人員	5,866	114	970	885	806	725	644	623	568	449	82
	平均実審理期間(日)	5.4	3.5	4.0	4.5	5.0	5.8	5.9	6.2	6.7	7.2	7.7
	平均開廷回数(回)	3.7	3.2	3.5	3.6	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9
否認	判決人員	4,829	28	536	640	694	662	558	559	536	517	99
	平均実審理期間(日)	10.7	4.7	6.6	8.5	10.1	10.5	10.8	13.0	12.6	13.5	14.7
	平均開廷回数(回)	5.3	3.7	4.4	4.9	5.5	5.4	5.3	5.6	5.6	5.8	5.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による。
 2 判決人員は実人員である。
 3 実審理期間は、次の方法により算出した。なお、最長のものは160日であり、最短のものは2日である。
 (1) 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 (2) 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (3) 東日本大震災の影響等で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 (4) (1)～(3)以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
 4 開廷回数には、3(2)の場合の、裁判官のみで行われた公判の回数を含む。
 5 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 速報値である。

表8 平均取調べ証人数の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (2月末)
総数	判決件数	10,045	138	1,423	1,442	1,415	1,294	1,131	1,104	1,037	900	161
	取調べ証人実人数	2.8	1.6	2.1	2.3	3.0	2.9	2.9	3.0	3.1	3.1	2.9
	検察官請求証人数	1.8	0.7	1.1	1.3	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.1
	弁護人側請求証人数	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2
自白	判決件数	5,453	110	905	818	753	662	602	579	532	417	75
	取調べ証人実人数	1.7	1.4	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9	1.8
	検察官請求証人数	0.7	0.5	0.4	0.4	0.8	0.8	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9
	弁護人側請求証人数	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2
否認	判決件数	4,592	28	518	624	662	632	529	525	505	483	86
	取調べ証人実人数	4.0	2.4	3.3	3.4	4.3	4.1	4.1	4.2	4.3	4.2	3.9
	検察官請求証人数	3.0	1.2	2.3	2.5	3.4	3.1	3.2	3.3	3.4	3.3	3.0
	弁護人側請求証人数	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
 2 証人の数は、刑事局への個別報告による人員であり、相被告人のみの関係で取り調べた証人を含む。
 3 双方請求の場合には、「検察官請求証人数」及び「弁護人側請求証人数」に重複して計上した。
 4 「取調べ証人実人数」には、職権で取り調べた証人を含む。
 5 判決件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公断棄却判決があったものを含まない。
 6 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 7 概数である。

表9 平均評議時間の推移(自白否認別)

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年 (2月末)
総数	判決人員	10,695	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	181
	平均評議時間(分)	638.4	397.0	504.4	564.1	619.8	630.1	674.9	719.6	731.9	760.3	791.9
自白	判決人員	5,866	114	970	885	806	725	644	623	568	449	82
	平均評議時間(分)	500.2	377.3	438.7	468.4	475.2	498.1	532.2	541.9	560.1	580.3	584.4
否認	判決人員	4,829	28	536	640	694	662	558	559	536	517	99
	平均評議時間(分)	806.2	477.3	623.4	696.3	787.7	774.6	839.6	917.7	914.1	916.6	963.7

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 速報値である。

参 考 統 計 表

第1表	通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況 〔参考グラフ〕通常訴訟事件, 略式請求事件の推移	(平成20年~29年) —高裁・地裁・簡裁——	1
		(平成20年~29年) —高裁・地裁・簡裁——	1
	〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移	(昭和24年~平成29年) —地裁——	2
第2表	長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成20年~29年) —高裁・地裁——	3
第3表	事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別, 罪名別審理長期化の事由 〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(平成29年末現在) —地裁——	3
		(平成10年~29年各年末現在) —高裁・地裁・簡裁——	4
第4表	被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成20年~29年) —地裁・簡裁——	5
第5表	通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成20年~29年) —地裁・簡裁——	6
第6表	通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間, 平均開廷回数, 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成20年~29年) —地裁・簡裁——	7
第7-1表	通常第一審における終局人員の審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年~29年) —地裁——	8
第7-2表	通常第一審における終局人員の審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年~29年) —簡裁——	9
第8表	通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員 〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成20年~29年) —地裁・簡裁——	10
		(平成20年~29年) —地裁——	10
第9表	通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成25年~29年) —地裁・簡裁——	11
第10表	簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成20年~29年) —地裁・簡裁——	12
第11表	刑訴法332条による移送人員	(平成20年~29年) —簡裁——	12
第12表	即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成18年10月2日~29年累計) —地裁・簡裁——	13
第13表	控訴申立人員及び控訴率	(平成20年~29年) —地裁・簡裁——	14
第14表	犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成20年~29年) —高・地・簡裁総数——	15
第15-1表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(平成20年12月~29年累計) —地・簡裁総数——	16
第15-2表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成21年~29年) —地・簡裁総数——	16
第16表	刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成20年12月~29年) —地裁——	17
第17表	刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成20年12月~29年) —地裁——	17
第18表	逮捕状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) —簡裁・地裁——	18
第19表	差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) —簡裁・地裁——	19
第20表	勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) —簡裁・地裁——	20
第21表	通常第一審における勾留, 保釈請求, 保釈人員及びその割合	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) —簡裁・地裁——	21
第22表	準抗告事件の処理状況	(平成20年~29年) —地裁——	22
第23表	医療観察処遇事件における終局区分	(平成17年~29年) —地裁——	23

第1表 通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況

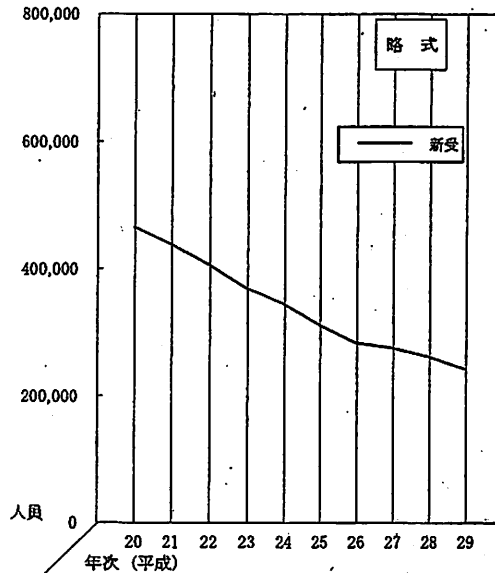
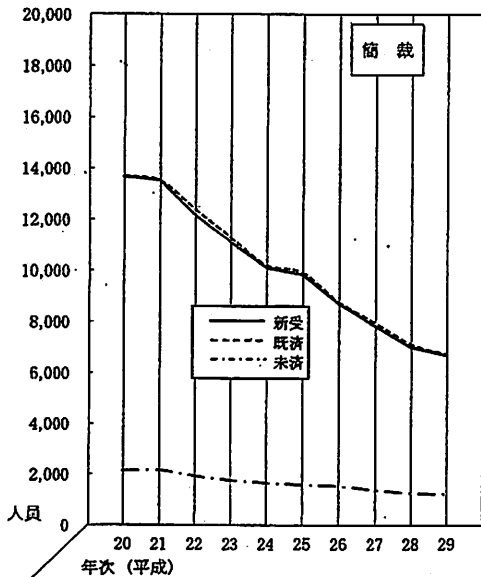
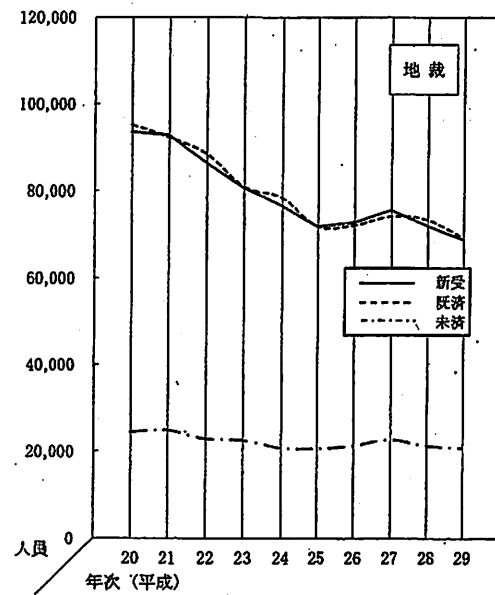
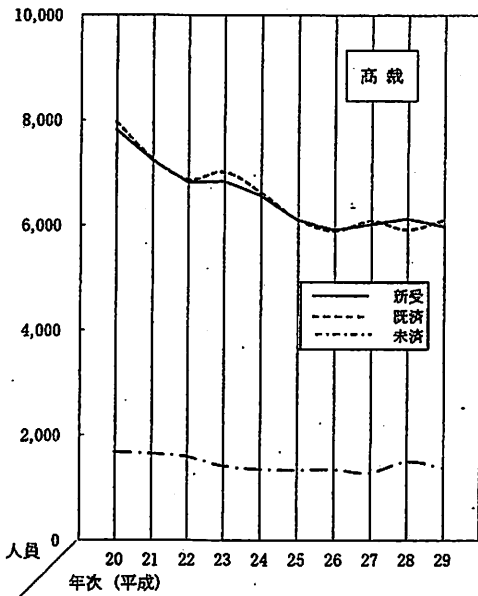
(平成20年~29年) - 高裁・地裁・簡裁

区分 年次	通常訴訟事件									略式命 請求事件 (新受人員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	
平成 20 年	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,492
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970

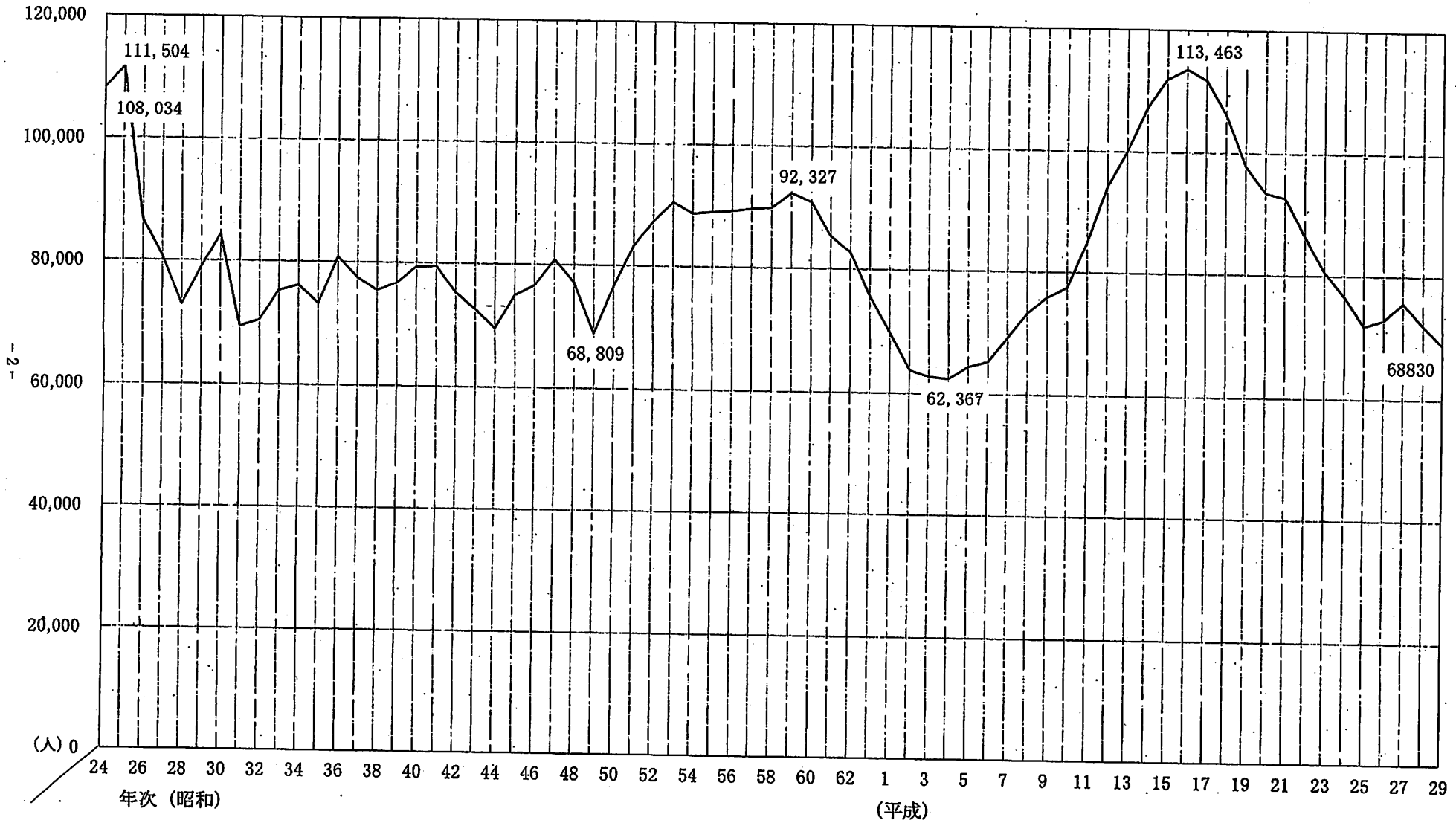
(注) 1 刑事月報による延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。
2 平成29年は速報値である。

【参考グラフ】

通常訴訟事件, 略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕 通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～平成29年）－地裁



(注) 1 司法統計年報による延べ人員であり、再審事件を含まない。
 2 平成29年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成20年～29年) - 高裁・地裁

年次	裁判所 長期化事由	高 裁			地 裁			
		総 数	事案複雑等	逃 亡 等	総 数	事 案 複 雑 等		逃 亡 等
						2年を超える	3年を超える	
平成 20 年		17	3	14	162	27	24	111
21		21	9	12	133	29	2	102
22		17	6	11	136	37	3	96
23		21	9	12	186	70	7	109
24		23	8	15	155	46	17	92
25		15	3	12	137	26	18	93
26		16	4	12	158	50	16	92
27		17	3	14	152	53	12	87
28		14	1	13	184	73	20	91
29		11	6	5	178	65	34	79

(注) 1 当刑事局への個別報告による概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員(同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由

(平成29年末現在) - 地裁

罪名	審理長期化の事由 係属事件数	事 案 複 雑									そ の 他			
		訴 因 多 数	被 告 人 多 数	計 算 関 係 複 雑	証 公 判 人 調 等 へ を 要 し た の た	被 公 告 判 人 質 問 に 多 し た の た	審 定 に 時 日 を 要 し た	検 時 日 を 証 拠 要 し た	証 時 日 を 要 し た	そ の 他	紛 争 等 の た め 異 議 審 理 の た	公 判 期 日 の 変 更 ・ 延 期 難	多 数 又 は 指 定 国 難	関 連 事 件 の 審 理 待 ち
総 数	59	(18.6) 11	(16.9) 10	(5.1) 3	(39.0) 23	(16.9) 10	(5.1) 3	(35.6) 21	(25.4) 15	(61.0) 36	-	(15.3) 9	(1.7) 1	(35.6) 21
法 定 合 議	17	3	6	-	-	-	1	10	10	13	-	3	1	6
裁 定 合 議	29	5	4	3	15	8	1	10	5	19	-	3	-	10
単 独	13	3	-	-	8	2	1	1	-	4	-	3	-	5
詐 欺	10	5	-	-	5	2	-	1	1	3	-	-	-	5
殺 人	4	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	3
過 失 運 転 致 死 傷	4	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	1
組 織 的 犯 罪 処 罰 法 違 反	4	-	4	-	-	-	-	4	4	4	-	-	-	-
傷 害	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-
業 務 上 横 領	3	1	-	1	-	1	-	1	-	3	-	-	-	-
覚 せ い 刑 取 締 法 違 反	3	-	-	-	1	1	-	1	-	3	-	1	-	1
強 制 わ い せ つ ・ 同 致 死 傷	2	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2
強 盗 ・ 同 致 死 傷	2	1	1	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1	1
逮 捕 監 禁 ・ 同 致 死 傷	2	2	-	-	-	-	-	2	2	2	-	2	-	1
常 習 累 犯 窃 盗	2	-	-	-	1	-	2	1	-	1	-	1	-	1
政 治 資 金 規 正 法 違 反	2	-	1	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-
労 働 安 全 衛 生 法 違 反	2	-	1	-	1	-	-	2	-	1	-	-	-	-
法 人 税 法 違 反	2	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
そ の 他	14	2	2	-	9	3	-	6	4	11	-	3	-	5

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

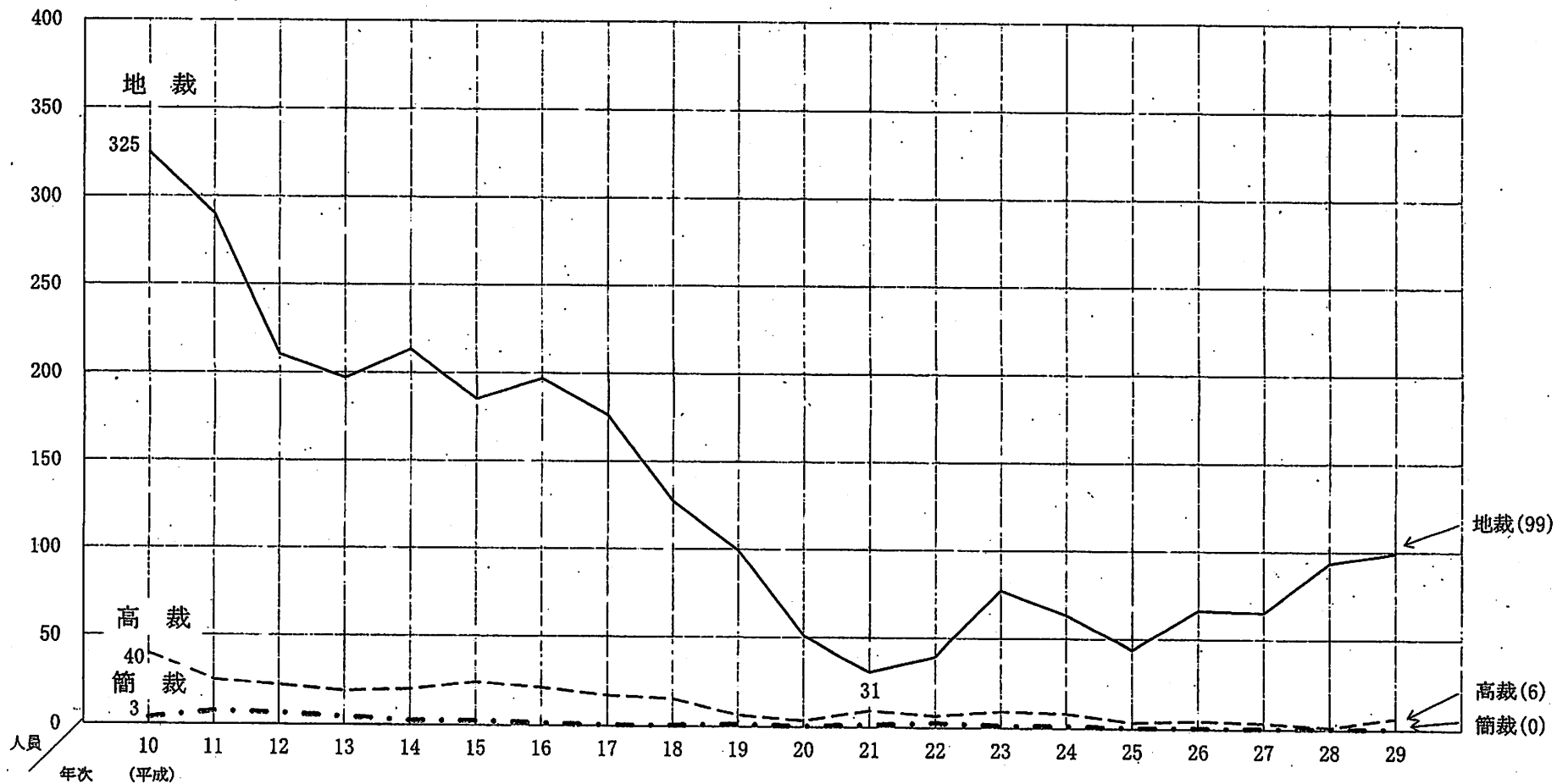
4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪(自動車運転過失致死傷)を含む。

6 () 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成10年～29年各年末現在) - 高裁・地裁・簡裁



(注) 1 当刑事局への個別報告による係属2年を超える事件の実人員である。
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護士請求の処理状況

(平成20年～29年) 一 地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総数	うち即決裁判 手続同意 確認のため の請求	総数	うち即決裁判 手続同意 確認のため の請求	国選弁護人 が選任され た被疑者数	うち即決裁判 手続同意 確認のため の請求
地 裁	平成 20 年	55,527	3,508	8	3,508	7	3,409	7
	21	49,899	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
簡 裁	平成 20 年	73,742	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	21	77,893	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1

- (注) 1 司法統計年報による延べ人員である。
 2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の3第1項による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。
 3 被疑者段階の国選弁護士請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護士選任請求が却下されたものも含む。
 4 平成29年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成20年～29年) 一裁・簡裁

年次	裁判所 区分	地 裁							簡 裁								
		終局人員	弁護人が 選任され た人員	うち 必要の 弁護	私選弁護 人が選任 された 人員	うち 必要の 弁護	国選弁護 人が選任 された 人員	うち 必要の 弁護	弁護人が 選任され なかった 人員	終局人員	弁護人が 選任され た人員	うち 必要の 弁護	私選弁護 人が選任 された 人員	うち 必要の 弁護	国選弁護 人が選任 された 人員	うち 必要の 弁護	弁護人が 選任され なかった 人員
平成 20 年		67,644	(98.7)	(80.2)	(24.7)	(20.3)	(77.3)	(62.9)	(1.3)	10,632	(98.3)	(85.4)	(8.9)	(7.8)	(91.3)	(79.3)	(1.7)
		66,736	54,270	16,687	13,716	52,301	42,562	908		10,455	9,076	950	834	9,703	8,428	177	
21		65,875	(99.0)	(81.2)	(22.8)	(18.6)	(80.1)	(65.9)	(1.0)	10,715	(98.7)	(87.1)	(7.9)	(6.9)	(93.5)	(82.7)	(1.3)
		65,216	53,514	14,996	12,264	52,758	43,409	659		10,571	9,332	845	742	10,020	8,859	144	
22		62,840	(99.3)	(82.2)	(18.0)	(14.0)	(84.0)	(70.2)	(0.7)	9,876	(98.8)	(86.8)	(5.3)	(4.1)	(94.4)	(83.4)	(1.2)
		62,401	51,650	11,317	8,803	52,779	44,090	439		9,759	8,576	521	407	9,326	8,233	117	
23		57,968	(99.4)	(82.1)	(17.0)	(13.0)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	9,142	(98.7)	(86.5)	(5.5)	(4.1)	(94.1)	(82.9)	(1.3)
		57,628	47,600	9,864	7,563	49,329	41,184	340		9,025	7,909	502	379	8,599	7,575	117	
24		56,734	(99.4)	(81.9)	(17.8)	(13.2)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	8,340	(98.6)	(86.5)	(6.3)	(4.4)	(94.0)	(82.9)	(1.4)
		56,393	46,484	10,109	7,474	48,275	40,299	341		8,227	7,215	523	363	7,842	6,917	113	
25		52,229	(99.5)	(82.3)	(19.3)	(14.0)	(84.3)	(70.7)	(0.5)	8,109	(98.8)	(82.0)	(7.5)	(5.2)	(93.2)	(77.6)	(1.2)
		51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905	285		8,015	6,646	606	421	7,554	6,289	94	
26		52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)	(1.1)
		52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77	
27		54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)	(1.4)
		54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93	
28		53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)	(1.3)
		53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79	
29		50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)	(1.4)
		50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。
 3 ()内は各終局人員に対する%である。
 4 平成29年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成20年～29年) - 地裁・簡裁

区分 年次	通常第一審事件全体									自 白						否 認								
	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)		平均取調べ証人数(人)
		受理から終局まで	受理から第1回公判期日まで	第1回公判期日から終局まで		受理から終局まで	第1回公判期日まで			第1回公判期日から終局まで	受理から終局まで	受理から第1回公判期日まで		第1回公判期日から終局まで	受理から終局まで			受理から第1回公判期日まで	第1回公判期日から終局まで	受理から終局まで		受理から第1回公判期日まで	第1回公判期日から終局まで	
		(回)	(回)	(回)		(回)	(回)			(回)	(回)	(回)		(回)	(回)			(回)	(回)	(回)		(回)	(回)	
平成20年	67,644	2.9	1.5	1.4	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.3) 61,745	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,896	8.4	2.7	5.7	6.3	1.3	0.9	2.5
21	65,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.4	0.9	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	0.9	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	0.9	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	0.9	2.5
法定合議	2,142	7.9	5.1	2.8	4.5	1.8	0.6	2.0	(62.4) 1,336	5.5	3.6	1.9	3.3	1.7	0.6	1.1	(35.7) 764	12.3	8.1	4.2	6.5	1.9	0.6	3.6
裁定合議	672	12.1	4.1	8.0	7.2	1.7	1.1	3.2	(37.4) 251	7.0	2.8	4.2	4.2	1.6	1.0	1.2	(61.8) 415	15.2	4.9	10.3	9.0	1.7	1.2	4.4
単 独	47,777	2.9	1.5	1.4	2.6	1.1	0.6	0.7	(90.0) 43,011	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(8.0) 3,836	7.6	1.8	5.8	6.1	1.2	0.9	2.1
簡 裁	5,524	2.2	1.3	0.9	2.2	1.0	0.4	0.4	(91.1) 5,031	2.0	1.3	0.7	2.1	1.0	0.3	0.4	(4.8) 267	5.9	1.6	4.3	4.4	1.3	1.0	1.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

3 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

4 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

5 () 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

6 平成29年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年) -地裁

年次	区分 終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る			
平成 20 年	67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
21	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,360	(31.2) 16,621	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。
 2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
 3 ()内は終局人員に対する%である。
 4 平成29年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年) -簡裁

区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 審 期 間 (月)	平 均 理 間 (回)	平 均 延 数 (回)	平 均 延 隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える				
平成 20 年	10,632	(7.5) 797	(60.9) 6,477	(22.2) 2,359	(7.8) 828	(1.3) 139	(0.3) 29	(0.0) 2	(0.0) 1	2.0	2.1	1.0	
21	10,715	(8.3) 894	(59.0) 6,320	(23.1) 2,479	(7.9) 847	(1.4) 147	(0.2) 24	(0.0) 2	(0.0) 2	2.0	2.1	1.0	
22	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0	
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0	
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	-	2.1	2.2	1.0	
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0	
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0	
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	(0.0) -	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0	
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	(0.0) -	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0	
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0	

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。
 2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
 3 ()内は終局人員に対する%である。
 4 平成29年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員

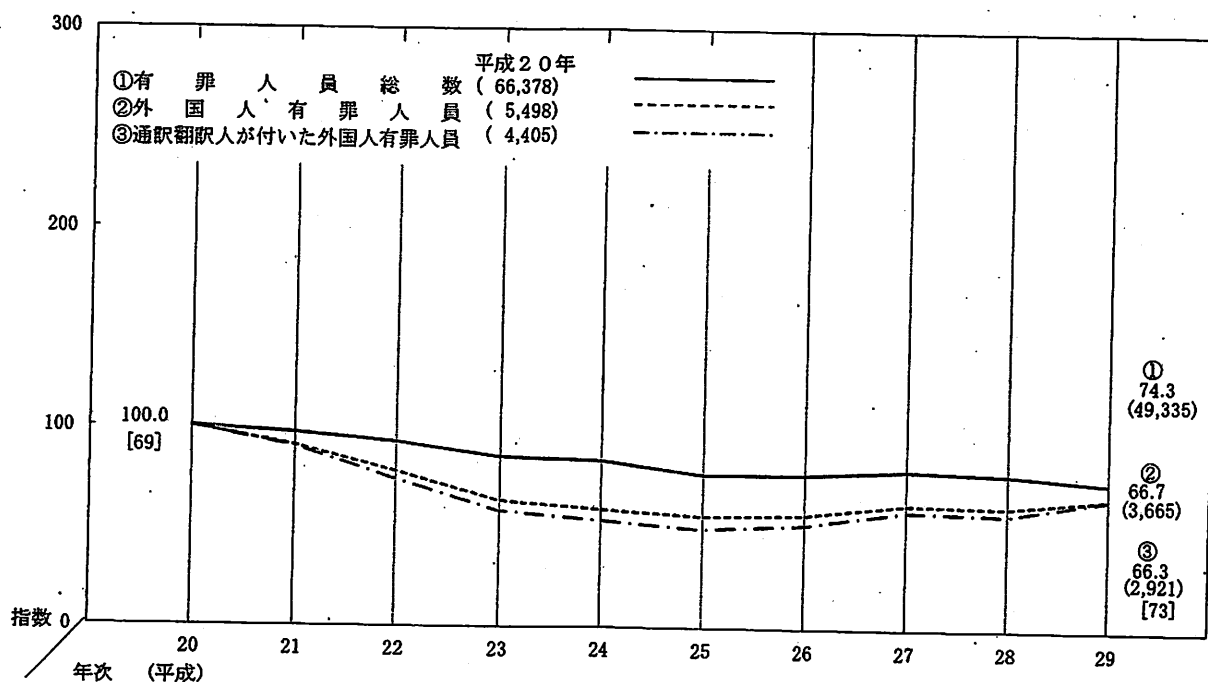
(平成20年～29年) - 地裁・簡裁

年次	裁判所 区分	地 裁			簡 裁		
		有 罪 人 員 総 数	う ち		有 罪 人 員 総 数	う ち	
			外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人		外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人
平成 20 年		66,378	5,498	4,405	10,081	178	81
21		64,540	4,992	3,975	10,193	167	79
22		61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23		56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24		55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25		51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26		51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27		53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28		52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29		49,335	3,665	2,921	5,208	115	65

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。
 3 平成29年は速報値である。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移

(平成20年～29年) - 地裁



- (注) 1 平成20年を100とする指数である。
 2 ()内は実人員であり, []内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。
 3 平成29年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(平成25年～29年) - 地裁・簡裁

言語	年次	平成25年	26	27	28	29
	数					
総		2,272	2,383	2,714	2,654	3,030
中 国 語	国 語	744	829	887	758	920
	北 京 語	715	801	867	736	882
	広 東 語	15	13	8	15	29
	台 湾 語	2	4	3	2	3
	上 海 語	2	2	4	1	3
	福 建 語	1	1	-	-	1
	その他の中国語	9	8	5	4	2
ベトナム語		224	275	490	548	718
フィリピン(タガログ)語		221	216	252	236	247
ポルトガル語		222	225	221	242	216
英 語		145	167	197	174	190
タ イ 語		94	102	132	126	140
ス ペ イ ン 語		171	152	134	147	132
韓 国・朝 鮮 語		170	157	125	138	115
インドネシア語		16	17	25	48	51
ペルシャ語		61	44	38	37	42
トルコ語		14	15	16	25	39
ネパール語		12	7	13	16	29
シンハラ語		34	25	32	17	28
ロシア語		16	24	15	13	26
モンゴル語		6	8	19	19	23
ミャンマー語		13	3	6	9	18
フランス語		17	15	15	14	15
ウルドゥー語		18	21	13	17	14
アラビア語		5	4	6	10	10
ベンガル語		18	10	22	11	10
ヒンディー語		6	6	10	8	9
そ の 他		45	61	46	41	38

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。
 また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。
 3 平成29年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成20年～29年) - 地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁					簡 裁				
	自白人員 (A)	簡 易 公 判 手 続				自白人員 (D)	簡 易 公 判 手 続			
		決 定 人 員 (B)	$\frac{B}{A}$ %	決 定 取 消 人 員 (C)	$\frac{C}{B}$ %		決 定 人 員 (E)	$\frac{E}{D}$ %	決 定 取 消 人 員 (F)	$\frac{F}{E}$ %
平成 20 年	58,729	544	0.9	14	2.6	9,892	511	5.2	-	-
21	57,498	478	0.8	21	4.4	9,982	475	4.8	1	0.2
22	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	0.8
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	-
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	-
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,262	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-

- (注) 1 自白人員については刑事通常第一審事件票による実人員であり、その他については当刑事局への個別報告による実人員である。
 2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定(決定取消)人員」とは、当該年度に決定(決定取消)された人員である。
 3 概数であり、平成29年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員
(平成20年～29年) - 簡裁

区分 年次	(簡裁)	(地裁)	$\frac{B}{A}$ %
	終局人員 (A)	法 332 条 による 受理人員 (B)	
平成 20 年	10,632	88	0.83
21	10,715	78	0.73
22	9,876	91	0.92
23	9,142	97	1.06
24	8,340	90	1.08
25	8,109	88	1.09
26	7,165	69	0.96
27	6,590	76	1.15
28	5,856	65	1.11
29	5,524	91	1.65

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 (B)は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。
 3 平成29年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成18年10月2日～29年累計) 一 地裁・簡裁

区分		終局人員	即決裁判手続の申立てのあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人員
裁判所	数				
総	数	761,600	25,744	25,571	140
東	京	97,231	6,846	6,796	25
横	浜	41,611	1,979	1,966	21
さい	たま	35,975	1,178	1,172	9
千	葉	38,277	2,008	1,999	21
水	戸	18,900	296	290	1
宇	都	16,255	422	420	5
前	橋	13,637	941	932	4
静	岡	21,254	832	828	-
甲	府	5,373	120	120	-
長	野	10,264	180	177	8
新	潟	10,906	255	254	-
大	阪	70,990	1,775	1,765	9
京	都	17,476	422	418	1
神	戸	32,929	645	639	3
奈	良	8,444	41	41	1
大	津	8,523	84	84	1
和	歌	8,507	259	258	4
名	古	42,847	1,888	1,882	5
	津	9,864	69	68	-
岐	阜	8,901	139	138	-
福	井	3,492	24	24	-
金	沢	6,069	29	28	1
富	山	3,482	9	8	-
広	島	14,832	325	319	3
山	口	7,937	121	121	1
岡	山	11,991	390	387	1
鳥	取	3,394	14	14	-
松	江	3,186	63	63	-
福	岡	37,689	935	928	-
佐	賀	5,563	152	152	-
長	崎	6,661	99	98	-
大	分	5,461	84	83	3
熊	本	9,518	109	109	-
鹿	児	7,365	66	66	-
官	崎	5,332	55	55	-
那	覇	11,332	143	141	-
仙	台	11,033	244	241	3
福	島	10,077	139	137	-
山	形	5,040	78	78	-
盛	岡	5,081	228	227	3
秋	田	3,927	107	107	-
青	森	5,825	326	322	2
札	幌	18,135	516	512	2
函	館	2,571	64	64	-
旭	川	3,339	74	74	-
釧	路	4,789	83	83	1
高	松	9,153	431	428	1
徳	島	4,988	126	126	1
高	知	6,332	135	135	-
松	山	9,842	196	194	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成20年～29年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成20年	76,546	7,690	10.0	66,450	7,139	10.7	10,096	551	5.5
21	74,818	7,194	9.6	64,608	6,649	10.3	10,210	545	5.3
22	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,288	11.5	49,446	5,998	12.1	5,216	290	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。
 3 平成29年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成20年～29年) 一高・地・簡裁総数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (注)4	総数	
	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	86	79	102	136	121	116	112	141	128	78	1,099
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	32	44	52	39	46	41	76	79	71	84	564
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	14,214
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	71	105	123	125	140	151	198	214	209	194	1,530
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	202	235	261	242	288	278	299	290	303	225	2,623
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数	179	216	237	219	264	265	282	277	288	214	2,441
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	4	8	35	42	52	51	46	65	47	67	417
	記録媒体がその一部とされた問答が取り調べられた数	-	-	2	1	-	1	1	2	-	-	7
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	4	11	20	16	21	10	8	10	6	6	112
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数	4	10	17	15	21	10	8	8	6	6	105
	うち 証人尋問の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	4	10	17	15	21	10	8	8	6	6	105
被害者秘密	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	37,573
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	30	90	55	62	64	84	77	42	50	11	565
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	9	1	17	13	8	16	5	4	7	3	83
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	4	116	120
	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3
決定請求	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち 刑訴法第299条の6第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	
	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	11,477
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	339	490	557	561	517	572	495	615	616	526	5,288
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	6	10	8	14	19	17	21	17	28	45	185
被害者等閲覧照写	被害者等に公判記録の閲覧照写をさせた数	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	13,416
	被害者等に公判記録の閲覧照写をさせなかった数	12	15	22	13	22	21	12	28	9	6	160
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧照写をさせた数	24	35	50	33	45	18	89	38	44	16	392
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧照写をさせなかった数	2	1	7	6	1	1	4	1	5	2	30
弁護人等閲覧照写	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
	刑訴法第299条の6第2項の閲覧照写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち 閲覧照写の禁止の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和解	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は閲覧拒絶の対象となった証人等の数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	35	46	34	30	38	29	20	17	23	26	298
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	6,430	8,572	8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	89,745

(注) 1 当刑事局への個別報告による延べ数であり、概数である。
 2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条」
 項又は2項)から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項)に改められた(平成25年12月1日施行)。
 3 「証人等秘密」、「決定請求」及び「弁護人等閲覧照写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。
 4 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク」、「被害者秘密」、「意見陳述」、「被害者等閲覧照写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(平成20年12月～29年累計) 一 地・簡裁総数

	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち差への措置が採られた被害者等
総数	6,675	10,103	9,986	7,300	3,539	1,927	4,736	4,910	6,716	581	1,489
強制わいせつ	619	798	794	667	525	158	386	416	582	136	336
強制わいせつ致死傷	136	182	182	145	131	39	77	110	124	35	90
強姦	333	425	422	375	287	87	207	261	314	74	185
強姦致死傷	185	268	268	238	214	74	143	198	203	48	126
強姦性交等	3	3	3	3	2	-	1	2	2	1	1
監禁性交等	1	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-
集団強姦	32	42	42	39	26	4	15	28	18	2	16
集団強姦致死傷	23	31	31	26	24	10	22	25	24	1	4
特別公務員暴行致死傷	2	3	3	3	-	-	3	2	2	-	-
殺人	595	1,042	1,029	884	524	287	566	674	697	77	240
自殺関与及び同意殺人	12	19	19	14	14	4	10	13	13	-	2
傷害	812	895	877	711	422	190	427	435	559	46	162
傷害致死	337	542	535	489	289	114	271	350	367	20	69
危険運転致傷	44	54	54	36	18	11	21	20	37	-	-
危険運転致死	111	258	256	209	61	70	133	148	176	6	9
業務上過失傷害	17	34	34	25	9	4	19	14	23	2	2
業務上過失致死	110	412	408	192	16	10	107	97	193	4	4
重過失傷害	6	6	6	4	-	2	4	2	6	-	-
重過失致死	17	25	25	17	4	10	11	12	16	1	4
過失運転致傷	680	871	863	484	121	109	359	285	595	7	7
過失運転致死	1,804	2,991	2,947	1,876	353	530	1,437	1,216	1,992	33	34
過失運転致傷アルコール等影響覚免脱	6	6	6	3	1	1	2	1	2	-	-
過失運転致死アルコール等影響覚免脱	4	12	12	6	1	3	1	3	7	-	-
無免許危険運転致死	1	3	3	3	3	-	2	2	3	-	1
無免許過失運転致傷	17	20	20	9	2	2	8	6	10	-	-
無免許過失運転致死	11	21	21	13	3	7	8	10	14	-	-
保護責任者遺棄致死傷	6	14	14	13	10	-	8	5	7	-	1
逮捕監禁	18	20	17	12	3	1	3	2	10	3	3
逮捕監禁致死傷	24	32	32	29	16	7	21	18	22	6	18
営利拐取等	31	45	45	36	31	11	18	27	29	7	17
未成年者略取誘拐	3	4	4	3	1	-	1	-	-	-	-
身の代金拐取	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-
拐取者身の代金取得等	3	6	6	6	-	2	2	5	2	2	4
国外移送拐取	1	2	2	2	2	-	2	2	2	-	-
所在国外移送拐取	2	2	2	2	-	1	1	2	1	-	-
強盗致傷	126	147	145	124	94	21	58	85	102	9	26
強盗致死	138	294	292	210	120	52	118	165	175	26	55
強盗強姦	55	82	81	71	68	22	33	56	57	13	41
暴力行為等処罰ニ關スル法律違反(常習傷害)	9	9	9	9	5	4	7	6	5	1	3
道路交通法違反	249	348	346	207	63	61	180	145	240	5	7
その他	91	132	128	104	75	19	43	61	83	16	32

- (注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。
 2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪の場合は終局時において当該事件について掲げられている原因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。
 3 被害者等の数は、延べ人員である。
 4 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。
 5 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死）をそれぞれ含む。
 6 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成21年～29年) 一 地・簡裁総数

区分	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち差への措置が採られた被害者等
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50
22	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	595	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	552	196	558	665	1,020	115	276

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。
 3 被害者等の数は、延べ人員である。
 4 平成29年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成20年12月～29年) - 地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	288	264	84
27	320	307	97
28	301	306	92
29	314	295	111
総数	2,479	2,368	686

- (注) 1 件数建てである。
2 平成20年はいずれも計上はなかった。
3 平成29年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成20年12月～29年) - 地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,368	162	239	237	246	312	264	307	306	295
認容・決定付	1,063	69	121	128	123	149	114	123	98	138
認容・口頭告知	30	2	4	2	7	2	4	4	1	4
棄却・決定付	6	-	-	2	-	1	-	2	-	1
棄却・口頭告知	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
却下・27条1項1号	4	-	1	-	2	1	-	-	-	-
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	26	1	-	7	2	5	2	1	7	1
却下・27条1項4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
終了・38条1項	263	16	25	26	23	32	37	37	37	30
終了・38条2項1号	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-
終了・38条2項2号	50	5	5	4	6	9	4	5	6	6
決定・その他	4	1	-	1	-	-	2	-	-	-
和解	545	30	47	37	43	62	57	77	107	85
放棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
認諾	95	7	10	5	13	11	14	15	11	9
取下げ	267	30	24	24	25	37	28	40	39	20
その他	11	-	2	1	1	2	1	3	-	1

- (注) 1 件数建てである。
2 「決定・その他」は、民法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。
3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。
4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項2号により終局したものを含む。
5 平成20年はいずれも計上はなかった。
6 平成29年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通 常						緊 急			
		請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総 数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	25	94,772	93,439	40	1,293	0.04	1.41	8,655	8,637	18	0.21
	26	92,880	91,548	30	1,302	0.03	1.43	8,048	8,021	27	0.34
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
簡 裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	25	76,789	75,721	21	1,047	0.03	1.39	5,709	5,698	11	0.19
	26	76,657	75,586	19	1,052	0.02	1.40	5,433	5,417	16	0.29
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
地 裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	25	17,983	17,718	19	246	0.11	1.47	2,946	2,939	7	0.24
	26	16,223	15,962	11	250	0.07	1.61	2,615	2,604	11	0.42
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47

(注) 1 令状年表による延べ人員である。
2 平成29年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・捜索（許可）状・検証許可状の請求と発付等

（昭和55，60年，平成2，7，12，17，22，25～29年）—簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (6)	却下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (1)	却下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求 (G)	発付 (5)	却下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	89,747	89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	34,467	19	651	0.05	1.91
25	238,337	233,405	152	4,780	0.06	2.07	202,385	198,284	126	3,975	0.06	2.03	35,952	35,121	26	805	0.07	2.31
26	239,015	234,076	115	4,824	0.05	2.07	206,566	202,439	91	4,036	0.04	2.00	32,449	31,637	24	788	0.07	2.50
27	250,179	244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	32,873	7	948	0.02	2.82

(注) 1. 令状年表による延べ人員である。
 2. () 内は職権により発付された人員で外数である。
 3. 平成29年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) - 簡裁・地裁

年次	裁判所 区分	総 数					簡 裁						地 裁						
		請求 (A)	発付 (5,298)	却下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付 (789)	却下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請求 (G)	発付 (4,509)	却下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年		93,291	92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	44,808	680	14	1.49	1.53
60		103,753	103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年		76,914	76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	33,911	302	1	0.88	0.89
7		90,977	90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	43,572	221	16	0.50	0.54
12		122,916	122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	59,927	455	1	0.75	0.76
17		152,445	151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	73,172	578	5	0.78	0.79
22		123,289	121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	46,189	1,264	3	2.66	2.67
25		115,790	113,475	2,308	7	1.99	2.00	70,762	70,207	550	5	0.78	0.78	45,028	43,268	1,758	2	3.90	3.91
26		115,332	112,193	3,127	12	2.71	2.72	70,761	69,887	863	11	1.22	1.24	44,571	42,306	2,264	1	5.08	5.08
27		115,888	111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	42,441	2,838	5	6.27	6.28
28		111,391	106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	41,773	3,025	1	6.75	6.75
29		107,267	101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	39,958	3,717	1	8.51	8.51

(注) 1 令状年表による延べ人員である。
 2 () 内は職権により発付された人員で外数である。
 3 平成29年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	新受人員 (A)	その年中 に勾留状 が発付さ れた人員 (B)	その年中 に保釈が 請求され た人員 (C)	その年中 に保釈が 許可され た人員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈許可率 $\frac{D+E}{C}$ %
					終局前(D)	終局後(E)				
総 数	昭和55年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成2年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	25	81,613	55,169	19,985	11,390	659	67.6	36.2	20.6	60.3
	26	81,470	54,670	21,544	12,683	693	67.1	39.4	23.2	62.1
	27	83,387	55,440	22,812	14,233	802	66.5	41.1	25.7	65.9
28	78,891	51,279	23,918	15,018	1,127	65.0	46.6	29.3	67.5	
29	75,511	48,586	23,294	15,230	1,360	64.3	47.9	31.3	71.2	
簡 裁	昭和55年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成2年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	25	9,842	6,107	1,284	720	12	62.1	21.0	11.8	57.0
	26	8,694	5,482	1,276	703	4	63.1	23.3	12.8	55.4
	27	7,821	4,859	1,379	716	10	62.1	28.4	14.7	52.6
28	6,991	4,034	1,295	682	10	57.7	32.1	16.9	53.4	
29	6,681	3,826	1,233	678	24	57.3	32.2	17.7	56.9	
地 裁	昭和55年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成2年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	25	71,771	49,062	18,701	10,670	647	68.4	38.1	21.7	60.5
	26	72,776	49,188	20,268	11,980	689	67.6	41.2	24.4	62.5
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
28	71,900	47,245	22,623	14,336	1,117	65.7	47.9	30.3	68.3	
29	68,830	44,760	22,061	14,552	1,336	65.0	49.3	32.5	72.0	

- (注) 1 処遇年表、刑事雑事件年表及び刑事月報による延べ人員である。
 2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理后、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。
 3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。
 4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。
 5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。
 6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。
 7 平成29年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成20年～29年) -地裁

事項	年次	地 裁	
		新受人員	原裁判又は原処分 の取消し・変更の あったもの
刑訴法 429条	平成20年	4,706	1,005
	21	6,461	1,355
	22	7,172	1,327
	23	7,608	1,371
	24	9,016	1,577
	25	9,438	1,512
	26	9,570	1,775
	27	10,323	2,018
	28	10,868	2,115
	29	11,166	2,205
刑訴法 430条	平成20年	88	11
	21	114	7
	22	87	4
	23	154	31
	24	53	9
	25	263	9
	26	78	9
	27	151	15
	28	111	9
	29	110	6

(注) 年表による延べ人員であり、平成29年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

区分	終局区分 (平成17年～29年) - 地裁																
	終局 人員	入院・通院 (33条1項)							退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)		再入院等 (59条)			その他
		42条1項			処遇決定 中の入院 決定の割合 (A/ (A+B +C) (%)	40条1項 (却下)		法42条 2項 (却下)	51条1項			56条1項		61条1項			
		入院 (1号) (A)	通院 (2号) (B)	医療を行 わない 旨の決定 (3号) (C)		対象行為 を行って いない (1号)	心神喪失 者等では ない (2号)		入院継続 確認等 (1号)	退院許可 (2号)	医療終了 (3号)	通院期間 延長決定 等 (1号)	医療終了 (2号)	入院 (1号)	棄却 (2号) (61条3項 の場合も 含む)	処遇終了 (3号)	
年次	(A)	(B)	(C)	(%)	(1号)	(2号)	(却下)	(1号)	(2号)	(3号)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(3号)		
総数	17,724	3,006	596	720	69.6	10	132	2	9,687	1,921	392	143	604	67	9	4	431
平成17年	80	49	19	7	65.3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
18	520	191	80	68	56.3	2	7	-	110	28	2	-	-	-	-	-	1
19	935	250	75	75	62.5	2	14	-	362	75	24	-	2	1	-	-	29
20	1,198	257	62	68	66.4	1	13	-	583	115	27	-	17	1	-	-	40
21	1,278	204	51	54	66.0	1	8	-	651	168	48	5	51	2	1	1	29
22	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	5	51	5	-	-	32
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	11	55	5	1	1	38
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	10	51	14	-	1	39
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	18	49	4	2	1	45
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	26	51	9	-	-	45
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	22	66	6	1	-	36
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	20	65	7	-	-	43
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	33

(注) 1 医療観察処遇事件票による実人員である。
 2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。
 3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下(法51条2項、法56条2項及び61条2項)のほか、移送や取下げである。
 4 平成29年の数値は速報値である。

(平成30年5月)

家庭裁判所の現状と課題

最高裁判所事務総局家庭局

第1 家裁の事件の概況

1 家事事件等の概況

平成29年の家事事件及び人事訴訟等事件の新受総件数は105万0,189件であり、この10年間で約37%増となっている。このうち家事審判事件は86万3,886件(10年間で約45%増)、家事調停事件は13万9,274件(10年間で約6%増)で、これらが全体の約96%を占めている。家裁は、これまでも社会経済情勢の変化に対応し、事務処理の態勢や方式を工夫、改善してきたが、家事事件手続法(以下「家事法」という。)の趣旨やその背景にある国民のニーズを踏まえて、事件の種別を問わず、従来の運用を根本から見直していく必要がある。

(1) 家事審判事件の概況

家事審判事件の約98%を占める別表第一審判事件の新受件数については、増加傾向が続いており、特に成年後見関係事件や相続関係事件の増加が著しい。

他方、別表第二審判事件の新受件数については、近年増加傾向にあったが、平成25年以降、緩やかな減少傾向にある。もっとも、子の監護に関する処分事件は、おおむね増加傾向にある。

(2) 家事調停事件の概況

家事調停事件の新受件数は、平成19年から平成24年まではおおむね増加傾向にあったが、平成25年以降、高止まり状態にあり、平成29年も高水準にある。

(3) 人事訴訟事件の概況

人事訴訟事件の新受件数は、平成16年4月1日に家裁へ移管された後、平成24年に最も多くなったが、平成25年以降は減少傾向にある。

(4) 子の返還申立事件の概況

子の返還申立事件の新受件数は、平成26年(ただし、施行された4月以降)は9件、平成27年は26件、平成28年は25件、平成29年は12件であった。

2 少年事件の概況

少年保護事件の新受人員は、平成14年以降減少しており、平成29年は、7万3,353人(前年比約11%減。10年間で約62%減)となっている。この減少傾向は、少年人口の減少が一つの要因と考えられるが、新受人員は、少年人口の減少割合以上に減少している。

事件種別で見ると、交通関係事件は一貫して減少しており、平成29年は3万2,626人(前年比約10%減)となった。これは、10年前と比べると約55%減少したことになる。また、同様に一般事件も減少して

おり、平成29年は4万0,727人（前年比約11%減）となった。凶悪犯（殺人、放火、強盗及び強姦性交等）も、平成24年以降減少傾向にあり、平成29年は395人（前年比約22%減）となった。

もつとも、個別の事件を見ると、社会的関心を集める重大事件や、資質や家庭等の環境に根深い問題を抱えた少年の事件は少なくない。複雑多様な事件について、適正な事件処理が求められているといえる。

第2 家事事件関係

1 家事法の下における家事事件の処理に関し運用上検討すべき事項

(1) 家事法施行の意義

平成25年1月に施行された家事法は、家族をめぐる社会状況や国民の法意識の変化を背景に、当事者間の利害の対立が先鋭化し、解決困難な紛争が増加しているという家事事件を取り巻く現状にふさわしい法的紛争解決手続を実現しようとするものであり、家事事件の手続を現代社会の要請に合致したものとするため、当事者等の手続保障に資する規定を拡充するなどし、また、手続をより利用しやすくするための制度を新設するなどしている。

家事法の下における家事事件の処理に当たっては、法の規定を遵守することは当然のことであるが、裁判官を始めとする各職員が、家事法が制定された背景をしっかりと理解した上、家事法の趣旨に則った運用の実現に努めることが求められている。

(2) 家事法の下における家事調停の運営

家事法の施行は、家裁の紛争解決機能を強化するための重要な契機と位置付けられるところであり、各家裁においては、家裁の主要な事件である家事調停の運営改善に取り組んでいる。

今後も、各庁において、裁判官の効率的な調停関与やそのために必要な関係職種の役割や連携の在り方を庁全体に定着させ、これを継続していくシステムをどのように構築し、維持していくかが課題と考えられる。

また、今まで積み重ねてきた総論的な議論を、具体的な事件の中でどのように実践していけるのかといった視点で検討を深めていくことも重要であると思われる。

(3) 家事法の運用上の諸問題

申立書の写しの送付、子の意思の把握・考慮、電話・テレビ会議、調停に代わる審判（別表第二に掲げる事項につき新設）等、家事事件の手続に関し規定が新設されたものについては、それぞれ新設された趣旨等を十分に踏まえた運用の定着に向けた実務が積み重ねられているところ

である。

なお、家事事件に限らず、秘匿情報の適切な管理が課題とされており、各家裁においては、これを実現するための職種間連携の在り方を含めた検討や実践が進められている。

2 後見関係事件及び財産管理人選任事件の運用見直し

(1) 後見関係事件の運用見直しの現状

後見関係事件は、平成12年4月に現在の成年後見制度が始まって以来増加の一途をたどっており、平成29年12月末日現在の管理継続中の本人数は、21万9,517人に上っている（平成28年12月末日時点は約21万3,300人）。また、政府が作成したオレンジプランによれば、我が国における認知症有病者数は平成37年には約700万人に上ると推計されており、成年後見制度の利用者数は、今後更に増加することが見込まれる。このような状況から、国民の成年後見制度に対する関心も高い状況にあり、近年、家裁においては、従前の制度運用がノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった成年後見制度の趣旨に沿ったものとなっているかという視点で検討を重ねてきた。

とりわけ、後見等監督の在り方については、後見人の裁量を尊重するという制度趣旨を踏まえたものとなっているかという点について、現状を客観的に検証した上で、実証的な視点を持って見直しが進められ、その結果、後見人が家裁に報告する事項を必要かつ十分な範囲に絞り込み、家裁が審査すべき事項を明確にするといった新たな監督手法が定着しつつある。今後は、成年後見制度の趣旨から在るべき後見監督の姿を検討するという取組の理念を庁として継承していくことが課題である。

(2) 外部機関との連携に向けた取組

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。同法に基づいて設置された「成年後見制度利用促進委員会」において、政府が策定する「成年後見制度利用促進基本計画」について盛り込むべき事項について議論が重ねられた。その結果、平成29年1月、市町村が主体となって、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関を設置することが望ましい旨が記載された成年後見制度利用促進委員会の意見書が提出され、政府は、同意見書を踏まえ、平成29年3月に基本計画を閣議決定し、平成29年度から、基本計画に沿って制度の利用促進に関する取組が進められている。

制度の運用を担う裁判所としても、政府における取組を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度の実現に向けた取組を進めていく必要がある。

そのためには、後見等監督における運用の見直しに限らず、本人の生活状況等を踏まえた的確な後見人の選任や、後見開始後の本人及び後見人に対する継続的な支援といった点についても、制度の理念に沿った運用の見直しを検討していくことが求められるが、そのような運用が実現するためには、裁判所内部における取組のみならず、利用者の身近なところで福祉行政を担っている市町村等やこれを支援する都道府県の関与が不可欠であり、また、市町村等が中核的役割を担うためにも、身上監護や財産管理において専門的な知見を有する専門職団体との連携が重要である。

この点については、平成29年5月に最高裁判所において後見関係事件事務打合せを開催し、家庭局から、今後、市町村等が各地域において中核機関の整備に向けて取組を進めていく中で家裁の取り組むべき課題等について説明した。11月から12月にかけて各高等裁判所において開催された事務打合せでは、地方自治体の取組状況等に応じて、地方自治体の取組を後押しするために様々な検討や工夫を行っている各庁の実情が紹介され、家庭局からも、各家庭裁判所の取組を後押しするために、各庁の工夫例等を取りまとめた書簡を発出した。

今後、成年後見制度の利用促進に向けた地方自治体の取組が加速することも予想される中、家庭裁判所も地方自治体や専門職団体等の外部機関と積極的に連携し、法が家庭裁判所に対して求めている役割を果たしていくことが求められるが、この問題は、対外重要課題として司法行政の色彩が強いことから、事務局が事件部と一体となって庁全体で進めていく必要があり、今年度も、平成30年5月31日に最高裁判所において後見関係事件事務打合せを開催する予定としている。

(3) 不正防止に関する取組

後見人等による不正事案数や被害額については、平成29年1月から12月までの1年間に報告された不正事案は294件、被害総額は約14億4,000万円で、前年と比べて減少したものの(平成28年1月から12月までに報告された不正事案は502件、被害総額は約26億円)、なお社会的に許容される水準とはいえない状況にある。

不正対応については、平成23年以来、各家裁において、不正対応時の緊急事務処理態勢の確立に向けた取組が進められており、一定の成果を上げつつあるように思われるが、今後も引き続き不正対応の重要性等について注意を喚起し、更なる不正被害を防止するために必要かつ合理的な措置を迅速に講ずることの重要性を十分に認識した運用を徹底することが必要である。

また、後見制度支援信託については、平成24年2月から平成29年12月末日までの間に、2万1,504件が契約締結に至っており、支部・出張所における利用件数も徐々に伸びてきているが、いまだ活用が低調な庁も見られ、今後の更なる活用が期待される。

さらに、成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定を受けて、一部の地域金融機関において、成年後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の取扱いが開始された。平成30年3月には関係府省と金融関係団体が参加して開催された「成年後見制度における預貯金管理に関する勉強会」の成果が取りまとめられており、今後、更に同種の預貯金を取り扱う金融機関が広がることも予想され、このような不正防止効果のある金融商品も含めて、更なる利用拡大に向けた各家裁の取組が期待される。

(4) 財産管理人選任事件の適正処理

相続財産管理人選任事件及び不在者財産管理人選任事件において、定期的に財産状況を確認することの必要性や、特に相続財産管理人選任事件において、管理終了に向けて計画的に清算手続を進めるため、管理人に対する助言や働き掛けを行うことの重要性については、平成13年度司法研究（司法研究報告書第55輯第1号「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」参照）を始め、従来から繰り返し強調されてきたところである。また、財産管理上の問題を把握した後は、後見関係事件と同様に、財産の流出を阻止する措置を迅速に講じることが求められている。

3 人事訴訟事件の適正かつ迅速な審理

家裁に人事訴訟が移管されて14年が経過した。未済事件は、平成20年以降、年々増加し、平成23年12月末時点で1万件を超える状態となっていたが、平成24年以降、9,700件前後で推移している。

また、既済事件の平均審理期間は長期化する傾向にあり、平成29年の平均審理期間は12.5月であった。未済事件の平均審理期間も、平成24年は若干短縮したものの、平成25年以降は長期化傾向に戻っていることからすると、平均審理期間の長期化の原因を長期未済事件の優先的な処理に求めることは難しいと考えられる。

なお、地裁で処理していた当時（平成15年）よりも審理期間は約3.2月長くなっている。また、財産分与の申立てがある離婚の訴えでは、争点整理期間を中心に年々審理期間が長期化しており（平成20年は13.0月、平成29年は16.3月）、長期化の現状についての把握及び原因分析が重要であると指摘されている。さらに、財産分与の申立てがないものについても、審理期間が年々長期化していること（平成20年は9.4月、平成29年は11.1月）を直視した上で、その原因分析及び対応策

の検討が重要であると考えられる。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の運用

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られた際に、迅速に常居所地国に子を返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「子奪取条約」という。）が、平成26年4月1日、日本について効力を生じ、その国内実施法（平成25年法律第48号）及び実施規則（平成25年最高裁判所規則第5号）も同日、施行された。

子の返還申立事件の第一審専属管轄を有する東京家裁及び大阪家裁並びに抗告審裁判所である東京高裁及び大阪高裁においては、適切な運用の確立に向けた取組がされている。なお、東京・大阪以外の家裁に係属する親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件及びこれらの抗告事件においても、一定の場合には、上記実施法及び実施規則の適用があるところであり、この点については留意が必要である。

5 最近の立法の動向について

（近時成立した法律について）

（1）児童虐待対応に関する児童福祉法等の改正

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）が平成29年6月14日に成立し、平成30年4月2日に施行された。

この改正により、①児福法28条の審判事件において家裁が都道府県に対して保護者指導措置を行うよう勧告できる場面が拡大し、②保護者の意思に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行うとするときごとに家裁の承認審判を必要とする制度が創設された。

（2）国際裁判管轄に関する規律等の整備

平成26年2月の法制審議会において諮問されていた人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備について、平成27年10月に採択された要綱に沿った内容の人事訴訟法等の改正案が、第190回通常国会に提出され、継続審議となっていたところ、平成29年9月の衆議院解散により廃案となったが、再度法案が第196回通常国会に提出され、平成30年4月18日に成立した。この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

この法律の主な内容は、①人事訴訟法の一部を改正し、人事に関する訴えについて日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定めるとともに、

②家事事件手続法の一部を改正して、家事事件について、その申立てに係る事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定め、③民事執行法の一部を改正して、外国裁判所の家事事件における裁判についての執行判決を求める訴えについて、原則として家庭裁判所が管轄することを定めるというものである。

(法案が提出されているものについて)

(3) 相続法制の見直し

平成27年4月に法制審議会に相続に関する規律の見直しが諮問され、調査審議が行われていたが、平成30年2月16日の法制審議会総会において要綱が採択され、法務大臣に答申された。これを受けて、3月13日、改正法案が国会に提出された。

法案の主な内容は、①配偶者の居住権を保護するための方策、②遺産分割に関する見直し等（配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定規定や仮払い制度等の創設・要件明確化等）、③遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設等）、④遺留分制度に関する見直し、⑤相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し、⑥相続人以外の者の貢献を考慮するための方策である。

(4) 成年年齢の引下げ

平成21年10月、法制審議会において、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが相当である旨の答申がされたものの、その後も特段の法制上の措置が講じられることはなかったが、公職選挙法の選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げることを主要内容とする公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布されたことなどをを受けて、自民党は、平成27年9月、民法の成年年齢について、できる限り速やかに20歳から18歳に引き下げる法制上の措置を講じることなどを提言した。

このような動きを受けて、法務省は、平成30年3月13日、民法の成年年齢を18歳に引き下げる民法の一部改正法案を国会に提出した。

家事事件において、成年年齢が引き下げられた場合に影響が及ぶものとしては、親権喪失事件、親権停止事件、管理権喪失事件、親権・管理権辞任許可事件、未成年者を養子とする場合の養子縁組許可事件、離縁後の未成年後見人選任事件、離縁後の親権者の指定事件、未成年後見人選任事件、親権者の指定・変更事件などがある。また、養育費の支払終期の定め方との関係で、養育費増減額等請求事件の増加も考えられる。

(5) 成年被後見人等の権利制限（欠格事由）の見直し

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う」とされたことを受け、平成30年3月13日、成年被後見人等の権利制限を定めた法律（188本）の欠格条項を削除することなどを内容とする「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出された。

(6) 財産管理人選任事件の申立権を市町村長等に付与する特別措置法

土地の相続に関して協議が整わない、土地の価値が低いため相続したくないなどの理由によって相続登記がされず、登記簿からでは土地の所有者を確認できなかつたり、あるいは、戸籍等で相続人を確定できたとしても、相続が複数回生じているため極めて多数の相続人がいて、行政機関等が公共事業のために用地を取得しようとしたり、農地の集約や林地の管理等を行おうとしても、所有者の意向が確認できないためこれを行うことができず、問題が生じているとの指摘が、近年数多くされており、平成29年に入ってから、政府・与党は、この問題の解決に向けて取組を加速させている状況にある。政府は、いわゆる「骨太の方針2017」において、問題解決に向けた法案を次期通常国会に提出する方針を打ち出し、これを受けて、政府は、平成30年3月9日、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」を提出した。

法案には、土地収用法の特例などとともに、民法の特例として、所有者不明土地がある場合には不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任申立権を市町村長等に付与する内容も含まれている。

(法案の提出が検討されているものについて)

(7) 戸籍制度の検討

平成29年9月19日に開催された法制審議会第179回会議において、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る戸籍法の改正について諮問され、これに基づき、平成29年10月から、法制審議会戸籍法部会において、戸籍事務にマイナンバー制度を導入し、各種申請の際に戸籍謄本の省略を可能とするようにするとともに、戸籍の記載事項の正確性を担保するための規定の整備等、戸籍法制の見直しのための要綱の取りまとめの検討がされている。この部会においては、家裁実務に影響のある事項として、戸籍訂正制度の在り方等についても検討されている。

(8) 特別養子縁組制度の改正

児童虐待の認知件数の増加等を受け、第190回通常国会では児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。同法附則では、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされており、これを踏まえ、厚生労働省では「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が設置され、同検討会での議論の結果、養子となる者の年齢引上げ等の検討課題が示された。これを踏まえ、平成29年7月から、法務省を中心に「特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」が開始され、法律改正に向けた議論が行われている。

(9) 登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会

前記のとおり、政府は、所有者不明土地問題の解決に向けた取組を加速しており、平成29年10月から、登記制度・土地所有権の在り方に関する研究会が始められた。この研究会では、物権法・登記法に関する論点について幅広く取り上げられ、財産管理制度に関する規律についても議論がされる見込みである。

(10) 生殖補助医療に関する法整備

自民党は、平成25年11月から、生殖補助医療に関するプロジェクトチームを立ち上げ、医療規制と親子関係法制の両面から検討してきた。現在、医療規制を切り離し、親子関係法制のみを先行して法案提出することが検討されている。

(11) 共同養育支援議員連盟（旧親子断絶防止議員連盟）

平成23年民法改正においては、親権制度の見直しに併せて、民法766条に養育費や面会交流等が例示されたが、父母の離婚後等における養育費及び面会交流の確保については、政治的にも注目が集まっており、平成26年3月18日、超党派の「親子断絶防止議員連盟」が設立された。同議員連盟は、平成30年2月に「共同養育支援議員連盟」に名称が変更され、父母の離婚等があっても親子としての継続的な関係を維持・促進することが重要であるとの基本理念の下で、父母の努力義務や国等の責務の立法化に向けた準備が行われている。

第3 少年事件関係

1 少年審判の機能の更なる強化

再非行少年の割合は、依然として高い水準にあり、少年刑事司法全体の再非行防止機能についてこれまで以上に厳しい目が向けられている。平成26年12月の犯罪対策閣僚会議においては、再犯・再非行の防

止が、国の重要な政策課題と位置付けられた。また、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が公布、施行されたことに伴い、少年院等の執行機関においては、再犯防止等に関する施策の推進と多機関による複合的な連携強化を図る取組が行われている。これらを踏まえると、決定機関である家裁としても、各機関の動向を注視し、その取組の進捗状況について把握しておくほか、非行のメカニズムの分析や再非行危険性の的確な評価に基づき少年にとってより適切な処遇を選択するとともに、処遇選択に至るプロセスにおいて教育的機能を十分に発揮するなど、少年審判の機能を更に充実・強化していく必要がある。

そして、家裁が決定機関としての役割を十分に果たすためには、家裁調査官において、非行のメカニズムを分析して再非行危険性を的確に評価し、これに基づく論理的で客観性の高い処遇意見を形成して、これを踏まえて裁判官がより適切な処遇選択を行うようにしていく必要がある。そのため、家裁調査官が行う社会調査について、裁判官とも共通認識を持ちつつ、行動科学の最新の知見に基づく統一的な分析枠組みを踏まえた客観的かつ実証的な調査の実現が求められている。

また、家裁には、適切な決定をすることのみならず、決定に至るプロセスにおいて教育的機能を発揮することも求められている。これを踏まえ、各庁においては、家裁調査官が個別面接の中で行う保護的措置を含めて、少年が抱える特性や問題点に応じた保護的措置のプログラムが偏りなく設けられているかについて検証し、必要に応じて見直しを行うなどして、保護的措置の体系化を図るとともに、その標準化や共有化を図る取組が進められている。

2 手続全体における事務処理の在り方の検証・見直しの必要性

少年審判の機能を十分に発揮するためには、調査段階のみならず、家裁送致から終局決定まで、更には、決定後を含む手続全体において事務処理が適時適切に行われる必要があり、かかる観点から、手続全体における事務処理の在り方について不断の検証、見直しが求められている。

とりわけ、再非行防止の観点からは、少年の非行性が深刻な段階に至っていない在宅事件についても、少年審判の機能を十分に発揮することが必要と考えられる。

保護的措置の体系化は、このような観点から求められる改善策の一つであり、各家裁調査官が効果的な保護的措置を講じることを可能とするとともに、三職種が保護的措置の体系的な理解を共有して充実した審判運営を行うための有効なツールであると考えられる。

また、決定書謄本を含む社会記録は、保護処分執行機関において少年

に対する処遇の方針及び計画を策定する上で重要な参考資料となるものであり、保護処分は決定があれば確定を待たずに執行に移行するため、事件終局とほぼ同時に記録の引渡しができるように努め、仮に同時に引渡しができない場合には、遅くとも事件終局後1週間以内には、執行機関に到達するよう送付する必要があることに留意しなければならない。決定書作成の遅れ等により、終局決定から長期間経過した後に、決定書謄本を含む社会記録を執行機関に送付するようにならないよう、早期送付の意義を再確認し、必要に応じて事務処理の在り方を見直していくことが求められている。

3 被害者の審判傍聴制度等の運用

被害者等の審判傍聴制度は、平成20年12月から施行されたが、これまで、運用において大きな問題は生じていない。これは、各職員が慎重に運用に当たってきた結果であるといえる。特に傍聴対象事件については、今後も引き続き、被害者等の心情に配慮しつつも審判の本質的機能である教育的機能を十分に発揮するという法の趣旨に則った運用をするため、不断の改善に取り組んでいく必要がある。

傍聴対象事件については万全の態勢を整えて対応する必要があるが、既に各庁に配布されている平成22年度司法研究「少年審判の傍聴制度の運用に関する研究」では、今後の課題として、対応の質を落とさずに態勢の合理化を図っていく必要があること、傍聴を実施する審判を適切に運営するためには合議体によるべき場合が多いと考えられるが、一部の庁を除き、合議体による審理が低調であるため、事案に応じて必要な場合には積極的に合議体による審理（その前提としての回付を含む。）を行うようにする必要があること、特に身柄事件は審理期間が限られており、事件受理後に合議や回付の検討を始めるのでは遅きに失することがあるため、あらかじめ、どのような場合に裁定合議決定や支部から本庁への回付をするかなどについて庁内で検討して申合せ等で決めておく必要があり、既にそのような申合せをしている庁があることが指摘されている。

傍聴制度及び説明制度の創設等を主な内容とする平成20年改正少年法の施行（平成20年12月15日）について平成29年の実施状況は、傍聴につき、許可36件（73人）、説明につき、申出311件（実施301件）であった。

4 裁量による国選付添人制度等の適切な運用

裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大等を主な内容とする少年法の一部を改正する法律が、一部の規定を除き、平成26年6月18日から施行された。

改正少年法の下における裁量による国選付添人制度の運用については、国選付添人の必要性判断を、立法の経緯や制度の趣旨を十分に踏まえて適切に行うとともに、選任過誤や選任遅滞を防止するため、普段から各庁の実情を踏まえて事務処理態勢を見直したり、職種間の連携を強化したりすることが極めて重要と考えられる。

5 最近の立法作業の動向について

(1) 付添人の閲覧に関する措置等（少年審判規則の改正）

少年審判規則の一部を改正する規則が、平成28年10月7日に公布され、同年12月1日に施行された。

この改正は、少年審判手続の適正化を図るため、少年審判規則7条について、付添人による保護事件の記録等の閲覧に関する措置等の制度の創設のほか、平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、観護の措置が勾留とみなされる場合の教示に関する規定の整備等を行ったものである。

このうち、特に記録等の閲覧に関する事務について、付添人による迅速な閲覧の機会を確保しつつ、適正な審判を実現するという改正の趣旨を踏まえた適切な運用を確保するためには、裁判所内部において、運用上の課題を踏まえて今後の運用の在り方を継続的に検討していくほか、関係機関との間でも緊密な連携を図っていくことが必要となることから、平成28年度少年実務研究会や平成29年度少年専門研究会（少年特別研究会）等における家庭局説明や各種の事務連絡等を通じて、改正の趣旨及び内容のほか、関係機関との連携を含む運用上の留意点等を各裁判所に周知するなどしている。

今後も、各庁において適切な運用が行われるよう、各種研究会等の機会を通じて運用上の留意点等について情報提供等をしていく予定である。

(2) 少年法適用対象年齢の引下げに関する議論

少年法適用年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般について検討するため、平成27年11月から平成28年7月にかけて、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」においてヒアリングが行われ、同年12月、勉強会の内容を取りまとめた報告書が公表された。同報告書には、年齢引下げについて示された意見の概要とともに、引き下げられた場合の若年者に対する刑事政策的措置が記載されている。この検討結果も踏まえ、平成29年2月9日に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問が

されるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われている。

諮問事項については、第4回（同年6月29日）の会議において論点が確定され、同会議及び第5回（同年7月27日）の会議で各論点についての意見交換がされた後、第5回会議において、審議の進め方につき、少年法適用対象年齢の引下げを議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めること、この議論に当たり、分科会を設けてそこで検討すべき課題を整理し、その結果を適宜部会で審議することが決められ、現在、三つの分科会において議論が行われている。第6回（同年12月19日）及び第7回（平成30年4月26日）の会議で各分科会の中間報告がされたが、再び分科会での議論がされている。その中で、起訴猶予となった若年成人について、更生のための新たな処分を家裁の審判により行う制度を設けることも議論されている。

少年法適用対象年齢の引下げについては、少年事件の処理や家裁調査官制度はもちろん、裁判所全体に与える影響が極めて大きい問題であるため、今後の動向を注視していく必要がある。

なお、平成28年6月19日から施行された公職選挙法等の一部を改正する法律（第2の5(4)参照）の附則には、選挙犯罪等についての少年法の特例として、家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者による選挙犯罪等のうち連座制に係る事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法20条1項の決定（検察官送致決定）をしなければならない旨が定められるなどしている。これらの規律に関する運用の在り方は、個別の事案に応じて判断されるべき事項であるが、その立法趣旨を十分に踏まえることが求められる。

また、前記の公職選挙法の一部改正により、満18歳以上の者が投票できることとなったため、家庭裁判所に係属中の少年についても、対象となる少年の選挙権の行使に支障が生じないように取り扱われる必要がある。補導委託中の少年に関しては、家庭裁判所としても、補導委託先に対し、必要な情報提供や注意喚起を行っておく必要があるものと考えられ、これに関して、平成28年6月29日付け家庭局第一課長事務連絡「補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について」を発出している。

第4 家裁調査官関係

1 家裁調査官の中核的な役割・機能

(1) 検討の必要性

家裁調査官は、これまで、時々の事件状況や家裁の態勢に応じて、様々な事務を担ってきた。しかし、近年、社会情勢の変化や相次ぐ法改正を受けて、家裁における事件処理の在り方が大きく変わろうとする中で、家裁の機能をより充実させるために、家裁調査官にどのような役割・機能を担わせることが合理的かつ効果的かを改めて検討することが求められている。家裁調査官の活用については、その中核的な役割・機能を明らかにした上で、各庁の事件動向、事務処理態勢等の実情を踏まえて検討する必要があると考えられる。

(2) 家裁調査官の中核的な役割・機能

家裁調査官に関しては、家裁に設置された趣旨とその職務の法的根拠から、その職務の根幹は、行動科学の知見及びそれに基づく面接技法等を基盤として、事実の調査と調整を行うことにあるといえる。具体的には、家裁調査官には、法的視点からだけでは適切な判断や解決方針を示せない場合に、行動科学の専門的知見をいかして、必要な事実を収集し、収集した事実を的確に分析・評価して客観的で科学的な裏付けを伴った将来予測を含む意見を提出したり（「行動科学の知見等に基づく事実の調査」）、そのような分析、評価の結果に基づいて当事者、少年等に対する働き掛けや関係機関との調整を行う（「行動科学の知見等に基づく調整」）といったことが要請されている。これを踏まえて、家裁調査官の中核的な役割・機能は「行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整」と整理されている。

2 今後の課題

家裁の機能をより充実していくためには、裁判官をリーダーとするチームとして関係職種がそれぞれの役割・機能を発揮しつつ、協働していくことが重要である。そのためには、家裁調査官が行動科学の知見を活用して家庭事件の処理にいかに関与できるかという観点から、その職務の具体的な内容について、まずは家裁調査官の中でよく考え、それを基に、裁判官等の関係職種と踏み込んだ議論や検討を継続的に行うことを通じ、家裁調査官の役割・機能についての共通認識を形成するとともに、役割・機能を発揮することが求められる分野（事件）において質の高い事務を確実に行う態勢を整えることが肝要と考えられる。

第5 家裁の裁判官の役割

家裁の裁判官には、個々の事件を適切に処理することはもとより、書記

官のほか、家裁特有の家裁調査官、調停委員、参与員等の多様な職種に対するリーダーシップを発揮してこれらを統括し、組織としての家裁の運営にも積極的に関与する役割が求められる。すなわち、裁判官は、まず何よりも、個々の事件の処理において主体的に各職種をリードする姿勢で取り組むことが必要であり、そのためには、事件の内容や特色を早期に的確に把握して審理方針と見通しを立てるといふ他の裁判所の裁判官と変わらない役割が求められることはいうまでもない。書記官に対しては、進行管理上の留意点や法的調査の在り方等について適切な指示を与えるとともに、家裁調査官に対しても、的確に調査の要点を伝え、調査の進行中も常にその動向に配意し、中間的な口頭報告を求めるばかりでなく主体的にケースカンファレンスを求めていくことなどが必要と考えられる。

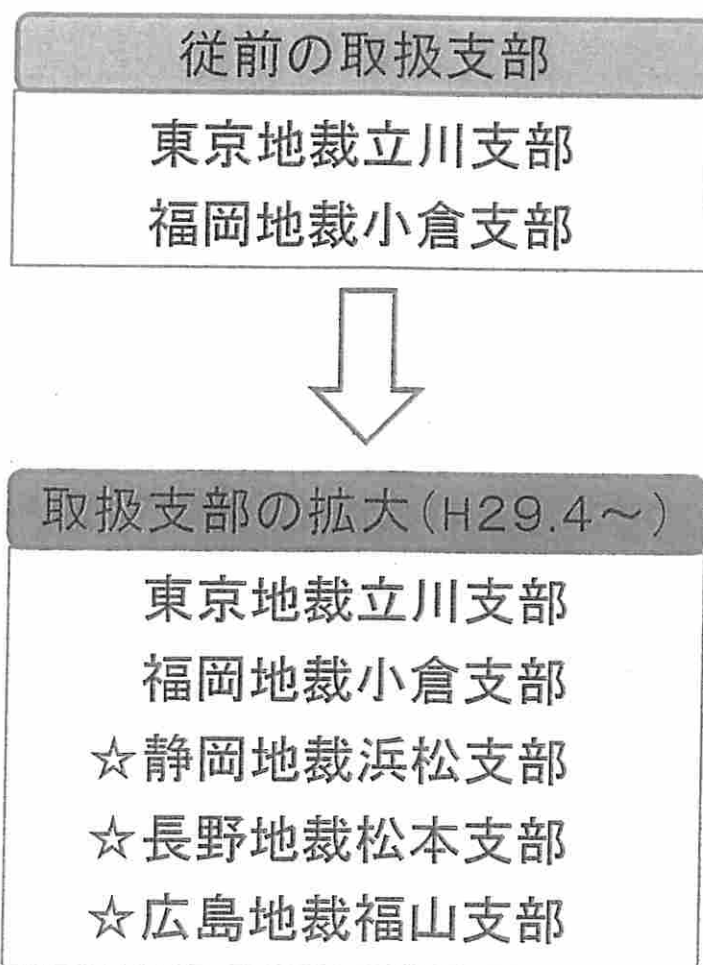
さらに、家事調停事件においては、裁判官が実質的かつ効果的に関与することが必要であり、例えば、調停委員の指定や調停期日の指定についても意を用いるほか、解決方針の策定やそれに基づく合意形成に向けた働き掛けを行うために、評議を積極的に行ったり、必要に応じて調停期日への立会いを行ったりするなど、調停委員任せにすることなく、手続の主事者として調停運営を中心となって進めていくことが重要である。

また、裁判官には、個々の事件処理の面にとどまらず、司法行政的な側面でも、庁としての事件処理態勢の整備改善や関係機関との連携の強化に主体的に取り組み、さらに、人間関係の面でも、信頼関係を築き連携を円滑に行えるよう組織の一体化を図っていくことも求められる。例えば、新規立法や法改正に伴う事件処理態勢の構築、事件処理要領の改定、事件の種類に応じた細則策定の要否の検討、手続選別（インテーク）基準の見直し、長期未済事件の処理方針の策定、少年や保護者に対する保護的措置の在り方など、各種事件処理の在り方に対する各職種の共通認識を深めるため、他の職種を交えた検討を主導することなどが求められる。また、対外的にも、福祉機関、捜査機関、執行機関などの関係機関との協議会の運営などにも中心となって積極的に関与することが望まれる。

以上

労働審判事件取扱支部の拡大について

- 従前、労働審判事件の取扱いは、全国の地裁本庁のほか、東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部のみ
- 日弁連から労働審判事件の取扱支部の拡大等について提案を受け、平成26年10月より、最高裁と日弁連との間で、全国的な見地から具体的な意見交換
- 最高裁において、予想される労働審判事件数や、本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保を含めた地域的事情を総合的に勘案しながら検討
- ①静岡地裁浜松支部、②長野地裁松本支部、③広島地裁福山支部においても、平成29年4月より労働審判事件の取扱いを開始



[班別討議①開始前配布]

【平成30年度 支部長研究会】

【平成30年度 管理者研究会（組織運営）】

「共同研究」設題シート

	[Redacted]
(1)	[Redacted]
	[Redacted]
(2)	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]

[班別討議②開始時配布]

【平成30年度 支部長研究会】

【平成30年度 管理者研究会（組織運営）】

「共同研究」設題シート：その2

The image shows a large rectangular box with a thin black border. Inside the box, there are several horizontal black bars of varying lengths, which appear to be redacted text. The bars are arranged in three distinct groups. The first group consists of two bars, with the top one being longer than the bottom one. The second group consists of five bars, with the top one being the longest and the bottom one being the shortest. The third group consists of two bars, with the top one being longer than the bottom one. The bars are all solid black and have no text visible on them.

〔討議開始前配布 1～4 班〕（※共同研究終了後回収）

【平成 30 年度 支部長研究会】

【平成 30 年度 管理者研究会（組織運営）】

「共同研究」事例シート

1 [Redacted text block]

2 [Redacted text block]

3 [Redacted text block]

4 [Redacted text block]

5 [Redacted text block]

6

[REDACTED]

7

[REDACTED]

8

[REDACTED]

9

[REDACTED]

〔討議開始時配布 1～4 班〕（※共同研究終了後回収）

【平成 30 年度 支部長研究会】

【平成 30 年度 管理者研究会（組織運営）】

「共同研究」事例シート：その 2

1 0

[Redacted content for item 1 0]

1 1

[Redacted content for item 1 1]

1 2

[Redacted content for item 1 2]

[REDACTED]

[討議開始前配布 5～16班] (※共同研究終了後回収)

【平成30年度 支部長研究会】

【平成30年度 管理者研究会 (組織運営)】

「共同研究」事例シート

- 1 [Redacted]
- 2 [Redacted]
- 3 [Redacted]
- 4 [Redacted]
- 5 [Redacted]

6 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

7 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

8 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

9 [REDACTED]

〔討議開始時配布 5 ～ 1 6 班〕 (※共同研究終了後回収)

【平成 3 0 年度 支部長研究会】

【平成 3 0 年度 管理者研究会 (組織運営)】

「共同研究」事例シート：その 2

1 0 [Redacted text block]

1 1 [Redacted text block]

1 2 [Redacted text block]

[REDACTED]

【平成30年度 支部長研究会】

(研修中配布)

【平成30年度 管理者研究会 (組織運営)】

振り返りシート ～ 全体討議, 帰庁後の実践に向けて ～

○ 以下の事項について, 共同研究を振り返って, 気付いたことなどを記入してください。

1 討議を通じて, どのようなことに気づきを得ましたか。

2 帰庁後, どのようなことが実践できる(どのようなことを実践したい)と考えますか。

※ 「いつ, 誰に対し, 何を, どのようにするか」を, できる限り具体的に考えて, 記載してください。